

平成 29 年

小樽市議会会議録(2)

第 2 回 定 例 会

小 樽 市 議 会

平成 29 年

小樽市議会第 2 回定例会

平成 29 年 6 月 6 日開会

平成 29 年 6 月 27 日閉会

平成29年
第2回定例会 会期及び会議日程
小樽市議会

会期 6月6日～6月27日（22日間）

月日（曜日）	本 会 議	委 員 会
6月 6日（火）	議長の辞職、議長の選挙、 提案説明等	経済・建設常任委員会（選挙）、学校適 正配置等調査特別委員会（選挙）
7日（水）	休 会	
8日（木）	〃	
9日（金）	〃	
10日（土）	〃	
11日（日）	〃	
12日（月）	会派代表質問等	議会運営委員会
13日（火）	会派代表質問	〃
14日（水）	無所属議員の質疑及び一般 質問、一般質問	〃
15日（木）	一般質問	議会運営委員会、予算特別委員会（選挙）
16日（金）	休 会	予算特別委員会（総括質疑）
17日（土）	〃	
18日（日）	〃	
19日（月）	〃	予算特別委員会（総括質疑）
20日（火）	〃	〃（総括質疑）
21日（水）	〃	総務・経済・厚生・建設常任委員会
22日（木）	〃	学校適正配置等調査特別委員会
23日（金）	〃	経済常任委員会
24日（土）	〃	
25日（日）	〃	
26日（月）	会期延長	議会運営委員会
27日（火）	討論・採決等	〃

平成29年
第2回定例会会議録目次
小樽市議会

○ 6月6日（火曜日） 第1日目

1	出席議員	1
1	欠席議員	1
1	出席説明員	1
1	議事参与事務局職員	2
1	開 会	3
1	開 議	3
1	会議録署名議員の指名	3
1	日程第1 議長の辞職	3
1	日程第2 議長の選挙	3
1	議長あいさつ	4
1	日程第3 会期の決定	4
1	日程第4 常任委員の辞任、選任及び所属変更	5
1	日程第5 議会運営委員の辞任及び選任	5
1	日程第6 学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任	5
1	日程第7 議案第1号ないし議案第7号並びに報告第1号及び報告第2号	5
○	提案説明 市長（議1～議6、報1、報2）	6
○	提案説明 川畑議員（議7）	7
1	日程第8 平成29年第1回定例会議案第24号	8
	予算特別委員長報告	8
○	討 論 石田議員	11
○	討 論 小貫議員	11
○	討 論 千葉議員	11
○	討 論 安齋議員	12
	採 決	13
1	日程第9 休会の決定	13
1	散 会	13

○ 6月12日（月曜日） 第2日目

1	出席議員	15
---	------	----

1	欠席議員	15
1	出席説明員	15
1	議事参与事務局職員	16
1	開 議	17
1	会議録署名議員の指名	17
1	日程第1 議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号	17
	○提案説明 市長（議8、議9）	17
	○会派代表質問 中村（吉宏）議員	17
	○会派代表質問 酒井（隆裕）議員	47
1	散 会	80

○ 6月13日（火曜日） 第3日目

1	出席議員	81
1	欠席議員	81
1	出席説明員	81
1	議事参与事務局職員	82
1	開 議	83
1	会議録署名議員の指名	83
1	日程第1 議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号	83
	○会派代表質問 佐々木議員	83
	○会派代表質問 斉藤議員	107
	○議事進行について 横田議員	120
	○議事進行について 秋元議員	121
	○議事進行について 斉藤議員	123
	○説明員から発言の申し出	123
1	延 会	133

○ 6月14日（水曜日） 第4日目

1	出席議員	135
1	欠席議員	135
1	出席説明員	135
1	議事参与事務局職員	136
1	開 議	137

1	会議録署名議員の指名	137
1	日程第1 議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号	137
	○質疑及び一般質問 石田議員	137
	○質疑及び一般質問 安齋議員	139
	○議事進行について 安齋議員	156
	○質疑及び一般質問 中村（岩雄）議員	156
	○一般質問 中村（誠吾）議員	158
	○議事進行について 秋元議員	164
	○議事進行について 高橋（龍）議員	166
	○説明員から発言の申し出	167
	○一般質問 新谷議員	168
1	散 会	176

○ 6月15日（木曜日） 第5日目

1	出席議員	179
1	欠席議員	179
1	出席説明員	179
1	議事参与事務局職員	180
1	開 議	181
1	会議録署名議員の指名	181
	○説明員から発言の申し出	181
1	日程第1 議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号	181
	○一般質問 酒井（隆行）議員	181
	○一般質問 秋元議員	189
	○議事進行について 秋元議員	199
	○一般質問 松田議員	208
	○一般質問 山田議員	216
	○一般質問 高野議員	221
	予算特別委員会設置・付託	229
	常任委員会付託	229
1	日程第2 陳情	229
1	日程第3 休会の決定	229
1	散 会	229

○ 6月26日（月曜日） 第6日目

1	出席議員	231
1	欠席議員	231
1	出席説明員	231
1	議事参与事務局職員	232
1	開 議	233
1	会議録署名議員の指名	233
1	日程第1 会期の延長	233
1	散 会	233

○ 6月27日（火曜日） 第7日目

1	出席議員	235
1	欠席議員	235
1	出席説明員	235
1	議事参与事務局職員	236
1	開 議	237
1	会議録署名議員の指名	237
1	日程第1 議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号並びに請願及び 陳情並びに調査	237
	予算特別委員長報告	237
	○討 論 小貫議員	241
	採 決	241
	総務常任委員長報告	242
	○討 論 酒井（隆裕）議員	244
	○討 論 濱本議員	245
	○討 論 面野議員	246
	○討 論 斉藤議員	247
	○討 論 安斎議員	248
	採 決	249
	経済常任委員長報告	249
	○討 論 小貫議員	250
	採 決	250
	厚生常任委員長報告	251
	○討 論 高野議員	252

採 決	253
建設常任委員長報告	253
○討 論 川畑議員	254
○討 論 中村（誠吾）議員	255
採 決	256
学校適正配置等調査特別委員長報告	256
○討 論 酒井（隆裕）議員	258
○討 論 高橋（龍）議員	259
採 決	259
1 日程第2 議案第10号ないし議案第12号	259
○提案説明 市長（議10～議12）	259
採 決	260
1 日程第3 石狩湾新港管理組合議会議員の選挙	260
1 日程第4 後志教育研修センター組合議会議員の選挙	261
1 日程第5 意見書案第1号ないし意見書第10号	261
○提案説明 小貫議員（意1、意2）	261
○提案説明 佐々木議員（意3）	262
○討 論 中村（吉宏）議員	262
○討 論 高野議員	263
○討 論 秋元議員	264
○討 論 高橋（龍）議員	265
採 決	266
1 閉 会	266

議事事件一覧表

議案				
議案	案第	1	号	平成29年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第	2	号	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
議案	案第	3	号	小樽市税条例の一部を改正する条例案
議案	案第	4	号	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
議案	案第	5	号	動産の取得について（ロータリ除雪車）
議案	案第	6	号	工事請負契約について（公営住宅建替工事）
議案	案第	7	号	小樽市非核港湾条例案
議案	案第	8	号	平成29年度小樽市一般会計補正予算
議案	案第	9	号	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について
議案	案第	10	号	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案	案第	11	号	小樽市農業委員会委員の任命について
議案	案第	12	号	人権擁護委員候補者の推薦について
報告				
報告	報告	第	1	号
				専決処分報告〔小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例〕
報告	報告	第	2	号
				専決処分報告〔小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例〕
意見書案				
意見書案	案第	1	号	核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書（案）
意見書案	案第	2	号	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書（案）
意見書案	案第	3	号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）
意見書案	案第	4	号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）
意見書案	案第	5	号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
意見書案	案第	6	号	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書（案）
意見書案	案第	7	号	平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）
意見書案	案第	8	号	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）
意見書案	案第	9	号	雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書（案）
意見書案	案第	10	号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）
陳情				
陳情	陳情	第	19	号
				新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について
陳情	陳情	第	20	号
				高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について

質 問 要 旨

○会派代表質問

中村（吉宏）議員（自由民主党）（6月12日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市政全般について
 - （1）人事異動について
 - （2）組織変更について
 - （3）コンプライアンス委員会について
 - （4）小樽駅前中心市街地再々開発について
- 2 人口減少と経済対策について
 - （1）歳入増加策について
 - （2）経済対策と商工会議所の要望について
- 3 港湾について
 - （1）小樽港第3号ふ頭整備とクルーズ船誘致について
 - （2）高島漁港区における観光船事業への許認可について
- 4 教育関連について
 - （1）美育、芸術教育について
 - （2）学校図書館における司書の配置と市立図書館との連携について
- 5 除排雪、貸出ダンプ制度について
- 6 市長の政治姿勢について
- 7 その他

酒井（隆裕）議員（日本共産党）（6月12日2番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢と補正予算について
 - （1）組織改革と人事の取組について
 - （2）附属機関の委員への就任の見直しについて
 - （3）マイナンバー制度について
 - （4）新「小樽市室内水泳プール」について
 - （5）除雪費について
 - （6）クレジット納付導入関連予算について
 - （7）保育料軽減関連予算について
- 2 国民健康保険について
 - （1）2017年度国保料について
 - （2）国保都道府県化について
- 3 公共交通等の在り方について
 - （1）市内バス路線について
 - （2）ふれあいパスについて

- (3) 北海道新幹線について
- (4) 北海道横断自動車道について
- 4 教育行政について
 - (1) 小中学校再編計画について
 - (2) 工業高校・商業高校の統合新設校について
 - (3) 学校図書について
- 5 その他

佐々木議員（民進党）（6月13日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 港湾・経済施策について
 - (2) 泊原発再稼働について
 - (3) 市役所人事に関わって
 - (4) 2016年1月29日の市長記者会見記録について
 - (5) 市長の二元代表性の認識と議会对応について
 - (6) 市長の自己評価について
- 2 日本遺産認定を目指して
 - (1) 認定結果の分析について
 - (2) 日本遺産認定の戦略について
- 3 長橋なえぼ公園について
- 4 中央バスとの関係について
- 5 町内会について
- 6 その他

斉藤議員（公明党）（6月13日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 森井秀明市長の政治姿勢について
 - (1) 行政運営全般について
 - (2) 議会对応について
- 2 財政問題について
 - (1) 「これまであまり手をかけられなかったもの」とは
 - (2) 平成28年度一般会計決算見込みについて
 - (3) 中期財政収支見通しについて
- 3 高島漁港区における観光船事業について
 - (1) 事業活動の実態について
 - (2) 係船環設置許可の無効について
 - (3) 港町物揚場護岸の使用登録について
- 4 市内公共交通の現状と対策について

- 5 除排雪について
 - (1) 除雪費が一部しか計上されていない問題について
 - (2) 平成 27 年度、28 年度に取り組まれた除排雪関係の見直しについて
 - (3) 地域総合除雪の共同企業体等に関わる見直しについて
 - (4) 貸出ダンプ制度の見直しについて
- 6 日本遺産認定に向けての取組について
 - (1) 平成 29 年度日本遺産認定への所感
 - (2) 産業港湾部への担当職員の配置について
 - (3) 地域型かシリアル型か
 - (4) 北前船寄港地フォーラムについて
- 7 その他

○質疑及び一般質問

石田議員（無所属）（6月14日1番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市税徴収に係る「第三者委員会」設置の進捗状況について
- 2 ロータリ除雪車の活用について
- 3 その他

安斎議員（無所属）（6月14日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の自己評価 100 点について
- 2 公約について
 - (1) 「安心して安全な街作りを実行！」について
 - (2) 「人口減少に歯止めを！子育て支援と高齢者対策の充実」について
 - (3) 「中心市街地の整備再開発と空き家対策を実行！」について
- 3 その他

中村（岩雄）議員（無所属）（6月14日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域公共交通について
- 2 その他

○一般質問

中村（誠吾）議員（民進党）（6月14日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 市長の政治姿勢について
- 2 その他

新谷議員（日本共産党）（6月14日5番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 地域包括ケアシステム強化の問題について
- 2 北海道地域医療構想の問題について
- 3 市税徴収問題について
- 4 その他

酒井（隆行）議員（自由民主党）（6月15日1番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 海水浴場に関連して
- 2 銭函海岸周辺の市街化調整区域の建築物について
- 3 グラウンドの整備について
- 4 市道と宇尻中央通線について
- 5 市政運営について
- 6 その他

秋元議員（公明党）（6月15日2番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 第3号ふ頭及び周辺再開発計画と小樽市過疎地域自立促進市町村計画について
- 2 その他

松田議員（公明党）（6月15日3番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 人口減少問題について
- 2 介護者支援策について
- 3 住宅弱者対策について
- 4 その他

山田議員（自由民主党）（6月15日4番目）

答弁を求める説明員 市長及び関係説明員

- 1 既存街路防犯灯LED化推進事業について
- 2 地域公共交通について
- 3 その他

高野議員（日本共産党）（6月15日5番目）

答弁を求める説明員 市長、教育長及び関係説明員

- 1 臨時保育士処遇改善について
- 2 放課後児童クラブについて
- 3 通学バスについて
- 4 その他

平成29年
第2回定例会会議録 第1日目
小樽市議会

平成29年6月6日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	齊	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐	々木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																			
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																	
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章													
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	險	部	長	小	山	秀	昭											
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	伊	藤	和	彦						
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也													
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦													
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生									

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開会 午前10時00分

○議長（横田久俊） これより、平成29年小樽市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、千葉美幸議員、中村吉宏議員を御指名いたします。

日程第1「議長の辞職」を議題といたします。

本件につきましては、私の一身上に関する問題でありますので、私は除斥されます。副議長と交代いたします。

（横田久俊議長退席）

○副議長（高橋克幸） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋克幸） 御異議なしと認め、さように決しました。

（24番 横田久俊議員着席）

○副議長（高橋克幸） 日程第2「議長の選挙」を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（高橋克幸） ただいまの出席議員は25名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙配付）

○副議長（高橋克幸） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋克幸） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○副議長（高橋克幸） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。この投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の声呼に応じ、順次投票をお願いします。

点呼をお願いします。

○事務局次長（林 昭雄） 1番秋元智憲議員、2番千葉美幸議員、3番安斎哲也議員、4番中村岩雄議員、5番高橋龍議員、6番石田博一議員、7番高野さくら議員、8番酒井隆裕議員、9番松田優子議員、11番斉藤陽一良議員、12番鈴木喜明議員、13番酒井隆行議員、14番中村吉宏議員、15番濱本進議員、16番面野大輔議員、17番中村誠吾議員、18番佐々木秩議員、19番林下孤芳議員、20番小貫元議員、21番川畑正美議員、22番新谷とし議員、23番山田雅敏議員、24番横田久俊議員、25番前田清貴議員、10番高橋克幸議員。

○副議長（高橋克幸） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（高橋克幸） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

立会人に、安斎哲也議員、酒井隆裕議員を御指名いたします。両議員の立ち会いを願います。

（開票）

○副議長（高橋克幸） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 25 票

そのうち有効投票 18 票

無効投票 7 票

有効投票中

鈴木喜明議員 18 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

よって、鈴木喜明議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（高橋克幸） ただいま議長に当選されました鈴木喜明議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

議長より挨拶があります。

議長、御登壇願います。

（鈴木喜明議長登壇）

○議長（鈴木喜明） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま、多くの議員の皆様方の御推挙により、伝統ある小樽市議会の議長の要職を賜りましたことは、身に余る光栄であります。その職責の重さを痛感するとともに、微力ながら最善を尽くして職務遂行に邁進すべく、心を新たにしているところでございます。

市民に選ばれた議員による議会は議事機関として二元代表制の一翼を担っており、行政の執行機関との立場や権能の違いを踏まえ、常に緊張関係を保ちながら、市民の負託に応えるため、行政への監視機能の強化を図るとともに、政策提言をしていかなければならないと考えております。

議長の要職に当たりましては、市民の皆様方の声をしっかりと行政に届け、市民に身近で信頼される議会の実現に向けて全力を傾けて取り組む所存でございます。今後の円滑な議事運営に議員の皆様方及び説明員の皆様方の御理解、御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（高橋克幸） これをもちまして私の職務は終了いたしました。御協力ありがとうございました。

議長と交代いたします。

○議長（鈴木喜明） この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日から6月26日までの21日間といたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第4「常任委員の辞任、選任及び所属変更」を議題といたします。

まず、お諮りいたします。

本件につきましては、私が議長に就任いたしましたので、選任されていた厚生常任委員を辞任し、その後任に横田久俊議員を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、所属変更につきまして、酒井隆行議員が経済常任委員から建設常任委員に、前田清貴議員が建設常任委員から経済常任委員に、それぞれ変更されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおりそれぞれ委員会の所属を変更することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第5「議会運営委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、まず、酒井隆行議員から辞任いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、中村吉宏議員を指名したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第6「学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任」を議題といたします。

本件につきましては、まず、私、鈴木喜明は、現在選任されている学校適正配置等調査特別委員について、辞任の申し出をいたしました。

お諮りいたします。

申し出のとおり辞任を許可することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま辞任いたしました委員の後任につきましては、山田雅敏議員を指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第7「議案第1号ないし議案第7号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

まず、議案第1号ないし議案第6号並びに報告第1号及び報告第2号について、市長から提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長(森井秀明) ただいま上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号の平成29年度一般会計補正予算の主なものとしたしましては、子育て世代の負担軽減を図るため、北海道の補助制度を活用し、3歳未満の第2子以降分を対象とした保育料の一部無料化を本年4月に遡及して実施するに当たり、所要の補正を計上したほか、国の地方創生推進交付金を活用し、空き家・空き店舗を活用したまちづくりや起業などの公開講座等の開催、空き家所有者の意向調査、お試し移住に向けた旧寿原邸の部分改修の基本設計などを実施するリノベーションまちづくり交流事業費、税や保険料のクレジット納付を平成30年度から導入するためのクレジット納付導入経費、小樽協会病院の分娩取り扱い再開に向け、婦人科外来診察及び妊婦健診に対し、北後志5町村と連携して支援する周産期医療支援事業費補助金などについて、所要の経費を計上いたしました。また、朝里小学校及び朝里中学校のボイラー室改修事業につきましては、煙突保温材からアスベスト不検出という検査結果が出たため、改修不要となり、事業費全額を減額いたしました。

以上、これらに対する財源としたしましては、負担金、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入及び市債を計上し、その結果、一般会計における補正額は7,123万1,000円の増となり、財政規模は553億4,266万4,000円となりました。

続きまして、議案第2号から議案第6号までについて、説明を申し上げます。

議案第2号職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当の支給対象を拡大するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第3号市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税におけるグリーン化特例の適用期限の延長、固定資産税及び都市計画税におけるわがまち特例の新設等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第4号市営住宅条例の一部を改正する条例案につきましては、オタモイC住宅の一部を用途廃止するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第5号動産の取得につきましては、ロータリー除雪車を取得するものであります。

議案第6号工事請負契約につきましては、公営住宅建替工事の請負契約を締結するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、消費税及び地方消費税率変更の先送りに伴い、平成29年4月1日に導入される予定であった軽自動車税における種別割の規定を削除するため、市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分したものであります。

報告第2号につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に準じ、非常勤消防団員等が公務上の災害にあった場合における扶養親族加算額及び加算対象区分を変更するため、消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を平成29年3月31日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鈴木喜明) 次に、議案第7号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、21番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 21番、川畑正美議員。

(21番 川畑正美議員登壇) (拍手)

〇21番(川畑正美議員) 日本共産党を代表して、議案第7号小樽市非核港湾条例案の提案説明を行います。

我が党は、小樽市議会が開催されるたびに小樽市非核港湾条例案を提案しています。なぜなら、小樽市にアメリカの核兵器搭載可能艦が毎年のように寄港していますが、不幸にして小樽港に入港しているときに誤って核兵器が爆発事故を起こしたら、取り返しのつかない重大事態になります。ですから、核兵器を搭載していないかどうかをアメリカ側に問い合わせし、積んでいないことが証明されない限り、小樽港寄港を認めないという主張をしています。

私たち日本国民は、原爆被害と福島原発事故の被害という世界に類を見ない体験の中で、核の恐ろしさが身にしみているわけです。この認識は、日本だけでなく、国際的に大きく広がっています。3月27日から31日に核兵器禁止条約の国連会議の第1会期がニューヨークの国連本部で開催されました。国連会議は、戦後の歴史で初めての核兵器禁止条約締結に向けて、国連加盟国の半数を大きく超える115以上の国の代表と世界中の市民社会の代表が集まりました。この国連会議に、日本共産党は志位和夫委員長を団長とする代表団を派遣しました。この国連会議には、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の核保有大国とその同盟国は、この会議をボイコットしました。しかし、参加した国連加盟国と世界中の市民社会の代表が一体となって核兵器禁止条約をつくり上げていくという、世界的な本流を示しました。

日本政府代表は、国連会議に出席はしましたが、会議に参加することはできないという通告発言だけに終わっていました。最初の議事が終わり、不在であった日本政府席には大きな折り鶴が置かれ、そこには「あなたがいてくれたら」と書かれ、被爆国の政府でありながら不参加という態度に、多くの参加者から失望と批判を招いたと報告されました。

我が党の志位和夫委員長は、国連会議での文書発言と演説を行い、日本政府がこの議場にいないことは大変残念なことです。被爆者の方々と日本国民の大多数が国連会議を強く支持していますと表明した上で、仮に最初は核保有国の参加が得られなかったとしても、賛成する圧倒的多数の国々によって核兵器禁止条約が締結されるならば、核兵器の使用と威嚇は違法化され、核兵器の保有に悪の烙印が押されることになります。核兵器禁止条約の締結は、市民社会の組織の力と合わされることによって、核兵器に依存する国々に対して、政策を変え、核兵器の完全撤廃への取り組みに加わるよう迫るものになります。このように述べて会議の成功を訴えました。この訴えについては国連会議の参加者から高く評価されました。

その後、5月22日、核兵器禁止条約を交渉する国連会議のエレン・ホワイト議長は、6月16日から7月7日まで行われる国連会議第2会期で議論するための核兵器禁止条約の草案を発表いたしました。草案の要点は、核兵器の使用が人道上的破壊的な結果をもたらすと強調し、核兵器の法的禁止内容として、核兵器の開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、使用、核爆発実験などを禁止し、条約締結国はその領土と管轄地域への核兵器の配置、導入、配備などを禁止する義務を負うとしています。このことで、国際社会は核兵器の禁止に向けて歴史的な一歩を踏み出すことになります。今こそ核廃絶の取り組みを広め、この草案の実現のために全力を尽くすことが求められています。

日本が核兵器禁止条約の締結国となれば、アメリカの核兵器搭載可能艦の小樽港への寄港ができなくなります。これまで小樽市は、艦船の受け入れに当たって、都度外務省に打診しておりますけれども、我が国政府としては、核兵器を搭載する米艦船の我が国への寄港はないと判断しているとの姿勢に終始しています。政府の姿勢に対して、小樽市は寄港を拒否することは極めて困難な状況にあります。小

樽市議会は1982年6月28日に、我が国の非核三原則が完全に実施されることを願い、核兵器廃絶平和都市宣言を決議しています。宣言を決議された諸先輩議員の意に沿い、小樽市議会の総意として非核港湾条例を制定しようではありませんか。

各会派の議員の皆さんの賛同をお願いして、非核港湾条例案の提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 日程第8「平成29年第1回定例会議案第24号」を議題といたします。

これより予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、25番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 25番、前田清貴議員。

（25番 前田清貴議員登壇）（拍手）

○25番（前田清貴議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会は、継続審査中の案件であります平成29年第1回定例会議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案について審査を行うため、閉会中、4月21日と5月25日の2回にわたり開催されました。質疑の概要は次のとおりであります。

平成29年第1回定例会議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案第6条では、総合計画審議会の組織について規定しているが、市議会議員については審議会委員に含まないことから、明記されていない。

この審議会委員から議員を外すという条文を策定するに当たっては、どの程度の事例を調査し、どれだけ緻密な議論を行ってきたのか。また、その調査を行う中で、審議会委員に正副議長及び各常任委員長を委員とするような検討は行われなかったのか。

第6次小樽市総合計画の策定時には議員が審議会委員に含まれていたことに鑑みれば、市は今回、議員を審議会委員から外すに当たり、その当時の委員の選任方法がどうだったのかという検証から行うべきだったのではないかと。

また、他都市の事例では、審議会委員から議員を外す場合には、議会の関与を担保するためのいろいろな手法を講じていると聞く。しかしながら、本市は議会の関与を担保する方策を何も提示していない。これでは丁寧さに欠けていると言わざるを得ないさまざまな対応だと思いが、どうか。

基本計画については、議会の議決を要さず、審議会に諮問して策定するとしているが、これでは、議会において基本計画についての緻密な質疑は行うことができないものとする。

基本計画が本市のこれから10年間を左右する重要な計画であることに鑑みると、議決事項としないのであれば、策定段階から議会の意志を反映させるために、審議会委員に市議会議長や副議長、各常任委員長のような議会意志を代表する議員を加えることが必要だと思いが、どうか。

また、市長には、これまでの議論を踏まえ、平成29年第1回定例会議案第24号を取り下げ、改めて訂正した案を提出するという考えはないのか。

市は、議員を審議会委員から外すことについて、行政実例や道内主要10市のうち、議員を委員に加えているのは本市のみであることを根拠としているが、これまで議員が委員に加わっていたことで、問題が生じたことはあったのか。また、議員を委員から外すことによる行政上のメリットは、どのようなものがあるのか。

一方、道内主要10市以外では、道内外において、議員を委員に加えている都市が多数あることに鑑みると、議員を委員に加えるかどうかの判断は、それぞれの自治体の実情によって判断されるものなのではないかと思いが、どうか。

また、本来であれば、総合計画策定の方針そのものがどうあるべきかを十分議論しなければならない

ところ、そういった議論を抜きにして、ただ議員を審議会委員から外すという議案を提出するというのは、余りにも乱暴なやり方と思うが、どうか。

市は、昭和28年の行政実例を根拠に議員を審議会から外すと言うが、行政実例はあくまで行政実務の解釈指針であり、法的拘束力はなく、また、市が根拠とする行政実例には、審議会に議員が加わることは違法ではないとされていることに鑑みれば、あえて議員を外す必要はないと思うが、どうか。

一方、学識経験者としてであれば、議員が審議会に加わっても構わないという考えもあるが、市はこの見解についてどのように考えるのか。

昨年12月に市長決裁された次期小樽市総合計画策定の基本方針では、市民と議会、市の3者がまちづくりの方向性を共有することがうたわれている一方で、本条例案では、策定のための審議会から議員が外されている。このことについて、市は、策定の各段階において、議会に対して進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で総合計画を策定していくと言うが、まちづくりの方向性を共有するというのであれば、3者が審議会の場で互いに対等な関係の中で議論し、計画を決めていくことが求められていると思うが、どうか。

総合計画策定の基本方針では、策定体制として、「議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、総合計画を策定していく」と記載されている。「議会の意見を踏まえた上で」ということで考えれば、議会としても審議会の雰囲気や進捗状況を把握し、その中で出された意見なども踏まえて考えなければならない部分もあることから、議員も審議会に参画させるよう、市にはもう一度考えてほしいと思うが、どうか。

市は、総合計画の策定に当たり、基本計画については、策定の5年後に必要なに応じて一部見直しする考えを示しているが、見直しをするかどうかは市が判断するという。しかし、市民の意見を聞くために審議会で議論し、答申を受けて策定するという総合計画の趣旨を考慮すると、計画の一部見直しをするかどうかを市の判断だけで決めることには疑義があることから、市には、策定時の審議会において、見直しの判断にかかわる審議会との関係のあり方について、しっかり議論してほしいと思うが、どうか。

審議会委員の定数を30名のまま、議員を審議会委員に加えた場合、市が既に想定している委員構成から外れてしまう方はいるのか。

第2項第2号には「民間諸団体から選出された者」とあるが、参加する団体の公共性を担保するには、「民間諸団体」という表現は余りにアバウトであると思うが、どうか。

また、「民間諸団体」を「公共的団体等」という表現に置きかえた場合、前回の審議会に参画されていた団体の中で、選出に当たっての根拠が説明できなくなる団体はあるか。

今回の条例案では、これまで審議会条例で規定されていた分科会の規定がなくなっているが、どうして分科会の設置を条文に明記しなかったのか。

第14条によると、基本構想の軽微な変更は議決を要さないとなっているが、軽微な変更とはどのようなことを想定しているのか。

また、第15条の公表に関する条文には「軽微な変更」についての記載がないが、第14条に記載されていることをもって、第15条に準用されるということはないかなどであります。

質疑終了後、千葉委員外3名から平成29年第1回定例会議案第24号に対する修正案が提出されました。

「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案」に対する修正案の概要については、第4条中「市長」を「市」に改め、第6条第1項中「30名」を「35名」に改め、第5条第2項の「審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する」を「市長は、次に掲げる者を審議会の委員に委嘱する」に改め、

同項各号の部分において、第2号の「民間諸団体から選出された者」を「公共的団体等から推薦された役職員」に改め、第3号の規定を第5号に、第4号の規定を第3号に、第5号の規定を第6号にそれぞれ規定し、「市議会議員で議長が推薦する者」を第4号に規定するものであります。

その理由について、まず、第4条については、総合計画が市民など多くの人たちの参画によって策定されるものだという事、そして、自治基本条例にうたわれている「市民、議会及び市による協働」という原則を考えた場合、策定主体はあくまで「市長」ではなく、地方公共団体としての「市」と考え、改めるものであります。

次に、第6条第2項については、実際に総合計画の策定作業を行っていく市長や市には、運用に当たり一定の裁量を持つことが必要ことは認める一方で、森井市長に限らず、時の市長による恣意的な運用は断じて認められないものであります。そこで、条文に掲げた者を必ず委嘱しなければならないようにすることで、審議会が恣意的に偏向した委員構成になることを防ぐものであります。

次に、第2項第2号の「民間諸団体」を「公共的団体等」に改める部分ですが、総合計画の策定に参画する団体には公共性が求められるところではありますが、原案の「民間諸団体」という表記では、公共性を必要としているのが曖昧で、利益団体が参加できる余地があると危惧されることから、より参画する団体に公共性を求める表現に改めるものであります。

また、「選出されたもの」を「推薦された役職員」と改めることについてですが、さきの理由と同様に、市長が公共的団体等の人選に介入し、恣意的な人選を行うことを防ぎ、公共的団体等の自主的な人選を担保するための修正が必要であり、条文を改めるものであります。

次に、審議会委員に市議会議員を加えることにつきましては、第4条でも述べたとおり、総合計画の策定は地方公共団体としての「市」によって行うべきものであることから、地方自治における二元代表制の一翼を担い、また、自治基本条例においても、「市民」や「市」と協働してまちづくりを行う責任を持つ市議会議員の参画は必要であると考え、加えたものであります。

また、条文において「議長が推薦した者」としたことにつきましては、公共的団体等のところと同様に、市長の介入により、恣意的な人選になることを防ぐとともに、市議会として自主的に責任のある人選が行えることを担保するものであります。

次に、第6条第1項の委員定数を「30名」から「35名」とすることについてですが、定数を変更しないまま審議会に市議会議員が参画した場合、当初、市側が審議会への参画を検討していた方が外れることとなります。議論の中で、市側は「より多くの市民に入ってもらいたい」旨の答弁をしておりますが、議会側としてもその趣旨には賛同できるものであり、議員の参画によりその枠が削減されることは議会としても不本意であることから、市議会議員を追加することによる委員構成への影響を最小限にするため、定数を「35名」以内と増加させるものであります。

最後に、「市議会議員で議長が推薦する者」の追加を含めた第6条第2項第3号以下の各号についてですが、総合計画は市長や市、議会のために策定するものではなく、市民のために策定するものであります。よって、市民が主となって策定していくということを条例上でも明確にするべきと考え、掲げる順番を修正するものであります。

付託案件の結果は次のとおりであります。

平成29年第1回定例会議案第24号につきましては、採決の結果、修正案は全会一致で可決と、修正可決部分を除く原案については全会一致で可決と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、修正案を含め、一括討論に入ります。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

(6番 石田博一議員登壇)

○6番(石田博一議員) ただいまの委員長報告に反対し、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案に対する修正案は否決、その原案については可決の立場で討論いたします。

全国市議会議長会並びに都市行政問題研究会における研究報告でも示されているように、執行機関の附属機関である審議会に議員が加わることは適当でないとの結論があります。総合計画は市民の皆様が中心になって作り出すべきものであり、そこででき上がったものを議会で吟味することが基本だと考えます。しかしながら、修正案の提案説明において、恣意的な人選の懸念や議員みずから審議会の委員として意見反映をしたいとの趣旨が述べられており、今回提案した条例案の意図が全く理解されていないものであります。従来、審議会条例が策定された当時とは状況は変化しております。ですから、議決機関と執行機関の役割を明確にしながらか議論を重ねていくことが重要であるといえます。つまり、議員は議会の場でその役割を果たすべきという原点に立ち返るべきときが来ていると考えます。よって、修正案は否決、原案は可決を主張し、議員各位の賛同を募り、私の討論といたします。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に賛成し、平成29年第1回定例会議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案に対する修正案に可決の立場で討論します。

第1に、総合計画は、さまざまな立場の意見をまとめ上げ、よりよい計画を策定するということが大前提だということです。自治基本条例では、市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画を策定する。策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努める。市政に関する計画及び施策を定める場合は総合的な計画と整合性を図ると、市の重要な計画として定められています。だからこそ、どうすればいい計画をつくり上げられるかということが第一で、そのためにも、議員が審議会に参加し、ほかの審議会委員の皆さんと協働していい計画にしていきたいと考えています。

第2に、議決機関だから議員を外すことについてです。審議会に諮問される事項は基本構想と基本計画になります。一方、議会で議決される事項は基本構想のみとなります。議決機関だから外すという理由にはなりません。

第3に、審議会に議員が外された場合に、来年度中に総合計画をまとめ上げることができるのかということです。審議会の内容を議会として議論するとなれば、特別委員会を設置するなどして、閉会中審査を断続的に行うこととなります。審議会に議員が加わっていない旭川市や江別市では、特別委員会を13回開いて審議してきました。市が示しているスケジュールで議会審議を保障することは現実的ではなく、審議が不十分になるか、計画が間に合わないおそれがあります。

以上で、平成29年第1回定例会議案第24号修正案の可決を求め、討論といたします。(拍手)

(「議長、2番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 2番、千葉美幸議員。

(2番 千葉美幸議員登壇) (拍手)

○2番(千葉美幸議員) 公明党を代表し、ただいまの委員長報告に賛成し、予算特別委員会提出の平

成29年第1回定例会議案第24号に対する修正案については可決の立場で討論を行います。

森井市長は、次期総合計画の策定手続等について必要な事項を定めるものとして、本年第1回定例会に議案第24号を上程いたしました。昨年の第4回定例会が自然閉会になったとはいえ、事前に他の審議会との整合性を図る議論を得ることなく、昭和28年の古い行政実例を根拠として持ち出し、次期総合計画の策定に関して、唐突とも言える形で、従来、市議会議員を加えていた総合計画審議会条例を廃止して、審議会に市議会議員を加えない新たな条例を定めようとするものであります。

もとより、執行機関の附属機関たる審議会の委員に市議会議員が加わることは適当でないとする行政実例が法的拘束力を持つものではないことは、本市の説明員も認めるところであり、全国的に見て、総合計画審議会の委員に市議会議員が加わることはとりたてて珍しいことではなく、審議会の性格から見ても、むしろ適切な判断というべきであり、必要でさえあります。

修正案については、総合計画審議会の計画策定過程に、市議会における議論の内容や市議会議員の知見を反映させるためには、審議会委員として市議会議員を加える必要があるとの考えから、委員長報告にもありましたとおり、第6条を中心に修正を行い、市議会議員が加わることによって、広く市民の声を反映されることを妨げることがないように、第1項で委員の総数を30名以内から35名以内で5名の枠を拡大し、次に、第2項で、市長が委員に委嘱する者として、第1号、学識経験者、第2号、公共的団体等から推薦された役職員、第3号、市政全般に関心があり、審議会の審議への参画を希望する市民、第4号、市議会議員で議長が推薦する者、第5号、関係行政機関の職員、第6号、全各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者と定めてございます。第4号の市議会議員で議長が推薦する者の内容について、我が党は、各常任委員会の代表者など、議会における政策立案に責任を持つ者などがふさわしいとも考えられますが、現時点では条文に盛り込むことは時期尚早であることから、議会内での議論を待つことといたします。

なお、第13号第1項及び第14号第1項の軽微な変更については、定義が曖昧で削除すべきと考えましたが、説明員から具体的に文言修正であるとの説明がなされ、法令改正による引用字句の訂正などであり、実質的な変更は考えられないということから、最終的には削除は不要と結論いたしました。

以上の理由により、同修正案については可決の態度を表明し、全議員の賛成を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） ただいまの委員長報告に賛成し、平成29年第1回定例会議案第24号小樽市総合的な計画の策定等に関する条例案に対する修正案に可決の立場で討論を行います。

まず、原案については、市長は、議員が執行機関の附属機関の構成員に加わることは違法ではないが適当ではないという昭和28年の行政実例を取り出し、市議会議員を排除しました。また、他都市の状況も、議員を除いた道内主要10市の都合のいい例を挙げ、策定委員に議員がいない場合の対応も担保されていません。市長が市長交際費を予算流用している問題について、流用または予備費の充用は適当ではないとする昭和40年の旧自治省通知を根拠とした私の指摘に対し、予算がかさんだなどと言ひわけを繰り返すだけであります。片や適当ではないと取り上げて議員を排除し、片や違法ではないからと、適当ではない市長交際費の予算流用を2年連続で行う、こんな御都合主義の解釈、行政運営を行う市長の議員を排除する根拠は理解できませんので、4会派から提出された修正案には賛成いたします。

ただし、4会派のみで修正案をつくり、提出され、委員長報告にありましたように、議員を追加する

ことによる影響を最小限にするためにと委員定数を30名以内から35名以内とすることについては、なぜ5名なのか、根拠が明確ではありません。また、人選について、議長が推薦した者としたことについて、市長が人選に介入し、恣意的な人選を行うことを防ぐとともに、市議会として自主的に責任ある人選が行われることを担保するとされていますが、その根拠が明確ではありません。先ほど千葉議員の討論にありましたが、この修正案の提出に当たり、無所属議員は排除され、ただ賛成するか反対するかと問われています。市長が議員を排除する原案の一部には納得いかないものもありますが、4会派の修正案に賛成いたします。4会派だけが加わるようなことのないよう、無所属議員にも一定の配慮をする人選になるよう要望いたしまして、討論を終わります。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより平成29年第1回定例会議案第24号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は修正可決でありますので、まず、委員会の修正案について採決いたします。委員会の修正案を可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、委員会の修正案は可決と決しました。

次に、ただいま可決しました修正部分を除く原案について採決いたします。

修正可決部分を除く部分については、原案のとおり可決と決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第9「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査のため、明日から6月11日まで休会いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午前11時38分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 長 鈴 木 喜 明

議 員 千 葉 美 幸

議 員 中 村 吉 宏

平成29年
第2回定例会会議録 第2日目
小樽市議会

平成29年6月12日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																			
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																	
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章													
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭											
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也					
教	育	部	長	飯	田	敬	企	画	政	策	室	長																		
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																						
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																				

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆行議員、小貫元議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

まず、本日新たに提案されました議案第8号及び議案第9号について、市長から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由を説明申し上げます。

議案第8号平成29年度一般会計補正予算につきましては、国の保育所等整備交付金を活用し、かもめ保育園の園舎建てかえに対して助成を行う民間保育施設等整備支援事業費補助金、桂岡幼稚園の防犯カメラ設置に対して助成を行う保育所等防犯対策強化整備費補助金について所要の補正を計上いたしました。これらに対する財源といたしましては、国庫支出金、市債及び財政調整基金繰入金を計上いたしました。

議案第9号過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するものであります。

何とぞ原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） 質疑及び一般質問を一括し、これより会派代表質問を行います。

それでは、通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 平成29年第2回定例会に当たり、自由民主党を代表し質問いたします。

まず、平成29年度小樽市職員人事異動について伺います。

29年4月の小樽市人事異動を行うに当たり、市長が留意された点をお示してください。

27年度人事異動の内容が、地方公務員法違反であると小樽市コンプライアンス委員会に公益目的通報が行われ、市民の方が刑事告発を行うという事態になりました。この問題も、いまだ最終的決着がない状況で、今年度は部長職で本人が未経験の部署への異動、対象者へ何ら調整等がないまま異動があったと聞いております。28年度人事異動の際、何ら調整、確認を行わないまま、当時、福祉部長だった方を総務部長に異動させようとして、対象の方が退職に追い込まれた経緯がありました。そのとき丁寧な説明や調整が行われていたら、この問題は避けられたものと考えます。

しかし、その後も丁寧な説明や調整がないことは、本年度の議会事務局職員の人事異動より明らかです。市長は、地方公務員法第6条第1項に規定される任命権者の小樽市議会議長の任命権を侵害した形で、市長部局への異動を行おうとしました。その際に、議長へのしっかりとした説明や調整のための協議がないまま押し通そうとしたことは、言語道断であります。市政運営を行うに当たり、関係各所や部局の職員の協力を得なければ何事も進展せず、協力を得るためには職員の方々を含めた関係各所としっかりと説明や協議、調整を行うべきと考えます。なぜ、こういう基本的なことができないのか、お答えください。

次に、今回の人事異動に関連してもう一つ伺います。

本年4月の人事異動内容を見るに、産業港湾部参事の職が名簿にありません。また、昨年是一个の課で行ってきた建設部雪対策課が2課体制となっております。

まず伺いたいのは、このような変更はどの部署について、どのように行われたのか、主なものをお答えください。また、これは機構改革の一環なのか、お示してください。そして何より、議会には何ら報告も行われておりません。今年度中に策定される小樽港港湾計画の策定作業を進める上で、港湾部参事の職が空白のまま放置されている状況には納得できませんし、我が会派は否定しておりますが、市長はしきりにきめ細やかな除排雪を行っているという認識で、なぜ雪対策課で2課体制をとる必要があるのか、余計理解に苦しみます。

今回の組織変更について、なぜ行う必要があるのか。またどうして議会に説明がないのか、明確な答弁をお願いします。

次に、コンプライアンス委員会について伺います。

小樽市では、職員倫理条例でコンプライアンス委員会を設置することが規定されています。条例では、3人の委員が3年の任期でコンプライアンス推進に必要な事項を行うとのことです。しかし現在、委員の方のうち1名が体調を崩され、コンプライアンス委員会において調査報告等を行うべき公益通報等案件の調査が中断の状況です。このような場合、他の案件の通報があるなどの問題が生じたときに、小樽市はどのように対応をしていくのでしょうか。委員の復帰を待つのか、復帰までの間、代行の委員を委嘱するのか、あるいは何もしないのか、お示ください。

ただいま中断中の高島漁港区における観光船事業者に対する小樽市の許認可等に関し、条例、法令違反の旨の通報がございます。中断しているこの状況について、市としてどのように対応するのか、お示ください。

次に、小樽駅前の第一ビル、第二ビルについては、昭和50年ころの建築物です。多くの災害が日本列島を襲う昨今、東日本大震災、熊本地震は記憶に新しいところであります。震災の対策が急務である中、商店街やオフィスがテナントとして入居し、さらに、その上部には集合住宅が存在する小樽駅前の第一ビル、第二ビルについて、耐震面で安心できる状況なのか、お示ください。

商工会議所の平成29年度小樽市施策に係る要望書によると、市内経済界ではこれらのビルの再建を初め小樽駅前の交通を含めた整備を急ぐべきとの見解であります。市長は、小樽駅前広場の駐車場車両の転回場所を通行する歩行者に危険を感じており、その整備を進めたい、また、中心市街地に市営住宅を建設したいとの意向のようですが、小樽駅前の状況は、それだけで解決する問題ではありません。我が国は、2020年に東京オリンピックが開催予定であり、2026年の札幌オリンピックを誘致する動きは北海道を中心に高まっております。外国人、邦人問わず、観光客増加が見込まれる中で、市民生活の利便性だけでなく、観光客の方々にも対応できる機能を考慮して開発すべきで、小樽駅前の総合的な再々開発の必要性はますます高まっております。

一方で、一番懸念されるのは、報道にもあるとおり、市長と商工会議所を初め経済界の関係が良好ではない状況下で、この事業が進展させられるのかということです。さらには、ハード事業を控えるという考え方の森井市長にこの事業ができるのか、できないのか。できると考えられるのなら、こうした状況を踏まえる中で、小樽としてどのようなビジョンと計画を持っているのか。また、市内経済界とどのようにかわりながら小樽駅前再々開発を進めていくのか、具体的にお示ください。

さらに、スピード感を求められている現状、平成29年度は要望書の回答に記載の交通量調査や土地、建物の所有者への聞き取り等の作業、小樽駅周辺のあり方の検討だけで終わるのではなく、開発に向け

た青写真をつくり、関係各所と議論を行うなど、積極的に進めるべきであると考えますが、お考えをお示しください。

以上、第1項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、市政全般について御質問がありました。

初めに、人事異動についてですが、まず、平成29年4月の人事異動を行うに当たり留意した点につきましては、多様な経験を積ませることにより、職員の資質能力向上を図るため、厚生労働省や北海道観光振興機構へ新たに職員を派遣するとともに、部内の人材育成の充実や、施策の企画立案、課題解決などのため、全庁的に次長職を配置いたしました。また、若手管理職や係長職を登用することにより、組織の若返りを図るとともに、効率的・効果的に業務を遂行するため、適材適所の人員配置や組織の見直しを行ったところであります。

次に、人事異動に当たっての説明や協議、調整につきましては、人事異動は各部から提出される昨年度以降実施している人事評価や人事異動の内申書などから、本人の勤務状況や健康状態、異動希望、所属長の意見などを把握した上で、組織の機能を高めることにより円滑な行政運営を行うとともに、職員の資質能力を向上させることを目的として行っております。内申書等から把握した本人希望については、可能な限り配慮はいたしますが、人事異動は本人希望のみに基づいて行うものではありませんので、特別な場合を除き、異動対象者本人に対して事前の打診や確認は行っておりません。

次に、組織変更についてですが、まず、平成29年度の主な組織変更につきましては、先ほどお話のありました、産業港湾部参事、今年度の名称で言えば産業港湾部港湾担当部長となりますが、これを配置しなかったこと。雪対策課を雪対策第1課、雪対策第2課の2課体制にしたことのほか、子育て支援課を子育て支援室に格上げし、こども福祉課とこども育成課の2課体制にするとともに、産業港湾部港湾室に港湾振興課を新設し、同部に日本遺産等担当主幹と主査を配置し、また、財政部に徴収一元化担当主幹を、建設部にまちづくり担当主幹を配置したことであります。

このような組織変更が機構改革の一環かどうかにつきましては、29年度の組織変更と30年度の組織改革では、緊急性の度合いや変更規模に違いはあるものの、今回の変更も効率的な組織づくりを目的とする組織改革の一環として行ったものであります。

次に、今回の組織変更の理由につきましては、まず、港湾担当部長を配置しなかったことについてですが、本年2月末に部長職の早期退職があり、部長職1名の欠員が生じたことに伴い、その対応として港湾と経済、観光面との関係がさらに深まる中、部内の連携がこれまで以上に必要となることから、指揮命令系統をシンプルにするとともに、許認可などにかかわる事務についても、部内での統一したチェック体制を構築するため、産業港湾部長の直下に港湾室を配置したものであります。

また、雪対策課を雪対策第1課、雪対策第2課の2課体制にしたことにつきましては、市内七つのステーションを南北の地区に分けて担当する組織体制を構築し、それぞれの課が受け持つ区域を小さくすることで、夏季においては地域の意見聴取や制度の周知、冬季の現場対応などにおいては、より目が行き届くとともに、迅速で確実な対応が可能となり、住民サービスの向上につながるほか、庶務課で所管していた貸出ダンプ業務を雪対策第2課へ移管させることにより、排雪作業における情報の共有化を図

れると考えたものであります。

そのほか、子育て支援課を子育て支援室に格上げし、こども福祉課とこども育成課の2課体制としたことについては、子育て支援の強化を図るためであります。

産業港湾部においては、港湾振興課を新設し、港湾物流やクルーズ客船誘致を促進するとともに、日本遺産等担当主幹と主査の配置により、新たに日本遺産認定を目指すこととしたものであります。

財政部の徴収一元化担当主幹は、債権を適正に回収し、市民負担の公平性を確保するために配置したものであり、建設部のまちづくり担当主幹はバリアフリー基本構想や公共交通業務を担当させるために配置したものであります。

次に、議会への説明につきましては、部の新設や部の事務分掌の変更など、条例改正が伴う組織の変更については、事前にその内容をお示しいたしますが、部内にとどまる組織の変更につきましては、以前からお示ししておりません。しかしながら人事異動の内示の際には、議員の皆様へ人事異動一覧表に加え、今後は人事異動概要の配付を行ってまいりたいと考えております。

次に、コンプライアンス委員会についてですが、まず、委員が体調を崩すなどして委員会が開催されない場合の対応につきましては、小樽市職員倫理条例施行規則第4条第2項において、「委員会の会議は、委員全員の出席がなければ、開くことができない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りではない」と定めており、委員会において出席できない委員の事情やその期間等を総合的に勘案して判断されるものと考えておりますので、その委員会の方針に基づき対応してまいります。

次に、中断しているコンプライアンス委員会に対する対応につきましては、体調を崩された委員は現在回復に向かっていると聞いておりますので、体力の回復を含め、状況が整い次第、速やかに委員会を開催していただけるよう、市としても日程調整等の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、小樽駅前中心市街地再々開発についてですが、まず、小樽駅前第一ビルと第二ビルの耐震性につきましては、建築基準法に基づく新耐震基準が昭和56年6月以降に着工した建築物に適用されているため、それ以前に着工した当該建築物については、一般的に耐震性が低いものと考えられます。

次に、小樽駅前周辺地区の状況につきましては、駅前広場は車と人が混在する危険な状況であること、駅前第一ビル、第二ビルは、築40年を経過しており、老朽化が進んでいると認識しております。私としましては、中心市街地からまちづくりが再構築されるものと考えており、まず中心市街地に市営住宅を建設することや、危険な駅前広場の再整備を行うことが重要だと考えております。そのため、今年度については、小樽駅前周辺地区における交通環境の改善に向けた検討を行うための交通量調査や駅周辺の駐車場の整備状況及び交通量の変化などに対応した適切な駐車場施策の検討などの取り組みを行っております。また、小樽駅前周辺地区の検討に当たっては、関係者等と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、小樽駅周辺のあり方につきましては、先ほどもお答えさせていただきましたが、私としましては、まず、中心市街地に市営住宅の建設により、中心部に人を集め居住人口の増加を図ることや危険な駅前広場の再整備を行うことで、市民の皆様や本市を訪れる人々が不便なく、安全・安心に中心部を移動できることで、商店街を含むまちなかのにぎわい創出や活性化につながっていくものと考えております。小樽駅周辺のあり方を検討するには時間を要することから、今年度は小樽駅周辺の現状を把握するため、交通量調査や駐車場の調査を実施しているところであり、今後の検討に当たっては、関係者等と情報交換を行ってまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）

○14番（中村吉宏議員） 2項目め、歳入増加策について伺います。

市の政策について、これまで多くの施策提言をしましたが、市の答えは財政上厳しい状況なので実現できないという答弁がほとんどです。老朽化した市有施設建てかえの議論を初め、小樽港第3号ふ頭の整備における旅客ターミナルの建設やWi-Fi整備についてもしかりです。ましてや今後、老朽化した市の保有施設の改修、再建などを行わなければなりません。交付金や補助金頼みの財政運営を行って、その不足分を一般財源で全て賄う考えでしょうか。

平成27年第3回定例会の一般質問で、私は今後の歳入増加策について質問しました。その質問に対し、市長は、歳入を増加させるには本市の優位性を持った地域資源を活用し、市内中小企業の収益増加を図ることが重要と答弁しております。では、本市の優位性を持った地域資源とは何でしょうか。具体的にお示しください。また、それがどのように中小企業の収益増加を図るのでしょうか。

さらに、平成28年第1回定例会の一般質問、経済常任委員会の議論の中で、観光を対象とした徴税等を行わないのか質問しました。その答弁は、旅行業者や観光客からの反発が懸念される、観光客の小樽離れが生じる、経済効果を縮小させるおそれがあるなど、消極的なものでした。しかし一方で、答弁中に示されるとおり、他地域の事例では工夫を凝らし、しっかりと歳入に結びつけている都市もあります。観光客誘致は大切です、経費的側面も考慮した観光の環境整備も大切です。道の訪日外国人来道者500万人目標で、外国語表記の街路案内整備等、外国人対応の需要が高まる中、観光基盤整備への負担は観光客の皆さんも理解を示すと思います。

私は、12万人を下回る小樽市の人口減少の状況下で、市民に大きな負担を強いながら、今後同様の財政規模で市政運営を行うことに大きな懸念を持っております。少なくとも持続可能な観光振興や事業継続の予算を700万人の観光客の皆様など、交流人口に少しずつ御負担いただきながら進めるという考え方は、財政上理にかなうものと思います。

平成27年第3回定例会以降、他都市の状況を踏まえ、小樽市として歳入増加策について法定外目的税、寄附金を募る、形態は別にして、議論あるいは調査などは行ったのかお示しください。特に、課税による観光客や旅行会社の反発を懸念されるのであれば、関連のアンケートなりヒアリングは行っているものと考えます。状況をお示しください。

昨年秋に財政部が示した中期財政見通しでは、今後何らかの対策を講じなければ本市の財政上、単年度の収支均衡を図るために10億円以上の収支改善が必要である旨示されております。その見通しも、平成27年実施の国勢調査で本市の人口が減少した結果、今年度予算の予定額より交付税が減額され、さらに厳しい財政運営を強いられる状況です。我々が一昨年から要望している、交流人口に少ない額の負担をお願いし、小樽市の財源を確保する発想を今考えるべきです。道議会の議論も行われ、先日報道されたとおり、北海道では観光税の導入を検討し出したところであり、また、ニセコ町、倶知安町が宿泊税の導入を検討し始めました。小樽市もニセコ町や倶知安町に先駆けるスピード感で、観光による税収を検討、実現していただきたいと考えますが、見解を伺います。

次に、経済対策と小樽商工会議所の平成29年度小樽市施策に係る要望に対する回答について伺います。

小樽商工会議所から小樽市に提出された平成29年度小樽市施策要望について、その回答書を4月18日に小樽商工会議所会頭に対して市長が手交したところであります。要望書には、産業政策や交通施策、港湾整備や公共施設、老朽化対策等、多岐にわたる要望が寄せられております。特に産業政策に関して

は、重点項目に位置づけ、具体的な戦略を策定、その積極推進を要望している状況です。小樽市の経済界では、人口減少による市場の疲弊、縮小で、小樽市が危機的な状況にあると認識しており、人、物、金を誘導する産業政策、社会資本整備を強く求めています。

この要望は、小樽商工会議所が3カ月ごとにまとめる市内の経済動向調査で、ことしの1月から3月の調査結果において企業の景況感を示す景気動向指数が全業種平均でマイナス12.3ポイントとなり、5期連続でマイナスとなったという北海道新聞5月9日の報道からも見られるとおり、これまでの厳しい状況を受けてのものです。このまま疲弊が続くと、企業の事業継続が困難となり、雇用の場が奪われ、社会減による人口減少が進み、税収が減少し、財政難に陥るといった状況になりかねません。商工会議所が求めるとおり、産業政策に関する施策、経済対策等を重点項目として本格的に取り組むべきです。

この商工会議所の要望に対し、市は小樽市総合戦略の基本目標Ⅱ及び重点戦略③で、既に重点項目に位置づけている、そして産業政策を含む総合戦略をより具体的なものにするため、新たに中部・北西部・東南部の地区別で施策の体系を示し、政策議論を深めたいとしております。また、人口減少対策、地方創生を推進する上で、しごと創生が重要であり、国の補助金活用で財政負担を軽減し、地方創生に資する新たな取り組みを推進すると回答しています。

そこで伺います。基本目標Ⅱに記されている観光振興を軸としつつ、新たな人の流れを創出し、安定した雇用を確保するとは、具体的にどのようなことなのか、お示ください。また、人、物、金、情報呼び込むために、情報発信、トップセールスにより、地場産業を振興する取り組みが求められると言っていますが、どのような情報を発信し、どのようなセールスを行い、どういう業種の産業を振興しようとしているのか、具体的にお示ください。

次に、重点戦略③に記されている呼び込むチカラの強化について、見るに観光振興策が記載されておりますが、これが小樽の産業政策にどのように生かされるのか、具体的にお示ください。

それから、地区別で施策の体系を示すとのことですが、三つの地区でそれぞれどのような施策を示しているのでしょうか。また、それが産業政策をどのように具体的にしているのか、お示ください。要望では、政策の具体的戦略が求められています。さらに、スピード感も求められる中で、市の回答ではとても具体的かつスピード感を持った施策展開を行う状況とは言いがたいものです。この質問には、しっかりと具体的に答弁してください。

以上、2項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、人口減少と経済対策について御質問がありました。

初めに、歳入増加策についてですが、まず、交付金や補助金頼みの財政運営を行って、不足分を一般財源で全て賄う考えなのかにつきましては、自主財源に乏しい本市の財政構造から、国や道の補助金を活用することは一定程度やむを得ないものと考えております。

また、建設事業においては、後年度の受益者への負担も考慮し、有利な起債を活用しながらの地方債の導入も必要となります。一方では、人口減少や少子高齢化が進む本市においては、予想される将来人口も十分に踏まえた行政サービスの再構築や公共施設の適正化などの取り組みを進め、充当する一般財源の縮減に努めたいと考えております。

次に、本市の優位性を持った地域資源及びそれがどのように中小企業の収益増加を図るのかについて

ですが、本市の優位性を持った地域資源につきましては、自然とまち並みが一体となった景観、小樽運河や歴史的建造物が織りなす情緒あふれるまち並み、ニシンやシャコ、ウニに代表される新鮮な魚介類や寿司などの小樽グルメ、スイーツ、ワイン、地酒、水産加工品、ガラス工芸品やオルゴールなどのすぐれた小樽ブランドがあり、また、おたる潮まつりや、小樽雪あかりの路を初めとする多彩なイベント、そしてこれを支えるボランティアスタッフなど、多様なジャンルにわたる資源が挙げられます。

中小企業の収益増加に向けては、こうした地域資源の活用を図りながら、今年度から本格化する日本遺産の認定に向けた取り組みのほか、国内外の観光客誘致やクルーズ客船の誘致などの取り組みを進め、交流人口の拡大による域内消費を促進するとともに、地場製品のブランド化や高付加価値化を図りながら、販路拡大による域外消費を促進するなどの取り組みを進めることが重要であると考えております。

次に、法定外目的税や寄附金等の歳入増加策についての議論、調査などにつきましては、どのような手法があるか、実現可能性はどうかなどについて、担当である産業港湾部内で議論しているところであり、また、課税等に関して観光客や旅行会社に対する正式なアンケートやヒアリング調査などは実施しておりませんが、観光事業者や北海道経済部観光局、後志管内の町村の担当者との意見交換等を行ってきたところであります。

次に、観光による税収の検討、実現をしていくことにつきましては、現在、検討されている北海道やニセコ町、倶知安町の中にも反対論や慎重論があり、さらなる議論や調整が必要であるとはっており、今後も北海道や他の観光都市などの動向を見据えながら、引き続き関係機関との情報交換等に努めてまいりたいと考えております。

次に、経済対策と商工会議所の要望についてですが、まず観光振興を軸としつつ、新たな流れを創出し、安定した雇用を確保するとは具体的にどのようなことなのかにつきましては、本市の強みである観光を軸に、個性や資源を磨き上げ、活用していくことが地域産業に潤いをもたらし、それらの高まりが新たな小樽の魅力となり、移住や定住にも結びつくといった好循環を生み出していけるような政策展開を図り、まちの活力を高めてまいりたいと考えております。

そのため、今後の取り組みといたしましては、観光分野では、自立した観光地経営を行う新たな主体となる小樽版DMOの設立に向けた取り組みや、今年度からは日本遺産認定に向けた取り組みを進めてまいります。商工業分野では、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みやIT関連企業等の補助制度の新設、東京事務所に配置した企業誘致推進員の活用を努めます。農林水産分野では、旬の野菜や果実、地魚や農水産加工品などの消費拡大やブランド化を図る取り組みを進め、港湾分野では、クルーズ客船の誘致や定期航路のポートセールスを行うほか、ロシアとの貿易拡大に向けウラジオストクやナホトカへの企業訪問などを通じ、小樽港の物流の促進を目指してまいります。経済施策の基軸である観光振興による経済効果をほかの産業に波及させることにより、安定した雇用の確保につながる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、情報発信やトップセールスによる地場産業振興の取り組みにつきましては、情報発信といたしましては、観光客誘致に向けた取り組みはもとより、企業誘致、クルーズ客船誘致、ポートセールス、地場製品の販路拡大、農水産物のブランド化などの取り組みが重要と考えております。

次に、トップセールスといたしましては、企業誘致については、企業等を訪問することで顔の見える良好な関係を構築するとともに、経営陣に対して本市の優位性を訴えてきたところであり、今後は本年度創設したIT関連企業等誘致補助金のメニュー紹介についても積極的に行ってまいります。

港湾については、物流の促進やクルーズ客船の誘致を図るため、企業訪問やセミナーを通じて荷主や船社、旅行会社などに小樽港の利便性をアピールしております。また、今年度はロシアとの貿易拡大に

向け、ウラジオストクやナホトカへの企業訪問などを通じて小樽港の物流促進を目指してまいります。このほか、全国の物産観光展では、本市のすぐれた地場製品の展示・即売や観光情報の紹介・宣伝を行っており、私も機会を見て参加し、地場産品や観光都市としての魅力を発信しております。なお、どのような業種の産業を振興しようとするかについては、食料品製造業や宿泊業・飲食小売業などが挙げられますが、特に観光は経済波及効果が大きいことから、幅広く市内産業への経済効果が期待できるものと考えております。

次に、重点戦略③、呼び込むチカラの強化に記載されている観光振興策の本市の産業政策への生かし方につきましては、観光を軸とした地場産業の振興により、にぎわいを取り戻し、雇用の創出につなげていきたいと考えております。具体的には、呼び込むチカラの強化における主な施策として、観光推進組織の構築、滞在型観光の推進、新たな観光資源の発掘といった取り組みにより交流人口のさらなる拡大を図るとともに、人、物、金、情報の流れを活発にし、商店街にぎわいづくりや、創業に対する支援、地場産品の販路拡大、農水産物のブランド化推進、小樽港の利用促進などの取り組みを進めることで、市内での消費が拡大され、地場産業の振興に伴う雇用創出へとつなげてまいりたいと考えております。

次に、地区別の施策体系について、各地区でどのような施策を示しているのか、それが産業政策をどのように具体的にしているのかにつきましては、地区別の施策体系は現在検討中のものを含めてお示ししているところですが、主なものを申し上げますと、北西部地区においては、地域における小さな拠点の整備として、小樽・後志の地域魅力の発信、自然体験学習、スポーツ合宿等の受入れ促進として、小・中学校の教育旅行の誘致促進、中部地区においては、リノベーションシティの推進として、歴史的建造物の観光資源化、働く場の創出と世代間交流の推進として、まちなかでの働く場の創出、東南部地区においては銭函地区の利便性向上として、住宅等の形成促進となっております。

また、産業政策に関するものとしては、まちなかでの働く場の創出として、先ほども今後の取り組みとして答弁いたしましたIT関連企業等の補助制度の新設や、企業誘致推進員の配置が挙げられますが、地域の自然・歴史的特性や産業面での独自性を考慮し、地域の強みを生かした施策を行うことで、地域が発展し、それによりまちが活性化すると考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）

○14番（中村吉宏議員） 小樽港第3号ふ頭整備とクルーズ客船誘致について伺います。

小樽港港湾整備について、まず伺います。

小樽港第3号ふ頭の整備について、現状、岸壁整備が国直轄事業で行われております。この第3号ふ頭は平成23年にクルーズ客船日本海側拠点港応募計画書に旅客ターミナル機能の整備が盛り込まれており、当初計画の段階で建設が予定されていたにもかかわらず、市長は、旅客ターミナルを当面建設しないとのこと。財政的負担を理由にされているようですが、クルーズ拠点として国が認めている小樽港に大型クルーズ客船の利便性を考えた施設の建設は必須と考えますし、国の補助金等活用で十分に対応が可能と考えます。

第3号ふ頭の充実、船客を中心市街地に迎えるに当たり、絶好の場所で、経済効果も期待できます。船舶からの乗りおりや、CIQをスムーズに行うことを考えれば、ターミナルの建設は当然に必要です。他都市でもターミナル建設でクルーズ客船の寄港回数が増加した例があります。長崎市では、平成22年に松が枝ふ頭にターミナルを建設しました。もちろんCIQ機能も備えており、周辺も、ターミナル

の屋上部分は緑地で、市民の方が散策を楽しめるよう自然に溶け込む環境が整備されております。当時は、年間50回の寄港回数でしたが、東日本大震災で来港数が一時減少するも、平成26年は75回、27年は131回、28年は197回、そして29年の寄港予定数は213回とのこと。小樽港は今年26回寄港予定とのこと、季節的な要素、都市の規模等を考えても、遠く及ばない数字です。本市では、この先の小樽港へのクルーズ客船寄港目標を設定しているのでしょうか。あるとすれば、その目標達成のため、具体的にどのような行動目標を立て、実行しているのでしょうか。

本市でもクルーズ客船誘致のための行動をとっておりますが、その際のアピール材料として、旅客ターミナルを含む当初計画どおりの整備を徐々に進め、ターミナルビルの建設はスピード感を持って行い、クルーズ客船誘致活動に拍車をかけていくべきであると考えますが、見解を伺います。

また、市長はターミナルビルを建設し、運営していくことについて、何か試算はされたのでしょうか。船客受入れ機能の充実度を高めるターミナル建設は、クルーズ客船誘致のためのセールスポイントとして好材料です。小樽の場合、5月から9月までをクルーズ客船受入れ可能時期とすると153日間あり、1日1隻の入港でその約3分の1の日数、クルーズ客船が来航すると、約50回来港となります。1回のクルーズ客船客が1,000人としても、小樽港に1シーズン5万人の観光客が来る計算になります。この数が年々増加することで経済効果も上昇すると考えます。

これも例えばの話ですが、市として調査しながら進めていただきたいと考えます。見解を伺います。報道によると、学識経験者の方々も今後クルーズ観光の進展に期待が持てると見解を示しており、より積極的な取り組みを本市でも行ってほしいと思います。

次に、高島漁港区における観光船事業への許認可に関連して伺います。

まず、本年第1回定例会で採択された陳情第16号に対する市長の報告について伺います。

陳情第16号、高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方については、高島地区の漁業者から小樽市議会に対し、漁業者の安全な操業のための環境確保や漁業権の保全、そして漁業関係船舶の航行安全の確保の対策を小樽市に強く求めるため提出され、本会議で全会派一致の賛成多数で採択されました。

この陳情に対し、市長は観光船事業者の高島袖護岸への船舶の係留に関する護岸登録について、港湾法、小樽市港湾施設管理使用条例に基づき、他の港湾施設の利用者と公平公正に取り扱うため、護岸登録を行ったとのこと。また、この件について、条例に基づき適切に処理したものと認識しており、観光船を係留させない理由はないものと考えとのこと。

この件は、そもそも市の条例上、高島袖護岸が運河護岸・物揚場護岸に該当しないのではないかと、国の解釈では、護岸はあくまで岸壁背後地を擁護するためのものであると、船舶の係留を予定していないのではないかとこの議会議論に対し、市として合法性を明確にする答弁が行われてこなかった状況です。また、小樽市コンプライアンス委員会に市長を通報対象者とした当該護岸への船舶係留に関する護岸登録が港湾法上違法である旨の公益目的通報が行われ、その調査が行われている中途の段階で、このような内容の回答を行うことは妥当ではありません。こういう状況の中で、どこが公平公正と言えるのでしょうか。他の小樽港港湾利用者の中に、今回の高島袖護岸における護岸登録が行われなかったとして、不公平、不公正を訴える方がおられるのでしょうか。違法な状態がうかがわれる中で、この状態が適法である積極的な根拠を示されることなく、公平性、公正性を行政が主張すること自体、極めて不公正な状況であると考えますが、いかがでしょうか。見解をお示しください。

さらには、漁業者が船舶の安全航行、漁業権行使の確保について求めている点については、観光船事業者に対し、小樽市漁業協同組合と協議するよう指導し、同漁業協同組合に対しては観光船事業の今後

の対応を検討していただくよう依頼したとのことであります。

また、今後も関係者等の調整を図ってまいりたいと考えておりますとのことですが、今後において、小樽市はどのような調整を図っていくのでしょうか。少なくとも図っていくと考えるでは全くやる気が感じられません。この対応では、陳情者の願いが一切反映されておりません。近代の歴史の中で高島地区の漁業者は、高島漁港の開発などで漁場が徐々に狭められており、高島袖護岸付近の範囲も重要な漁場である旨伺っております。折しもこれからウニ漁やナマコ漁が最盛期を迎える最中です。特にナマコ漁の際には、深いところまで捕獲用のさおを入れるので、波の影響を受けやすくなると申されております。漁業者の方が操業中に観光船による波の影響で漁が妨害されるばかりか、その生命、身体を害されるおそれがあることを強く心配されております。

観光船事業者には市長後援会の幹部であることも示唆されている中、市が行った許認可等に関する法令違反の状況が強く指摘されているにもかかわらず、漁港区内で観光船事業を展開するための幾つものお墨つきを出し、一方、その影響で本来その地域で漁業を営んでおり、観光船事業者の事業により操業に多くの懸念を抱えている漁業者の声を相変わらず聞こうとしない市長の態度は、およそ市民のための市政運営とはかけ離れているものと思えます。

少なくとも、今回報告された陳情第16号に対する回答については撤回し、改めてコンプライアンス委員会の判断を待って対応すること、漁業者の皆さんの声をしっかりと受けとめて、安全操業の確保のための具体的対応を行う等の回答をすべきであると考えます。見解をお示してください。

以上で3項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、港湾について御質問がありました。

初めに、第3号ふ頭整備とクルーズ客船誘致についてですが、まず本市におけるクルーズ客船の寄港目標につきましては、平成23年に外航クルーズの日本海側拠点港の申請に当たり、伏木富山港と舞鶴港とともに策定した計画の中で、平成37年に達成すべき目標として、年間寄港回数を34回と設定しております。

この計画の中でうたわれている行動目標としては、各港の取り組みとして、快適で魅力ある寄港地を目指し、ホスピタリティの向上や観光メニューの創出、背後観光地に関する情報発信を行うことのほか、安全な寄港に向けた施設整備や円滑なC I Q体制のための旅客ターミナル機能の整備などを掲げております。また、3港連携による取り組みとして、環日本海クルーズのブランド化の推進や国内外の船社に対する3港連携による誘致活動の推進などを行動目標として設定しており、現在、これらを実施しているところであります。

次に、ターミナルビルの建設を行い、クルーズ客船誘致活動に拍車をかけていくべきとの見解につきましては、現在、国の直轄事業により、第3号ふ頭における岸壁等の整備は進めているところではあります。また、港湾施設を含めた市全体の公共施設の老朽化対策などを優先的に行う必要があり、市の財政状況などを総合的に勘案すると、旅客ターミナルビルの建設については、直近で整備することは現実的ではないと考えております。また、ターミナルビル運営に係る試算につきましては、現段階では行ってはおりません。

次に、クルーズ客船寄港に伴う経済効果につきましては、乗船客や乗組員による観光消費のほか、水

先案内や網取りなどの港湾関係事業者の収入、さらには入港料や係留施設使用料などの市の直接的な収入があると考えております。これまでも、市として参考値としての経済効果額を試算したことはありますが、クルーズ客船の寄港回数がふえ、それに伴い小樽を訪れる乗客乗員の人数が増加することで、経済効果は当然に高まるものと認識しておりますので、今後につきましても、必要に応じ経済効果の試算を行ってまいりたいと考えております。

次に、高島漁港区における観光船事業への許認可についてですが、まず、他の港湾利用者で高島袖護岸における護岸登録が行われなかったとして、不公平、不公正を訴える方がいるかにつきましては、仮定のお話でありますので推しはかることはできません。

次に、この状態で公平性、公正性を行政が主張することにつきましては、今回の護岸の登録は法令・条例に基づき適切に処理したものであり、他の港湾施設利用者と不平等にならないように、公平、公正に取り扱ったものでありますので、不公正な状況ではないと考えております。

次に、漁業者が求めている船舶の安全航行、漁業権行使の確保について関係者と今後どのような調整を図っていくのかにつきましては、市といたしましては、事業者と市漁業協同組合との間で、船舶の安全航行の確保などについての協定を結ばれることが望ましいと考えており、平成29年第1回定例会経済常任委員会終了後、港湾室から市漁業協同組合に事業者が船舶の安全航行の確保などについて、直接漁業者に説明する場を設けることを希望していることについて伝えておりますが、現状では説明会の開催は予定されておられません。

このような中で、事業者からは市漁業協同組合に対し、安全操業確保についての考え方が示されると伺っており、市としても引き続き、市漁業協同組合、漁業者、事業者の声を聞きながら調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、陳情第16号に対する回答については撤回し、安全操業の確保のための具体的対応を行うなどの回答をすることにつきましては、高島地区における観光船事業への許認可は法令・条例に基づき適切に処理したものと認識しておりますことから、現時点で陳情第16号への回答を撤回することは考えておりません。

また、コンプライアンス委員会においては、現在、委員の一人が体調を崩され、委員会が開催されておませんが、今後の調査の推移を見守りたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）

○14番（中村吉宏議員） 美育、芸術教育について伺います。

本年第1回定例会の教育行政執行方針によると、本市においても、知・徳・体のバランスのとれた人材育成を基本に据えること、生涯学習の取り組みとして、幼児から高齢者まで自然科学や芸術等に親しむことができる学習機会の提供を初め、子供たちの情操教育等に資する取り組みを引き続き進めるとのことでありました。

今年度の施策として、小樽音読カップや小樽イングリッシュキャンプ等を引き続き実施すること。また、体育教育に関する施策も多く用意されております。また、学校における道徳教育の時間も確保されている中、情操教育にとって重要である芸術教育の施策が不十分であると認識しております。今年度、小樽市として子供たちの情操を向上させるための芸術に関する教育施策はどのようなものがあるのか、お示しください。

昨年度は、静岡県熱海市にある美術館所蔵の美術品、歌川広重の版画、東海道五十三次保永堂版のうち、10作品が小樽の小学校2校を巡回し、児童が本物の芸術作品に触れる機会がありました。これからも子供たちが芸術作品に触れる機会を多くつくっていただきたく、今後において芸術教育を推進する施策事業があればお示しください。本物に触れる機会や美育指導のより一層の充実を求めますが、見解をお願いいたします。

学校図書館における司書の配置と市立小樽図書館の連携等について伺います。

現在、小樽市の小・中学校では、学校司書配置の学校と、そうではない学校があると認識しております。現在、学校司書が配置されている小学校、中学校は何校あるのかお示しください。

また、本の整理などについて、PTA等の方々がボランティアで取り組まれている学校もあると聞きます。図書の整理や児童・生徒への案内など、心強いサポーターだと思いますが、学校司書もおらずボランティアの方の活動もない学校は市内にあるのでしょうか、お示しください。

小樽市内の小・中学校図書館と市立図書館との連携事業として、スクール・ライブラリー便がありますが、そのほかに連携した事業は本市にはあるのでしょうか。子供たちの読書推進について、学校図書館の利活用と市立図書館の連携をより強固にしていくために、市内全小・中学校に図書館司書の配置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

恵庭市では、ブックスタート事業で乳幼児への読み聞かせを充実させ、市内小・中学校の図書館に1人ずつ司書を配置し、子供たちの読書推進や授業での図書館利用、教諭が図書館の資料を授業で使用するためのデータ集積、相談などの業務を行っております。さらに恵庭市は、市内の事業者の協力を得て、まち全体を図書館にするという施策、恵庭まちじゅう図書館という取り組みを行い、市民が気軽に本に触れる機会を用意しております。これにより、市外、道外から観光や視察の人が訪れる状況とのことです。いろいろな施策で子供から高齢者までさまざまな情報に触れ、また、子供たちが知識と教養にあふれた生活を送る場の創造は、教育の充実という観点から重要なことであると考えます。

小樽市も朝の読書や音読カップという子供たちが本に親しめる企画を展開するその先に、ぜひこうした取り組みを推進してほしいと思いますが、見解を伺います。

以上で、4項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 中村吉宏議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育関連について御質問がありました。初めに、美育、芸術教育についてですが、まず今年度、子供たちの情操を向上させるための芸術に関する教育施策につきましては、教育委員会では札幌交響楽団によるコンサートを開催し、質の高い演奏を聞くことはもとより、楽器の紹介や児童・生徒が指揮者を体験するコーナーを設け、音楽への興味・関心を高め、豊かな感性を育みます。

また、美術館では市内の小・中学校を対象とした馬の絵写生会バスツアーを実施し、美術館のギャラリーにて展覧会を行うとともに、美術に関心の高い中学生や高校生を対象に、画家の指導のもと、人物デッサン会を実施いたします。

各学校におきましては、校外学習等助成事業として、著名な劇団などの芸術団体を招き、演劇や音楽の鑑賞を行います。また、文化庁の文化芸術による子供の育成事業を活用し、和楽器の琴や能楽の芸術家による学習を今年度8校が実施する予定となっております。

次に、芸術教育に関する今後の施策と展開につきましては、札幌コンサートの開催など、これまでの

取り組みに加えまして、美術館ではバスを用意して、各学校の児童・生徒を美術館に案内し、美術館での鑑賞マナーや、作品の見方などを学ぶ鑑賞教室の実施を計画しております。また、北海道立近代美術館の学芸員が絵画や彫刻などの所蔵品を学校に持参して、本物ならではの魅力を伝える出張アート教室も予定されておりますので、これらの事業にも積極的に応募するよう、各小・中学校に広く呼びかけてまいります。

教育委員会といたしましては、児童・生徒が芸術への興味・関心を高め、豊かな情操を養う教育活動が大切であるというふうに考えておりますので、より多くの児童・生徒が質の高い芸術に触れる機会をふやしていくことができるよう、研究してまいりたいと考えております。

次に、学校図書館における司書の配置と市立図書館との連携についてでございますが、まず、学校司書を配置している学校数につきましては、平成29年度は学校司書を2名増員した結果、小学校3校、中学校1校に配置しております。また、学校司書の配置がなく、ボランティアの活動もされていない学校につきましては、29年1月の調査では、小学校で10校、中学校で11校となっております。

次に、スクール・ライブラリー便のほか、図書館と市内の学校図書館との連携した事業があるかということにつきましては、これまでは学校巡回文庫や図書館出前講座などを行ってまいりましたが、29年度からは子供読書担当の司書を1名配置して、学校図書館の指導や研修を実施しております。

また、学校図書館を訪問し、図書館の環境整備を行う学校図書館クリニックを初め、学校からの要望を受け、テーマに沿った本に関する読書指導を行うブックトークや、低学年に対する読み聞かせに取り組むとともに、学校図書館通信、たるぼとレポートを市内の小・中学校に配付するなどの事業を行っております。

次に、市内全小・中学校に学校司書を配置する必要性につきましては、平成32年度から実施されます新学習指導要領では、学校図書館や地域の図書館を積極的に活用した児童・生徒の自主的・自発的な読書活動や資料を活用した情報収集等の学習活動を充実することが示されており、教育委員会といたしましても、市立図書館と連携した学校図書館の充実を図るためには、学校司書の配置が欠かせないものと認識しておりますので、今後、市長部局とも協議をしながら、できるだけ多くの学校に学校司書が配置されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、恵庭市のような取り組みを推進してほしいということにつきましては、まず、教育委員会としましては、今年度、図書館に子供読書担当の司書を配置し、子供たちを対象とした読書の推進を図るとともに、学校司書の配置につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今後も市長部局との協議のもと、充実を努め、図書館と連携し、学校図書館の利用促進、授業における読書支援などの取り組みを一層進めてまいりたいと考えております。

また、市民が気軽に読書に触れる機会の創出につきましては、子供から大人まで楽しめるような、さまざまなテーマを掲げた展示コーナーの設置や講演会の開催など、昨年からは図書館において取り組んでいるところでございますが、先進都市の事例を調査するなど、今後のさらなる充実について研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）

○14番（中村吉宏議員） 除排雪、貸出ダンプ制度について伺います。

平成28年度の除排雪事業について、1月初旬に市内路線バスが雪により道路幅が狭まり、運休や迂回

運転を余儀なくされたこと。市内小・中学校の3学期始業前の通学路排雪要望に対し、ほぼ対応できなかったこと。市道住吉線の排雪作業の際、市長が直接担当業者に接触し、該当箇所の排雪を中止せざるを得ない状況になり、現場や市政執行に混乱を生じさせたこと。その作業について、雪対策課長が業者との連絡、協議を行ったこと。市内緑のいわゆるはしご状道路の排雪で、突然、排雪方法の時間帯などを変更させ、業者に混乱を生じさせて、さらには市民の通行の妨げなど、迷惑を生じさせ、しかも対象箇所の排雪完了を大幅におくらせたこと。多くの市民から寄せられた駅前中央通線の排雪要望を聞かず、市民や観光客の方々、通行車両の利便性に大きな不便をかけたこと。市内各所の排雪要望に応じず、路線種にかかわらず、路肩に高い雪山をつくり、脇道から出てくる車両の視野を遮り、事故に至るような状況を放置したこと。降雪量は昨年対比でわずか6センチメートル増にもかかわらず、除排雪の苦情件数が1.5倍になるような状況を生じさせたこと。これらのことをしっかりと反省すべきです。市長は、きめ細やかな除排雪を行っていると言いますが、市民にとって全くそうは受け取られず、むしろ不満であるとのこと。

以上のことを全て踏まえ、28年度の除排雪について総括を示し、ことしの冬に向けてどのように改善していくのか、お示してください。

今年度、雪対策課を2課体制にし、貸出ダンプ関連の業務を建設部庶務課から雪対策第2課に移管するとのこと。これらの変更は原課から報告はありませんし、私が把握したのは、ことしの人事異動の情報を見てのことです。雪対策課を2課体制にしたのは、建設部からの要望ではなく、総務部主体で決定したと人づてで聞いておりますが、なぜ総務部主体で決めたのでしょうか。そして、これらの変更は、いつ、どこで、誰が決めたのでしょうか。また、雪対策課を2課体制に変更したことで、それぞれの課がどのような業務分担になるのでしょうか。さらには、貸出ダンプ関連の業務移管について、議会には報告したのでしょうか。答えてください。

次に、議案第5号、ロータリー除雪車取得について伺います。

市長は、御自身の除排雪に関する方針で、かき分け除雪を行い、かき分け除雪が厳しくなったら、ロータリー除雪車で雪を積み上げる方法をことしも実施する方針と認識しております。また、置き雪対策で、置き雪をロータリー除雪車で飛ばして問題を解消するとの考えのようですが、ロータリー除雪車を1台3,855万円の費用で購入し、それだけで市内の置き雪が全て解消されるのでしょうか。市内の置き雪を解消するためには、何台の除雪機が必要なのでしょうか。一番の市民要望は、降雪で道幅が狭くなったときに、速やかな排雪が行われることです。もし、この3,855万円を排雪費用に回すとしたら、平成29年の1月末の時点の降雪量を前提に、どのぐらいの距離の排雪を行えるのでしょうか、お示してください。

厳しい財政状況を口にする市長ですが、その財政状況において高額な、高く雪を積み上げる機械を取得することは市民の納得を得られないものと考えます。購入したロータリー除雪車は、市民要望に応え、排雪に利用するのが賢明と考えますが、見解を示してください。

以上、5項目めの質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪、貸出ダンプ制度について御質問がありました。

まず、平成28年度の除排雪の総括と、ことしの冬に向けた改善につきましては、28年度の除排雪に

については、27年度から取り組んでいるがたがた路面の解消、除雪第2種路線の出動基準の見直し、除雪拠点の増設等や28年度から取り組んでいる除雪第3種路線における除雪作業の強化の試行、主要交差点等の雪山処理の強化などのさまざまな除排雪に関する改善が進んでいるものと認識しております。

しかしながら昨年度は、排雪作業のおくれや一部のバス路線で運行に支障を来す状況が生じたことなど、除排雪に関してさらなる改善を図ることが必要であると考えております。今年度の除排雪に向けた改善等については、現在作業を進めている最中であるため、具体的な内容をまだお示しできておりませんが、昨年度までの除排雪に関する取り組みの状況を踏まえ、よりきめ細やかな除排雪を実現するため取り組んでまいりたいと考えております。

次に、雪対策課を2課体制に決定したことにつきましては、先ほども申し上げた理由により、除排雪体制の強化を図ろうと熟慮した結果、3月に入った段階で、私が除雪対策本部長である副市長と人事担当の総務部長と相談の上、決めたものであります。

次に、雪対策課の2課体制の業務分担につきましては、主な業務分担としては、雪対策第1課については、北地区の第1、第5、第6ステーションを担当するほか、夏季の業務として、除排雪業務の検証、制度設計、予算作成、地域総合除雪委託業務の設計などであります。

また、雪対策第2課については、南地区の第2、第3、第4、第7ステーションを担当するほか、夏季の業務として、貸出ダンプの制度設計・実施、雪処理場・ロードヒーティング設備、除雪機械等の点検・維持補修、雪堆積場の検討などであります。

次に、貸出ダンプ関連業務移管の議会報告につきましては、貸出ダンプ業務は、市が行う総合除雪の排雪と一体的に現場管理を行う必要があることから、庶務課から今年度新設した雪対策第2課に移管したものであり、部内での業務移管であったことから、議会への報告は行っておりません。

次に、置き雪対策と除雪機械の関係につきましては、将来的には除雪作業による置き雪をなくしたいという私の考えから、昨年度をその第一歩として、小樽市除雪業務委託等仕様書にロータリー除雪車の活用を明記したところであります。しかしながら、置き雪の解消には、タイヤドーザーやグレーダー等、他の除雪機械も使用することから、ロータリー除雪車の購入のみで置き雪が解消できるものではありません。また、道路ごとに幅員や勾配、交通量、家屋の張りつきぐあいなどの状況が異なるので、市内の全ての置き雪を解消するのに必要な除雪機械の台数については、今後の除雪作業を通してデータの蓄積や分析等をする必要があることから、現時点でお示しすることはできません。

次に、ロータリー除雪車の購入予定金額相当の排雪延長につきましては、本年度のロータリー除雪車の購入予定金額3,855万円で、排雪作業が可能な延長を平成29年1月後半に路線排雪を行った車道幅員が約10メートルの道路の排雪経費をもとに計算いたしますと、あくまでも試算ではありますが、排雪作業が可能な延長は15キロメートルであると推計されます。

次に、購入したロータリー除雪車による排雪につきましては、そもそも除雪予算では1路線当たりおおむね1回程度の排雪費しか計上しておらず、頻繁に排雪を行うことはできません。したがって、除排雪作業では、まずタイヤドーザーによるかき分け除雪の後、ロータリー除雪車による拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上除雪作業ができなくなった時点で排雪を行うものであり、購入予定のロータリー除雪車は拡幅除雪や排雪作業に効率的に使用してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）

○14番（中村吉宏議員） 最後に、森井市長の政治姿勢について質問いたします。

市長は、就任当初から開かれた市政を目指すと言っておられます。そして、我が党の濱本議員の本年第1回定例会における議会との関係に関する質問に対しても、市政の進捗状況などについて、都度伝える旨答弁しております。

また、5月2日の定例記者会見でも、議会前に職員が行う説明も、以前より意識して取り組んでおり、改善が図られているとの認識のようですが、実態はそうでしょうか。

平成29年度人事異動では、議会事務局職員の異動について、議長との協議などをしっかり行わない結果、議長の任命権を侵害する姿勢を示したこと。また、先に質問したとおり、市役所各部の組織変更について、議会に何ら説明がありません。それどころか、原部はもとより市役所内部で説明、連絡がしっかり行われていない状況です。それにもかかわらず、市長は議会に対ししっかりと説明を行ったと言えるのか、ひいては議会との信頼関係の回復をしようとする意志があるのか、教えてください。

就任後2年が経過した中で、市政上は問題が山積であります。経済界との関係改善は見られず、議会とも信頼関係を回復できてはいない状況です。森井市長就任から主に市長発言が原因で毎回空転する市議会、議会が認めない参与の任用、不可解な森井ひであき後援会通信の発行、法令違反が疑われる内申のない27年度人事異動、ふれあいパス制度の利用制限の発案、法令違反や後援会関係者への利益供与が指摘される高島漁港区での観光船事業者への許認可等や貸出ダンプ配車方法の変更案、2度の問責決議可決、27年度決算不認定など、たった2年で問題山積です。

うち、人事異動の問題と高島漁港区の観光船事業者の許認可問題は、小樽市コンプライアンス委員会に公益目的通報があり、人事異動の件については通報事実ありとの判断でした。その反面、有効な経済対策は行われず、産業振興も財政対策も目立った施策が打ち出せていません。産科医確保もできておらず、老朽化する市の施設の改修も計画が出ただけであり、港湾関連の施策も抽象的で、これまで推進しようとしてきたビジョンも実行せず、行っているのは国直轄の岸壁改修のみです。冬の除排雪では、きめ細やかではないかき分け除雪と積み上げ除雪で道路通行を不便な状況にし、排雪の要望には応えない結果、除排雪苦情件数の増加、市民のための市政運営というよりは、市長の思いだけで進められる市政で、その姿勢は独善的と言わざるを得ません。

この2年間で森井市長が成果として実施できたことは何なのか、お示してください。

5月2日の定例記者会見において、市長は記者から、これまでの市政運営について100点満点での評価を尋ねられたところ、気持ちとしては100点と思っていると答えております。その理由に、一生懸命やってきたことに自分自身としても評価したいと理由を説明しております。この言葉を聞いて、市長の姿勢を支持している人はどのように思われると思うか、支持していない人はどのように思われると思うか、教えてください。

頑張ったことだけの評価は、市民は認めません。頑張った結果、何を生み出したのか、それが評価対象になるものです。少なくとも社会人たるもの、自分の仕事でできたものと課題として残るものをしっかり判別し、自己評価を下すものです。そうでなければ成長も進歩もないからであります。

我々が前に調査したところ、市民の6割は、森井市長の市政に疑問を抱いているという結果が出ています。市民のための市政運営という観点から、それでも100点満点と言えるのか、また、私が指摘した以上の問題を踏まえて100点と言えるのか、教えてください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま私の政治姿勢について御質問がありました。

まず、市と議会との関係につきましても、私といたしましては、常任委員との懇談会を開催し、情報交換を図るなど、私の就任以前にはなかった取り組みを進めるとともに、市政の進捗状況に係る都度の報告を努めて行うほか、議員の皆様からのお問い合わせに対しても、説明や資料提供などを適宜対応させていただいております。御指摘されている人事異動に係る議長との協議や組織変更についても適切に対応しておりますので、これらのことをもって議会との関係が損なわれたものとは思っておりません。今後とも引き続き議会に対してしっかりと報告や説明を行うなど、執行機関としての説明責任を果たしてまいりたいと考えております。

次に、この2年間で成果として実施できたことにつきましては、主なものを申し上げますと、まず開かれた市政への取り組みとして、市民公募委員制度小樽まちづくりエントリー制度を導入し、おたるWAKI・あい・あいトークを実施いたしました。また、安心して安全なまちづくりとして、除雪拠点の増設や除雪第2種路線の出動基準の見直し及びがたがた路面の解消、市の施設へのAED設置の拡大を行いました。

子育て世代や高齢者などに優しいまちづくりとしましては、こども医療費助成を拡大し、小樽協会病院での分娩取り扱い再開のため、北後志周産期医療協議会を設置し、医師の確保に取り組んでいるほか、銭函駅のエレベーターが着工に至り、そして南小樽駅周辺地区バリアフリー基本構想を策定いたしました。

さらに、英語教育の充実やスクールカウンセラーの配置、ふるさと教育推進事業など、教育環境を充実したほか、まちを元気にするための取り組みとして、日本遺産認定に向けた歴史文化基本構想の策定に着手し、ふるさと納税を行った方への特産品の贈呈や創業支援事業を開始したほか、港湾物流の促進やクルーズ客船の誘致を図るため、首都圏などで小樽港のトップセールスを行ったことなどが実施してきたことであります。

なお、これらの事業につきましては、議会に提案し、御議論いただいた上で御決いただいておりますので、私の思いのみをもって市政運営を行っているとは考えておりません。

次に、定例記者会見での私の自己評価と、その理由に対して、市民の皆様がどのように思うかにつきましては、私がこの2年間さまざまな課題の解決に向け、全力で真摯に努力してきたことに対する評価として、自身の気持ちの上ではそのことを100点という形で表現したところであります。私の市政運営を支持している、いないにかかわらず、現時点で市民の皆様がどのように思っているかは推しはかることはできませんが、市政運営に対する最終的な評価は市民の皆様が御判断されるものであると考えております。

次に、定例記者会見での私の自己評価につきましては、最終的には市民の皆様が評価すべきものであるという前提でお話ししたもので、点数で表現するのは難しいと思いながらも、私がこの2年間さまざまな課題の解決に向け、一生懸命全力で努力してきたということに対して100点と表現したものであります。また、今後の2年間においても全力で取り組み、課題を一つ一つ解決しながら、最終的には市民の皆様から100点と評価していただけるよう、努力してまいりたいと考えております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 何点か再質問させていただきたいと思っております。

まず、人事等の問題についてですけれども、議会への報告、これは各項目にわたって議会へ報告したのですかというポイントを示させていただきましたが、まず議会への報告という点は、先ほど質問の中にも用意させてもらいましたけれども、例えば、この雪対策課の2課体制ですとか、そういう状況があれば、条例ですとか、そういうものの変更等ではないにもかかわらず、もちろんないのでけれども、もっと議会との信頼回復ですとか、そういうことをおっしゃられるのであれば、そういった情報も細かく伝えるべきであると思うわけであります。現に我々、市議会議員も市民の皆様からいろいろな要望を伺って、各原課に相談に行ったりということがあります。こういう組織改革して変更になったこと自体を我々が知らないということは、市民の皆様にも迷惑がかかる、そういう状況が発生すると思うのです。この辺もしっかりときめ細かく対応していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

それから、2点目に、コンプライアンス委員会の件を挙げました。これはコンプライアンス委員会、今回委員の方1名が御病気でということですが、今現にコンプライアンス委員会に通報が上がっている案件がありますよと、これを中断してしまって結論が出ない。これは議会議論にも実は大きな影響を与える今回問題なわけであります。こうした問題が上がっているのに、ずっと中断をしておくということが果たして妥当なのか、これがもしほかに通報事実が上がってくるような状況があって、どんどん進めていかなければならない状況が発生した場合に、これについて市はどのような対応をしていくのかというのが、はっきり答弁からは見えなかったような気がします。

なので、やはりこういうものはしっかりと明確に条例自体を見直していくのか、あるいは規則のレベルでやるのかは別として、こういう事態にならないようにしっかりと運用を考えた法整備なり、私は法の欠缺だと思ってますけれども、この条例の内容の欠缺だと認識してますけれども、こういうことがないように、市としてどういう対応をするのかということも、いま一度しっかりと答えていただきたいと思えます。

それから、次に財政の歳入増加策について伺いました。いろいろな例示もさせていただきましたし、法定外目的税という方法でやるのか、あるいは寄附金を募るという形でやるのか、はっきりお答えを示されてないと思うのです。調べますという段階ではない。私は、本質問の中でも申し上げましたが、これはもう今突然上げた問題ではないのです。2年前にほかのまちにも先駆けて、先駆けてというか、先行事例はありますから、先駆けているという言葉は妥当ではないのかもしれませんが、少なくとも道内においては先駆けたつもりで発案しております。調査等も余り進んでいないという中で、今、道内他都市がその創設に向けて動いている、また北海道も創設に向けて動いている段階で、小樽市はやるのかやらないのか、やる上での調査なのか、やらないけれども何か調査をするのか、そのあたりをしっかりと答えいただきたいというのが1点。

もし、その方法でやらないのであれば、今後の中期財政見通しも非常に厳しい見通しが示されている中で、この歳入を増加させるいろいろな施策に向けて、歳入を増加させる、あるいは施策を何も打たないということも考えられるのでしようけれども、何かやろうとしていく中で、どうしても先立つものというのは必要な中で、この法定外目的税なり寄附なりの新しい手法を用いないのであれば、小樽市は代替案、あるいは代替策として、今後どういうものやっていくのか、お示してください。

それと、今これ本当に迷っているとか、調査をぼんやり進めるという段階ではないと私は認識しています。今の歳入増加策についてですけれども。北海道が今この法定外目的税を導入して、各道内市町村に交付金を割り当てていく際には、必ずその使途というのは決まった状況で出てくると思うのです。小樽市が小樽市で独自に目標を持った形で設定をできるというのは、小樽市が独自に設定した法定外目的税だと思ふのです。少なくとも観光整備にこの資金を充てていきながら、ほかの施策に財政上調整をし

ながらほかの施策を展開するという方法だって十分考えられると思うのですけれども、そういうお考えはないのか、あるのか、お答えください。

それから、小樽商工会議所の要望に関連してお伺いしますが、小樽市が回答した中で、これ少し抽象的なので、今回質問を取り上げてどういうことなのかというのを伺いました。観光が軸なのか、対応としてですよ、産業政策の対策として、観光が軸なのか、軸だと言いながら話がいろいろなところへ飛ぶのです。企業誘致します、地域は地域でこの三つの地域の中でどうやるのか、中心部の開発についてはその対応策、体系の中のその施策というのがはっきり見てとれませんでした。

商工会議所のこの要望についての内容というのは、まずこの要望をどういう思いで会議所が挙げてきているのかというのを、皆さんおわかりなのか、それをまず1点伺いたいのです。どういう思いでというのは、市内の状況、どういう状況で見て、どういう思いでこの小樽市内にいらっしゃる経済界の方々の総意として、どういう思いで持ってこられたのか。多分ここがずれているからこういう回答になるのだろうと思うのですけれども、まずそれをお答えください。

そのほか、港湾についてですけれども、クルーズ客船の来港、第3号ふ頭のターミナル建設についてですが、これはやはりやらないということなのですね。必要性や経済効果、波及効果等もしっかりと示してきました。私は代表質問の中で、また歳入を増加させていく策ですとか、国からの補助金等もあるでしょうというお話もさせていただきました。本当にこの第3号ふ頭のターミナルについては積極的なお考えではないというのは、今の答弁で見てとれましたが、これをもし、すぐ近年、今年度あるいは来年度あたりから建設を始めるとしたときに、使用できる交付金なり補助金はないのでしょうか。これが一つ。

それから、この第3号ふ頭を建設にするに当たっての、いろいろな経済効果、考えられることも挙げましたが、こういった積極的な試算はしましたかといっても、余りしてないようですけれども、積極的な試算をした経緯がありますか、これは森井市長の就任以前も含めて、あるのかどうか示してください。

先ほどの冒頭というか、この項目の再質問の頭ですけれども、やるのですか、やらないのですかというのはしっかり示してください。

それから、高島漁港区のこの陳情に対する質問なのですけれども、余りにも陳情を上げられた方の願意というか、ないがしろにし過ぎている。コンプライアンス委員会に今通報がかかっている段階で、小樽市が行った許認可に疑義があるという市民がいて、それを今調査している段階で、その結果を見るということは、やはり必要なのではないかなと思うのです。願意に関連させながら、こういう結果を見て、だから撤回してくださいと言っているのですが、もう一度ここは考え直されたほうが、市民の皆さんのためになるのではないかなと思うのですけれども、見解をお示してください。

それと、漁業者との関係なのですけれども、これは何か調整を図っていく云々というお話がありましたが、漁業者と具体的に、事業者と漁協と漁業者と、しっかり市がかかわって調整していきたいというような答弁だったかと思うのですが、これについてはどういうことなのか。特に、こういう陳情で要望を挙げられている漁業者に対しての関係、どのように対応していくつもりなのか、示していただきたいと思います。

それから済みません、1項目抜けていましたが、中心市街地再々開発について、基本的に小樽市としては、この計画なり何なりというのを、経済界等と関連させてやっていくのでしょうか。市長の御答弁では、市営住宅の建設をします、周辺の交通整理をします、多分それだけにとどまっていると思うのです。

ただ私としては、住宅を市街地につくったからといって、別段にぎわいづくりという話にもならない

でしょうし、交流人口の扱いはどうするのだという話もしましたけれども、それについては答弁の中には触れられていなかった。そういうものも見据えた交流人口や、市民のにぎわい、いわゆる商業活動です。そういったものも見据えた中で、交通状況も整備しながらの開発が必要だということをお伝えしているのですけれども、その経済活動あるいは交流人口の対応、こういったものを含めてもう少し総合的な開発計画が必要なのではないか。これをやるのか、やらないのか、もし小樽市が現状できないのであれば、民間主導でやっていくという発想もあると思うのです。

そこにいろいろな許認可をある程度幅を持たせて市がかかわっていくということも可能だと思うのです。アイデアを民間にどんどん出してもらって、それをつくっていくということも、手法としてはあることだと思います。こういう可能性も含めてできないのかどうか、もう一度お示してください。

それから、教育に関連した質問をさせていただきました。小樽市でもさまざまな取り組みをされていらっしゃるというか、私が少し不勉強で、それもあったというのも後から気づいた部分もあるのですけれども、そういった中で、学校の図書館司書の導入というのを、平成32年でしたか、目標にということでありありがとうございます。御答弁いただきました。できれば少しずつ早めながらというのもお願いしたいところではあるのですが、それについては、これは具体的にこの先何人ずつふやしていきますとか、そういったことも少し具体的に触れていただければと思います。それが一つ質問と。

あとは要望なのですが、この図書館司書をフルに機能していただいて、子供たちが本になじんでいくというのは、今、教育部で取り組まれている携10運動とか、スマート7、これとの関連性で非常にまたそちら方面の対策効果というのも上がってくると思うので、ぜひ積極的に進めながら、図書館連携等とあわせて推進していただきたいと思います。

それから、除排雪に関してですけれども、私は市民の皆さんからのお声をずっと上げました。また議会議論で生じた問題点を指摘させていただきました。市長の答弁は、御自分ができたと思っていることが並んでいるという、これはあくまでも言い合っても平行線になってしまうのですけれども、ただ、今本格的な反省等々について、来年度どうするかということについては、まだ今後の議論だということなのですけれども、少なくとも市民の皆さんからこういう要望や苦情が上がっている中で、またこういう問題がある中で、そういう要望に答えていくといいますか、これについてはどうだったのかと。来年に向けて本当にそういうものをどう取り上げて取り入れていくのか、そういう声をどう取り入れていくのかというのを、いま一度御答弁ください。

そして、市長の政治姿勢に関する質問であります。いろいろお伺いをしていった中で、まず議会との信頼関係、それから議会にきちんと状況報告をしているのかと。これは具体的に今まで議会に各担当部署が、あるいは市長、副市長が議会に報告を持ってくる内容、ここにどういうものを報告してくれて、どういうものを報告しないという線引きというのは特にないでしょうけれども、少なくとも前回の議長の任命権、これを侵害するような状況が発生したことに対して、議会は非常に遺憾に思いますし、信頼だっていないわけです。こういう状況を回復していくのであれば、少なくとも今回行われたこういういろいろな状況の変更ですか、各部の変更等、そういったものについても丁寧に説明をしてくれて初めて、ああ、市長は議会に向き合ってくれているのだなという認識を一般的には持つと思うのです。そういった意味で、きちんと向き合ってくれる、より一層の丁寧な対応をしたほうがいいのではないですかということをおっしゃっているのですけれども、これを踏まえてもう一回御答弁ください。

それと、100点満点に関連してのお話ですけれども、一般的にどうでしょう、外国の方たちでしたら、どうだい、よくできたかい、私はよくできたよという感性を持たれている方たちもいらっしゃいますが、おおむね日本人というのは、すごく勤勉かつ真面目な国民性といいますか、また謙遜という言葉がある

とおり、自分の施策というのをある程度厳し目に評価して外に向けて発表するというのが、一般の日本人の感覚ではないのかと思います。

それを考えて、プラス市長は自分でここまでやってきました、一生懸命やってきました、気持ちの問題です。半面、冷静にできている施策と、できていない施策というのは、御本人の中でもあると思うのです。そういうものを加味しながら、しかも小樽市の外に向けて自己評価を求められて、そういう発言をしていかなければならないわけですから、本心、内心は100点だと思っけていても、表現としてはもう少し別な方法が妥当なのではなかったのかなと思います。この点を御答弁ください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては担当の部長より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、私からは、港湾におけるターミナルビルの建設の件について答弁させていただきます。

今、公共施設等総合管理計画等も含めて、現在、市で所有している施設のあり方ということを示させていただいたところでございます。今、人口減が続く中で、さらに老朽化した建物が非常に多くある中で、新設で建物を建てることは非常に難しい状況だということは、もう既に皆様も御存じのとおりかと思っております。

（発言する者あり）

その中で、港湾施設等の老朽化も含めて、市全体の公共施設等のことをやはり改めて総合的に鑑みますと、やはりそのような旅客ターミナルビルのような新設を直近で整備することは非常に難しい、現実的ではないというふうに記者会見でもお話をし、きょうの答弁でもさせていただいたところでございます。その思いについては、今お話しさせていただいたとおりですので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

それと、雪対策についても私から答弁させていただきます。

先ほど御答弁させていただいたように、昨年度に行わせていただいた除排雪の状況は、現在、検証中のところでございます。その検証をしっかり行った上で、これから、特に平成29年度においてどのように取り入れていくのかということをお示ししたいと思っておりますので、この場における答弁は差し控えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それと、議会に対してもっと丁寧に説明をすべきだということかと思ひます。先ほども答弁させていただきましたけれども、今まで取り組んでいなかった常任委員との、委員会ではなく事前懇談会であったり、情報交換の場などを今つくらせていただいたりしているところでございます。また、都度、議員の皆様から担当職員に対し、施策における説明であったり、資料要求その他さまざまなお話が出ておりますけれども、それについても都度丁寧に対応させていただいているところでございます。

本日御指摘のありました人事における概要の配付においては、今までは条例改正に伴う組織変更など、そのようなことにおいては御説明させていただいたところではございますが、このような概要の配付ということを残念ながら以前より行ってはおりませんでした。ですので、今の御指摘も含めて、そのような配付を行っていくなど、今後におきましても、説明については適宜対応できることを皆様から御提言いただきながら、改善を図っていききたいと思っておりますので、これからも引き続きよろしくお願いたします。

それと最後の評価の点でございます。これは記者会見の場においても、点数をつけると何点だという御指摘をいただいた中で、やはり施策における評価というもの、それにおいては、やはり市民の皆様が評価すべきという前提でお話をさせていただいたところでございます。あくまで私自身、その100点と表現させていただいたのは、この2年間手を抜くことなく、全力で全うしてきたということを表明するためにお示しさせていただいたところでございます。

(発言する者あり)

よろしいですか。

このようなことで、自分自身が一生懸命やっていることに対して、点数が低い状態であれば、この2年間本当に真剣にやってきたのかということをお指摘されかねないこともありますので、私としては、2年間しっかりと……

(発言する者あり)

よろしいでしょうか。

このように一生懸命の間取り組んできたということ、手抜きなくしっかりとやってきましたよということ、あくまで表現するために、記者の方は点数で望まれておりましたので、そのように表現させていただいたところでございます。

何度も繰り返になります、やはり今後においても、私としてもしっかりと職務を全うし、また公約も含めて政策を実現していくことで、最終的に市民の皆様へ100点だというふうに評価されるように、これからも努力をまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、駅前再々開発の件についてお答えさせていただきますが、駅前再々開発の問題というのは、非常に大きい問題ということで、これまでも毎年大きな課題の一つとして取り上げられてきましたし、その思いは今も私どもとして考えておりますが、当面、やはり駅前ターミナルのあの危険な状態は、これは早急に何とかしなければならぬと。

それからもう一つ、中心街の住宅の問題、これにもぎわいづくりという意味では早くやらなければならない。当面この二つに重点を絞って進める中で、当然その過程の中で関係の方々さまざまなお話をしながら、再々開発の話も一緒に含んだ上での議論になろうかと思っておりますけれども、当面はこの二つに絞って話を進めながら、全体の話をお互いあわせて関係の方々を進めていく。そういう今の考え方で進めていくということでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは2点お答えさせていただきます。

まず1点目は、雪対策2課体制など、条例変更ではないですけれども、市民生活にも影響があるような、こういった変更については、きめ細やかに議会にも報告すべきだという御質問だったかと思っております。今回のことにつきましては、かなり人事異動とも絡んだ部分ではございますけれども、やはり機構改革ということに絡んでおりますので、今後につきましては、時期的には実は今回のことは、3月の初旬というようなときに決まっております、結構、実はいとまのない時期ではあったのですけれども、今後につきましては、こういった点も気をつけて、議会には報告できるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、もう1点ですけれども、コンプライアンス委員会の関係でございます。こちらにつきましては、確かに現在、議員からお話がありましたとおり、1名の委員が少し体調を崩されておりますけれども、現在かなり回復もしてきているというふうにも聞いておまして、またコンプライアンス委員会につきましては、御存じのとおり委員が3名ということで、非常に少ないのですけれども、このコンプライアンス委員会の会議を開くに当たっては、倫理条例の施行規則の中で基本的には3名全員で開くということがうたわれております。ただし、何か特別な事情がある場合については、3名でなくてもいいという規定が入っております。

ただ、今回の場合もそうなのですが、委員長判断によりまして、会議の招集は委員長が行うということになっておりますので、委員長判断によりまして、やはりいろいろな重要な案件については、3名全員がそろった中で開いて審議したほうがいいだろうという判断が委員長から示されて、そういったことで現在、1名の委員の回復を待っているという状況でございます。

ただ、聞き及んでおりますのは、そう遠くない時期、割と近い時期に恐らくは開始できるような形になってくるのではないかとというようなことでは聞いてございますので、これからずっとこの状態が続くということではないというふうに聞いてございます。

ですから、この後、市はどうするのだというようなお話もございましたけれども、やはり先ほどお話ししましたとおり、委員会の会議は委員長が開く、開催する、招集するということからいきますと、やはり委員長の意向というのは非常に大きいかと思っております。ケース・バイ・ケースにはなるかとは思いますが、今回のようなケースにつきましては、やはり委員長の判断を尊重しながら、それに向けて市も寄り添って事務を進めていきたいというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、まず1点目といたしましては、観光にかかわる財政上の歳入の増加策、法定外目的税の関係でございますけれども、昨年の第1回定例会のときも中村吉宏議員からお話ございました、いろいろやりとりをさせていただいたことを覚えておりますけれども、そのときに、少しでも広い視点で、小樽だけではなくて、いろいろ広い視点でやるのがリスクを回避することではないかというような御答弁をさせていただいたかと思うのですけれども、今回は北海道、ニセコ町、そして倶知安町がいろいろ取り組んでいることもありますので、改めてそういう他市町村、それから北海道のこともございますので、検討していきたいというふうに考えております。

決定するかどうかにつきましては、まだここで答えすることはできませんけれども、ほかの町の状況、それからどのような課税の方法とするかについても考えていきたいというふうに思っております。

それから次に、商工会議所からの要望に係っての思いということでございますけれども、私どもの関係が少し多いもので、私からお話をさせていただきますと、もちろん、さまざまな視点で取り組んでいらっしゃる公的な団体でございますので、市の問題について積極的に発言もされておられますので、私どもとしても重く受けとめて、真摯に対応していかなければならないというふうには考えているところでございます。

それから、港湾にかかわりまして、近々、第3号ふ頭にターミナルを建設する場合の補助金の有無でございますけれども、港湾室の調べでは、ゾーニングはしておりますが、まだどのような施設を建てるか、その辺ははっきりしたものがございませんけれども、今のところでは、補助金ですとか交付金の対象にはならないのではないかとこのふうには考えております。

それから、積極的に建設費の試算をしているかというところでございますけれども、このあたりも、どのような施設にするかということ具体的はまだ形ができておりませんので、その辺のコストについては試算しているところではありません。

それから、高島漁港区からの陳情についてでございますけれども、これにつきましては、答弁の繰り返しになりますが、撤回するということはありませんけれども、一番大切なことは、まずは漁業権の確保と安全操業ということでございますので、その点についての配慮は私どももちろん必要だというふうに考えておりますので、そのために調整を進めていく。その中で、漁協ですとか事業者、それから、直接漁業者といいましても個別というか、区長などのお話を進めているところでございます。

それから、今後の関係、どのように調整するかということ、先ほどの今の答弁とダブリますけれども、まずは、市長が答弁したとおり、安全航行の協定を結ぶべき、そのための調整をしてまいりたいというふうに思っておりますし、それに向けては、水産課なども漁師のお話などをきちんと聞くようにして、市として問題が起きないように、まず目の前に問題が起きないように、いろいろな形で対応してまいりたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私からは、歳入増加策の部分で産業港湾部長が答弁した以外のものについて、答弁いたします。

まず、御提案の法定外目的税等を実施しないのであれば、その代替案をというような再質問だったかと思えます。

歳入増加策については、財政当局といたしましては常に考えている部分ではございますけれども、なかなか特効薬が見つからないという状況でございます。

今年度、新年度になりまして、ふるさと納税、返礼品を見直しまして、今のところかなり順調に件数は伸びている状況でございますが、なかなかこのふるさと納税というのは、恒久的な財源としては現時点で見込めるのかどうかはわからないような状況でございます。そういった意味では、現時点でお答えできるのは、現在推し進めてございます子育て環境の整備、あるいは経済対策、こういったことを確実に進める中で、人口減少に歯どめをかけながら歳入の確実な増加をしていくことになるかと思えます。

また、道がやっても好きに使えないのではといったようなお話でございましたが、目的税でございますので、いずれにしても、それなりの用途を限定した中での税というふうになります。今後、道のほうでもどういった考え方なのかという部分については、今後も情報収集してまいりながら、先ほどの産業港湾部長の答弁にもございましたとおり、市としてどういう対応をするのかは検討してまいりたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 中村吉宏議員の再質問にお答えさせていただきます。

新学習指導要領を見据えて、学校図書館司書の具体的な増員計画について示していただきたいという御質問かと思えます。

なかなか厳しい御質問でございますけれども、市教委といたしまして、平成25年度に学校図書館司書を2名配置したというところではございまして、今年度、学校図書館司書の必要性を踏まえまして、2名、財政状況の厳しい中、増員していただきました。

私としては、なかなか一遍に全校という、それは究極の目標でございますけれども、なかなか難しい

という思いもございまして、まず、圏域ごとにとどうか、市内を6地区ぐらいに分けて、そこに核となる学校司書を置いて、近隣校を指導していただきたいという思いで、ことしの要求をさせていただきました。つまり、市内を6地区ぐらいに分けて2名、4名、6名という、そういうことで今は協議を進めております。

この後ですけれども、当然、今年度、国が出しました目標が、1.5校に1人という基準で整備をしていくというその国の目標指針、基準がございまして、現在のところ、そこに向けて体制、協議を進めさせていただいて、何とか1人でも多く司書を配置していければいいなと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の方に1点だけです。先ほど、商工会議所が要望を上げるに当たって、どういう思いで市内の状況を踏まえて上げてきたのかということにつきまして、お答えがなかった気がするのですが、それをお答えできますか、どなたか。

（発言する者あり）

質問の中では、要望書を上げるに当たって、商工会議所はどういう思いでそれを上げてきたのか、わかってらっしゃいますかということなので、こうこうこういう思いで上げてきたと思うというふうなお答えが要るのだと思いますけれども。

（発言する者あり）

答弁者は選べませんので、どなたか、答えられますか。

（発言する者あり）

今、説明員に求めておりますので、お静かに。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 中村吉宏議員の再質問にお答えいたします。

要望があった商工会議所の思いということについてだと思いますが、もちろん、これだけ人口減が続く小樽にあって、商工会議所としてもその人口減に歯止めをかけ、将来ともに持続可能な小樽にしたいという思いは、商工会議所も同じ思いだと思いますし、その要望の中には、やはり官民挙げた連携した取り組みが必要だろうと、そういう意味で、そういう強い思いを持っての要望だろうというふうに思いますし、私どもその意味では大変重く受けとめておりますし、情報交換をしながら同じ方向に沿って進めていきたいというふうには考えております。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 再々質問を何点かさせていただきます。順序が前後するかもしれませんが、ゆっくりお話するので、聞いていただいて、しっかり御答弁いただきたいと思っております。

まず、市長が答弁されたところでありますが、ターミナルビルに関連してですけれども、財政上厳しいと。相変わらず厳しいというお話、よくわかります。ほかの市有施設、老朽化している市有施設の改築があるので、それを急ぐというお話でしょうけれども、これは全く性質が別だと思っております。別なものだと思うのです。市の市有施設、公共施設の対策と、この第3号ふ頭のターミナル建設というのは全く質の違う世界のお話だと思います。なので、先ほど、交付金や補助金とお話ししましたが、産業港湾部長からは、今は見当たる交付金、補助金がないのだというお話でしたけれども、決してそのようなことはないだろうと思うのです。これは別物として考えていただきたい。現状の市の老朽化した公共施設の建設と、この第3号ふ頭のターミナル建設というのは全く別の問題だろうと私は認識しているのですが、別の財源で建てていくという方法を十分とれるし、目的としても、市民が使うと

いうよりも、これを建設することでクルーズ船誘致に拍車をかける、先ほど本質問の中でも出しましたけれども、拍車をかけるですとか、そういう積極的な方向性のものだと思われざるを得ないので、同じ議論の土台には乗らないはずだと。もう一回ここは御答弁いただきたいと思います。

それから、議会に丁寧に説明をしていただくということでお話がありましたが、いろいろな面で、やはり情報を共有すること、これは大事だと思いますし、変更したことやこうしたいのだというものは、常々議会にいろいろな状況をお伝えいただく必要があると思います。

こういう問題、今は議会への対応というところも絡めましたけれども、本質問にもある状況で、やはり、報告、連絡、相談、これは庁内でも皆さん行われていると思うのですが、ここがやはりおかしいと、物事は進まないのです。現に私も、今回の機構改革の組織変更について、全然違うところから情報をもって、どういうことなのだろうというような状況がありましたので、これについては要望です。本当に徹底してしっかりとやっていただきたいと思います。

それから、100点満点の評価ですけれども、私が伺った趣旨と違った形でお答えが返ってきました。思いで言われた。でも、その思いを思いのままに思っている分にはいいでしょうけれども、表現の仕方が妥当だったのですか。少し厳しい問い方をすると、妥当だったのですかということなのです。それには、先ほど言ったように、もう少しいろいろ感覚的な部分もありますけれども、小樽を代表する市長たるものが自分の仕事の評価を聞かれて、その思いだけを答えるということが、本当にそれで小樽の代表者としてあるべき姿なのかと。日本人の感覚はお話ししましたよね、先ほど再質問の中で。そういうことも踏まえて、対外的に表現をするあり方として、そういうあり方で私はよろしくないと思いますが、市長の感覚、もう一度だけ問わせてください。そういう表現方法でよろしいのでしょうか。

(「よろしいですしか返ってこないですから」と呼ぶ者あり)

「よろしいです」ではない答えを期待しているので、しっかり答えてください。

それから、駅前再開発に関してですけれども、副市長に御答弁いただきました。住宅の建設、それから、交通関係の整備、関係の方々にお話を伺います。答弁はそのままなのですね、本答弁。本答弁はそのままなのですから、では、この関係の方々というのは、経済界の皆さんを含んだりとか、あの商店主の人たちを含んだりとか、そういうことを想定しているのか、地権者とか一定の限られた方だけなのか、これをまず1点、伺います。

この問題については、本当に至急やっていかなければならないということも本質問の中で申し上げているのです。今、東京オリンピックが目の前に来て、その先にはひょっとしたら札幌オリンピックが来るかもしれない。外国人観光客が増加していく中で、ここまでいろいろ情報を出しながら、何で今、住宅から先にやると。その先にビジョンはあるのかどうか。その先のビジョンがあるのかどうかというのをまず示していただきたいですし、だから、できないのだったら、先ほども言いました民間の方たちの力をかりるという手もあるでしょうと。そういったことも含めてどういうふう考えていくのか、御答弁をいただきたいと思います。民間主導でやるという方法もありなのではないですかということをお答えください。

それから、雪対策2課体制の件ですけれど、3月初旬に決まってバタバタとというお話がありました。何でこんなに遅いのですか、機構を変えるというのも。

(発言する者あり)

何でこういう、先ほどからスピード感というお話がありますけれども、何でこういう思いつきとも思えるような計画が何かぱっとこないような形で動いていくのかというのが一つと、それから、やはり、建設部の関与がないというのはおかしいと思うのですが、雪の問題なのに。この点、何かいろいろ

る説明を聞いていてよく解せなかったので、何でそちら方面のお話を入れて、風通しのいい中で決めていかなかったのか、お示してください。

それから、コンプライアンス委員会の件ですけれども、総務部長、私はそういうことを聞いているのではなくて、もしそういう状況、今回1名欠員が出た場合の対応策というのは、今の方が復帰されるとかされない、そういうことではなくて、今後、要するに、何か重要な問題が発生し、また、類似のもっと深刻な状況がコンプライアンス委員会内に発生した場合に、きちんと対応をとっていけるのかということが問題意識としてあるわけです。それに対応する条例あるいは規則の整備がなされていないのかという指摘なので、これについて、もう一度お答えください。

それと、コンプライアンス委員会、今回の件です。これは今回の件ですけれども、今回、御病気になられた方は、委員長だと思のです。そういう状況で何か判断しろといっても、なかなか難しい場合だって出てくるのではないのかなというのが一つ。先ほど答弁されたのは、今、御病気の方が委員長ではないかのような御答弁だったので、この点、委員長であるということを踏まえて、もう一度今の件を御答弁いただきたいと思います。

それから、歳入増加策に関してですけれども、産業港湾部長からは、広い視点で道やニセコ町、倶知安町の動向を見ますと、まあ、やらないということだと思のですけれども、一つ、北海道が動く前に小樽市が先駆けて動いてほしいという観点は、道が設定する、それは法定外目的税ですから、道だって目的を持って設定し、それで税を徴収しと。その目的について、道が決めて各市町村に交付していくという流れになると思のです。道の目的に従ったいわゆる用途でしか使えないような状況でおりてくるのだろうなと。

でも、それって、小樽市が独自の、例えば観光というテーマだとしても、その観光が物すごくその観光の中で使える領域が狭い領域の目的の設定をされておりてきた場合には、小樽にとっては少しえっというお話になるかもしれない場面が想定されるわけです。だとしたら、小樽は小樽の同じ観光という包括的なテーマでも、独自の問題解決のために使用できるような設定をした方がいい。であれば、小樽が独自にこういう目的税の設定をすべきなのではないかというのが質問の趣旨なのですけれども、そこを踏まえて、再度御答弁ください。

それから、同じく、では、代替案、歳入増加策について、これをやらないのであれば代替案を示してほしいということに対して、ふるさと納税、今は総務省でも規制をするような動きがありますから、ここには余り今後将来的に期待はできないだろうなという中で、財政部長が示された子育て環境の整備とか経済対策というのがありました。経済対策のことは別にしても、子育て環境の整備というのは、逆に財政出動というか、お金を使う側のお話かと思のですけれども、これは、何か代替案ということで示されたようですが、これはどういうことなのか、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、高島漁港の件ですけれども、やはり何かしらの協議を行います。本質問の中にも示しているのですけれども、観光船事業者にはたくさんのお墨つきを出しています。それはそうですね、許認可等をいろいろ出しているわけでしょう。それが、市は合法だ、適法だというお話をしますけれども、必ずしもそうではないという声が上がっており、疑義が生じて、コンプライアンス委員会に今かかっている状況で、片や漁業者には、何か事業者と航行の安全の協議、協定を結ぶように云々というお話ありますけれども、別に漁業者はそのようなことを望んでいないと思のです。望んでいないと思のです。あの辺の海域を走らなきゃいい、あそこの領域で事業をしてほしくない、これを踏まえてどう調整するのか、もう一度、再度答弁ください。

それから、最後、商工会議所が要望を上げてこられました。どういう思いでこの要望を上げてこられ

たのか、しっかり皆さんお読みになられたのかなというのが、まず、市長を初めですね。この要望書というのをまずしっかりじっくり読まれたのかなということは、私は今の答弁を聞いて、非常に疑問に思いました。商工会議所がどういう思いかという、今、小樽のまちは危機的な状況にある、こういう認識をされているのです。生き残りをかけた再生のためにやることをやっていこうということなのです。こういう思いが皆さんは全然わかっていなかったわけで、それを踏まえてのこの回答になるわけですよ。これは、もう一度しっかりと練り直して回答されたほうがいいのではないですか、スピード感を持って。この重点基本目標、重点項目、小樽市総合戦略の中から何かを導き出しましたけれども、回答としてね。さらに、最終的には、具体的な戦略を策定の上と言われていて、今、こうして事細かに聞いていても、物によっては具体的な戦略という部分でいけばぼんやりしたものがたくさんある中で、これが回答ですというのは非常に失礼だなと。

小樽市内の経済界とって、界とつけると何か一つの集合体に見えますけれども、そこを構成している企業一つ一つは、従業員を抱えていて雇用をしっかり守っている。その中で生産力を上げて、法人市民税を初め、小樽市にだって大きく貢献しているわけです。そういう企業が活動していく中で、危機的な状況にあるのだ、生き残りをかけてやらなくてはだめなのですって。本来は小樽市のほうがそういう認識を持って、企業、どうしましょうと、もっと活力が出るように何かしましょうよ、そういう語りかけになると思うのですけれども、全くこういう要望を受けても何もわかっていらっしやらない状況というのは、本当に不思議でたまらないというか、冷たいのだなという印象があります。

この要望に対して、この回答というか、もし読まれていないのであれば、しっかりともう一度読んで、具体的なものを話し合う場なりを設けて、しっかり回答すべきなのではないですか。私はそう思いますけれども、小樽市の見解を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきます。

私からは、まず、ターミナルビルの建設の件において、性質としては別ではないかという御指摘であったかと思えます。また、長崎市を例に、いわゆる建てたことによる寄港数の増ということを例に挙げられて、それがそういう効果に小樽も結びつくのではないかという御提言であったかと思えます。

まず、長崎市と小樽市における地理的状況の違いにまず大きい要素があると思っております。やはり、長崎においては冬に雪が降る機会が余らないということとともに、やはり、アジア圏と非常に近い距離感にあるということ。それによって、現在、長崎に限らず九州におきましては、アジア圏からのクルーズ客船の周遊がかなり寄港数がふえてきているというふう聞いています。ですので、九州における寄港は長崎港のみならず、いろいろな港において寄港数がふえていとお聞きしているところがございます。ですので、その例のみをもって、小樽でターミナルビルを建てることよっての誘致とは結びつかないのではないかと認識しているところがございます。ですので、今後において、クルーズ客船の誘致においては小樽市としても積極的に取り組んでいくべきだというふうに思っておりますけれども、やはり、これにおいては、北海道の港を抱えられている、また、クルーズ客船の誘致に取り組まれている市町村と連携しながら、その誘致に対して取り組むべきであると思っておりますし、また、阿寒クルーズであったり、さらには、北海道庁とも連携しながら、その誘致に取り組んでいくべきと考えているところがございます。

そして、性質は別ではないかというお話ではありますけれども、やはり、港湾においてかかる費用においては、最終的に港湾関係のみならず、やはり一般会計の繰り入れ、繰り出し、やはりそのような影響も当然あり得ることですし、また、国における補助金においても、100%で出されるということは非常に難しいのではないかと考えております。つまり、国に要望する中では必ず市としての負担が生じるというふうに認識しておりますので、そのほかの公共施設と港湾とは性質が別ではということでの御指摘でありましたが、私はそういう意味合いではないですけれども、やはり直近で整備することは現実的ではないということで答弁をさせていただいたところでございます。

そして、私のみずからの評価に対しての表現の仕方が妥当だったのかという御指摘だったかと思えます。私は、これも先ほどお話をさせていただいたように、記者会見の場におきましても、自己評価を首長として表現することは難しいという前置きの上でお話をさせていただいているところでございます。しかしながら、今後においては、やはり、公約の実行度であったり成果、そのようなものは何かしらの形でしっかり証明していきたいと考えております。それそのものは、私自身が何点かということではなく、それをお示しさせていただいた上で市民の皆様がどう評価されるか、何点であるかということが大切なのかというふうに思っておりますので、今後におきましても、みずから一生懸命行動していますよということ、100点という表現ではないにしても、何かしらみずからの行動について表明する方法は考えなければならないかなというふうには思いますが、何にいたしましても、そのような考え方を持っているということで御理解いただければと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、駅前再々開発の件で御質問がありました。

まず一つは、関係者の中には、当然、交通事業者も入りますでしょうし、それから、経済界、商店街、それらの方も含んでの関係者というふうには理解をしております。

また、もう一つ、その進める段階で、民間のアイデア、または民間の意見ということも、いずれにしても、その前段で、民間の助けを借りる前段で、まずは市役所もそうですし、関係者との話の中である程度のイメージができないことには、民間を絡めるかどうかという話も、どういった段階でそういう話になるのかということ、その話の過程の中で見えてくるものだというふうに今は考えておりますので、それも選択肢の一つではないかというふうには考えております。

それから、除雪の1課、2課の話が3月に入っているということでございますけれども、それまで今年度の除雪のさまざまな実態を勘案し、さらに、一つは、平成29年度の夏場の作業が、これは実施をしなければならない、当該年度の補助、29年度の当初で予算を組んでいませんでしたので、補正をしなければならない。さらに、30年度の予算に関して言えば、当初で組むという、そういう作業もその時点で想定されましたので、単に冬場の作業だけではなくて、夏場のさまざまな検討をしなければならない、そういうことも考えた上で、今、この時点で1課、2課という形で強化をしなければ、そういう夏場の作業に間に合わないのではないかとということで急遽判断したということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

それから、商工会議所の思いについては、私どもも危機感を持って、重点的な要望についてということで、私どもも受けとめております。ただ、これまでも商工会議所とはさまざまな情報伝達をしながら、新たな関係をどのようにしていくかという模索しながらの作業でございますので、これからも商工会議所とは、これらの要望、それに対する回答のみならず、さまざまな場面で情報交換、意見交換をしながら

ら、よりよい小樽に向けて議論を展開していきたいというふうには考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは、コンプライアンス委員会の関係でお答えしたいと思います。

まず、コンプライアンス委員会の今回の体調を崩されている方は、委員長ではなくて副委員長ということでございます。そういったことで先ほどお答えさせていただきました。

それと、実際に、コンプライアンス委員会のその会議の中でも、会議の特例というようなことで、緊急性の高いものと軽微なものについては、実際に会議を開かなくても書面での会議というようなこともできるというような規定もございますし、さらには、委員が少し心配されているいろいろな仕組み、何かあったときの仕組みをつくるべきではないかというような御意見もあったかと思っておりますけれども、これにつきましては、実は、委員会の運営に関して必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める、決めるというような規定もございますので、そういったことはコンプライアンス委員会の中で、何か本当にそういうような重大な、例えば本当に長期に回復が難しいみたいな状況になったときには、そういったような規定に基づいて対応されるというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からは、歳入増加策で、先ほど再質問に答弁した内容についての再々質問だということで、お答えいたします。

まず、道が法定外目的税を導入した場合の使途の関係でございますけれども、いずれにしましても、先ほども答弁しましたとおり、目的税というのは、それなりに使途というのは総務大臣と協議する中で、限定的な使途について、その使途についても総務大臣との協議事項になってございます。

ですから、この辺、道でどういった使途でそういう税を導入しようとしているのか、これはまだまだ状況はつかめてございませんし、また、ニセコ町、倶知安町についても、先般もいろいろ、インフラ整備等の加工施設の急増するインフラ整備等に使うというような新聞報道もございますけれども、この辺の情報もあわせて情報収集しながら、小樽市としてどうしようか、どうすべきかという部分については検討してまいりたいと思っております。

それから、代替案について、先ほど私のほうでお示した子育て環境、あるいは経済対策、使うばかりの話ではないかというようなことでございましたが、これはあくまでも、そういった事業を通じて人口減少に歯どめをかけ、時間は多少かかるかもしれませんが、そういったことが税収の安定につながるという、そういった意味で答弁したものでございますので、御理解いただきたいかと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 中村吉宏議員の再々質問にお答えいたします。私からは、高島の漁業者の方からの陳情の件でございます。

漁業者の方の願意から考えますと、議員がおっしゃいますように、協定を結びたいのが目的ではなくて、撤回しろということだと考えておりますけれども、そのような中でどのように市が調整していけばいいか。これを考えるときにやはり必要なのは、漁業権の確保、安全操業ということが非常に大事だと思っておりますので、そのあたりにつきまして、また繰り返しの答弁になりますけれども、事業者の方、それから漁協の方、具体的に漁業者の方と話ができるように、調整の場を市が中に入って検討していきたい

いというふうに思っております。

○議長（鈴木喜明） よろしいですか。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

○14番（中村吉宏議員） 済みません、答弁漏れがありまして、雪対策2課体制に関連して今、御答弁いただきましたが、3月初旬に決定したという中で、やはり、内容的に建設部を交えたほうがよかったのではないかと。これについて交えなかったのはどうしてかというところなのですが、これについて、お願いします。

○議長（鈴木喜明） どなたですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 除雪対策本部長であります私の立場で最終的に判断をしたということでございますので、そういう意味で言えば、日常その辺の話は、対策本部の中でその話はしておりますので、特別そのことに関して部と相談ということではなくて、その辺はもう本部の中で話し合われていたもので、承知のことということで私としては受けとめております。

○議長（鈴木喜明） 中村吉宏議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 4時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行します。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表して質問いたします。

第一に、市長の政治姿勢と補正予算について質問します。

組織改革の取り組みについては、総務常任委員会でも毎回のようには報告されています。日本共産党としても問題があると指摘している項目はありますが、全体として丁寧に進められている印象があります。しかし、本年4月の異動では、こうした取り組みに反するような人事が突然行われたことに驚いています。まず、来年4月に港湾部の新設を協議中であるにもかかわらず港湾担当部長を設置しなかったのはなぜですか。港湾部の新設は市長としてはないお話なのではないでしょうか。同様に、税務長を置かなかった理由をお示しください。改正前の事務分掌規則では、「税務長は、財政部長の命を受けて、税務事務を掌理し、これに従事する職員を指揮監督する」とあります。税務事務を掌理しているのは財政部長であるという認識なのか、次長であるのか、伺います。雪対策課をなぜ2課体制にしたのですか。そもそも、建設事業課、除雪、道路を集約し、室に格上げすることや除雪業務の集約が考えられていたのではないのですか。結局のところ、責任の所在を曖昧にするしか思えません。いかがでしょうか。また、市長の思いつきで人事配置されている印象です。いつの時点で港湾担当部長や税務長を置かないことに決めたのか、雪対策を2課体制にすることに、どういったメンバーでいつごろ決めたのか、お答えください。

附属機関の委員への就任の見直しについて伺います。

市長は、昨年10月31日に議会への要望事項を示しました。この中で、法令で義務づけられているものを除き、議員からの選任は行わない取り扱いとすることや、条例で議選を定めているものについては、

条例を改正し、対応する方針であることが示されています。しかし、総合計画審議会でもあったように、市長からの一方的な要望を議会としても議論できていないにもかかわらず改正案を提出するというルール違反ともいえる方法をとりました。保健所運営協議会委員は、厚生常任委員長が選出されると議会で申し合わされています。条例には記されていませんが、こうした議会への同意を要しない附属機関の委員も変更するおつもりですか。議会への要望事項では、本来的には執行機関限りで決定できるとしてありますが、今後も議会との十分な協議を抜きに委員を見直す条例改正案を提出するおつもりですか。附属機関によっては規則や要綱を改正して委員を変更する場合もあるかと思いますが、議決事項ではないことから、市長は議会の了解がなくても改正するおつもりですか。

マイナンバー制度について伺います。

マイナンバーカードの申し込みに使う個人情報と顔写真データが警察の求めに応じ提供され、捜査に利用されていることが国会で明らかになっています。提供したのは、全国の自治体がカードの発行業務、データ保存を委託している地方公共団体情報システム機構 J-L I S です。警察の持つ顔認証システムや監視カメラと組み合わせれば、特定の人の私生活をのぞき見ることができます。また、共謀罪のでっち上げに使われるおそれがあることは深刻です。市長に率直に伺います。警察の捜査に個人情報と顔写真データが利用されている実態をどのように捉えられますか。

次に、住民税の特別徴収税額決定通知書に係る個人番号の記載について伺います。

本市は、簡易書留としながら、従業員等のマイナンバーを印字した通知書を送付しました。事業者からは、一方的に従業員のマイナンバーを送りつけ、個人番号の管理をせよと迫られても困るとの声が寄せられています。総務省の通知に従って運営をしているとの御説明ですが、番号を記載しないことに対しての地方税法上のペナルティや罰則はないことは御存じかどうか伺います。

さまざまな理由から、勤め先へのマイナンバーの提供を拒みたいと考えている方は数多くいらっしゃいます。こうした場合、事業者は、マイナンバーの記載は法律で定められた義務であることを伝え、提供を求めること。それでもなお提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存することとされ、番号の記載がなくても書類の提出に支障がないことが国によって示されています。しかし、今回の決定通知に係る個人番号の記載によって、なぜ番号を事業者に通知していないのに番号を知っているのかと、職場の人間関係にも問題が生じる事態となっています。勤め先へ番号を提出していない従業員の番号を本人の了解なしに事業者に一方向的に通知することはおかしいことではありませんか。従業員が事業者へ番号を通知していないのに事業者は知っていることがわかれば、職場の信頼関係が損なわれることになりませんか。事業者にとって番号の漏えいに対して厳しい罰則が定められていることは大変な負担です。こうした負担をどのようにお考えですか。番号の記載がなければ徴収事務に支障が生じるのですか。番号を記載することで本市としても業務が増大し、情報漏えいの危険性もふえることになります。次年度の送付において、マイナンバー印字はやめる検討を今年度から行うべきと主張しますが、市長の見解を伺います。

新「小樽市室内水泳プール」について伺います。

当初予算で新・市民プール整備調査事業費が25万円計上されています。本年度調査する施設は決定したのでしょうか、お答えください。そもそも、調査例として示されていた墨田区総合体育館が参考にならないという点です。地上5階建てで国内最大級の体育館としてオープンしました。フットサルもアーチェリーもゴルフスクールもあります。市長は100億円規模の過大な施設をつくとでも言っているのでしょうか。お答えください。市長は記者会見において、調査事業費計上について、「方向性を29年度中に固めたいということもありまして、それに向けて、最終的に具体例を多く聴取して、形にしていく

ための一歩」だと述べられています。しかし、現在においても、方向性を固めるどころか、方向性を示すことすらもできていないのではありませんか。市長は本年度中に方向性を固めるおつもりですか。新「小樽市室内水泳プール」の早期建設は市民の願いですが、方向性をまず市民や議会に示し、その上で固めていくことが本来のあり方ではありませんか。市長が示す方向性とは一体何を指しているのですか。建設地の決定ですか、基本計画ですか、そこまでには至らないのですか。市長の見解を伺います。

除雪費について伺います。

予算編成時に年間で必要な除雪費を計上しなかったことについて、当初予算で計上することが原則だと日本共産党はさきの定例会でも指摘をしていました。しかし、このまま進めば、第3回定例会に突然方針が示され、議決を迫られることになりかねません。年間に必要な除雪費を計上するのはいつになる見込みなのですか。なぜ第2回定例会で計上しなかったのですか。昨年度の除排雪について、どのような検証がなされていますか。また、その結果はいつ公表されるおつもりですか。伺います。また、例年行われている除雪説明会はいつ行うつもりなのかもあわせて伺います。

クレジット納付導入関連予算について伺います。

2018年度から税及び保険料のクレジット納付導入に伴う、システム改修及び周知活動経費として予算が計上されています。しかし、本制度導入には大きな疑問を持たざるを得ないという観点から、幾つか質問をいたします。

まず、特定の企業の利益につながらないかという問題です。システム改修が可能な企業は決まっています。こうした企業の言い値で改修が行われることはないかと確認してよいか伺います。

さらに、クレジットカード収納サービスを提供している事業者も限られます。ヤフージャパンが行うヤフー公金支払いや、フューチャーコマースが行うF-REGIなどわずかです。初めから事業者ありきで制度設計はしていないと確認してよいか伺います。

また、なぜ税だけではなく、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料など保険料も納付対象にしたのか伺います。道内他都市の事例もあわせてお答えください。

既に導入している先進事例では、口座振替制度を利用されている優良な納税者がポイントを獲得するためにクレジットカード収納へ移行しただけで、収入率の向上には直接結びつかなかったとの事例があります。そもそも収入率向上に結びつくのか、先進事例もあわせてお答えください。

今回、制度導入となれば、普通徴収者全てがクレジットカード収納サービス事業者に、税目、確認番号、納付番号、税額を通知されることとなります。事業者においては税情報の特定ができるのではないのですか。また、事業者がその個人情報を利用しない担保はありますか。お答えください。

保育料軽減関連予算について伺います。

北海道は本年度から、少子化対策として、年間640万円相当未満の世帯の第2子以降について、3歳未満児の保育料無料化を盛り込んだ補助制度を策定しました。本市においても道の制度を活用し、本年4月にさかのぼって実施し、約180人が対象となり、市の負担額は約1,200万円となります。本予算と事業はこれまでの市民や関係者等の願いが実現したのもでもあり、日本共産党小樽市議団としても歓迎するものです。今後、本市として、より少子化対策や子ども・子育て支援を充実させるべきという観点で質問します。

今回の制度で最も負担減となる世帯では、現状と実施後で年間保育料負担がどのように変わるのか、夫婦と子供3人の5人世帯の例でお答えください。今回の制度をもとにして、所得制限をなくした場合の対象人数と本市の負担額を伺います。

市長の公約との関連性です。市長は、公約として第3子以降の保育料無料化をうたっておりました。

日本共産党は年齢制限なしで第3子からの保育料を無料とすることを提案していますが、道の制度に上乗せして、年齢制限及び所得制限なしに第3子以降を無料化した場合の対象人数と本市の負担額を伺います。

今回の道の制度により、結果として市長の公約より前進した制度となっています。子育て支援というのであれば、道の制度に上乗せして、3歳以上の第2子以降の保育料無料化についても検討すべきと考えますが、市長の見解を伺います。また、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることは本市としての少子化対策の重要な施策であると考えますが、市長の認識を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、組織改革の取り組みについてですが、まず、港湾担当部長を配置しなかったことにつきましては、本年2月末に部長職の早期退職があり、部長職1名の欠員が生じたことに伴い、その対応として、港湾と経済、観光面との関係がさらに深まる中、部内の連携がこれまで以上に必要となることから、指揮命令系統をシンプルにするとともに、許認可などにかかわる事務についても部内での統一したチェック体制を構築するため、産業港湾部長の直下に港湾室を配置したものであります。

また、港湾部の新設につきましては、現在、石狩湾新港の母体協議業務の移管の可能性を協議しており、あわせて、両港の役割分担や今後の港湾行政の方針を勘案した上で判断をしまいたいと考えております。

次に、税務長を置かなかった理由につきましては、昭和59年に税務部が財政部に統合されたことにより、税務長を配置して税3課を統括するとともに、高額滞納者や困難案件などに対応してきたところであります。税3課の業務もシステムの向上などにより効率化が図られ、税務長の業務量も配置当時と比べ軽減されてきております。このたび、財政部を含む各部において、人材育成の充実や施策の企画立案のほか課題解決などのため、全庁的に次長職を配置することとし、財政部では税務長を廃止し、新たに次長職を置くことで、財政部長の補佐役機能を充実させたものであります。なお、税務長が掌理していた税務事務については財政部長が掌理することとなります。

次に、雪対策課を2課体制にした理由につきましては、市内七つのステーションを南北の地区に分けて担当する組織体制を構築し、それぞれの課が受け持つ区域を小さくすることで、夏季においては地域の意見聴取や制度の周知、冬季の現場対応などにおいては、より目が行き届くとともに、迅速で確実な対応が可能となり、住民サービスの向上につながるほか、庶務課で所管していた貸出ダンプ業務を雪対策第2課に移管させることにより、排雪業務における情報の共有化が図れると考えたものであります。また、除雪、道路関係の室への格上げなどについては、今後、担当部の意見を聴取した上で、そのあり方について組織改革検討委員会で検討してまいりたいと考えております。

次に、雪対策課が2課体制になることで責任の所在が曖昧になるとの御指摘につきましては、日常業務における対外調整などは両課が相互に補完しながら、常に連携協力の上、一体的に業務を実施し、サービス水準の向上を目指すとともに、庶務課で所管していた貸出ダンプ業務の移管により雪対策業務を一元化することができるため、前体制の曖昧な責任所在がかえって明確になるものと考えております。

次に、港湾担当部長や税務長を配置しなかったことなどにつきましては、港湾担当部長と税務長の廃

止を決めた時期についてですが、税務長は全庁的な次長職の配置方針を固めた昨年の12月中旬ごろであり、港湾担当部長については、部長職の2月末の退職に伴って検討し始め、3月に入ってから決めたものであります。

また、雪対策課の2課体制を決めた時期とメンバーについては、先ほど申し上げた理由により、除排雪体制の強化を図ろうと熟慮した結果、3月に入った段階で、私が除雪対策本部長である副市長と人事担当の総務部長と相談の上、決めたものであります。

次に、附属機関の委員への就任の見直しについてですが、まず、議会の同意を要しない附属機関の委員の変更につきましては、これまでお伝えしてまいりましたとおり、議決機関の議員が執行機関の附属機関の委員に就任することは行政実例で適当ではないとの判断が示されていることから、法令で義務づけられているものを除いては、原則として議会選出の委員は選任しない取り扱いに見直したいと考えております。

次に、委員を見直す条例の改正につきましては、私といたしましても、議会選出委員の見直しは議会にお示しした要望の検討を踏まえて判断したいと考えておりましたが、検討が進まない状況にあるため、次期総合計画の策定準備を進める必要があったことから、さきの総合計画に係る条例案を提出せざるを得なかったものであります。今後におきましても、委員の任期満了を迎える附属機関も順次出てくるため、条例改正を要する場合もあるかとは思いますが、その際には議会に御説明の上で進めてまいりたいと考えております。

次に、附属機関の委員変更に係る規則や要綱の改正につきましては、先ほどの条例改正と同様、委員の見直しに当たり規則や要綱を改正する場合もあるかとは思いますが、その際には議会に御説明の上で進めてまいりたいと考えております。なお、先ほど酒井隆裕議員からお話がありまして、議会選出の委員の就任を見直したい旨については、市から議会へ提出しております要望事項の一つとして挙げておりますが、今後の取り扱いにかかわるものでありますので、速やかな検討をお願いするものであります。

次に、マイナンバー制度についてですが、まず、警察の捜査に個人情報と顔写真データが利用されている実態につきましては、地方公共団体情報システム機構が刑事訴訟法に基づく捜査機関からの照会に応じたものと聞いております。顔写真を含む個人情報はプライバシーに直接つながるものであることから、照会事項が被疑事件に直接関係する場合などに限って取り扱われるべきものであると考えております。

次に、特別徴収税額通知書にマイナンバーを記載しないことに対する地方税法上の罰則につきましては、本年5月23日に行われた閣議後の総務大臣記者会見において、マイナンバーを記載しない、あるいは、一部だけ記載する市町村があることについての質疑応答の中で、総務省では法令に基づき適切に対応するよう通知したことのほか、この件についての罰則は特に設けられていない旨の発言をされており、私としても罰則のないことを改めて認識したところであります。

次に、勤め先へマイナンバーを提出していない従業員に対して、本人の了解なしに事業者へ通知することにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法第19条第1号の規定により、個人番号利用事務実施者である市区町村が、個人番号関係事務実施者である特別徴収義務者に対して、個人番号利用事務のために必要な限度で個人番号を含む特定個人情報を提供する場合、本人が事業者に対して個人番号を提供したか否かは要件とされていないところであります。また、職場の信頼関係への影響につきましては、法の定めによるものでありますので、このことをもって信頼関係が損なわれるとは考えておりません。

次に、事業者に対する罰則と負担につきましては、マイナンバー法第12条の規定により、事業者等は個人番号の漏えい、滅失、または毀損の防止、その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされており、罰則につきましては、最高で4年以下の懲役、もしくは、200万円以下の罰金が科せられることとされております。従前から個人情報の漏えい防止については必要な措置を講じられてきているものと認識をしております、法の趣旨にのっとり特定個人情報を適切に取り扱い、組織として安全管理措置を講じていただく必要があるものと考えております。

次に、特別徴収税額決定通知書にマイナンバーの記載がない場合の徴収事務への影響につきましては、番号の記載がないことで徴収が不可能となるものではありませんが、地方税法上、特別徴収を行う事業者は、市町村が行う個人住民税の賦課徴収事務の一端を担っていただく位置づけとなっており、市町村と特別徴収義務者の双方で正しい個人番号を確認の上、共有することで、特別徴収に関する事務が正確かつ円滑に進められ、個人住民税の公平公正な課税と事務の効率化に資するものと認識をしております。

次に、次年度以降のマイナンバー記載についての検討につきましては、マイナンバーを記載することによりこれまで以上に綿密なチェックが必要となるなど、情報漏えいを防ぐための事務負担が増大していることから、本市といたしましても、直接的にマイナンバーを記載しないということではありませんが、今後、情報漏えいのリスクを軽減させるような仕組みを国が構築するよう、北海道市長会を通じて要望してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、マイナンバーの記載につきましては引き続き情報を収集し、他都市の動向も注視しながら適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、新「小樽市室内水泳プール」についてですが、まず、本年度調査する施設につきましては、他の公共施設等との複合施設とすることも視野に入れながら、新たな市民プール整備の方向性を固めるため、道内外の施設と訪問日程や先方との調整などを含め、現在、選定作業を進めているところであります。

次に、墨田区総合体育館は調査しても参考とにならないのではないかとのお指摘につきましては、確かに墨田区総合体育館は建設規模の大きな施設ではありますが、建設規模自体を参考とするためではなく、プールを含む複合施設のあり方を検討する際に、道内には参考となる事例が見当たらない重層型の施設形態であることから、調査候補の一つとしてお示しをしていたところであります。また、事業規模につきましては、本市にとって適切な施設形態や事業費を見込むこととなりますので、過大になるとは考えておりません。

次に、プール建設の方向性を本年度中に固めるつもりなのかにつきましては、現時点で整備方針をお示しするには至っておりませんが、本年度中には他都市の先行事例を調査し、どのような施設にしているのか、どの場所に建設していくのかなどについて、方向性をお示しできるよう努力をまいりたいと考えております。また、その方向性につきましては、あくまでも市としての基本的な考え方をお示しするものであり、市民の皆様や議会、関係団体などから御意見等をいただきながら、具体的な整備計画等の作成作業を進めてまいりたいと考えております。

次に、私が示す方向性とは何を指すのかにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、少なくとも本年度中には施設形態や建設場所など、その方向性をお示ししたいと考えております。

次に、除雪費についてですが、まず、平成29年度の除雪費につきましては、一昨年度や昨年度から取り組んだ新たな施策について、十分な検証を行い、より実態に合った予算を編成することが必要であると考えており、当初予算では当面必要な経費のみ計上したところであります。現在、これらの検証を進めているところで、今定例会に補正予算を計上することができませんでしたが、今後においては速やかに検証を終え、今年度の除排雪計画を策定し、第3回定例会に補正予算を計上してまいりたいと考えて

おります。

次に、昨年度の除排雪の検証及び除雪懇談会につきましては、現在、除排雪について、一昨年度から取り組んでおりますがたがた路面の解消、除雪第2種路線の出動基準の見直し等や、昨年度から取り組んでおります除雪第3種路線における除雪作業の強化の試行、主要交差点等の雪山処理の強化等について検証を進めているところであり、なるべく早く検証を終え、その結果をお示ししたいと考えております。

また、例年行っている町会や市民の皆様を対象とした除雪懇談会につきましては、1回目は7月18日に開催を予定しており、2回目については、例年どおり11月に市内9カ所で予定をしております。

次に、クレジット納付導入関連予算についてですが、まず、システム改修費用につきましては、今回のクレジット納付導入に関する改修は、本市の基幹システムのプログラムに直接変更を加えるものであることから、システムの納入業者でなければ改修することができないものです。しかしながら、今回の費用算定に当たっては、本市が契約するシステムアドバイザーに内容を精査してもらうとともに、業者から数回にわたり見積もりを徴するなど、適正な金額での予算計上に努めたところであります。

次に、事業者ありきで制度設計ということにつきましては、事業者数が限られており選択肢は少ないながらも、情報漏えいに対するセキュリティーの信頼度や本市の基幹システムとの相性のほか、納税者の利用しやすさ、道内他市町村の利用状況等を総合的に勘案した上で事業者を選定する予定でありますので、事業者ありきで制度を設計したものではございません。

次に、なぜ税以外の国民健康保険料等も納付対象としたのかにつきましては、クレジット納付は納付方法の拡大による市民の利便性向上を目的として導入するものであり、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましても税と同じ基幹システムを使用していることから、税のクレジット納付導入にあわせて、同様に市民の利便性の向上を考え、対象としたものであります。なお、道内他都市の事例といたしましては、恵庭市のほか8市町が国民健康保険料及び国民健康保険税を対象としているほか、名寄市が国民健康保険料に加えて介護保険料、後期高齢者医療保険料も対象としております。

次に、収入率の向上に結びつくのかにつきましては、収入率の増減にはさまざまな要因があり、現時点ではクレジット納付の導入による効果を見込むことはできませんが、既に導入している先進都市においては、収入率の向上に余り結びついていないというお話がある一方で、納期内納付の割合がふえたというお話も多く聞いております。これにより督促状発送費用が減になるなど、一定程度の財政効果は見込まれますが、今回の導入に当たっては、納税者の皆様の利便性が向上する点に着目したものであります。

次に、事業者が税情報を特定できるのではないかとしましては、例えば、妻の税金を夫がカード決済するなど、カード決済者と納税者が必ずしも一致するとは限らないことから、税の情報の特定までできない仕組みとなっております。また、事業者による個人情報の利用につきましては、本市とクレジットカード収納サービス事業者との間で、地方自治法に定める指定代理納付者契約を結び、守秘義務を課すこととなりますので、こうした情報の二次利用の心配はないものと考えております。

次に、保育料軽減関連予算についてですが、まず、今回の制度で最も負担減となる世帯の現状と実施後の年間保育料につきましては、夫婦と小学校1年生、2歳児及びゼロ歳児の子供3人の5人家族で世帯収入が630万円の例でお答えいたしますと、現状の保育料は2歳児分が年間52万2,000円、ゼロ歳児分が年間26万1,000円、合計78万3,000円ですが、軽減後の保育料は2歳児分及びゼロ歳児分とも無料となるため、年間78万3,000円の保育料が全て軽減されることとなります。

次に、今回の制度をもとにして、所得制限がない場合の対象人数と本市の負担額につきましては、対

象人数は約200人、市の負担額は約3,100万円となります。

次に、道の制度に上乘せし、年齢制限及び所得制限なしに第3子以降を無料化した場合の対象人数と本市の負担額につきましては、対象人数は約270人、市の負担額は約3,800万円となります。

次に、道の制度に上乘せし、3歳以上の第2子以降の子供に係る保育料の無料化につきましては、道の補助金の対象外となりますので、本市の財政状況から、まずは、公約に掲げた第3子以降の保育料無料化への実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることについての私の認識につきましては、子育て世代の負担を軽減するなど子育て支援を強化することは、人口減少が続く本市の現状に歯どめをかけるための必要な施策であると捉えており、公約の柱の一つとして掲げているところであります。また、平成27年10月に策定した小樽市総合戦略におきましても、重点戦略の一つとして、育て上げる力の強化を位置づけており、子育て世帯への経済的負担の軽減は、優先的に取り組むべき課題であると認識しております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 第2に、国民健康保険料について、質問いたします。

2017年度国民健康保険料についてです。

今年度の保険料は、後期高齢者支援分と介護納付金上がる一方、医療費分が下がり、1世帯当たり9,095円下がり、全世帯の38%を占める40歳から64歳までの介護2号被保険者がいる世帯については8,900円の引き下げとなっています。日本共産党は従前から1世帯1万円の国民健康保険料引き下げを主張してまいりましたが、医療分の料率が下がった要因は、1人当たり医療費の大幅な上昇がないことや、保険給付費が減少する見込みからとされています。心配されるのは、加入者の中で病院にかかることを抑える傾向はないかということです。受診抑制が医療分の料率が下がったことと関連はないのか、問います。

加入者の平均所得額についてです。全道各地と比べていかがでしょうか。1人当たり所得の最も高い都市と平均の金額は幾らですか。本市は35市中何番目に当たるのですか。

市内国民健康保険加入者の平均所得についてです。後期高齢者医療制度ができた2008年度と2017年度を比べると、どのように推移していますか。また、国民健康保険世帯主の構成についても伺います。農林漁業者を含む自営業者、年金生活者や給与所得者など、どのように推移していますか。さらに、所得に占める国民健康保険料の割合について、本市と全道各市との比較をお示しください。年間保険料は、全体では下がるものの、上がる世帯が存在します。世帯の人数ごとに幾らの給与収入から保険料が上がりますか。また、賦課限度額にちょうど達する世帯での給与収入に対する保険料の負担割合をお示しください。

国民健康保険都道府県化についてです。

2018年度から国民健康保険財政が都道府県化されます。北海道が示した仮算定で、小樽市の保険料は2回とも2015年度保険料と比べて下がると発表されています。北海道が示す仮算定では1人当たりの保険料は幾らと示されたのですか。また、いつごろはっきりと示されるのですか。お答えください。しかし、仮算定で下がると示されたにもかかわらず、都道府県単位化後も保険料については高くなっていく見込みとしている道内他都市の考えもあります。本市においては国民健康保険都道府県化後も保険料は

低くなっていく見込みなのか伺います。また、本市では、現行保険料と道移管後の保険料の差額はどのように試算しているのか伺います。道内他都市での試算によると、収入が多いと現行より保険料は下がり、低いと上がる傾向があることが示されています。本市の状況ではいかがでしょうか。都道府県化により北海道が市町村ごとの費用負担分としての納付金を決定し、市町村が納付金を納めるための保険料を決定することになります。小樽市が北海道に納める納付金は幾らと想定されていますか。医療給付費の水準や収納率などから、給付金や標準保険料率が示されます。道内他都市と比較して医療費の高い本市の保険料に影響するおそれはありませんか。本市が負担緩和のために独自に一般会計から繰り入れる場合、納付金に影響が出るのですか。6年後には激変緩和措置が終了します。激変緩和の財源は国から交付される特例基金11億4,000万円に、道調整交付金23億円を加えた34億4,000万円規模だといえます。国の財政支援については不明ですが、道調整交付金は激変緩和終了後も続くと思われていますか。安定して支出される根拠はありますか。保険料は市町村の判断で決められるとなっていますが、将来的には北海道全体で平均化され、保険料が高くなっていくことにつながりませんか、いかがでしょうか。その場合、市民負担軽減のため、市として手だてをとるべきではありませんか。何より国庫支出金を元の50%に戻すことを国に求めるべきではありませんか。市長のお考えを伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま国民健康保険料について御質問がありました。

初めに、平成29年度国民健康保険料についてですが、まず、受診抑制と医療分の料率が下がったこととの関連につきましては、受診率はここ数年緩やかに上昇しており、また、1人当たりの医療費も横ばいであることから、受診抑制との関連はないと認識しております。

次に、加入者の平均所得額の道内35市との比較につきましては、北海道がことし5月に作成した納付金仮算定の資料によりますと、1人当たり所得の最も高い都市が約67万7,000円、道内35市の平均が約44万5,000円、本市が約33万1,000円で、道内35市中高いほうから31番目となっております。

次に、加入者の平均所得の推移につきましては、平成20年度の確定賦課時における一般被保険者の平均所得は約43万6,000円でしたが、平成29年度は約35万1,000円であり、8万5,000円下がっております。また、世帯主の構成は、9年前と比較できる資料がないため係数の比較はできませんが、被保険者の年齢構成の変化に伴い、自営業、給与収入の方の割合が減少する一方、無収入の方、年金収入の方の割合がふえているのではないかと推測をされます。平成27年度の所得に占める軽減前の国民健康保険料の割合は、北海道作成の納付金仮算定の資料から算出いたしますと約35%で、道内35市の中で3番目に高い割合となっております。

次に、年間保険料が上がる世帯の給与収入につきましては、64歳以下の給与収入がある場合の例で、単身世帯では650万円以上から、2人世帯と3人世帯では600万円以上から、4人世帯では550万円以上から、賦課限度額見直しの影響で引き上げとなります。賦課限度額に達する世帯での給与収入に対する保険料の負担割合は、40歳以上の場合、単身から4人世帯まで、それぞれ約14%となります。

次に、国民健康保険都道府県化についてですが、まず、北海道から示された1人当たりの保険料につきましては、ことし5月の仮算定では10万2,456円となっておりますが、これは、あくまで保険料のあり方を議論するためのたたき台を示したものであります。都道府県化後の保険料は、国における予算編成作業が完了する来年1月に北海道から示される予定となっております。

次に、本市における国民健康保険都道府県化後の保険料につきましては、6年後を目標に市町村の保険料水準の統一を目指すことになっていることから、医療費水準が高い本市においては保険料が高くなる可能性もあります。なお、所得水準、医療費水準の格差が非常に大きい道内における保険料水準の統一の具体的な進め方については、3年ごとの北海道国民健康保険運営方針の見直しの中で検討することになっております。

次に、北海道移管後の保険料につきましては、ことし5月の仮算定において北海道から示された資料では、現行保険料と比べ約1万4,000円下がるという試算結果となっております。

次に、収入と保険料の関係につきましては、北海道の試算では、納付金算定における応能割と応益割の割合について、北海道における所得水準の格差の影響を薄めるため、応益割の比率を上げた標準保険料率となっていることから、所得が低い世帯において保険料が上がる傾向になったと思われまます。しかし、保険料率の決定はこれまでどおり市が行うこととなるため、所得が低い世帯の保険料負担が大きくなるよう配慮してまいりたいと考えております。

次に、本市が北海道に納める納付金の額につきましては、5月の仮算定時に保険料分と一般会計繰入金分を合わせて約31億円と示されております。

次に、医療費の高い本市の保険料への影響につきましては、本来医療費水準が高い市町村には、全道平均を上回る負担が求められるところではありますが、現時点では、保険料の激変緩和と市町村の医療費適正化の取り組みを促す観点から、調整が行われることになっております。しかし、保険料水準の統一が進んだ際には調整が行われなくなるため、保険料に影響すると考えられます。

次に、一般会計からの独自繰り入れの納付金への影響につきましては、市町村が北海道に納める納付金の算定に影響はありません。しかしながら、市町村が独自に繰り入れを行う場合は赤字と定義され、6年以内を基本とした赤字解消計画の策定と解消・削減の取り組みが求められることとなっております。

次に、北海道の調整交付金につきましては、その継続は明文化されていませんが、北海道国民健康保険運営方針案において、激変緩和終了後の納付金制度の安定化に必要な対策や、施行時では想定されなかった事案等についても、市町村に大きな影響が出ないように対応していくと示されていることから、何らかの対策が講じられるものと期待しております。

次に、将来的に保険料が高くなるのではないかと、市民負担軽減のため市として手だてをとるべきではないかとのことにつきましては、保険料水準の統一が進んだ際に、保険料が上昇することも考えられますが、保険料を引き下げる目的で行われる一般会計からの繰り入れは赤字とされ解消が求められること、間接的に国民健康保険加入者以外の方にも負担を求めることになることから、適当ではないと考えております。また、国庫負担割合の引き上げにつきましては、これまで国民健康保険の財政負担については、新たな保険者間の財政調整制度の創設や、国の三位一体改革による都道府県との負担の見直しなどが行われてきましたが、公費負担割合50%の基本的な考え方は確保されているものと認識しております。国民健康保険財政は依然厳しいものがありますので、北海道市長会等を通じて、国の財政支援の強化について引き続き要望してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 第3に、公共交通等のあり方について、質問いたします。

市内バス路線についてです。

梅源線や山手線のルートや最寄りのバス停が変わり、産業会館前のバス停の利用者からは、とても不便になった、周辺の事業者からは、人の流れが変わって商売にも影響しているとの声を伺っています。バス路線が変更されたりバス停が移動したりすることは、市民生活に影響があるだけではなく、市内経済に大きな影響があります。だからこそ市としても市民の声をしっかりと捉え、十分な事業者との協議をすることが必要です。梅源線や山手線などのルートや最寄りのバス停が変わったことによる利用者、周辺事業者などからどのような要望が寄せられていますか。

市長は、公約として札樽間の利便性を向上しますと記しています。まさに札樽間である桂岡地域は公共交通が大変不便です。市長公約の札樽間の利便性にバス路線は入っていますか。見解を伺います。

本市と市内バス事業者とは、定期的に路線の廃止やダイヤ改正など、会議の中で伺っているとのことですが、今回の件に限らず、市内バス路線のルートやバス停の変更等について、本市と市内バス事業者とが連絡や事前に調整はなされているのか伺います。

市は、組織改革において、公共交通部門の一元化を示しています。今年度から建設部にまちづくり担当主幹を設けていますが、市内バス路線については建設部まちづくり担当が受け持つといったことでよろしいのですか。また、公共交通部門の一元化に対するお考えもあわせて伺います。

公共交通のあり方についてです。今後において、行政としてバス路線をどうするか、検討する必要があるのではありませんか。市長の見解を伺います。

市内に居住し、かつ住民登録をされている満70歳以上の方に交付されているふれあいバスは、事業目的に、「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」が示されているとおり、本市として大変重要な制度です。まず、昨年11月に小樽市ふれあいバス利用実態調査が行われていますが、市民負担増を前提としたアンケートではないことを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。そもそも、アンケートはどのような目的で行われたのか伺います。アンケートでは、ふれあいバス制度が利用者や地域社会に及ぼす効果について質問しています。その中で、高齢者の外出意欲を高め、健康増進や介護予防につながっているという設問を入れた趣旨について説明するとともに、こうした回答についての市長の所感を伺います。

ふれあいバス制度がどのような制度になるのが望ましいかという設問です。事業対象者では、現状を維持してほしいという回答が58.1%と一番多い結果です。市民の多くは現状を維持してほしいということだと思いますが、見解を伺います。市は、何よりも担当部署などで十分な時間をかけて分析をした後で、市民や議会などで説明を行い議論すべきと考えます。制度の変更などの結論は急ぐべきではないと考えますが、いかがでしょうか。

市役所に来なくても、各サービスセンターでの交付をできるようにしてほしいという要望についてです。第1回定例会予算特別委員会での高野さくら議員の質問に、サービスセンターでの交付は市民サービスの向上につながると考えられますので、生活環境部と協議して検討すると答弁されていました。協議と検討の結果はどのようになりましたか。また、今年度中にも開始したいとする意気込みはどうでしょうか。少なくとも来年度からは実施するというお考えでよろしいのですか。

北海道新幹線についてです。

新幹線トンネルの掘削による建設残土の問題です。八雲町にある立岩トンネルにおける建設残土について、自然由来の環境基準を超える鉛やセレン、フッ素など、有害重金属等が含まれていることが大変な問題となっています。小樽市域内におけるトンネルにおいても、既に後志トンネル、手稲トンネルで重金属含有量が基準超過していることが判明しています。市長は、2016年第1回定例会における日本共産党の新谷とし議員の代表質問に、「重金属類を確認した際には、基準に基づく適切な処理・処分を行

うことにより、周辺に与える影響は未然に防止できる」と環境影響評価の結果を紹介しましたが、鉄道・運輸機構は、これまでも有害重金属を含む建設残土は、遮水シートを敷き詰めた管理型置き場において、常に浸透水をモニターしながら適切に対応、管理していくと説明していました。立岩トンネルの例でもあり、鉄道・運輸機構は適切な処理・処分を行っていないことは明らかではありませんか。市長に伺います。2016年第1回定例会では、現時点では決定した受け入れ先はないとの答弁でしたが、その後、建設残土の受け入れ先は決定したのか伺います。建設残土受け入れは無償が原則とされていますが、鉄道・運輸機構による対価なしに建設残土を受け入れられるとお考えでしょうか。また、小樽市域における鉄道・運輸機構は、適切な処理・処分がなされると確信しておられるのですか。さらに、これまで応募があった受け入れ候補地の所有者は、建設残土の重金属含有量が基準を超過していることを知っているのですか。本市としてどれだけの情報を得ているかということです。小樽市域内におけるトンネルにおいても、既に後志トンネル、手稲トンネルで重金属含有量が基準超過していることが判明しています。しかし、鉄道・運輸機構は、事前ボーリング調査地点は民間の土地であるので公表できないと、具体的な内容については明かしていません。公表される見込みはあるのでしょうか。有害重金属を含む建設残土の処理方法について、仮置き場を設けるのか、当初から管理型置き場へ搬入するのか、鉄道・運輸機構から示されたものはありますか。対策案抜きに受け入れ先を鉄道・運輸機構に情報提供することはあり得ないと思いますが、いかがですか。幾つかの県、都市では、有害物質の運び込みがないかの監視などの生活環境の保全や、法面の勾配を適切に保つことなどの災害防止を目的に、建設現場から出される土砂の埋め立てを規制する残土条例を制定しています。本市としてもこうした条例の情報収集を行うとともに、北海道に制定を求めるべきと考えますが、市長の考えを伺います。

北海道横断自動車道についてです。

小樽ジャンクションと余市インターチェンジ間は来年度供用予定となっています。余市方面への高規格幹線道路が開通することによって、市民からはどれだけ便利になるのかという大きな期待の声がある一方で、本当に市民に役立つ道路となるのかという疑問の声も寄せられています。日本共産党は、これまでもいわゆる高速道路や高規格道路整備を優先するのではなく、生活道路の整備こそ急がれると主張してまいりました。このような立場で質問します。

まず、後志管内から小樽市内の病院への救急搬送に係る時間短縮について、市長が記者会見で述べられていますが、余市協会病院から小樽市立病院まで救急車で搬送する場合、どれだけの時間が短縮されるのでしょうか。お答えください。

次に、高規格幹線道路が開通することによって、小樽市内病院を利用せず、むしろ札幌市内への救急搬送がふえることとなるのではないのでしょうか。お答えください。

後志町村からの物流安定に期待されるのですが、余市インターチェンジから小樽港や石狩湾新港への短縮される時間について、お示してください。

繁忙期における交通混雑の緩和も期待されている項目です。特に、夏季に蘭島の海水浴場から塩谷文庫歌にかけては、時間帯により渋滞しています。そこで、自家用車で蘭島海水浴場から札幌市に移動する場合、どのようなルートが想定されますか。また、この場合の短縮時間についてお示してください。

車線数と制限時速の見込みについてです。道央自動車道札幌・旭川間は完全4車線、制限速度も一部を除き原則時速100キロメートルとなっていますが、小樽ジャンクションと余市インターチェンジ間はいかがでしょうか。

結論として、札幌市方面から余市町方面に向かう場合、小樽市内は通過するだけになってしまいませんか。沿線である市内の産業や経済の発展に期待できる効果はどのような事例を想定していますか。何

よりも、生活道路である一般国道5号の塩谷・蘭島間の4車線化こそ急がれるものです。現在、塩谷・忍路防災事業が進められていますが、高規格幹線道路が開通することによって塩谷・蘭島間の4車線化が実現できなくなるのでは、市民の願いに反することです。市長の見解を伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま公共交通等のあり方について御質問がありました。

初めに、市内バス路線についてですが、まず、梅源線や山手線のルートや最寄りのバス停が変わったことに伴う利用者や周辺事業者からの要望につきましては、元のバス停周辺事業者から、客足が落ちた、売り上げが減ったという声が上がっていると聞きをしておりますが、今のところ、正式な要望としてはいただいております。

次に、札幌間の利便性につきましては、私が公約に掲げた趣旨は、鉄道や路線バスなどの利便性を再度見直した上で、中長期的な視点で交通ネットワークの充実を図ってまいりたいということであり、バス路線につきましても利便性を向上してまいりたいと考えております。

次に、市内バス事業者との連絡調整につきましては、市とバス事業者との間で定例会議を開催しており、ダイヤ改正やバス停の変更などについては、社内決定された後、公表される前に報告を受けております。現在、ダイヤ改正などにつきましては、バス事業者と事前調整は行っておりませんが、今後、交通政策基本法に基づき、行政が中心となり、まちづくりと連携し、面的な交通ネットワークの再構築に取り組みなければならないことから、法定協議会の中で協議をすることになるものと考えております。

次に、市内バス路線の担当につきましては、現在、地域住民等からの要望の窓口は生活環境部になりますが、バス事業者との協議の窓口やバス路線の将来のあり方の検討は建設部が担当しております。また、公共交通部門の一元化については、現在、公共交通の所管は先の2部に加え、総務部が所管する新幹線・高速道路推進室を含めると3部にわたっているため、公共バスやJRなど、陸上交通に関する業務を集約し、今後、多様化する交通政策や総合的なまちづくり政策に一体的に推進できる組織体制の検討を進めているところであります。

次に、今後のバス路線の検討につきましては、交通政策基本法に基づき、行政が中心となり、まちづくりと連携し、面的な交通ネットワークの再構築に取り組みなければならないことから、市内バス路線についても今後、法定協議会の中で協議することになるものと考えております。

次に、ふれあいパスについてですが、まず、ふれあいパス利用実態調査の調査目的等につきましては、今回の調査は利用者負担をふやすことを前提としたものではなく、外出する目的、頻度、行き先、交通手段などの回答から、利用者のニーズを調べるとともに、ふれあいパス事業の効果や要望を伺うことで、必要性や課題を整理し、今後の制度のあり方を検討するために行ったものであります。

次に、アンケート調査の中の外出意欲の促進、健康増進、介護予防につながるという設問項目を入れた趣旨につきましては、市民の皆様が高齢者の積極的社会参加や心身の健康の保持と生きがいの創出に資するというふれあいパス事業の目的に対して、どのような効果を感じているかを把握するためであります。本事業を行うことで、さまざまな効果が発生していると回答している方が多いことは、制度の目的が十分に達成されていると認識しているところであり、この施策の重要性を改めて感じたところであります。

次に、ふれあいパス事業の利用者負担について、現状維持を希望する意見が多いことに対する見解に

つきましては、本事業は本市の高齢者施策の中でも重要な施策でありますので、市民の皆様にとって、できるだけ少ない負担で利便性が高い事業であり続けることが理想であると考えております。しかし、今後は事業対象者数がピークを迎える平成35年度に向けて事業費の増加が見込まれますので、限られた財源の中で、将来にわたり持続可能な制度としていくためには、現状維持も含め制度のあり方を検討しなければならないと認識しております。

次に、ふれあいパス事業の制度変更の検討につきましては、現在、利用実態調査を集約したところであり、さらにこの調査結果をもとに老人クラブや町会との意見交換をするなど、できるだけ多くの方々の御意見をお聞きしながら、利用者ニーズに合った制度の再構築に努めてまいりたいと考えております。今回のアンケート結果を見ても、この事業が日常生活に密着した制度になっていることを十分に認識しておりますので、さまざまな意見を総合的に勘案し、慎重に検討してまいります。

次に、ふれあいパスを各サービスセンターで交付することについての検討結果及び実施時期につきましては、現在、各サービスセンターでのふれあいパスの交付に当たっての課題整理を行っており、実施時期、周知期間とその方法、実務の手順について検討しております。実施時期につきましては、ふれあいパスの交付は、毎年3月下旬から始まりますが、この時期はサービスセンターの繁忙期であるため、サービスセンターの負担を考慮しながら、新年度早い時期からの実施を目標に取り組んでいるところであります。

次に、北海道新幹線についてですが、まず建設残土の受け入れ先の決定状況につきましては、平成26年度の受け入れ先の募集開始以降、市内外から複数件の申し込みがあり、これらの情報を随時、事業主体である鉄道・運輸機構に提供しております。現在、鉄道・運輸機構では処分に適すると思われる候補地の調査を行っておりますが、現時点では決定に至っていないと聞いております。

次に、無償で建設残土を受け入れてもらえるのかにつきましては、先行している他の地域での工事では、民有地において無償で建設残土が受け入れられた実績もあると聞いているところでございます。

次に、小樽市域において、適切な処理、処分がなされると確信しているのかにつきましては、鉄道・運輸機構では事前の地質調査と施工中の地質調査の結果に基づき、対策の有無について判定するとしており、自然由来の重金属などが含まれた要対策土の出現が懸念される場合、学識経験者など第三者で組織する検討委員会で対応を検討し、国土交通省が定めた対応マニュアルに準拠した対策がなされるものと考えております。また、受け入れ候補地の所有者が重金属含有量について認知しているのかにつきましては、受け入れ候補地として現在調査を進めている箇所は対策を必要としない建設残土の処分地であることから、重金属含有量についての説明はされていないものと聞いております。

次に、事前ボーリング調査内容の公表の見込みにつきましては、先ほども申し上げましたとおり、地質調査は事前の調査に加え、施工中にも実施され、要対策土の出現が懸念される場合には、検討委員会で対応を検討することになっており、これらの調査結果や検討結果、さらには調査対象地区の地権者や周辺地域への配慮を踏まえ、公表の是非を判断すると聞いております。また、仮に公表することとなった場合には、その手段について本市と協議した上で行うものと聞いております。

次に、重金属を含む建設残土の処理につきましては、現時点で鉄道・運輸機構から示されたものはありませんが、先ほども申し上げましたとおり、要対策土を受け入れ地に搬入するに当たっては、国土交通省が定めた対応マニュアルに準拠した対策を実施するものと聞いております。

また、対策案抜きに情報提供を行うのかにつきましては、鉄道・運輸機構では情報提供のあった受け入れ候補地において、要対策土受け入れのための調査の可否を土地所有者に確認した上で当該地の調査

を実施し、対策案を説明すると聞いておりますので、本市といたしましては随時候補地についての情報提供を行っているものであります。

次に、残土条例の制定等につきましては、自然由来の重金属などが含まれた要対策土の出現が懸念される場合には、先ほど申し上げましたとおり、鉄道・運輸機構が環境保全に係る措置を講ずるとしておりますので、北海道に対して条例制定を求めることは現時点では考えてはおりませんが、他府県の情報を収集してまいりたいと考えております。

次に、北海道横断自動車道についてですが、まず余市協会病院から小樽市立病院までの救急車による搬送時間につきましては、あくまで試算となりますが、一般道経由の場合で約25分、自動車道経由で約28分となり、その間における搬送時間の短縮には至らないと考えております。

次に、札幌市内への救急搬送がふえるのかにつきましては、救急搬送は消防法の規定に基づき、北海道が定める基準では、救急隊員による傷病者の観察の結果、当該傷病者に適した医療機関の中から最も搬送時間が短いものを選定することを基本とするとされておりますので、一概に札幌市内への救急搬送がふえるとは思われません。

次に、余市インターチェンジから小樽港や石狩湾新港への短縮時間につきましては、混雑状況や時間帯などにより変動することが前提となりますが、経路検索ナビゲーションサイトなどを参考に積算いたしますと、まず、余市インターチェンジから小樽港については、高速道路、一般道ともほぼ同じ所要時間となり、また余市インターチェンジから石狩湾新港については、高速道路を利用した場合、約12分の短縮という結果になっております。

次に、蘭島海水浴場から札幌市への想定ルートにつきましては、国道5号や北後志東部広域農道、道道小樽環状線を経由するルートのほか、余市インターチェンジから高速道路を利用して札幌方面に向かうルートなどが考えられます。なお、短縮時間については天候や時間帯などによって差があり、渋滞時の所要時間を算出することができないため、比較することは困難であると考えております。

次に、小樽ジャンクションと余市インターチェンジ間の車線数と制限速度につきましては、東日本高速道路株式会社によりますと、車線数については暫定2車線での整備となりますが、制限速度については現時点では確定していないとのことであります。

次に、市内の産業や経済の発展に期待できる効果につきましては、余市方面への所要時間短縮や安全性、安定性を向上させることは後志地域全体にとって大きなメリットをもたらすものと考えております。本市におきましても、今後、倶知安、ニセコを初めとした後志地域からの観光客の流入増加や、輸送利便性向上による農水産物等の取り扱い量増加などにより、新たな雇用の創出や民間投資の誘発などが期待されるものと考えております。

次に、一般国道5号の塩谷－蘭島間の4車線化につきましては、高規格幹線道路である北海道横断自動車道の開通によって実現ができなくなるわけではないものと考えております。本市としては、小樽・余市間国道新設改修期成会の要望項目の中で、「国道5号小樽市塩谷～余市間の早期整備」を掲げ、国へ要望しておりますので、国において国道5号の交通需要を十分に見きわめ、適切な整備が検討されるものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）

○8番（酒井隆裕議員） 教育行政について、質問いたします。

小・中学校再編計画についてです。

豊倉小学校の懇談会について伺います。保護者、地域の皆さんに向けて、7月6日に現状を説明するため、懇談会を開くとしています。しかし、そもそも地区ブロックである朝里地区の検討は、当初2018年度からとされる計画の後期での話だったのではありませんか。そもそも、なぜこの時期に懇談会を開くお考えなのか、お答えください。

誰から懇談会を開けと要望されたのですか。何のために懇談会を開くのですか。また、本当に現状を伝えるのであれば、来年度以降に懇談会を行うことでよいではありませんか。あたかも統廃合が既に決まっているかのごとき誤解を与えることになりかねないではありませんか。いかがですか。

今回の懇談会は、保護者や地域の皆さんに向けて現状を説明するためであり、当然これをもって統廃合が進められることがないことを確認しますが、いかがですか。

中央・山手地区の中学校再編に係る関係小学校保護者への説明についてです。

教育委員会は、これまで地域住民と保護者を交えた懇談会を開催していましたが、保護者の参加が少ないことを理由に、保護者だけを対象とした懇談会を行いました。教育委員会第4回定例会では、関係小学校への説明について報告され、笹谷純代教育委員は、今回初めて夜ではなく、保護者会で説明されたことに対し、当事者というか該当する保護者の意見を聞いてよかったと発言されています。保護者だけではなく、地域もまた当事者ではないのでしょうか。教育長の考えを伺います。

今後の地域懇談会は、いつ行うおつもりですか。また、保護者が参加しやすいような時間を設定するお考えはありますか。そもそも、なぜ保護者だけを対象とした懇談会にしなけりなかつたのでしょうか。時間が短く、何を訴えたいのかわからないという意見が出されていることも重要です。結局、保護者へさもさも決定事項であるかごとき説明をして、意見を誘導しているのではありませんか。

教育委員会に提出された署名についてです。教育委員会の考え方が変わるのかといった質問に、現時点で考えを変えるつもりはないとの説明です。余りにも署名提出者に対して失礼な話ではありませんか。意見は聞くが、考えは変えないのであれば、何のために懇談会を開催しているのですか。

どうしても商業高校でなければならない理由が見つかりません。副市長や教育長は北海道から弱みでも握られているのですか。小樽市は、北海道の食べ物にされている自覚はありますか。小樽商業高校の閉校後の活用方法は、募集停止後の話です。今回、保護者からもはっきりと反対の意見が出され、地域でも反対の声が上がっています。理解が得られていない現状で、来年4月に北海道に小樽市で活用を求めることはあり得ないことだと確認しますが、いかがでしょうか。

統廃合の議論とは別に、松ヶ枝中学校の十分な修繕が必要です。中学校も担当課も、生徒の学習等に支障がないよう、大変御苦労されて対応されていますが、廊下や教室にバケツが並び、天井から一つのバケツに何本もホースが伸び、雪解け水が浸水したなどの状況は異常です。山の手小学校開校後に最上小学校へ当面移転するべきではありませんか。

小学校と中学校では、建築基準法に定められた階段の段差、蹴上げの寸法に違いがあります。市内の中学校の平均は、どのようになりますか。また、最上小学校を中学校として利用した場合、蹴上げの寸法は建築基準法に違反しますか。

中央・山手地区の中学校再編だけにとどまらず、市内小・中学校のあり方は、来るべき市長選において大変大きな争点になります。学校設置者として予算の権限を持つにもかかわらず、意見を述べない森井市長の責任は免れません。市長の考えを伺います。

工業高校と商業高校の統合新設校について、伺います。来年3月に、小樽工業高校と商業高校の統合新設校が開校します。しかし、6月7日現在も高校名すら決まっていな状態です。どのようなカリキ

ュラムになるかも決まっていないといえます。本来であれば、来年卒業する中学生に、どういった学校となるのか6月には示されなければなりません。小樽市教育委員会として、どのような学校ができるのか押さえていますか。なぜ、いまだカリキュラムが決まっていないのでしょうか。単位制といっても、具体的な取り組みは御存じですか。

小樽市が小樽学を学べる教科を要望していると聞きましたが、事実ですか。

そもそも工業高校と商業高校の統合は、小樽市の高校再編問題であったにもかかわらず、高校間口懇話会の名称で高校関係者を排除した中で、市教委が商業高校校舎を欲しいがために決めていったことではありませんか。市教委の責任は大変重たいことです。どんな高校をつくるかは、道教委と当該学校長の問題と逃げることは許されないと思いますが、教育長の考えを伺います。

最後に、学校図書について伺います。市民の方からお話を伺いました。内容は、市内小・中学校の保護者から学校図書の蔵書が少ないので寄贈してほしいとのことでした。先日も市内の学校を訪問しましたが、図書室は大変きれいに整頓され、利用されていそうな印象だった一方、蔵書数については学校規模からすると少ないという印象を率直に受けました。文部科学省と総務省は、学校図書館図書整備費を大幅にふやして、5カ年1,000億円を地方交付税として措置することを決めています。今年度は学校図書館関係予算として、三つの地方財政措置を実施しています。第5次学校図書館図書整備等5カ年計画1年目として、学校図書館図書標準の達成を目指すための増加冊数分、学校図書館への新聞配備分、学校図書館担当職員の配置などです。しかし、いずれも地方交付税の財政措置であり、実際の財政支出に充てられているかが問題です。

まず、直近5カ年の本市の学校図書購入予算と、それに係る基準財政需要額の推移をお示ください。基準財政需要額に対して、予算はどれだけ充てられたのか、金額とパーセントでお答えください。また、予算執行率についてもお答えください。

次に、現在の小・中学校図書館蔵書冊数はどのようになっているのか、伺います。学校図書標準に対する市内の小学校、中学校の基準冊数と不足冊数、小・中学校を合計した不足冊数は、どれだけお示しください。達成率の低い小・中学校を下位5校ずつパーセントでお答えください。

次に、新しい図書への更新は適切に行われているかという点です。学校によっては、誤った情報を記載していることが明確となった古い本や、汚損して読まれなくなった本が多数存在していたり、書庫や空き教室に保存されたままになっている状況も考えられます。本の適切な廃棄、更新について、基準や方針はどのように決められているのか伺います。

学校図書館法では、学校図書館の専門的職務を担う教員として、司書教諭を学校へ置くこととしています。学級数が合計12学級以上の学級には、必ず司書教諭を置かなければならないことに基づき、市内小・中学校で12学級以上の学校は、全て司書教諭が配置されています。しかし、司書教諭は授業や担任を持ち、さらに図書館を兼務する状態で、図書館に力を注ぐことが大変困難です。そのため、専任の図書館職員としての学校司書の配置を進めることを日本共産党はこれまでも提案してまいりました。今年度は4名に増員されており、活躍に期待をしております。また、従前から小学校ではボランティアの皆さんにも御協力をいただいております。まず、本市の司書教諭等の配置状況をお示しください。また、司書教諭の現状についての認識と、今後の学校司書の配置については、どのように考えられているのか伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、教育行政について御質問がありました。まず、小・中学校の再編計画についてですが、学校設置者としての考え方につきましては、児童・生徒数の減少が進む中、子供たちの教育環境の充実の観点から、教育委員会において市内小・中学校のあり方が検討されるものと考えております。本市においては、安心して子育てができる環境づくりを行っていくとともに、子供たちが未来の小樽を支える人材となるよう、教育環境をしっかりと整えていく必要があるものとの共通認識のもとに、今後とも教育委員会と連携して、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、学校図書についてですが、直近5カ年の本市の学校図書購入予算と、それに係る基準財政需要額の推移及び予算に対する割合と予算執行率につきましては、各年度ごとに予算額、基準財政需要額、基準財政需要額に対する予算の割合、予算執行率の順で答弁させていただきます。

平成24年度は、830万3,000円、1,787万円、約46.5%、約99.8%。

平成25年度は、688万6,000円、1,772万1,000円、約38.9%、約99.6%。

平成26年度は、688万6,000円、1,421万9,000円、約48.4%、約100%。

平成27年度は、688万8,000円、1,332万3,000円、約51.7%、約100%。

平成28年度は、678万1,000円、1,316万4,000円、約51.5%、約99.5%となっております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 酒井隆裕議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、教育行政について御質問がございました。

初めに、小・中学校再編計画についてであります。まず、豊倉小学校を含む朝里地区ブロックの検討の時期は計画の後期となっているのに、なぜこの時期に懇談会を開くのかということにつきましては、今年度、豊倉小学校は児童数の減少により、より小規模化が進んだことから、現状について保護者や地域の方々に早目に御説明する必要があると考え、運動会などの大きな学校行事が終了する時期を待って懇談会を開催することとしたものでございます。

次に、誰から懇談会を開けと要望されたのか、何のために懇談会を開くのかということにつきましては、まず、懇談会の開催を決定したのは教育委員会でございます。また、開催の理由につきましては、豊倉小学校はこれまで地域に支えられてきた学校であり、今年度から学校規模がこれまでと大きく変わってきたことから、現状を御説明するためでございます。

次に、来年度以降に懇談会を行うことでよいのではないか、既に統合が決まっているとの誤解を与えるのではないかとということにつきましては、教育委員会としては、豊倉小学校の現状について、保護者や地域の方々に早目に御説明したほうがよいと判断し、今回、懇談会を開催することとしたものであり、統合が決まっているかのような誤解が生じないよう留意したいと考えております。

次に、今回の懇談会をもって統合が進められることはないかということによいかということにつきましては、今回の懇談会は今年度からの豊倉小学校の現状を説明することを目的として開催するものであり、保護者や地域の方々の御意見を伺ってまいりたいと考えております。

次に、中央・山手地区の中学校再編に関して、保護者だけでなく地域も当事者ではないかということにつきましては、教育委員会第4回定例会における教育委員の該当するお子さんの保護者の意見を聞いてよかったという発言は、これまでの懇談会では保護者の方々の参加が少なかったこともあり、小学校の保護者会で説明した際に、多くの御意見をいただいたことを評価しているものと考えております。ま

た、学校の再編につきましては、保護者及び地域の方々の御理解を得ながら進めるものと認識をしており、当然、両者ともに当事者であるというふうと考えております。

次に、今後、地域懇談会はいつ行うのか、また、保護者が参加しやすいような時間を設定する考えはあるのかにつきましては、中央・山手地区の中学校再編に係る地区別懇談会については、現在のところ日程は固めておりませんが、今後、開催に向けて保護者などが参加しやすい場所や時間についても考慮してまいりたいというふうと考えております。

次に、なぜ保護者だけを対象に説明をしたのか、保護者の意見を誘導しているのではないかとということにつきましては、今回、保護者のみを対象とした理由は、これまで開催した地区別懇談会において、統合時に関係する保護者から意見を聞くべきという御意見をいただいたことや、保護者の出席が少なかったことから、改めて保護者に対して教育委員会の考え方を説明し、御意見を伺いたく、保護者会で時間をいただいて実施したものでございます。また、説明につきましては、これまでの地区別懇談会で説明した内容をもとに行ったものであり、意見を誘導したものではありません。

次に、意見は聞くが考えを変えないのであれば、何のために懇談会を開催しているのかということにつきましては、教育委員会といたしましては小樽商業高校を統合校とするプランにつきまして、保護者や地域との協議を継続している途上であり、小学校での説明の際には、その時点で教育委員会の考え方について変更がないことをお答えしたものであり、今後も保護者や地域の方々の御意見やお考えをお聞きしながら検討してまいりたいというふうと考えております。

次に、商業高校でなければならない理由が見つからないということにつきましては、教育委員会といたしましては、小樽商業高校が西陵中学校と松ヶ枝中学校の校区境界付近にあり、統合後、生徒の通学距離の平準化が図られること、施設が充実していることや小樽商科大学に近接するなど恵まれた教育環境にありますことから、統合校として望ましいと考えており、これまで教育委員会の考えを保護者や地域の方々に説明しているものでございます。

次に、保護者や地域から理解が得られていない現状で、来年4月に北海道に活用を要望するのかということにつきましては、教育委員会の考え方について理解が得られるよう努めながら、一定の理解が得られた後、北海道教育委員会に対して施設の活用を要望してまいりたいと考えております。

次に、統合の議論とは別に、山の手小学校開校後に最上小学校へ松ヶ枝中学校を当面移転すべきということにつきましては、現在、中央・山手地区の中学校再編に関して、小樽商業高校閉校後の施設を活用することが望ましいと考えており、それらを優先してまいりたいと考えております。なお、松ヶ枝中学校の施設に関しましては、学校運営に支障が生じないよう、必要な修繕を行うこととしております。

次に、市内の中学校の蹴上げの寸法の平均などにつきましては、市内中学校の日常的に使用する階段の蹴上げの寸法の平均は約15.7センチメートルで、最上小学校の蹴上げの寸法は15.2センチメートルであり、建築基準法施行令で定められた中学校の蹴上げの寸法は18センチメートル以下でありますことから、この基準に違反することはございません。

次に、工業高校と商業高校の統合新設校についてであります。まず、統合新設校がどのような高校になるのかにつきましては、具体的なカリキュラムにつきましては両校の統合検討委員会と北海道教育委員会と協議を行っているというふうに聞いており、現時点では報告を受けておりません。なお、6月24日に開催されます市教委主催の進路説明会において、統合新設校の概要についての説明を要請しているところであります。

次に、統合新設校のカリキュラムがまだ決まっていない理由、単位制に向けての具体的な取り組みにつきましては、一般的に新設校のカリキュラムは前年の7月ごろまでに決定されることとなっております。

工業高校と商業高校の新設統合校のカリキュラム作成に今のところおくれはなく、正式に決定した後、単位制における具体的な科目が決定される予定と聞いております。また、本市が北海道教育委員会に行ったカリキュラムに関する要望につきましては、さまざまな外国語等について学べる高校など、従来から行っていた5項目のみであります。

次に、教育委員会が商業高校校舎が欲しいため、工業高校と商業高校の統合を決めていったのではないかとつきましては、統合校の校舎をどちらの学校とするかは、北海道教育委員会において決定したものであり、こちらから申し入れを行ったことはございません。統合新設校につきましては、これまでも機会あるごとに北海道教育委員会に対し要望を伝えており、小樽にふさわしい魅力ある高校となるものと考えております。また、開校後も教育委員会として必要な支援をしております。

次に、学校図書についてでございますが、まず、学校図書館図書標準に対する本市の小・中学校の基準冊数と不足冊数などにつきましては、平成28年3月末現在の小学校の基準冊数は15万5,240冊であり、不足冊数は4万9,510冊。中学校の基準冊数は12万320冊であり、不足冊数は4万4,018冊。市内小・中学校を合計した不足冊数は9万3,528冊となっております。また、達成率の低い学校につきましては、小学校では、順に45%、48.8%、56%、56.3%、57.2%。同じく中学校では、34%、37%、42.3%、48.4%、49.1%となっております。

次に、本の適切な廃棄、更新について、基準や方針はどのように決められているのかにつきましては、廃棄につきましては、全国学校図書館協議会が策定いたしました学校図書館図書廃棄規準に準拠して、小樽市学校図書館協議会において作成したマニュアルに定められております。なお、更新につきましては、特段の基準等はございません。

次に、本市の司書教諭等の配置状況、司書教諭の現状についての認識や今後の学校司書の配置につきましては、司書教諭は12学級以上の学校に必ず置くこととなっておりますが、現在小学校10校、中学校4校に配置し、また、学校司書は小学校3校、中学校1校に配置しております。司書教諭は、学級担任や教科担当と兼務することが多く、学校図書業務に専念することが困難な状況にあることと認識しており、学校司書を配置することにより、児童・生徒の読書活動や学習活動の充実につながることから、今後、市長部局とも協議しながら、できるだけ多くの学校に学校司書が配置されるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 8番、酒井隆裕議員。

○8番(酒井隆裕議員) それでは、幾つか質問いたします。

まず、組織改革と人事についてであります。

港湾部の新設でありますけれども、結局、産業港湾部長は、担当部長がいまま事務を処理しなければならないのではないのでしょうか。昨年度よりも業務がふえているというふうに思いますが、これについて改めて伺います。

また、担当部長を設置しなかったことについては、私は人事政策として逆行しているのではないかなというふうに思います。市長はもうシンプルにというふうに言っていましたけれども、結果として、そういった人数を減らしていくということについては、私は逆行そのものだと思いますが、いかがでしょうか。

同様に、税務長についても、私は逆行そのものだと思いますが、いかがですか。

税務長について、システム、従前よりも比べて改修などが進んで業務量が軽減したとおっしゃられたというふうに思いますが、むしろ徴収一元化、こうしたものを含めて、従前よりも作業量、仕事

量はふえているのではないのでしょうか。また、その責任もふえているではありませんか。このことについても、改めて伺いたします。

かつては税務長は市民税課長と兼任でありました。このような検討というのはされたのでしょうか。

雪対策課についてであります。2課体制にしたことではありますが、私はやはり今回の2課体制にしたことによって、かえって責任の所在を不明瞭にしたのではないかというふうに思います。今回の人事、変えたことによって、課の単位ということでは全市的に見られなくなったという形になってしまったのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

また、この2課体制について、市民サービスの向上につながるからこそ2課体制にしたのではありませんか。どのように、具体的に市民サービスの向上になるのか、伺います。

また、除排雪計画の策定、そして実施、除排雪に係る関係機関の連絡調整、雪対策については、2課体制になることによって、どのように変わったのですか。

雪対策の最後として、雪対策課を分けたことによりまして、職員を初めとして、現場は大変混乱しています。このような認識を市長はお持ちですか。

また、この雪対策を変えることについて、3月に入ってから市長と副市長、そして総務部長で、そうした考え方を決めていたといいますけれども、ちょうどそのときというのは、予算特別委員会が開かれた時期ではありませんか。こういった考えを、もし本当にお持ちだったとするならば、その後の建設常任委員会に報告すること、できたのではなかったのでしょうか。そういった考えはなかったのですか。

附属機関の委員への就任の見直しについて、伺います。

そもそも、この附属機関の委員の就任の見直しについて、結局市長は、既に議会側に要望しているのだから、あとは進めていくという感触を私は受けました。結局、こうした説明をした上、進めていくということなのでしょう。あくまでも議会と、この要望についてしっかりと議論をしていき、双方納得した上でないと物事を進めないという、そういった民主的な考え方は、市長はとるおつもりはないのですか。

そもそも自治基本条例の趣旨からいえば、市民と情報共有しながら、みんなの力で進めていく、これが趣旨ではないのでしょうか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

今回、市長の要望事項で議員を選任しない方針を示したことは、私は自治基本条例の趣旨に反することではないかというふうに思いますけれども、市長の認識を伺います。

次に、マイナンバー制度について伺います。

マイナンバー制度の税額決定、通知に係る個人番号の記載についてでありますけれども、事業者から個人番号が記載されていない税額決定通知書に変えて送り返してほしいと、こういった要望があった場合には、真摯に対応するお考えはありますか。後志管内でも、事業者からの要請に応じて、共和町や真狩村、こういったところでは番号記載なしの決定通知書を送付しております。このような自治体の対応を市長はどのようにお考えでしょうか。

情報漏えいリスクについてであります。本市は簡易書留を使用しているのでリスクは低いといっても、他の自治体でもあったように、職員が別の事業所の通知書を取り違えて封筒に入れるといったことは、この小樽市においても十分あり得ることではありませんか。このことについての市長の認識も伺います。

プールについてであります。

市長は、結局のところ、基本的な考えといたしながらも、具体的にこの方向性について、いつまでに、どのように決めていくということについては、私は今回もお答えにならなかったというふうに思います。

プールについてですけれども、どのような施設を市長は想定されているのですか。先ほど、御答弁の中で重層型、また併設型というお話がありましたが、市長は併設型、重層型、こうしたものがベストだと考えているのでしょうか。これ以外の考え方というのは今のところは持ち得ていないのでしょうか。

財源は、どのように考えられていますか。有利な起債というのは限られているというふうに思います。墨田区の例でいえば、PFIで建てられたと聞いています。伊達市の例でいくと、合併特例債でつくられたというふうに聞いています。小樽市において、そういったことができるとは思えません。こうした起債についての考え方について、お伺いいたします。

また、今年度中に実施設計を行い、市長の任期中にプールを建設するというのが市長の市民との約束事ではありませんか。市民は、方向性を示してもらうために市長を選んだわけではありません。結局、市長は任期中に建設することが事実上できないために、時間稼ぎをしているのではありませんか。いかがでしょうか。

除雪費についてであります。第3回定例会に補正予算を提出するという方向が示されましたけれども、少なくとも、今年度の除排雪に関する、どのような制度の変更を行っていくのかとか、そういった方向性についてだけでも、この第2回定例会に示すのが筋ではないでしょうか。現在のままでいけば、第3回定例会に、また市長の考え方として、いきなり制度変更が出されて、それを議論するといっても、それは無理な話だというふうに思いますけれども、第2回定例会、遅くとも各常任委員会までに一定の考え方、固まっていないのでも構いません、出していく考えはありませんか。市長の考えを伺います。

クレジット納付について、お伺いいたします。

特定の企業につながらないかという問題でありますけれども、結局はNECありき、ヤフーありきで制度設計されているのではないのでしょうか。そのようなことは絶対にないという確証はありますか。また、どれだけクレジット納付に移行するのかということについても、あわせてお伺いしたいと思います。

また、現在のクレジット収納サービスを使っている事業者について、セキュリティの信頼度は高いというふうにお考えでしょうか。あわせてお伺いいたします。

補正予算には、システム改修や周知の予算が示されておりますけれども、導入経費だけではなく、年間の維持管理費用は幾らと見込んでいらっしゃるのでしょうか。市長は利便性向上だというふうにおっしゃいます。しかし、特別徴収は対象とならず、普通徴収でクレジット払いができる一部の市民だけがポイントがたまるなどの恩恵を受けることとなります。ポイント稼ぎに公金を投入することは、おかしいことではありませんか。市長の見解を伺います。

保育料軽減について、伺います。

市長は、今回の北海道の制度導入によって、みずからの公約は実現したというふうにお考えですか。また、制度自体は歓迎いたしますけれども、結局は北海道の制度を活用しただけではありませんか。先ほど、3歳以上の第2子以降の保育料無料化についても検討するべきだというふうに述べましたが、道の制度に上乘せして、年齢制限及び所得制限なしに、第3子以降を無料化する考えについて、改めて伺います。

市長は、まずはこの制度を実施するというをおっしゃってございましたけれども、こういったことを調査や研究するお考えもないということなのではないでしょうか。それとも、こうした考えについてもしっかりと考えていきつつも、今年度の制度実施を、まず行っていくというお考えなのか、このこともお伺いいたします。

国民健康保険についてです。加入者の平均所得額についてであります。35市中31番目というふうに述べられました。では、道内10市では何番目になるのでしょうか。お答えください。

小樽市の国民健康保険世帯の平均所得額は、2015年度の52万2,000円から、2017年度の50万8,000円と減少しているというふうに聞いております。1人当たりでも2017年度は35万1,000円です。この平均所得の低さについて、市長はどのように捉えられているのですか。

保険料の負担割合についてであります。先ほど御答弁がありました。所得の35%、この割合というのは極めて重い負担だというふうに思います。市長はどのようにお考えですか。

都道府県化で、北海道の第2.5回仮算定が示されております。第2回仮算定から何が変わったのですか。また、なぜこれほどまで、第2回と比べて大きく変わったのでしょうか。第3回においても大きく変わることになれば、これまでの道の資料は信用できないということになりませんか。

モデル世帯の保険料、2017年度保険料による算定によりますと、38万3,600円となっております。しかし、2018年度保険料率による算定では52万700円と、35市中一番高い数字が示されております。どのように算定されたのか、御説明ください。

他市町村と比べても、2017年度と2018年度による算定で、なぜここまで高くなっているのでしょうか。モデルによれば、本市では基礎控除後の所得200万円世帯は、年間約13万7,100円も多くなっていることになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

国民健康保険について、最後です。国民健康保険は、市民の命綱であります。都道府県化されたとしても、市町村が保険料を決めることとなります。納付金を納めるために保険料が決められることとなりますけれども、北海道の保険料算定によって、機械的に本市の保険料が定められることはないと確認しますが、いかがでしょうか。

ふれあいパスについてです。ふれあいパスは、事業目的に「高齢者が積極的に社会に参加し、ふれあい、もって心身の健康の保持と生きがいの創出に資すること」が示されております。こうした趣旨に沿った運営こそ求められているというふうに思いますが、市長のお考えを伺います。

トンネル残土についての質問です。当初、鉄道・運輸機構は、八雲町を通じて建設残土の受け入れを募集した際、有害重金属が含まれていることを町に説明すらしていませんでした。結局、市長の御説明によれば、鉄道・運輸機構がしっかりと対策をするのだから問題はないと言いかねない、そういった御答弁だと思います。私は、大変問題があるというふうに思います。本当に鉄道・運輸機構は、信頼できるというふうにお思いでしょうか。自治体として、重金属含有量が公表されなくても構わないというお考えでしょうか。八雲町のように、鉛など重金属類が野ざらしにされ、流出され、そして土壤汚染がされているということにあっても、自治体としては、小樽市としては何も意見を述べない、考えないということでしょうか。あくまでも北海道の責任だということで、市長は何も意見を述べないということでしょうか。お伺いたします。

北海道横断自動車道についてです。塩谷、忍路防災についてです。国道5号の4車線化は要望していくことでもありますけれども、そもそも掘削されているトンネルは何車線なのですか。仮に4車線化の要望に応えたとしても、トンネル拡幅は可能なのでしょうか。

豊倉小学校について、お伺いたします。児童数減少だというふうにおっしゃっていますが、職員はどのようになったのか、お伺いたします。

工業、商業高校統合について伺います。

高校卒業で一部免除される国家資格があります。単位制になることによって影響はないのですか。こうした情報を市教委としてつかんでいらっしゃいますか。同様に、大学などへの推薦枠についても、単位制になることによって影響はないものと考えてよろしいでしょうか。

これまで、工業高校や商業高校という校名で、企業側はどのような学校の生徒かイメージできたのを、

新しい校名となることで就職に影響することはないのでしょうか。

例年6月中旬に商大・能開大・高等学校等進路説明会が小樽市と小樽市教育委員会主催で開催されます。先ほどの御答弁で6月24日に説明会が行われるというふうに御説明がありましたが、この進路説明会が6月24日ということによろしいのかどうか、確認をいたします。また、小樽市からの要望によってカリキュラムがまだ決定していないということはないということ、改めて述べていただきたいというふうに思います。

学校図書についてであります。基準財政需要額で学校図書に係る経費を試算したもので、本市の学校図書経費、購入予算を割り返した、そうした数字について先ほど御答弁がございました。大体の数字を見ても、51%程度であります。そもそも、こうした質問をした一番の経緯となったのは、学校の蔵書数が不足しているというような市民からの相談があったからであります。先ほど、御答弁で40数%、30数%という御答弁があったというふうに思いますけれども、これだけ不足している学校があるのですから、しっかりと手当をしていくことが、私は求められていると思いますけれども、お考えを伺います。

司書教諭の配置についてであります。今回、4人が配置されているということで、私は非常に嬉しいことだと思っております。少なくとも、来年度におきましては、この4人についてはしっかりと維持していくというお考えでよろしいのか。そして、今後においては、さらに進めていくことも検討課題としてあるということなのか、改めて御確認をしたいと思います。

以上をもって再質問といたします。

○議長（鈴木喜明） 酒井隆裕議員に申し上げますけれども、先ほどの工業高校、商業高校の統合にかかわる大学進学への影響、就職への影響というのは、最初の質問には、答えられたら答えてもらいますけれども、新たな質問になろうかと思しますので、御注意ください。

それでは、説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、担当部から答弁させていただきます。

また、再質問もかなりの量でございますので、できる限り答弁できるように、こちらもメモをとったつもりでありますけれども、もし抜けている部分等ありましたら御指摘をいただければ幸いです。

私からは、まず、雪対策課の点について、答弁をさせていただきます。

酒井隆裕議員におきましては、責任の所在が不明瞭となるのではないかと御指摘だったかと思えます。特に、本来であれば一つの課において7ステーション全てを見ていたところ、二つに分けることで責任の所在が分かれるのではないかと御指摘かと思えますけれども、雪対策課自体は2課には分かれませんでしたけれども、執務室は同じ場所で行っているところでございます。もちろん、その担当次長の職務も配置をしており、その責任が二つに分かれたことによって不明瞭になるとは考えておりません。

先ほども答弁させていただきましたが、貸出ダンプにおいては庶務課が行っていて、排雪等の連携も含めて、なかなか情報共有が図れていないという課題等もありました。ですので、雪対策業務という意味合いにおきましては、この2課体制によって、逆に連携が図られ、責任所在も含めて、私は明確になると考えているところでございます。

そして、市民サービスの向上になるのかというお話だったかと思えますけれども、こちらについても答弁させていただきましたが、このように体制を強化することによって、夏季においては地域の意見の

聴取や、または制度の周知、さらには冬季期間における現場の対応などにおいては、より目が行き届くということから、やはり住民サービスの向上には大きく貢献できるのではないかなと期待をしているところでございます。

それから、私からはプールについても答弁させていただきます。

プールについて、方向性についての御質問だったかと思えます。どのような施設を考えているのか、特に併設型なのか重層型なのかベストなのか。失礼いたしました。その点について御質問をされているかなと思えます。プールにおきましては、公共施設等総合管理計画等のこともあり、単独型で建設するのは、非常に今の市の状況から考えますと難しいのではないかなと思っているところでございます。ですから、複合型ということで今、調査費も含めて検討しようと思っているところでございますが、ただその中で併設型がいいのか重層型がいいのか、どちらがベストなのかということにおいては、まだ残念ながら判断ができていない状況でございます。その調査の上で、その可能性について皆様に御提示をしながら、最終的な判断をしていきたいなと思っているところでございます。

また、酒井隆裕議員からは、今年度中に実施設計を行って建設を、いわゆる任期中に建てるべきではないかという御指摘もあったかと思えます。私も、就任中に何とか建設をできればという思いをもって取り組んできたところではありますが、やはり市の財政状況であったり、または公共施設等総合管理計画も含めた市の施設の老朽化の状況、さらには除却等をしなければならない施設等、そのような状況を、やはり私自身も就任させていただいてから、その状況を改めて鑑みなければいけない、その時間等がどうしても必要だったことから、少し予定よりおくらせているのではないかなと思っております。ですので、今年度の調査費、調査をさせていただいて、先ほど答弁させていただいたように、その建設形態、または建設場所について、今年度中に方針を示してまいりたいなと思っているところでございますので、御理解をいただければと思います。

それと、保育についてでございます。

今回の予算計上させていただいている取り組みで公約を実現したとお思いかという御指摘だったかと思えます。これによって公約が全て実現したというふうには思っておりません。私としても、第3子以降無料化ということで、今の質問でも御指摘されておりましたけれども、やはりそれを目標にし、実現をしたいと思っておりますので、それを果たして公約を実現したと言えるところでございます。

しかしながら、子育て支援の環境を整えるという意味合いにおきましては、おっしゃるように、一歩前進をしたのかなと思っておりますので、これによって市民の皆様にとって喜ばれる環境づくりには、一つ貢献できたのではないかなと思っているところでございます。

(発言する者あり)

このように考えているところでございますので、一緒にそれに向けて推進をともし取り組んでいただければと思っております。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 不規則発言は控えるように。

説明員はいちいち反応しないで、大丈夫だから。

○市長(森井秀明) それと、私からは、ふれあいパスについてですけれども、こちら先ほども答弁させていただきましたが、やはりこのふれあいパスそのものにおいては、高齢者の積極的社会参加や心身の健康の保持、生きがいの創出に資するという、やはりふれあいパスの目的にしっかり沿って、私も取り組んでまいりたいと考えておりますので、私としても同じ認識だということで御理解をいただければ

ばと思っております。

○議長（鈴木喜明） あとの答弁はどなたですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私から、何点か組織関係等説明させていただきます。

最初に、産業港湾部の担当部長がいないということで、業務処理がなかなか大変なのではないかという話だったかと思えますけれども、ここにつきましては、実はどちらかといいますと、これまで旧参事、いわゆる担当部長がいたわけですけれども、産業港湾部の中にありながら、どうしても港湾で一つ仕事が終わってしまうというようなこともございましたので、ある意味、産業港湾部の、これは事務分掌規則上、産業港湾部長の命に従ってというようなつくりになっておりますので、その本来の形といいますか、そういった形で産業港湾部長の直下に置くという形をとったということでございます。

それから、これが人事政策として逆行するのではないかというようなお話だったかと思えますけれども、これにつきましては今お話ししたように、規則上の形に沿う形にして、産業港湾部の中でチェック体制がきちんととれるような形をとったというふうに考えてございます。

それから、また税務長についてですが、これにつきましては業務のボリュームがどうかということにつきましては、後ほど、財政部長からお答えいただければと思っておりますけれども、ボリュームという意味じゃなくて、我々がこの税務長を廃止したといいますか、財政部の次長にした理由は、実は実際に全庁的に次長職を置くときに、財政部次長を置いて、さらに税務長も置いたままにしてというのも当然考えました。ですけれども、その場合、財政部の次長が所管する課については、財政課と、それから契約管財課と二つの課ということになりますので、ボリューム的にも非常に小さい形になるので、原部とも相談いたしまして、どういった形がいいだろうかということで相談した結果、やはり全体を見渡せる次長職を置く。これは、ある意味、昨年度から人事評価制度なんかも入れておりますので、そういったことでいいまでも全体を見通せる次長職を置くというのがいいだろうという判断になりました、それで税務長を廃止して財政部次長を置いたというような経過がございます。

それから、以前の市民税課長を兼務するというようなことは考えなかったのかということもございましたけれども、こちらにつきましては以前に、実際に市民税課なんかを経験したことがある職員については、税務長といったときに兼務させるというようなことも考えたケースもございましたが、今回につきましては今お話ししたように、そもそもが税務長を廃止して財政部次長を置こうという判断になったものですから、そうしたことは考えてございませんでした。

それから、雪対策課の関係で、3月に入ってから決まったので、常任委員会にも報告できたのではないかというような御質問もあったかと思えますけれども、これ実は当然ながら組織改革とも絡むことでもありますけれども、人の配置も絡んでおまして、人事異動の中での作業も結構あったものですから、そういった中で、特に常任委員会に報告するということはしていなかったというものでございます。

（発言する者あり）

（「何でうそつくんですか」と呼ぶ者あり）

いやいや、うそではなくてですね。組織改革とともに人事異動の作業をしていたという中での捉え方をしていましたものですから、それで特に常任委員会であえて報告するというような形はとらなかったということでございます。

（発言する者あり）

それから、附属機関の話でございますけれども、附属機関の話につきましては、こちらは現在、議会

側に要望はさせていただいておりますけれども、これにつきましては、これからも、できるだけ早く議会側の結論が出ていただければと思いますけれども、それまでの間のことにつきましては、丁寧に議会側にも説明させていただきながら進めてまいりたいなというふうに思っております。

あと私からは、建設残土の関係ですけれども、鉄道・運輸機構の話を信用するのかというようなことですけれども、これは実際にどういう扱いでやっていくかということは聞いておりますけれども、きちんと説明いただけるというふうに考えてございます。

それと、掘削は何車線かというお話もあったかと思っておりますけれども、これにつきましては現在、暫定で2車線ということですので、要望はあくまでも4車線でございますけれども、現在当面は掘削2車線ということになってございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からも何点か、答弁させていただきます。

まず今、組織改革の関係で、税務長の関係で補足ということで、作業量がふえているのではということでございますけれども、この税務長自体の配置につきましては、先ほど総務部長から答弁がございましたとおり、一つの部の次長というのができるという、それが一つのきっかけでございまして、そういった中で税務長ができた当時、昭和50年代の話でございますけれども、当時に比べますと納税義務者数あるいはシステムの改修に伴う事業の件、確かに今年度から徴収一元化という部分がございますけれども、事業量自体は税務長ができた当時に比べると大幅に減っているというふうに受けとめてございます。

ただ、今回の件は財政部次長の創設ということに絡めてのという話でございますけれども、座席については税務長の廃止はいたしました。税3課が広く見られる位置に座席を設けてございまして、これまでの税務長が行っていた部分を少しでもカバーできるような形にしているところでございます。

それから、マイナンバー制度についてでございます。事業所からの要望で、マイナンバーを出さないということについては、実際そういう要望があったのかどうか、私も今、あればという仮定の話ですので、即答はできませんけれども、検討するというところでございます。

また、情報漏えいについて、全道各地でもいろいろトラブルが発生しているようでございますけれども、これにつきましては、本市といたしましても今後も細心の注意を払って、そのようなことがないように業務を進めていきたいかと思っております。

それから、プールの部分で財源のお話がございました。有利な起債を導入するのか、本市の場合、有利な起債といえますと過疎対策事業債というのがございますけれども、ただ、先ほど市長からも答弁がございましたが、複合型というふうになったときに、その組み合わせによって、どこまで導入できるのか、そういった部分も検討課題になるかと思っておりますし、また先ほど議員からおっしゃってましたPFIですとか、そういった方法も決してそういった部分についても検討から外すわけではなくて、そういったこともいろいろ含めて、今後財源については検討していくことになるというふうに思っております。

また、続きましてクレジット納付の関係でございます。まず、特定の企業の話でございますけれども、少なくともシステムに関しましては、もう既に私どもはNECのシステムでやってございます。その改修の事業ですので、そちらは今年度予算についてはNECということになりますが、実際のクレジット会社につきましては、数は限られてございますけれども、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、今後最終的にはいろいろ検討課題でございますので、これをもとに検討していくことになるかと思っております。

それから、どれくらいの数が移行するかということでございますが、これは残念ながら、具体的にど

のくらいが移行されるのかという部分については、まだ算定していない状況でございます。

それと、セキュリティーは高いのかという部分につきましては、これは当然そういう前提で私どもも業者を選定いたします。

それから、今後の年間維持費ということでございますけれども、来年度については、初期的に係る費用がございまして、来年度は50万くらいになる見込みでございまして、31年以降につきましては、約20万くらいの年間維持費というふうに見込んでいますところでございます。

それと、市民の利便性の向上ということでの件でございます。特別徴収事業者等には該当しない、そういうお話がございました。今後も少しでも利便性の向上になる方策があるか、今後も引き続き、検討していきたいというふうに思っております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 酒井隆裕議員の再質問にお答えいたします。私からは、除雪費のシステム変更の説明の時期についてですけれども、予算につきましては第3回定例会で提案をしたいと考えておりますけれども、その前に、もうそういうシステムの変更等につきましては、第3回定例会の前に議会に説明する場を設けたいというふうに考えております。

あと、忍路防災についての御質問がありましたけれども、忍路防災につきましてはあくまでもルート変更なので、2車線というふうになっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀明） 酒井隆裕議員の国民健康保険についての再質問にお答えいたします。

6点あったかと思えます。

まず1点目、加入者所得の道内主要10市ではどうかということでございますが、10番目でございます。

それから、収入減少している、低いことの見解ということでございましたが、これは平成20年からの比較でございますが、平成20年に後期高齢者医療制度が始まったことによって、農業者、漁業者などの所得のある高齢者の方が後期へ移ったのではないかと。また、社会情勢の変化で雇用形態も変わって、非正規の市民の方がふえたのではないかと、そういうことで収入が低くなっていると感じております。

また、負担割合35%をどう考えるかということでございます。確かに高いと思います。ただ、この数字は平均して負担割合がどれくらいかということでございまして、今、低所得者の対策、軽減策等もありますので、一概には言えませんが、本市の場合、医療費が高いということで、どうしても高くなっている。医療費が高いし、収入は低いというので高くなっているということでございます。

それと、あと第2.5回の仮算定について2点ございましたが、ただいまその関係の比較する資料を持っていませんので、後ほど説明させていただきたいと思っております。

それから、保険料を都道県化になって機械的に決めるのかということでございますが、先ほど市長の答弁にもありましており、本市の今の負荷料率等もありますので、そういうことに配慮して、単純に機械的にやるようなことはないように配慮してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） ほかはよろしいですか。

(発言する者あり)

ないですか。そうしたら、何点か指摘をしますよ。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 酒井隆裕議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、豊倉小学校の小規模化ということで、現在どのような職員体制となっているのかという御質問かと思えます。豊倉小学校、今年度入学者がいなかったこともございまして、生徒数12名、学級数は複式の2学級となったことによりまして、昨年までいた職員のうち、道費負担教職員につきましては、教頭が1名減、教員が当然担任がなくなったわけですから1名減、養護教諭が1名減、事務職員が1名減という、大変厳しい状況になっております。

そのことを踏まえまして、市費の臨時ということで事務、留守番等も大変な状況でございますので、そういう形で留守番ができる市費の臨時職員を何とかやりくりをしまして、単独で配置いたしております。それから、市費の臨時の用務員と給食配膳員、これは市費の嘱託員ということで配置しまして、今は現体制で6名という体制になっております。

それから、次に商業高校と工業高校の再編高校の関係についてでございますけれども、単位制にすることにより、資格に影響が出てくるのではないかと。それから、大学推薦枠に影響が出てくるのではないかと。それから、新しい校名になることにより、今まで培ってきた企業への就職状況に影響が出るのではないかと。この御質問については、学校から私ども、報告を受けておりませんので、正確にこのことについてはお答えできません。ただ、そのようなリスクのある学校再編、道教委としてもそういうことは行わないというふうに考えております。

それから、進路の説明会、6月24日でよいかという御質問だったと思えますけれども、市のほうで当日、6月24日に進路説明会を行いたいということで、統合校にお話を申し上げ、出席していただく予定になっています。その中で、来年春に開校する新設校の概要について御説明をいただけるという御回答をいただいているところでございます。

それから、小樽市の要望によってカリキュラムが決定していないということで確認をするがよいかということだと思いますけれども、小樽市におきましては、先ほども申し上げましたが、5項目、つまりさまざまな外国語等について学べる高校など、従来から行っている5項目について、道教委に要請をしているところでございます。

それから、学校図書に関連して、蔵書が不足しているのだから、手当をすべきではないかということでございますけれども、蔵書数の不足につきましては、教育委員会においても課題だというふうに押さえております。今後、蔵書数の改善につきまして、市長部局とも協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、司書教諭について、まずは来年度、現状維持をしていくのか、さらに増加させる検討を行うのかという御質問だと思いますが、何とか来年度、この人数で維持をしていきたいと私自身思っておりますし、さらに増加に向けて市長部局と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 説明員側で答弁が足りないところがあったら、つけ加えてください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 申しわけありません、1点漏れておりました。

雪対策課の中で、職員が今回こういうふうに2課体制になって困惑をしているのではないかと御質問でしたけれども、3月の段階で総務部からお話がありましたので、突然というよりは事前にそういう話もあったものですから、確かにまるっきり困惑がないのかというのは言えませんが、大きい

困惑というのではないのではないかと考えております。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。先ほどの再質問の中で、附属機関の件ですけれども、議会に諮るべきでは、そうでなければ自治基本条例に反するのではと、その件についてどうお考えかということですね。

それと、クレジット納付につきまして、ポイント稼ぎに公金を使っていいのかということ、この2点が漏れていたというふうに思います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 申しわけありません。私からは、1点目の附属機関の関係ですけれども、先ほどお話ししましたとおり、議会には丁寧な説明をさせていただいて、それで御理解をいただいた上で進めていきたいというふうに考えてございますので、そういった意味におきましては自治基本条例には違反しているというふうには考えてございませぬというふうに、そういった形で最初からお答えすればよかったかなと思って、少し反省してございます。

それから、それに加えて、先ほど建設残土のところでは鉄道・運輸機構について信用するのかということで、信用しますということでお答えはしたのですが、ここにつきましては一定の手続きをとって、きちんとやりますということですか、あるいは公表する場合なんか小樽市にはきちんと話をしますというような話も受けておりますので、そういったことで、要するに要対策土とか、あるいは無対策土とか、そういったようなことも含めて、いろいろそういったことについての連絡調整といいますか、お話し合いもしてございますので、そういった意味では勝手にみたいな形にはならないというふうに考えてございます。そういった意味で先ほど信頼といいますか、特に信頼するのか、しないのかということについては、そういった連絡もしてございますので、お話し合いもしてございますので、信用していいのではないかなというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 酒井隆裕議員にお聞きしますけれども、答弁漏れはございませぬか。

(「ありますけど、いいです。議長、8番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

○8番（酒井隆裕議員） 答弁漏れについては予算特別委員会で質問しますので結構です。

幾つか聞きますけれども、港湾部については、何かお答えの中では来年度に港湾部新設というのは、もうなくなった話のようにしか聞こえないのですけれども、来年度つくるとのことなのですか。結局のところ、港湾部で完結してしまうのが問題だといって、組織改革に出ている港湾部新設という話は、私なくなったのではないかなという、これが1番の質問でしたよ。そういう話なのですか。確認いたします。

それから、組織改革について、これまで説明きちんとされていたのですよ。原部から上がってきて、それを積み重ねたものというのは、とりあえずは総務常任委員会に示されていたのです。だからこそ、ある程度は考え方というのは知っていたのですね。ただ、今上げられたものというのは全然書いてないのですよ。人事政策だというふうに言います。人事政策実現するためだったら、組織改革についての考え方、蹴飛ばしていいということなのですよ、市長は。

(「そう言っているようなもんだ」と呼ぶ者あり)

いや、そうなのではないのですか。いや、もし違うというのだったら、来年度に港湾部新設に向けて

きちんとやりますと言ってくださいよ。いかがでしょうか。

(「組織改革を撤回したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

それから……、聞きたくないな、本当に。

附属機関についてですけれども、総務部長はできるだけ早く議会側で結論を出してくれというふうに言ったのですよ。ひどい話ですよ、これ。議会に全部投げて、結論出せて話ではないですか。議会のそうしたら、理解を得ないという形になったら、実施しないのですよね。条例案も出さないのですよね。

(発言する者あり)

いや、本当にそうですよ。勝手に進めるということは、しないというふうを確認していいのですか。それとも、進めるということなのですか。もう説明したのだからって。部長、きちんとお答えください。

(発言する者あり)

それから、マイナンバーの税額通知の個人番号の記載についての情報漏えいリスクについてでありますけれども、細心の注意を払っていくって、当たり前なのですよ。どこの自治体でも細心の注意を払っているのですよ。それにもかかわらず、こういった事故が起きているわけなのです。その事故が起きないために一番いいのは、初めから番号を書いてなければ、番号が流出する心配なんてないではないですか。だからこそ私、紹介したのが共和町とか真狩村とかで、こういったことやっているのですよと紹介したではないですか。それについてもお答ええないのです。小さい自治体だと思ったら大間違いですよ。名古屋市でも既に番号を記載しないというふうにやっているのです。情報の漏えいのリスクとか、職員の労力がふえるということを考えたら、そういった選択をするということはある話じゃないですか。こういった検討すらしないのですか。国そのまま言いなりなのでしょうか。改めて財政部長に聞きたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

プールについてでありますけれども、結局、公共施設等総合管理計画、ここに引っ張られるのですよね。これ待ちだったら、いつまでもできないのですよ。市長は、今年度中に実施設計をやっていくという考えは、もう諦めたということによろしいですよ。あくまでも方向性を決めるということですよ。お伺いします。

済みません、議長が言っていましたけれども、申しわけないです。クレジット納付について、再答弁をお願いしたいと思いますけれども、ポイント稼ぎのために公金を投入することはおかしいことではありませんかというふうに聞いたのです。もう一度お答えください。

それから、国民健康保険の都道府県化第2.5回仮算定についてでありますけれども、今回は説明できないにしても、しっかりと説明されるということによろしいのですよね。私が見た限りでは、35市中一番高いのですよ。びっくりしたのですね。この数字、今まで見ていないのです。こういったことについてもしっかりと説明してください。これは別に答弁は要らない。

それから、豊倉小学校についてでありますけれども、市費で臨時職員を採用されていると、そのこと自体は、すごくよろしいことだというふうに思います。ただ養護教諭については、結局は配置されないという実態があるわけですよ。これについても市費で方針が決まるまでは負担するというふうな検討はなされなかったのでしょうか。あわせて、スクールヘルスリーダーが派遣されているというふうに言いますけれども、1カ月にどれだけ小学校に派遣されていらっしゃるのですか。そして、そのスクールヘルスリーダーの派遣について、十分だというふうにお思いでしょうか。少なくとも、この養護教諭については、何らかの手だてをとるというふうを考えていらっしゃるのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 酒井隆裕議員の再々質問にお答えいたします。

私から答弁したこと以外におきましては、担当部長より答弁させていただきますので、お願いいたします。

私からは1点、プールについての答弁させていただきます。

私自身も、就任直後におきましては、今3年目に、市長に就任して当たりますけれども、この3年目あたりに、基本設計等含めて予算化し、目途をつけたいという思いを当初は持っていたところでございます。しかしながら、行政における継続性のもとで、やはりこれだけ老朽化している施設がたくさんある中で、公共施設等総合管理計画の政策、その策定において、今後の公共施設のあり方、しっかり方針を示し、取り組んでいかなければならないという点、さらにはプールそのものにおいても大変大きな政策でございます。皆様からも御指摘をされるように、やはりそれに対しても丁寧な進め方、または準備、それらにおいても非常に時間も要するというのを改めて感じているところでございますので、それをしっかり鑑みたときにおいては、今年度中に実施設計を上げるというのは難しいかなと感じているところでございます。

しかしながら、今年度中にその建設形態であったり、さらには建設場所も含めて、皆様にお示しをすることで、その推進においては、これからもしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 私から3点、御説明いたします。

まず、港湾部の関係ですね。現在の港湾部ですけれども、それで港湾部の話はなくなった話かということで、組織改革ではこの辺が検討されていたろうという話ですけれども、先ほど御説明しました話といたしますのは、この29年度に限ってのお話でございます。当然のことながら、今、大規模な組織改革につきましては、30年度に向けて、今検討してございます。その中には、この港湾部の話も当然入ってございまして、現在、石狩湾新港の関係、母体協議の関係なんかは、実は企画政策室で担当してございますけれども、そういったものを、例えば、港湾に持っていくというようなことになれば、かなりのボリュームがあるということもございまして、そういったようなことも含めて、どうしたらいいかということ、それだけではございませんけれども、そういったことも含めて検討してございますので、港湾部の話が今なくなったということではございません。そういったことも含めて検討しているということでございます。

それから、組織改革の関係で、今のような改正を、何か蹴飛ばしてしまったのかというような御質問ございましたけれども、実は、例えば、この旧港湾の参事、港湾担当部長ですけれども、この部分については配置しないというようなことを先に議会に御説明するというになると、先ほど人事異動のお話ししましたけれども、やはりその当人につきましては、あ、私はもう異動してしまうんだとか、そういったことがわかってしまう話になりますので、やはり人事異動の絡みからいいますと、そこは申しわけないのですが、報告するというようなことにはなかなかならなかったのかなというふうにも思います。

それから、三つ目は、附属機関の話ですけれども、これは先ほど来お話ししておりますとおり、当然のことながら条例改正があったりと、いろいろなことございますので、議会には、議会はやはり意思決定

機関でございますし、丁寧に説明させていただいて、御理解いただいた上でということではできないというふうに思っておりますので。ですから、勝手にこちらで何か見切り発車するみたいな形では全然考えてございませんので。

(発言する者あり)

そういった意味で、きちんと御相談してということでお話ししたものでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 私からは、マイナンバーの関係でございますけれども、既に名古屋市等もマイナンバー、通知に記載しなかったという事例については承知しているところでございますが、本市といたしましては、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、情報漏えいのリスクを軽減させるような仕組み、これについて国に構築するよう要望するという、今既に北海道市長会内でいろいろ検討しているところでございます。

また、つい先日の報道でもございましたけれども、全国的に今回の、今年度の通知発送の際に、全国的にも問題が起きているということについて、総務省でも把握しているといった中で、何らかの対策を検討するというふうな総務省のコメントも報道されてございましたので、私どもとしましては、引き続き情報を収集しながら、適切な対応に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それと、クレジット納付の関係で、先ほどポイント稼ぎの部分でないかということでの再質問の漏れということで、申しわけございません。確かに今回、クレジット納付を利用される方については、ポイントが獲得できるというメリットがございます。ただ一方、このクレジット納付制度におきましては、手数料については本人の負担というふうになってございます。そういったことも、いろいろ支払う方にとってみれば、そういったこともメリット、デメリットある中で選択されるのかなというふうに思っております。

また、もう一つクレジット納付にすることによりまして、例えば、市民税の場合ですと、年4回の納付ですけれども、これが分割での支払いが可能かどうか、そういったメリットもございますので、そういったことをいろいろ検討した中で利用されるかというふうに思っております。そういった中でポイントが発生することについては、それも選択肢の一つだというふうに考えてございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀明） 国民健康保険の第2.5回の仮算定については、5月に出た資料ですので、わからない点は道に聞きながら、しっかり説明に参ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 豊倉小学校の関係につきまして、養護教諭の配置についての御質問でございました。

豊倉小学校の保健管理、それから救急処置等の指導体制の関係もございますので、現在、他の市町村でも利用しております北海道の事業でございますスクールヘルスリーダー派遣事業というものを活用いたしまして、道教委から委嘱を受けた退職養護教諭が現在、教員に対し月1回程度、必要に応じて指導・助言を行っているところでございます。例えば、4月には眼科健診時における指導・助言。それから、5月には遠足時の救急処置等の保健管理、内科健診における指導・助言など、その時々に応じて必要な

指導・助言を行っているところです。

いずれにいたしましても、職員の共通理解のもと、子供たちの保健管理がしっかりと行えるように私どもも注視を、学校に対して市教委の学校訪問、それから教育局にも要請をいたしまして、指導訪問等で、その辺もしっかりカバーリングしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって、本日の会派代表質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 7時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **千葉美幸**

議員 **中村吉宏**

平成29年
第2回定例会会議録 第3日目
小樽市議会

平成29年6月13日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、秋元智憲議員、高橋龍議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、会派代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 民進党を代表して質問します。

一つ目は、市長の政治姿勢について伺います。

私たち議員も森井秀明市長も、任期の折り返し地点を迎えました。これを機に森井市政2年間の自他による評価を行い、市民に示すべきと考え、何点かにわたってお聞きします。市長が記者会見で気持ちとして100点とおっしゃったのは、極めて市長の主観に基づいた自己評価だと思いますが、この場ではどうか客観的、分析的に御自分のこれまでの市政運営について評価した上で、御答弁をお願いいたします。

まず、港湾・経済施策について伺います。

本市は、クルーズ客船誘致が観光・経済の起爆剤になると考え、2011年、日本海側拠点港外航クルーズ部門に応募・選定され、その後、2014年、第3号ふ頭及び周辺の再開発計画を策定、その中で、新設の国際旅客船ターミナルは、中核施設として単なるクルーズ客船対応だけでなく、観光客の北運河、旧手宮線や第3号ふ頭基部回遊観光の通年拠点としての役割を担うことになっています。こうした経過を受けて、大型クルーズ客船寄港に向けた港湾整備のため、国は第3号ふ頭岸壁の老朽化対策工事を既に実施、ことしは水深10メートルに掘り下げる工事に着手します。

ところが、2015年、初当選の森井市長は、国際旅客船ターミナル建設について、慎重な姿勢に一転しました。本来、歴代市長は、行政の継続性として、市の長期計画等をしっかり具現化していくのが使命です。国際旅客船ターミナルの新設等について、市長の意向はどういうものなのか、はっきりと今、示すべきです。また、建設しないのならば、第3号ふ頭及び周辺の再開発計画について、策定委員や議会等への説明や協議を経て変更するべきです。以上2点について、見解をお願いします。

最近お聞きした市長の挨拶、定例記者会見等でも、これまでの2年間の実績としてさまざま挙げられる中に、なぜかほとんど経済・産業・観光・港湾の話は出てきません。さらに、任期の後半についてもそれらの話は出てきません。経済・産業分野について、実績と課題、今後について御説明ください。

市長は、任期後半に向けて、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」実現のための施策を進めるとのこと。確かに、今住んでいる人たちのための施策は必要です。しかし、その人たちが住み続けるためには、どうしても経済的基盤がなくてはなりません。小樽市の人口は、5月8日の住民基本台帳人口の速報値で、ついに12万人を割りました。任期後半に向けて、市民が持続的にこのまちに住み続ける、基盤を支える経済・産業・観光・港湾にも視野を広げ、バランスのとれた施策の展開を求めますが、見解をお願いします。

次に、泊原発再稼働問題について伺います。

市長の北電泊原子力発電所再稼働に対する基本的な考え方については、賛成の部分が多くあります。ただ、市長の思いで小樽市だけが他自治体から突出・先鋭化しては、大きな機運にはなり得ません。国

や道、北電に対して、札幌市など思いを同じくする自治体と連携した取り組みを進めるべきと考えますが、見解を求めます。また、大上段に反対を唱えるだけでなく、現状況下では、万が一に備えて安定ヨウ素剤の各戸への事前配布、市民の市外への退避計画など、具体策を市原子力防災計画に反映するなど、さらに検討を実施すべきではありませんか。

続いて、市役所人事にかかわってお聞きます。

これまでも議会において、森井市長の恣意的で違法性が疑われる人事によって、市職員のモチベーションが下がっていることを再三指摘されてきました。それは、森井市長就任後の本人希望の降格者や、定年前の退職者が急増していることや、適材適所で配置したはずの職員をたった1年で次々に異動させ、多くの職員がその対応に疲労こんぱいしている実態からも明らかなのですが、市長はそれを認めていません。私の仕事は、職員がやりがいを持って職務に邁進できる環境を整えることと市長は言いますが、実態は市長と職員の間大きな認識のずれがあり、それがこの2年間でどんどん大きくなっています。市長は、実態が本当に市長が求めている環境になっているのか、把握されていますか。されているのなら、その把握方法と、市長の押さえている職員のモチベーションの状況について報告ください。単に市長の意に沿うか沿わないかで駒として扱われては、市民のためにという市職員、地方公務員としてのプライドを持って職務に当たることはできないということを指摘します。

次に、2016年1月29日の市長記者会見記録についてお聞きます。

一体どうするのでしょうか。市長の錯誤が原因で、事実と違うことが公式の記録として市のホームページに掲載されたままとなっているこの状況の責任は、市長にあることは疑いの余地はありません。昨年4月22日、総務常任委員会で、私の質問に市長は、まだ結論が出ていないので、最終的な責任を果たしたところまでには至っていないとお答えです。報道各社が応じないから、市長の求める形で応じるまで今のままで放置では無責任きわまりません。この機に抜本的な解決を強く望みますが、いかがですか。

続けて、市長の二元代表制の認識と議会対応についてです。

これまでの市長の議会との関係にかかわる発言や、議会議長への申し入れ書を再度読み直してみました。改めて感じたのは、森井市長は、市長と議会の二元代表制について本当に理解されているのかという点です。ことし4月21日の予算特別委員会、斉藤委員への答弁で、市長は二元代表制について、「議会というチェック機能を果たす議決機関と、市である執行機関、その分立の趣旨にのっとり」と述べられています。お聞きますが、市長の考える分立の趣旨とは何か。地方自治において、分立している意義について、どのように認識されていますか。

さらに市長は、議会は執行機関に対して客観的な視点でチェックをされ、市が執行している状況を議会の場で指摘、提案をするのが正式の場、分立の原則論を行うことによって本来の議会機能がよりよい環境になると主張しています。市長は、これまでの言動を踏まえると、議会にだけ分立の趣旨にのっとりることを言い募り、一方で御自分は、議会が変われ、市長にとって都合のいい範囲の政策議論をしと求めています。文字どおり御都合主義で、市長の考える分立の趣旨を逸脱しているのではないですか。

市長が選挙で市民の多数から支持を受けたのは事実です。だからといって、議員も直接市民から選出されているのですから、議会のやるべきことは変わらないし、変えてはいけません。市長が誰であっても客観的な視点でチェック、監視機能を果たすのが本来の議会機能、二元代表制の本旨だと私は考えます。過去に、多くの市民の圧倒的支持のもと、独裁者が生まれた悲劇、その反省に立って、権力の暴走にブレーキをかける仕組みが生まれたのです。だからこそ、今、小樽でも、それぞれが法にのっとり、しっかりと二元代表制の本旨を理解し、役割を果たしていくことが大切、それが両者の関係の改善につながる、そうは思いませんか。

この項の最後、市長の自己評価について伺います。

市長の挨拶の中には、過去2年間について、全力で頑張ったとしか書かれていません。これでは、市民にはこれまでの具体的実績がまるでわかりません。多くの首長が、定期的に御自分の選挙公約の実現達成度、進捗状況を項目ごとに点数や文章で評価し、自治体のホームページ等で公開されています。それは市民に対する説明責任だからです。森井市長にも、行政評価のオープン化と同様に、市長個人の客観的自己評価を定期的に公表することを求めます。市民に開かれた市政、市職員への自己評価のお手本として貴重な手法だと考えます。いかがですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、港湾・経済施策についてですが、まず、国際旅客船ターミナルビル新設等につきましては、現在、老朽化対策を早急に行わなければならない港湾施設が複数発生しており、また、市全体の公共施設においても、老朽化対策などを講じなければならない施設が数多くあることから、旅客ターミナルビルなどの整備については、直近で整備することは現実的ではないと考えております。また、第3号ふ頭及び周辺再開発計画につきましては、計画の内容は中止しておりませんので、策定委員や議会などへの説明、協議は必要ないと考えております。

次に、経済・産業分野についての実績と課題、今後の取り組みにつきましては、初めに、これまで取り組んできました主な施策といたしましては、観光分野では、第二次小樽市観光基本計画の策定や、観光振興室と観光協会の連携を強化するための新庁舎の開設、地方創生加速化交付金を活用した調査事業など、商工業分野では、創業支援事業、物産協会と連携した地場製品の販路拡大、ふるさと納税に対する地場製品の返礼、設備投資動向調査に基づく企業誘致の推進など、農林水産分野では、施設栽培の促進や農水産物のブランド化推進など、港湾分野においては、ロシアとの貿易拡大に向けた企業訪問や貨物誘致、クルーズ客船の誘致など、各分野において取り組みを進めてまいりました。

次に、これらの分野における課題といたしましては、観光消費の拡大、地場製品のさらなる販路拡大、青果や水産物のさらなる高付加価値化や、港湾物流の拡大と施設老朽化対策などが挙げられます。

次に、今後の取り組みにつきましては、これまで同様、課題解決に向けた施策を推進するとともに、本市の強みである観光を軸に、個性や資源を磨き上げ、まちの活力を高めるためのさらなる取り組みとして、観光分野では、自立した観光地経営を行う新たな主体となる小樽版DMOの設立に向けた取り組みや、今年度からは日本遺産認定に向けた取り組みを進めてまいります。商工業分野では、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みや、IT関連企業等の補助制度の新設、東京事業所に配置した企業誘致推進員の活用を努めます。農林水産分野では、旬の野菜や果実、地魚、農水産加工品などの消費拡大やブランド化を図る取り組みを進め、港湾分野においては、クルーズ客船の誘致や定期航路のポートセールスを行うほか、ロシアとの貿易拡大に向け、ウラジオストクやナホトカへの企業訪問などを通じ、小樽港の物流の促進を目指してまいりたいと考えております。

次に、任期後半に向けての施策の展開につきましては、市民の皆様が将来にわたって住み続けたいと思えるような市民幸福度の高いまちを目指し、平成27年度に、平成31年度までの5年間を計画期間とする小樽市総合戦略を策定し、重点戦略や四つのプロジェクトを中心に、市政各般にわたるさまざまな

取り組みを推進しております。子育て世代を初め、このまちに住む全ての人に優しい生活の利便性を向上させるための福祉や医療、教育に関する取り組みのほか、広域観光の推進、加工技術や古くからの卸売、小売業の集積などの本市の強みを生かした地場産業の振興、港湾物流の促進や創業支援などの雇用創出のための取り組みなど、産業振興のための施策についても重点的に展開をしていくこととしております。これらの施策の実施を通じて、人口減少に少しでも歯どめをかけ、本市の持続的な発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、泊原発再稼働についてですが、まず、国や道などに対して、札幌市等の自治体と連携した取り組みを進めるべきとのことにつきましては、原子力へ依存しない地域を広く実現させるため、近隣自治体と連携した取り組みは必要なことと考えております。今後におきましても、近隣自治体の考え方などについて、情報を共有し、連携を深めながら、どのような取り組みが効果的か、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、安定ヨウ素剤の各戸への事前配布と市外への避難計画の具体策につきましては、国の指針や北海道の計画では、UPZ圏外における安定ヨウ素剤の配布や広域的避難について、具体的に示されていない現状にあります。安定ヨウ素剤の配布及び服用は、専門的な知識や判断が必要となること。また、市外への避難は、広域的な連携や調整が不可欠であることから、本市単独での検討や実施は難しいものと考えております。そのため、これまでもUPZ圏外における原子力防災に関する国や北海道の取り組みをさらに進めていただけるよう要望を行っており、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、市役所人事にかかわって、私が求める環境になっているかどうかの把握についてですが、各職場における職場ミーティングや管理職による個別面談等を通じ、必要に応じて各部長から所属職員の状況の報告を受けることなどにより、職場環境を把握するよう努めております。また、職員のモチベーションにつきましては、その時々において上下する可能性があるものと考えておりますが、市政運営に当たり、多くの職員と直接話をする中では、精力的に業務に取り組んでいる姿を目の当たりにしておりますので、全体としてはそれぞれの職責に応じ真摯に業務に取り組んでいると認識しております。

(発言する者あり)

次に、平成28年1月29日の市長記者会見記録についてですが、市政記者クラブに対し、ホームページに注釈を加える形での訂正を申し入れましたが、理解が得られていない状況です。私としても、解決に向け、市政記者クラブからの理解が得られることを望んでおります。

(発言する者あり)

次に、私の二元代表制の認識と議会对応についてですが、まず、私の考える分立の趣旨等につきましては、地方自治において、執行機関と議決機関が分立している意義は、分立により両者の自主性と独立性が確保され、執行機関の権限の行使に対し議決機関が客観的に監視及び評価するという機能が十分に果たされることで地方行政の安定が図れるというものであると認識しております。私が考える分立の趣旨とは、まさにこのことであります。

次に、私の言動が分立の趣旨を逸脱しているのではないかとにつきましては、執行機関である私は、就任から2年間にわたって予算や政策を提案し、それに対して議会は修正や否決、政策提案できる環境にある中、議決機能の権能を果たした結果として議決をいただいております。その過程において、時には意見の相違や考えの不一致があったとしても、市と議会が緊張感を持ち、それぞれの立場で役割を果たしながら市政の発展に尽くしている現在の状況こそ二元代表制の本来の姿ではないかと思っておりますので、私の言動が分立の趣旨を逸脱するという御指摘は当たらないものと考えております。

次に、市長と議会との関係につきましては、私といたしましても、お互いが二元代表制の本旨を理解

し、それぞれが持つ権能の中でその役割を果たすことが市政の発展にとって大切なことであると認識しております。私が執行機関として説明責任を果たす一方で、議会も議決機関として調査権を用い、市政の情報を収集するなど、情報共有と情報交換が図られ、お互いの考えや主張を知ることが両者の関係を向上させるものと考えております。

次に、私の自己評価についてですが、客観的自己評価を定期的に公表することにつきましては、公約の進捗状況などの実績を評価し、市民の皆様にお示しをしていくことは必要なことであると思っておりますので、他市の事例なども参考にしながら、公表について検討してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、2項目めの質疑に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 日本遺産認定を目指して質問いたします。

4月28日、今年度の日本遺産の認定が発表されました。その中に、これまで1カ所もなかった北海道から、地域型として江差町、シリアル型として、北前船をテーマとして函館市と松前町が認定されました。江差町は、認定戦略、歴史文化基本構想、学術調査、市民意識の向上、どれも本当にすばらしく、認定第1号の栄誉にふさわしく、ぶれなかった町長、役場、学芸員、町民に敬意を表するものです。

さあ、いよいよ次は小樽の番です。本市では、国の重要文化財、旧日本郵船小樽支店の補修工事を来年度から3年計画で行う予定です。見通しでは、総事業費約6億円のうち、市負担は1億円。財政的に厳しい中、これだけの支出をかけるのは、日本遺産認定の柱、まちづくりの重要な拠点になると考えてのことと副市長も語られています。また、それに呼応して、機構改革の一環として、産業港湾部内に日本遺産セクションが置かれたことも、市の認定を目指す強い姿勢のあらわれでしょう。

そうした中で、今回の認定で、認定目標件数100件のうち54件までが決定、2020年までの申請期限からいけば、残すチャンスはあと3回、さらに、今回の申請件数79件中17件、かなり狭き門が立ちほだけあります。いよいよ本市としても本腰を入れて取り組まなければ間に合わない、かなり厳しい状況になっているのではないのでしょうか。

そこで、今回の江差町ほかの認定を参考にして本市の取り組みに生かし、関係者の皆様のラストサポートのサポートになればと思い、質問をさせていただきます。

今回の認定審査全体や、北海道他地域の認定結果を分析し、本市の認定戦略に生かすことは必須ですが、以下の点についてお答えをください。

地域型の江差町、シリアル型の松前町、函館市が認定に至った理由等の分析は、特に、認定に至るまでの具体的戦略、ノウハウについて、本市のこれからは反映できることは何か。これまでもあると思うが、各市・町との情報交換の機会を持つことが必要ではないか。本市は北海道認定第1号をなぜそれらの地域に先んじられたのか。今回認定17件について、特徴、傾向から見えることは。また、残念ながら認定に至らなかった62件について、なぜ不認定だったのか。

続いて、今後の小樽市日本遺産認定の戦略について伺います。

以前に指摘した道や文化庁とのパイプづくりについて、道や文化庁の職員が策定委員会等にオブザーバー参加しているとのことですが、実質的なやりとりやアドバイスを受けられる関係づくりは進んでいますか。地域型の申請条件である歴史文化基本構想の策定状況はどうなっていますか。昨年度開催した2回のワークショップやシンポジウムの開催状況や主な内容、その中で市民からどのような意見が寄せられましたか。文化財の調査事業については、市民の参加やホームページを通じてのわかりやすい市民

への発信が必要ですが、どうでしょう。日本遺産認定が目標ではないはずで、認定を受けた結果、さまざまな新事業を通して、本市の歴史文化の再認識やその活用、市民のシビックプライドの醸成と向上、産業やまちの活性化につながることを目標とし、認定までの過程も大切と考えます。そのためにも、これまで教育委員会が中心となって、地域型、小樽市単独型の認定を目指してきた経緯があります。一方で、2020年度というタイムリミットがある中で、地域型での日本遺産認定を目指してのここまでの進捗状況は順調に進んでいるといえますか。また、地域型での申請方針に変わりはないということでしょうか。地域型のストーリーをどうやってまとめ、オーソライズしていくのか、既にお考えはありますか。

他方、本市を取り巻く情勢として、シリアル型での日本遺産を目指す動きがあります。今回認定された北前船について、日本遺産認定後に地域を追加できる仕組みがあります。小樽は、北前船寄港地日本遺産登録推進協議会から、寄港地としての価値と独自性を高く評価されています。また、北前船関連の小樽での取り組みは市民の高い関心を集めていて、商大主催シンポジウムは230人が参加しています。また、市民レベルで新たな商業化の動きも出ています。北前船追加認定を積極的に目指すべきと考えますが、いかがですか。また、北前船について、認定後の動きが早く、また、希望自治体が多いという情報があります。追加認定等を目指すのであれば、迅速に対応できる体制は整っているのでしょうか。

続いて、いわゆる炭鉄港について伺います。

炭鉄港は、空知、室蘭、小樽を石炭・鉄鋼・港湾というテーマで結び、今日の北海道を築く基礎となった歴史文化で、日本遺産認定を目指そうという動きのようです。現在、北海道「炭鉄港」市町村議員連盟が設立され、本市議員も参加、また、セミナー等も開催され、本市職員も出席されたとお聞きします。その情報と、もし、このテーマで日本遺産認定を目指すとした場合の可能性について、どのように感じていますか。いずれにせよ、市としてシリアル型での認定も目指すお考えはありますか。であれば、小樽市独自の魅力は見えづらくなるので、単なる脇役、重要文化財等の提供にとどまらず、いかに小樽の価値をそれぞれのストーリーの中でアピールしていくのか。市民にそのテーマをどのように浸透させていくのか、そこが重要だと考えますが、いかがですか。

そうした中、産業港湾部に日本遺産担当の新しいセクションが置かれました。その役割について説明してください。以前視察で訪れた尾道市は、既に二つのストーリーが認定されています。いずれも戦略的にシリアル型と地域型を組み合わせて認定。その結果として、歴史文化を核としたまちづくりや地域の活性化を進めようとしていることが鮮明に示されています。本市でも、他地域にまさるとも劣らぬ歴史的遺産と、それを支える市民意識を持っているのですから、シリアル型とか地域型で精いっぱいというような二者択一ではなく、地域型とシリアル型を含めた複合的で積極的な認定戦略が必要ではないでしょうか。ここまで進んでいる認定の動きを総合的に捉え、市の日本遺産認定と、それを弾みとしたまちづくりの戦略性、計画性について、お答えください。時期から言っても、タイムリミットはすぐに迫っています。セクションを設けたこの機に認定を目指す本気度をぜひ表明ください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、日本遺産認定について御質問がありました。

初めに、認定結果の分析についてですが、まず、地域型の江差町、シリアル型の松前町、函館市が認定に至った理由等の分析につきましては、江差町につきましては、テーマ自体が以前から町民の間で醸

成されてきたものであることに加え、申請の条件である歴史文化基本構想の作成作業と並行して、日本遺産認定申請のためのストーリーづくりを進めるというスピード感のある取り組みが認定につながったものと分析をしております。また、松前町と函館市が参加した北前船に関するシリアル型につきましては、日本遺産の制度が創設される前からフォーラム等の活動を進めてこられたものであり、長年の取り組みが実を結んだものと分析をしております。

次に、具体的戦略、ノウハウについて、本市に反映できることにつきましては、地域型で認定された江差町では、歴史文化基本構想策定委員会に、文化庁や北海道の担当の方にオブザーバー参加いただいたこと、第1回目に認定された先進地から講師を招き、講演いただくなどの手法で進められたと承知をしております。また、シリアル型で認定された函館市や松前町では、北前船フォーラムやそこを母体とする北前船寄港地日本遺産登録推進協議会に参加し、活動されてきたものと承知しております。本市におきましても、教育委員会では既に江差町と同様の体制で歴史文化基本構想の策定を進めておりますが、今後とも先進地の認定に向けた取り組みやノウハウを参考としながら、小樽独自のストーリーづくりに生かしてまいりたいと考えております。

次に、各市町との情報交換の機会を持つことにつきましては、御指摘のとおり、必要性を感じており、今年度、市長部局に日本遺産の担当を配置いたしましたので、今後、道外、道内における先進地視察等を行い、情報収集を行うとともに、人脈づくりに努めてまいります。

次に、北海道認定第1号を他の地域に先んじられたとの御指摘につきましては、これまで日本遺産認定に向けては、教育委員会において、申請条件の一つである歴史文化基本構想の策定と、それに基づく地域型の申請を目指して取り組んでまいりました。同構想の策定に当たっては、国の補助金を導入し、平成28年度から3カ年での策定を予定しているため、現時点では申請条件が整っていないものであります。なお、江差町では、日本遺産が創設された平成27年から歴史文化基本構想に着手し、2年間で策定したこと、また、北前船の取り組みはシリアル型のため、同構想が条件でないことなどによる結果と捉えております。いずれにいたしましても、本市の日本遺産認定に向けた取り組みは、私の就任以降正式に着手をしたものであり、現在、最速で進めるべく努力をしているところであります。

次に、今回認定された17件の特徴、傾向及び不認定となった62件の分析につきましては、まず、認定された17件につきましては、ストーリーのタイトルをただでイメージが浮かぶものや、一目で興味を引くものとなっているという特徴があり、傾向としては、これまで同様シリアル型の認定が多い状況であります。

次に、不認定となったものの分析につきましては、それらのストーリーは公表されていないものが多く、入手が困難であります。今後できる限り情報収集に努め、分析をしてまいります。

次に、日本遺産認定の戦略についてですが、まず、北海道や文化庁との人脈づくりににつきましては、歴史文化基本構想策定委員会に市長部局から産業港湾部長や建設部長が委員として参加しており、オブザーバー参加いただいている文化庁文化財部や北海道教育委員会の方との意見交換等の交流を通じて人脈づくりを行ってきております。今後、さらに幅広く関係機関の皆様と相談しやすい関係の構築に努めてまいります。

次に、地域型の日本遺産認定の進捗状況と、地域型での申請方針に変わりはないかにつきましては、まず、地域型の日本遺産認定の進捗状況につきましては、現在、教育委員会が歴史文化基本構想の策定作業を行っており、随時産業港湾部と教育委員会が情報交換をし、協議をしながら準備を進め、構想案がまとまる予定の平成30年度にストーリー選定を行う予定であります。

次に、地域型での申請方針に変わりはないかにつきましては、本市の日本遺産認定申請は、歴史文化

基本構想に基づく地域型の申請を基本とするこれまでの方針に変わりはありません。

次に、地域型のストーリーの取りまとめとオーソライズにつきましては、地域型の申請は歴史文化基本構想策定過程での調査、シンポジウムやワークショップ開催を通じた市民意見の取りまとめの結果から、市長部局と教育委員会が連携してストーリー選定を行い、市民周知や議会議論を経て決定したいと考えております。具体的な作業の進め方につきましては、今後、教育委員会と協議をまいります。

次に、北前船追加認定を積極的に目指すべきということにつきましては、日本遺産の認定はあらゆる可能性を検討していく必要があると考えており、相手方の御意向を確認し、本市の追加に向けて必要な手続や条件など、積極的に情報収集を行ってまいります。

次に、北前船追加認定等に迅速に対応できる体制につきましては、現在、北前船寄港地日本遺産登録推進協議会事務局との連絡体制の強化を図っているところであり、日本遺産の担当に迅速に対応させてまいりたいと考えております。

次に、炭鉄港の情報と、日本遺産認定を目指す場合の可能性につきましては、先日御案内をいただき、NPO団体が主催する岩見沢での講座に担当職員が参加をいたしました。この事業は、石炭、鉄道、製鉄、港湾を切り口に、約20年前に空知支庁が取り組みを始めたものであり、平成27年度、プロポーザル型政策形成事業として北海道知事に報告され、北海道創生総合戦略に位置づけされたものと伺っております。北海道の産業遺産をつなぐ物語として、長年の取り組みの蓄積があり、世界遺産となった明治日本の産業革命遺産とも構成要素、時間軸が似通っているため、ストーリーの取りまとめ次第では認定される可能性は高いものと感じております。

次に、シリアル型での認定を目指す考えにつきましては、新たに市長部局に日本遺産の担当を配置いたしましたので、他の自治体から本市にシリアル型の構成団体として参加を求める打診があった場合は、申請時期の競合や役割、費用負担などを確認しながら、積極的に参加を検討してまいりたいと考えております。

次に、シリアル型において、いかに小樽の価値をアピールしていくのか、市民の皆様はそのテーマをどのように浸透させていくのかにつきましては、まず、小樽の価値のアピールにつきましては、シリアル型において、本市が申請の中心的役割を担わない場合でも、本市の文化財の価値に着目すれば、ストーリー構成の主要な部分に位置づけられることが考えられます。今後、本市がシリアル型での申請に加わる判断の中では、ストーリーにおける本市の役割を確認し、本市の価値を最大限アピールしてまいりたいと考えております。また、市民へのテーマの浸透につきましては、シンポジウムの開催、広報やホームページでの周知に加え、小樽商科大学や関連するNPO団体の活動とも連携をするなど、あらゆる機会を捉えて周知に努めていかなければならないものと認識しております。

次に、日本遺産担当セクションの役割につきましては、本市が申請を予定する地域型において、教育委員会と連携しながらストーリー選定に当たるほか、これまでの歴史文化基本構想策定委員会や市内有識者からの御意見、議会議論等を踏まえた上で、シリアル型への参加も視野に入れた取り組みを進めることとし、市長部局に担当職員を配置したものであります。今年度におきましては、その主な役割は情報収集、他自治体との調整、市民意識の醸成などを予定しております。

次に、地域型とシリアル型を含めた積極的な認定戦略の必要性につきましては、国は2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催までに100件程度の認定を目指しており、現在、申請時期は折り返しを迎えております。そのため、少なくとも本市が関係する申請においては、都道府県における優先順位づけの対象となる複数申請とならないよう戦略的に取り組んでいく必要があると認識しております。また、認定がゴールではなく、今後の本市のまちづくりや活性化に生かせるよう取り組んでいく必要があ

るものと考えており、狭き門ではありますが、認定されるよう最大限の努力をしてみたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、日本遺産認定について御質問がございました。

初めに、日本遺産認定の戦略についてでございますが、まず、歴史文化基本構想の策定状況につきましては、策定事業は平成28年から3カ年で策定する計画でございますが、28年度は文化遺産を生かしたまちづくりシンポジウムやワークショップを開催したほか、本市の文化財を総括的に把握するために、小樽市総合博物館紀要など、関係資料の調査を実施してまいりました。29年度につきましても、過去に調査した文化財の現状についての追跡調査や、これまで所在調査等で把握されていない有形無形の文化財の調査を行いデータベースを構築するほか、シンポジウムやワークショップを開催してまいります。さらに、基本構想素案の策定に向けて、調査等の進捗にあわせて、調査部会や策定委員会を精力的に開催してまいりたいと考えております。

次に、昨年度に開催いたしましたシンポジウム、ワークショップの開催内容と市民意見につきましては、シンポジウムは1月28日に、約70名の参加のもと、太宰府市文化財担当者を講師に招き、文化遺産を生かしたまちづくりについての基調講演のほかに、文化遺産でまちの活性化をテーマにパネルディスカッションを開催し、参加者からは、各町会を通じて、地域が誇りに思う文化遺産の情報提供を働きかけるなどの御意見をいただきました。また、ワークショップにつきましては2月11日と3月11日に開催し、1回目は19名の参加で、「市民の手で守る、育てる文化財」と題して、高島越後踊り保存会から、小樽市無形民俗文化財の指定を受けた経緯について講演をしていただいたほか、その後のディスカッションでは、参加者から、未来に残したい風景や物として、食べ物、景色、行事、暮らし、習慣などについて多くの御意見をいただきました。また、2回目は27名の参加で、「文化財群という視点」と題して札幌大学教授による講演をいただいたほか、参加者から、昔の小樽の写真や映像を保存する重要性などについて、御意見をいただいたところでございます。

次に、文化財調査事業の市民参加と、文化財をわかりやすく市民へ情報発信することにつきましては、この調査事業におきましては、多くの市民からの情報提供が重要であると考えておりますことから、ワークショップやシンポジウムの開催、アンケート調査の実施のほか、ホームページの活用などにより、現存する文化財の情報を市民に広く発信し、埋もれている文化財の発掘につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長(鈴木喜明) 次に、第3項目めの質問に入ります。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇)

○18番(佐々木 秩議員) 3点目、長橋なえぼ公園について伺います。

この公園は、旧営林署苗圃跡地31.1ヘクタールを活用し、野鳥や小動物などを観察できる自然生態観察公園として整備されました。以前から約3,000本の桜の名所として知られ、市民の憩いの場になっています。園内にある森の自然館には、学習室や図書コーナー、工作室、展示室を備え、なえぼ公園の情報センターになっています。1991年から93年にかけて、自然学習の場として基礎データ蓄積のための第1回目の全昆虫類を対象とした調査が行われ、その後も小樽博物館を中心とする専門家が継続的に調

査を行うなど、研究データが集積された学術的にも貴重な地域であるとともに、市民や、特に子供たちにとってよく知られた、自然を楽しむ憩いの場でもあります。私も、30年ほど前には、地域の子供たちが木々を回ってクワガタをとったり、園内を流れる二ツ目川に入って水遊びや川の生き物を捕まえている光景がいつも見られる定番の遊び場だったと記憶しています。

まず、前提としてお聞きしますが、長橋なえぼ公園と園内を流れる二ツ目川について、その存在意義について、市の認識をお聞かせください。長橋なえぼ公園の近年の利用状況について、お示してください。

ところが、森の自然館の指導員の方に伺うと、現在、その二ツ目川には、以前は普通に見られていたザリガニ、カワニナ、トンボの幼虫であるヤゴなどの生き物が全く見られなくなっているとのこと。また、記録によると、2015年度まで地域の幸町会長も数回にわたって川の汚染対策を市に要望されています。原因は、二ツ目川上流、幸と赤岩を結ぶ道路沿いに2001年に開設された市の雪の堆積場からの雪解け排水が、また、その向かい側の土地で林を切り開いて2015年に設置された太陽光発電施設からの降水時の泥水が二ツ目川に流入しているのではないかと関係者は考えています。これでは、子供たちの貴重な自然観察の場が形骸化してしまっています。また、その川水で遊ぶことに健康被害等はないのかも心配です。きちんとした環境保護対策が必要、ましてや、その原因の一端が市の責任にあるとすれば、早急な回復措置が必要ではないかと考え、状況改善のために質問をいたします。

そこで、まずは、二ツ目川の環境について、市としての実態把握のための調査が必要と考えます。雪解け排水の影響を調べるため、二ツ目川の水質検査をする必要があります。既に実施されているのであれば、結果をお示ください。人間にとっての有害性、影響だけでなく、水生生物等への影響についても考慮ください。また、水温についても影響が考えられます。赤岩からの流入河川の水質と比較すれば、影響ははっきりとするはず。そこまで含めた検査の実施を求めますが、いかがですか。

二ツ目川周辺で建設されている太陽光発電施設の事業者と、事前に濁水対策などを含めてどのような打ち合わせを行っていますか。2017年以降に改めて昆虫等の生息調査を行い、現状を知ることが必要です。かつていた生物が今後確認できなければ、汚濁により減少していると推測することができるでしょう。博物館の行った調査を参考にするなど、二ツ目川の環境がどのように変化したかを把握することができる調査を将来的にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。これまでなえぼ公園の自然に長くかかわってこられた専門家や地域の皆さんから情報や御意見を伺うことも大事です。御検討ください。各調査の結果、生息生物減少、環境悪化の原因が特定できれば、もちろん解決策も決まりますが、因果関係がはっきりしない場合についても、少なくとも自然生態観察公園としての環境を維持・改善するためにできることがあるはず。融雪排水の無害化や排水経路の変更等の検討などはできないでしょうか。また、太陽光発電施設建設によって、昨年度、実際には濁水が発生したわけですが、事業者に対してどのような改善策を求めましたか。また、今年度の雪解け後はどのような対策をしていますか。さらに、失われた環境があるとすれば、再生の試みはできないでしょうか。市民の皆様とともに育てる、ふやすプロジェクトも可能ではありませんか。これらについて、お考えをお聞かせください。

このような市民が環境や地域の自然について学ぶ素晴らしい場が市街地のすぐ近くにあることは、市民の立派な財産です。その意味で、二ツ目川に排水や土砂が流入している状況は、やはり調査等と並行して改善すべきです。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、長橋なえぼ公園について御質問がありました。

まず、長橋なえぼ公園と二ツ目川の存在意義と市の認識につきましては、長橋なえぼ公園はすぐれた自然環境の保全と、その適正な利用を図りながら、身近な植物や昆虫、小動物などと触れ合い、自然の仕組みを知ることができる、自然生態観察公園としての意義を持った総合公園として位置づけられています。また、二ツ目川については、現在、流域において豊かな河畔林の形成が進行中であり、園内の自然環境を奥深いものとする構成要素として、山地部分、平地部分、旧苗畑部分とともに重要な存在と認識をしております。

次に、近年の利用状況につきましては、公園全体の利用者集計はしておりませんので、お示しすることができませんが、園内にある管理施設、森の自然館の入館者数につきましては、平成26年度、1万1,343人、平成27年度、1万1,997人、平成28年度、1万617人となっております。

次に、二ツ目川の水質検査につきましては、水質測定は幸一丁目の雪堆積場の雪解け水が流入する二ツ目川支流と二ツ目川の2カ所で、平成13年度から毎年継続的に行っております。検査項目といたしましては、水素イオン濃度、浮遊物質、溶存酸素量、生物化学的酸素要求量の4項目であり、検査結果はいずれの項目も環境に及ぼす影響は確認されておられません。

次に、赤岩からの流入河川の検査の実施につきましては、雪堆積場からの雪解け水による水生生物などの生態系へ及ぼす影響の評価を行うには、外部の専門機関へ委託し、長期間にわたり継続的な調査の必要があり、費用も莫大になることが予想されることから、こういった調査を行うことは非常に難しいものと考えております。しかしながら、市としては、当該雪堆積場を使用するに当たり、引き続き現在の2カ所の水質測定を行うとともに、新たに赤岩からの流入河川の水質測定も加え、二ツ目川の水質について確認をしてみたいと考えております。

次に、太陽光発電施設の事業者との事前の打ち合わせにつきましては、事業者とは建設前に数回打ち合わせを行い、当該事業が宅地造成等規制法の許可の必要な造成を伴う計画であったため、事業者に対して宅地造成等規制法の許可をとらせているところであります。また、濁水対策につきましても、その許可の中で事業が完了するまでの間、沈砂池を設置して対応をさせているところであります。

次に、二ツ目川の環境の変化の調査につきましては、長橋なえぼ公園の自然生態観察公園という性格から、昆虫を含めた小動物等の生息を確認することは重要と考えております。このため、二ツ目川については、自然観察会や野鳥観察会、森の自然館の指導員による園内の環境巡視を通して、環境モニタリング調査を定期的に行い、園内での生息状況を把握が可能なのか、検討してまいります。また、平成8年に開園して以来、その利用が長期にわたり、公園全体にさまざまな変化が予想されるため、同じような自然生態観察公園を持つ他都市の調査方法などを情報収集し、将来的には専門的な調査の実施を検討したいと考えております。

次に、地域の皆様からの情報収集などにつきましては、長橋なえぼ公園の環境を把握するため、林業関係者OBや近隣の住民、さらには、過去の調査を行った関係者などから御意見を伺うなど、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、融雪排水の無害化や排水経路の変更等につきましては、融雪水の水質の検査結果では環境に及ぼす影響は確認されていないことから、水質の上では特に問題はないものと考えております。また、排水経路の変更については、現地を踏査しましたが、地形上困難であることから、今後とも融雪水の流出部に河川への土砂の流入を防止するために設置している沈砂池の適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電施設の事業者にどのような改善策を求めたかにつきましては、既設の沈砂池の深さ

や大きさを改善し、濁水処理のため、ろ過材や沈砂池に流入する排水施設に数カ所泥だめを設置するとともに、造成地の一部に種子の拭きつけをして、緑化を図るよう改善を求めたところでもあります。また、事業者による雪解け後の対応につきましては、沈砂池及び泥だめのしゅんせつ、濁水処理の効果を高めるため、ろ過材の交換を行ったところであり、市においても降水時には現場パトロールを実施しているところでもあります。

次に、市民の皆様とともに育てるふやすプロジェクトにつきましては、長橋なえぼ公園は、自然環境を守り、自然生態観察で触れ合い、自然の仕組みを知ることのできる場として開園されました。動植物を持ち帰らない、持ち込まないを基本とし、園内の環境バランスに配慮した運営を心がけておりますが、外的要因により環境の変化が確認された場合は、自然環境の回復を手助けする活動も必要になることから、市民の皆様と協働でどのような取り組みができるか、研究をしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項めの質問に入ります。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）

○18番（佐々木 秩議員） 4点目、中央バスとの関係について伺います。

海岸線に沿って広い市域を持ち、山坂が多く、冬は雪が降り積もる本市においては、市民の移動手段としての路線バス、とりわけ中央バスの恩恵と果たす役割は非常に重要です。

一方、国においても、人口急減や少子化、超高齢化、巨大災害の切迫、インフラの老朽化、地球環境問題、ICTの劇的な進歩等の技術革新の進展など、直面する課題に対し交通の分野で政府を挙げて取り組むため、2013年に交通政策基本法が施行されています。本市としても、当面の公共交通にかかわる課題解決のために、これらを活用していくことが肝要です。

そこで、まず、交通政策基本法の目的及び地域公共交通活性化再生法の地方公共団体の役割、責務を御説明ください。それらを受けて、森井市長の地域公共交通に対する基本的認識をお示しください。また、市民の移動手段確保について、中央バスの果たしてきた役割についての所見を伺います。市と中央バスの間で何度か協議の場が持たれ、森井市政に変わった後もそれは続いているようです。その経過や話の概要について御説明ください。

続けて、地域公共交通網形成計画策定のための法定協議会の役割について説明ください。その法定協議会設立に当たって、中央バスとどのような文書のやりとりがあったか、お聞かせください。その上で、地域公共交通活性化再生法を、本市で具体化するための小樽市の地域公共交通網形成計画策定について、現状と今後の想定について説明ください。

本市においては、本来いち早く協議会を発足させ、国の支援を仰ぐ体制を整えることが、小樽市内路線では、数年前から赤字が続く中で営業を続ける中央バスに対しても、市民の移動手段確保のためにも、現在市ができる最善の策だと思えます。また、中央バスからは、協議会をすぐにでも設立してほしいとの要請があるとお聞きしています。それにもかかわらず協議会設置が進んでいないのはなぜですか。両者の主張の相違点や、協議会の設立時期などをお聞かせください。

市の公共交通政策には、中央バスとの連携が不可欠なのは明白です。しかし、お聞きしたところでは、両者間に相当な認識のずれがあり、中央バス側は市長の公共交通に対する考え方に不信感も持たれたようで、必ずしも関係が良好とはいえないようです。結果、危惧されるのは、これまで本市の特性を理解し、特段の配慮の中で実施されてきたバス路線維持や運行本数の確保、スクールバス運行、ふれあいバス等敬老制度の事業者負担などに影響が及ぶようなことにならないのか伺います。

ちなみに、札幌市では、その成り立ちが違とはいえ、中央バスへの支援体制が本市より格段にしっかりしています。札幌市では、路線バスについて、それまでの市営交通から中央バスやJRバスなどに転換する際、札幌市乗合バス路線維持対策要綱を策定し、地域協議会として石狩地域生活交通確保対策協議会を設置、さらに、路線維持のために、運行に係る経費の一部について、市長が事業者に補助金を交付しています。本市としても、地方公共交通政策の主体者たる市長の責務として、何らかの支援策を講じるべきですし、市単独で無理であれば、少なくとも国の政策にのっとった支援の方策を受け入れる道を探るべきではないでしょうか。お答えください。

このまま市の主張を事業者である中央バスに一方的に押しつける形になれば余りにも独善的で、中央バスの発祥の地に対する地域貢献の思いを無にするだけでなく、結果的に最悪、市民の移動手段を失うことにもならないかと憂慮します。そうなったら一体誰が責任をとるのでしょうか。どうか市が主体性を発揮して解決していただけるように強く望むものです。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、中央バスとの関係について御質問がありました。

まず、交通政策基本法の目的などにつきましては、交通政策基本法は、交通に関する施策について、基本理念及びその実現を図る基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としております。また、地域公共交通活性化及び再生に関する法律では、地方公共団体は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に持続可能な地域公共交通網の形成に取り組まなければならないこととなっております。

次に、地域公共交通に対する基本的な認識につきましては、本市において、人口減少や少子高齢化により、市民による公共交通の利用が減少している一方、本市を訪れる観光客の増加に伴い、インバウンドを含めた観光客に、公共交通を活用した移動手段のニーズが高まっているものと認識しております。このような状況を勘案した場合、今後のまちづくりを考える上で、公共交通は大変重要なものであることから、本市における公共交通の現状や問題点、市民等の利用者の声を踏まえて、行政と交通事業者がそれぞれの役割や責務において連携し、将来にわたり市民にとって利用しやすい持続可能な公共交通体系の再構築に取り組む必要があると考えております。

次に、中央バスの果たしてきた役割につきましては、本市に本社を置きながら、山坂が多く、降雪量が多い地域特性の中、他都市と比較して均一料金で市内一円にくまなく路線をめぐらせ、便数も多く運行されていることは、本市の強みであるとともに、長年にわたり市民の皆様にとって必要な移動手段として市内バス路線の維持、確保を担っていただいているものと認識しております。

次に、市と中央バスとの間の協議の経過につきましては、平成24年度から市と中央バスとの間で定例会議を開催し、その中で、ダイヤ改正、ふれあいバス、ノンステップバス導入、市内バス路線の課題などについて意見交換を行っております。

次に、地域公共交通網形成計画策定における法定協議会の役割につきましては、地域公共交通網形成計画は行政が中心となり、まちづくりと連携をさせて、面的に公共交通ネットワークを再構築するための基本方針や目標、施策等を記載したものであります。策定に当たっては、市町村や公共交通事業者、道路管理者、利用者などが集まり、地域公共交通の問題点や課題の整理、地域公共交通網形成計画の基

本方針や目標の設定、施策の検討などを行う必要があり、法定協議会は、その協議組織としての役割と、施策を実行していく役割を担っているものと考えております。

次に、法定協議会設立に当たって、中央バスとの文書のやりとりにつきましては、中央バスからは早急に法定協議会を設立してほしいとの要請がありました。本市としては、法定協議会の設立については、現在、銭函地区をモデル地域に選定し、行政として地域公共交通に対する役割や課題などを把握するとともに、他都市の取り組み状況を調査、研究した上で判断したい旨をお伝えしたところであります。

(発言する者あり)

次に、地域公共交通網形成計画策定につきましては、地域公共交通網形成計画策定には、本市が中心となり、公共交通事業者、道路管理者、利用者などの関係者との連携が求められていることから、現在、法定協議会の設立に向けて取り組んでいるところであります。また、法定協議会設立後には、本市の地域公共交通の現状や課題を把握するとともに、利用者へのアンケートを実施するなどの調査事業を行いながら、公共交通ネットワークを再構築するための、地域公共交通網形成計画策定に取り組むことになるものと考えております。

次に、法定協議会の設立時期などにつきましては、中央バスからは早急に法定協議会を設立してほしいとの要請がありました。私としては、平成28年度に本市で初めて公共交通担当の職員を配置し、地域公共交通の課題などを検討する体制を整えたところであります。法定協議会は継続的に運営されることから、行政として運営マネジメント能力が求められるため、設立時期については、現在、銭函地区をモデル地域に選定し、行政として地域公共交通に対する役割や課題などを把握するとともに、他都市の取り組み状況を調査、研究した上で判断をしまいたいと考えております。

(発言する者あり)

次に、バス路線維持などへの影響につきましては、中央バスとは平成24年度から定例会議を開催し、ダイヤ改正やふれあいバスなどについて情報交換を行ってきているほか、本市とバス事業者などでノンステップバス導入のための協議会を設立し、国の支援を活用しております。また、中央バスからは、人口減少、少子高齢化などにより路線バスの利用者が減少し、市内バス路線の維持が厳しいものと聞いていることから、今後は法定協議会を設立し、将来にわたり持続可能な公共交通体系を再構築するための、協議を進める中で、ふれあいバスなどの課題についても議論をしまいたいと考えております。

次に、国の政策にのっとった支援の受け入れにつきましては、今後策定を予定している地域公共交通網形成計画や、その施策を具体化した事業が明記される地域公共交通再編実施計画に基づく事業が実施される際には、国などの支援を活用してまいりたいと考えております。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） お静かに。

次に、5項目めの質問に入ります。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

(18番 佐々木 秩議員登壇)

○18番（佐々木 秩議員） 最後に、町会について伺います。

小樽市自治基本条例では、コミュニティーの中に町会も含むと定め、そのコミュニティーとは、「市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体」と定義しています。また、条例第10条では、小樽市内の各コミュニティー、町会はまちづくりにとって重要な役割があること、それぞれ町民による主体性、自立性をもった組織であること、そのために市は必要な支援を行うことが定めら

れています。

しかし、各町会の実態は、さまざまな課題を抱えて、なかなか条例の趣旨にあるような主体性、自立性を発揮することが困難なところがほとんどではないでしょうか。これは何も本市だけの抱える問題ではなく、人口減少の進む自治体共通の悩みとなっています。根本の原因に、地域人口の減少、高齢化の進行及び単独世帯の増加、人間関係の変化があり、具体的課題としては、加入会員の減少、役員のなり手不足などがあります。そこから派生する課題として、町会加入世帯の減少傾向、未加入の増加に歯どめがかからない、活動を支える町会費の減収、高齢化の進行に伴い会費の増額が困難な状況、分別収集の徹底や新聞の購読世帯の減少などによって、リサイクル資源の減少による町会運営資金の減少傾向、町会館、事務所の維持困難、自主的に運営されてきた各行事の縮小、廃止、ごみステーション及びごみ収集に当たってのモラル低下などです。

結果として存続困難になった町会も出てきていますが、近年、大規模な自然災害の発生や、高齢者単独世帯の増加等で、その果たす役割が再認識されています。そこで、まず、本市にとって町会組織はなぜ必要なのか、市が考える町会組織の存在意義について、見解をお願いします。

(「新年会回るためじゃないの」と呼ぶ者あり)

町会存続のためにみずからが主体的に解決を図ることは続けなければなりません、限度があります。よって、市は必要な支援を行う必要がありますが、市が町会の活動支援のために現在行っていることは何ですか。小樽市総合戦略の中で、町会にかかわる部分では、幸福度KPIの一つとして、町会加入世帯率75.16%から、2019年までに77%まで引き上げることとしており、そのための施策として、総連合町会補助事業、内容は、総連合町会の円滑な運営の促進と、各地域における生活環境の整備、また青少年の健全育成などの町会活動に対して支援を行うことを目的として助成する事業、町会館の新築、改修に対し支援を行う事業が挙げられていますが、これらは従来も取り組まれていた事業で、残念ながら、加入世帯率低下に歯どめをかけることはできていない現状です。よって、先進地域の事例などを参考に、各事業の見直し、改善や新しい施策が必要ではないでしょうか。

例えば、各種補助金、助成金について、単純に増額を行う。もしくは、担当課ごとに細かく分かれ、使い道が限定され、申請手続も煩雑化しているのが現状ですが、これらを統合一括化して、包括型交付金として、各町会に給付し、各町会は主体的にその運用を行う。他の地域コミュニティ、例えば、まちづくりや福祉関係NPO組織や企業、団体との連携もこの町会を取り巻く問題の活路となるのでは。その際、具体的な事業実施にかかわる補助金等をつける事業提案型交付金、ふるさとまちづくり協働事業の町会寄り版のような制度で町会や地域コミュニティの主体性を促すなどですが、以上について、市の見解をお願いします。

逆に、町会にお願いしてやってもらっていること、委任・依頼業務にはどのようなものがありますか。他の自治体では、委任・依頼業務が過重、多岐にわたり、結果として役員の引き受け手がいない原因の一つになっているそうですが、もし本市においても同様の事実があるとしたら、それらについての精選等が必要ではありませんか。よく言われるのは、まず自助、次、共助、どうしてもだめなら、公助。しかし、現在の縮小高齢化社会の中では、まず、公助をしっかりと備えることが必要です。そうでないと、小さな町会は立ち向かえません。町会の役割についての市の認識に見合った事業の展開をお願いします。

細かい部分については予算特別委員会でお聞きいたします。

以上、再質問を留保し、質問を終えます。(拍手)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

(森井秀明市長登壇)

(「新年会回ってんだから、ちゃんと答えてよ」と呼ぶ者あり)

○市長（森井秀明） ただいま、町会について御質問がありました。

まず、町会の存在意義につきましては、町会とは、一定の地域に住む人たちが明るく住みよい豊かなまちづくりを目指し、地域における生活上の諸問題、身近な環境整備、防犯、防災、福祉などさまざまな問題の解決に取り組むとともに、地域のお祭りや敬老会、子供会等を通じて住民同士が交流し、連帯意識の向上に努めている自主的な団体であります。

本市における町会活動は、これまで、地域を取り巻く社会情勢や生活環境が大きく変化する中で、小樽市のまちづくりの支えになってきたものと思っておりますが、近年では会員や役員の担い手の減少や少子高齢化等の課題を抱えており、また、地域における人と人とのつながりが希薄になっている中で、町会は地域住民と行政のパイプ役としてなくてはならない身近な団体であり、まちづくりに欠かすことのできない存在であると認識をしております。特に、大規模な地震や台風、大雨等の自然災害発生時には、町会等の地域コミュニティの役割や重要性が再認識されており、安心・安全なまちづくりを目指して、行政は町会と連携・協働していかなければならないと考えております。

次に、町会の活動支援のために現在行っていることにつきましては、総連合町会補助金、町内会館等建設助成金、集団資源回収団体奨励金等の交付のほか、地域の安全で安心なまちづくりのために、街路防犯灯の設置や維持に対する助成金を交付しております。また、地域活動の中心となるコミュニティリーダーを育成するため、町会役員を対象とした研修会の開催や町会活動支援員制度等を通じて、日ごろの町会活動を支援しております。

次に、新たな町会への支援策につきましては、現在の町会に対する助成は、その補助金によって町会の規模、事業費、実績額等を算出基礎としていることから、それらの補助金を一括化することは難しいと考えておりますが、町会への助成制度の見直しについて、町会の活性化に資するよう、御提案のありました事業提案型交付金を含め、他市の状況や総連合町会からの意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市が町会にお願いをしていることにつきましては、回覧板や掲示板等を通じての行事等に関する案内やお知らせの周知のほか、町会長と市との定例連絡会議等における意見要望の集約や、市が主催する会議への出席をお願いしております。また、このほかにも、地域の清掃活動や公園の草刈り、資源物回収事業等を行っていただいております。町会の皆様に御負担をおかけしている部分があると思いますので、総連合町会を通じて実態をお聞きし、市で負担軽減できるものがあれば検討してまいりたいと考えております。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 再質問をさせていただきます。

本当はほかの質問についてもたくさんお聞きしたいことがあったのですが、時間の都合上、中央バスとの関係について、絞って少しお聞かせをさせていただきます。

答弁を聞いておりましたら、どうも焦点ははっきりしてこない、そういう印象があります。聞いてみますと、中央バスは法定協議会をすぐにもつくってほしいという強い要望を上げているにもかかわらず、小樽は全然今までノウハウがないから、まず銭函でちょっとやってみるから、それまで待っていて

ねということなののでしょうか、要約すると。

中央バスはこれまでたくさんの赤字を抱えて、数年間、それでもやってこられてきた。それでも、もう我慢が成り立たない、我慢ができなくなっているのです、このところで何とか早く、いち早く市に協力をお願いしたい、そういうふうに言っているんだと思います。

そこで、少しそのところを大前提にしてお聞きしますが、そこまで言っているにもかかわらず、小樽市が銭函でやるまで待っていてくださいと。いつまで待てばいいのか。法定協議会の設立時期が具体的にいつなのか。これをまずはお聞きしたいところなのではないでしょうか。これについてまずきちんと、できてからとかいうのではなくて、具体的な時期で示していただきたいと思います。

それから、支援のことについてですけれども、それについても具体的なものが示されていない。市の硬直化した財政ですから、お金を支出できるということについては限界があるというのは理解しているつもりです。しかし、やはり市民の移動手段の確保、これは市長の目指す市民幸福度の高い町に直結する重要な課題であると思います。市にお金がないから何もしないではなく、市内路線バスの運行で赤字が続く中央バスに、やはり、ほかのまちでもやれていることはあるわけですから、市側からお金をかけるだけのことでなく、国からの支援も含めて、それがいち早く来るようなそういうような手法、何らかの具体的支援が求められていると思いますが、何かやれることはないのかどうか。これについてもお聞きします。

それから、一番私は聞いていて、質問の中でも指摘をされていることについて、具体的に聞かざるを得ません。どうも実務レベルでは何らかの打開策を模索して、そういうノウハウを積み上げる等についてやっているということについてはわかりました。しかし、いろいろ聞こえてくるお話によると、先ほども指摘したように、肝心のトップ同士の関係がどうなっているのかということです。

先ほど、文書でどういうやりとりがあったかというふうにお聞きをしましたが、その文書が私の手元にあります。中央バス、牧野社長から森井市長宛ての今年2月15日付、小樽市内バス路線に関する考え方について（確認）という文書と、3月2日付、森井市長から牧野社長への同回答文書があります。この確認文書が出る前に2度にわたって牧野社長が市を訪れ、市長と面談し、そこでの市長の認識に大きな疑問を牧野社長が持たれたことが、この確認が行われた原因のようです。それによると、市長は、赤字覚悟の事業を事業者が無条件で受け入れなければ協議会を開催できないと発言したが、交通政策基本法に基づく自治体の役割と責務を認識しているのかとの牧野社長の確認に対して、市長は回答で、そんな発言はしていないと真っ向から否定しています。

もう1件、市長は地域内の交通の現状を正確に把握しているのか、その上で現状の交通網をどう維持していくのか、と確認をしましたが、なぜか市長からは、協議会設立についてはと、全く聞かれたこととは違う回答をしています。

（「議会答弁と一緒にじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

これらについては、発言をして否定したことへ、さらに牧野社長は抗議をし、交通網維持についても、その後もやりとりが何度かあったようですけれども、現在、いまだに牧野社長の納得は得られていない、平行線のまま現在に至っているというのが事実ではないですか。このことについて、事実関係についてお答えください。

（「錯誤じゃ済まされないですよ」と呼ぶ者あり）

そうだとすれば、そのことが事実だとすれば、事実のようなのですけれども、両者の実務レベルで何とかこういう話をうまく進めようと努力されても、まとまる話もこれはまとまらない。さらに、今後協

議会が開かれたとしても、そのような関係のもとにあって建設的な話が進むとも思われません。そのことについてもいかがでしょうか。

もう1件。小中学校統合の際の児童・生徒の交通手段の確保、これも中央バスの協力なしにはあり得ません。もし、中央バスの協力がこの関係によって悪化して、そのところの協力が得られないようになれば、学校規模・学校配置適正化基本計画の継続にも重大な影響を及ぼすと考えられます。

それから、今までのふれあいバス、その他も、今定例会の中でもふれあいバスの維持その他について話し合い、これも協議会の中で話し合うと言われていますが、まずは協議会を開かないと、ふれあいバスがどうなるかも話し合えないではないですか。そういうレベルで、市長対応の不信感の中で、これまでの実務レベルでの話し合いも含めた中で、中央バス側が実際にふれあいバスや市内バス路線維持、スクールバスでの協力、本社移転に言及したことはなかったですか。私の心配が杞憂かどうかということにかかわりますので、言及があったかどうか、お答えください。

こうやって質問しておりますけれども、私は何も一方的に、中央バスの言っていることを、何でもそのとおりごもっともですと言えと言っているわけではありません。当然市として主張すべきことはあるはずだと思います。しかし、最終的に両者の緊密関係で、市民の足の維持確保が、これが一番の至上命題、これが重要だと市長も最前から答弁をされているとおりです。

昨日、共産党、酒井隆裕議員への答弁でも、その重要性を強調されておりました。それなのに、その市長がやはり、例によってと言っては申しわけないですけれども、議会の場合と同様に我を通す。一方的に自分の主張を民間の会社の社長に言い張ってどうされるんですか。これはまさしく市長の政治姿勢の問題であると思います。

よって、両者の関係改善が、この話、きちんとした地域交通を小樽市にきちんと築く、その大前提になるのではないのでしょうか。今後どうやってトップ同士の関係を改善するのか、この解決に当たるのかをお示しくください。

○議長（鈴木喜明） 説明員に答弁を求める前に、佐々木秩議員に申し上げます。先ほど、トップ同士の関係はどうなるのか、これは構わないですけれども、先ほど申しあげました中央バスの社長と市長とのやりとり、この事実関係につきましては本質問に盛り込んでいただいているというふうにご考えております。それを答えていただけるかどうかはわかりませんが。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 私は本質問の中で、文書のやりとりはどうなっていますかというふうにお聞きしております。

（発言する者あり）

この文書のやりとりの文書というのがこれに当たります。

○議長（鈴木喜明） そういうことでありましたら、文書の中身を具体的に申し上げたわけでありますが、その文書の中身がこのことということととってお答えいただくということになりますね。

それでは、説明員の答弁を求めます。

（「少しお待ちいただければと思います」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） お待たせいたしました。佐々木議員の再質問にお答えいたします。私が答弁した

こと以外におきましては担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、法定協議会を立ち上げる日はいつなのかということの御質問があったかなと思っております。法定協議会設立に向けては、先ほども答弁させていただきましたけども、その場で一つ計画などをつくって終わりではなくて、その後においても継続的に運営されるものになっていくと考えているところがございます。

(発言する者あり)

よろしいですか。

実際に市のほうで、先ほど来答弁させていただいているように、今まで小樽市役所内にそれにおける専門担当部署というものが存在をしておらず、それに向けてのやはり準備、情報収集、体制づくり等に、やはり非常に時間を要するというふうにかけているところがございます。そしてやはり、その体制がしっかり整わなければ、形だけのメンバーを集めて会議をつくったとしても、国に補助金等を要請したときに、耐え得る内容等をつくれるかどうか、それに対しての心配等もあります。ですので、現在、他市で法定協議会をつくられて、網計画等をつくられている自治体はありますけれども、そのような市に対しても情報収集などを現在行っているところであり、その体制が整い、その準備ができて進めてまいりたいと思っておりますので、現状でこの日までとは言えない状況ではあります。一日でも早く立ち上げられるよう努力をしております。

(発言する者あり)

(「政策議論したいって言ってるのに、政策議論できないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

それと、トップ同士のお話でございますけども、御指摘のように、私自身も中央バスの社長と何度か直接お会いし、協議をさせていただいているところでございます。やはり、網計画におきましては、先ほどもお話しさせていただいたように、行政がしっかりと中心となって、まちづくりと連携し、面的な整備を行っていかねばならないと考えているところがございます。その中で、現在、中央バスが中心となってバス路線を運用していただいておりますけれども、必ずしも現路線と同じになるとは限らないと考えているところがございます。また、新たな路線等が例えばできた場合であったりとか、また、現状における赤字路線も含めて、現状中央バスが、今まで小樽市において交通網を全体的に行っていたいただいているところがございますから、やはり地域住民の方々にとって、そういう路線を新たに構築してほしいであったりとか、または、現状の路線を継続してもらいたいというお話があった中で、さまざまな交通事業者というのはあるとは思いますが、やはり中央バスの皆様に対しての期待というのは大きいと思っております。

その中で、国に対しても補助金は当然求めてはまいりますけれども、中央バスが望む補助金があるとおりに来るかどうかというのはこれからの協議でございます。時々においては、その補助金もしいただけたとしても、その路線自体に対して赤字が起り得るということを考えますと、状況においては中央バスが今まで担われた期待感から……

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 答弁が聞こえないので、お静かに願います。

(発言する者あり)

○市長(森井秀明) その取り組みにおいて、状況によっては路線そのものが赤字になり得ることがあるかもしれませんが、中央バスにそういう場を担っていただく可能性はあり得るというお話を

させていただいたことであって、先ほどのような中央バスのお考えのもとでお話をしたわけではないということで御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

(「答弁をやり直させたほうがいいですよ、こんなの」と呼ぶ者あり)

(「全然、全くだめだ」と呼ぶ者あり)

(「こんなの中央バスに聞かれたら大変なことになりますよ」と呼ぶ者あり)

それから、建設的な話し合いにはならないのではないかというお話ではありましたが、しかしながら、真剣に市の事情もお話をし、そして、この小樽市における、やはり公共交通をしっかりと持続的に、そして、市民の皆様にとって期待できる環境づくりを行っていくために、行政もそうですけれども、中央バスとは常々そのように情報交換をしているところがございますので、私たちといたしましては、前に向かって建設的にお話をさせていただいているところがございます。

(「その前にいなくなるよ」と呼ぶ者あり)

(「撤退」と呼ぶ者あり)

それと、そのことから、現状の関係をどのように改善を図るのかというようなお話もあったかと思えますけれども、大切なことは、小樽市における公共交通を安定的に取り組んでいくということから、それに向けて、市としては、これからも変わりなくしっかりと真剣に向き合いながら、法定協議会の設置に向けて取り組み、さらには、それに伴った交通網の形成計画をしっかりとつくっていくことが責務であるというふうに思っておりますので、引き続きその観点において、中央バスを含めた公共交通事業者の方々とはやりとりをしまいたいと思っております。

(「全然答弁になっていないじゃないか」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） ほかの説明員の方はよろしいですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

(「ちゃんと答弁し直したほうがいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

○建設部長（上石 明） 佐々木議員の再質問にお答えいたします。

まず、具体的な支援がないかという御質問ですが、まず、この法定協議会につきましては、市長から先ほど答弁がありましたように、今後、地域公共交通をどうやって維持・確保していくかということ、要は議論をしながら施策をつくっていく場になるわけですが、現在、例えばノンステップバスやなんかを導入するときも協議会はつくっておりますが、これにつきましては事業者が主体となる協議会で一時的な協議会になるのですけれども、今回つくろうとしております法定協議会につきましては継続的な協議会になりますので、要は、そういった運営が行政に任せられると。その中で改めて、今後どういった支援が必要なのかという部分は、交通事業者等を含めて、お話をしていく場になりますので、現在どういった支援があるのかという部分は、お答えするのは難しいのかなと思っております。

(「何か歯切れが悪いな」と呼ぶ者あり)

あと、ふれあいパス等の部分で言及があったのかというお話なのですが、要は、中央バスとしましては、今回こういうふうになりましたのは、市内路線バスの収支が厳しくなっているところから、そういうお話が、今回の法定協議会につきましても、そういう話がありましたので、特段その中でふれあいパスをどうのこうのというよりは、要は、収支がすごく厳しい状況の中では、こういうものにもなかなか難しい課題があるというようなお話は触れておりました。

○議長（鈴木喜明） 説明員の方に申し上げます。答弁漏れとしまして、トップ同士の関係はどうなっているのか、ずばりこのこと。それと、先ほどの会議のやりとりの事実関係、このことについては答弁が漏れていますので、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

（発言する者あり）

（「議会と同じように錯誤なんて言ってばかにしたら終わりですよ、本当に」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長、済みません。答弁漏れがまだあるのかと思うんですが、答えているのかもしれないですけど、確認いただきたいんですけども」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 中央バスが、実際にふれあいバスや市内バス路線、スクールバスでの協力について、話し合いの中で言及したことはなかったのかということについてもお聞きしたと思うのですが、これについての御答弁もあったかどうか、確認をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 今の1点をつけ加えて、大きく3点ということによろしいですね。

少々お待ちください。

（「やっていないだったら1回とめて、ちゃんとやり直したほうがいいですよ。こんなのが議事録に残ったら大変なことになりますよ」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れ、失礼いたしました。

今、佐々木議員からお話のあった、学校適正配置に伴う中央バスで担ってくれている、通学時におけるバスの取り組みであったりふれあいバス、そしてさらに、本社移転についての言及があったかどうかという御質問ということによろしいでしょうか。

私とお話をした中で、そのお話の言及はありませんでした。

そして、例えば、ふれあいバスとかにおきましては、福祉部地域福祉課が担当しておりまして、今までの法定協議会に伴うやりとりとは別に、ふれあいバスについては別な場面で協議をしているところではございます。

（発言する者あり）

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 今の答弁で不足があるので、今、市長等のところで話はなかったということですが、実務レベルでこの話を進める上で、こういうことについてのお話もなかったのかも含めてお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） それは、説明員の方、どなたですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） ふれあいバスにつきましては随時協議を行っているところでありまして、事業者との負担割合につきまして、ふだんから話し合いを行っているところでありまして、法定協議会と

は別の話として承ってはおります。

(「全然ごちゃごちゃでしょう」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） それと、先ほど課題に出してある2点、この件についてお答えください。どなたですか。もう一度言いますか。では、もう一度言いますよ。中央バスとのトップ同士の関係はどうか、このことが1点。それから、先ほどの会議のやりとりの事実関係はどうか、この点、2点であります。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。

今、議長から御指摘のあった2点目のうちの1点目について、御答弁させていただきます。

トップ同士の関係についてというお話であったかと思えますけれども、先ほどお話をさせていただいたように、今までも直接この件も含めてお会いをし、お話をさせていただいているところでございます。

その後、先ほど、書面でお読みになられたやりとりがあったかと思えますけれども、そのお会いした後にそのような書面が出てきておりますが、私からその書面をいただいたときには、牧野社長のほうでは、私がした発言については誤解を招いたのではないかなというふうには思っておりますが、それで、こちらからもそういう意味ではありませんということでお返事をしたところでありますけれども、そのとき以来直接は、恐縮ですがお会いをしておりませんので、その誤解が解けているかどうかということは私自身確認できていないところであります。今後におきましても、今までと同様に、トップ同士の協議もその時々において必要であるというふうには思っておりますので、申し入れがあれば対応してまいりたいと思っておりますし、また、今後において、法定協議会に向けて、事業者の方として参画いただく場合におきましては、市からしっかり依頼をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

(「関係は良好じゃないということですね」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 佐々木秩議員に、もう一つ確認をしたいと思えますけれども、スクールバスの件、先ほど述べられましたけど、それは答弁されていませんよね。

(「全部一緒に聞いたつもりなんですけれども」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） バス事業者からは、要は、市内バス路線の収支の話がありました。その中には、特段スクールバスということに対してはお話はありません。

要は、具体的なものはなかったのですけれども、収支が悪いということは、例えば、スクールバス以外に、市内路線バスに児童・生徒が乗る場合に、やはりいっぱいになって乗れないので、またバスを手配しないといけないと。そういうふうになりますと、やはり市内路線の一環として、中央バスの負担が出てくると、そういうことは想定はされましたが、中央バスとの話の中では、特段そういった個別の案件に対しては触れることはなかったです。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） 再々質問をいたします。

市長は先ほど、この文書の確認と回答のやりとりの後、どうなったかわからないという、お会いできていない。その後どうなったかもわかりませんがというお話がありませんでしたか。そういうように聞

いておりましたけれども。その後も文書等のやりとりがあるように私は聞いております。その中でも、それはどうなったかわからないということなのでしょうか。文書のやりとりがあって、その中での解決がなされていないように私は聞いております。先ほどの市長の御答弁が事実とは違うように私は思うのですが、いかがでしょうか。それが一つ目。

それから、このやりとりをずっと聞かせていただきましたが、その中で、ついに、中央バスが求めている実際の協議会をいつになったら開けるのだということについては、やはり、ノウハウができてから、市の準備ができてからということを繰り返されるばかりで、これではやはり、今こうやって話を進めようとしていることの大前提が、中央バスに市の思いは伝わらないと考えます。やはり、具体的に、例えば何月までとか、年内にとか、という答えを出すべきだと。それについてお答えできないのか、再度ここで聞きしたいと思います。

それから、最後になりますけれども、先ほど読み上げた2月15日の牧野社長からの確認文書の、さらに、その最後のところにこういう部分があります。交通政策基本法の制定により、地域の公共交通を担うべき主体が自治体にかわり、まちづくりと一体として必要な足を、自治体みずからが考える責務を担ったことを貴殿が全く認識されていないのではないかと思います。当社も公共交通を担っている事業者としてできる限りの協力はしていくつもりではおりますが、それも限界に来ております云々。私が言いたいのは、限界に来ておりますの「限界」という言葉です。これは普通に読むと、会社として赤字が続き、営業的に限界というふうに読むのでしょうかけれども、私は、地域公共交通に全く無理解な貴殿、市長に対して我慢の限界だというふうに読み解けるのではないかというふうに考えます。これをそういうふうに読めば、中央バスのこれは最後通告のようなものだとして理解して事に当たるべきだというふうに考えますけれども、事に当たる市長の心構えについて、最後に伺います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外においては担当部長から答弁させていただきますので、お願いいたします。

私からは2点。まず、いつなのかということをはっきり示せという御指摘でありましたけれども、繰り返しになりますが、今、その準備や情報収集、体制づくりをしっかりと担った上で、やはり取り組んでいかなければ、それこそ、運営を始めてから瑕疵が起きることにはならないというふうに思っておりますので、できるだけ早急にその体制づくりを行って、法定協議会が設置できるように努力してまいりますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

もう1点、中央バスからのお話、文書からそのように推測されるというお話でありましたけれども、交通政策基本法そのものにおいては、平成25年に策定されたと認識をしているところでございます。そのことから鑑みますと、本年は平成29年でございますから、4年目を迎え、その期間、4年間あるにもかかわらず法定協議会ができていないということについての中央バスなりのいら立ちではないかなと私は推測をしているところでございます。

しかしながら、私自身は平成27年の4月に就任をさせていただき、市役所の体制の中で、公共交通の担当部署がない中で、それをいきなり即つくるといふことにはなり得ません。ですから、その体制づくりを、先ほどお話をさせていただいたように、平成28年度につくり、そして、今、2年目を迎えているところでございます。この法定協議会を策定するに当たって最速のペースで進んでいる状況でございます。

すので、牧野社長のお怒りは理解はできますけれども、しかし、市としてしっかりその体制づくりを行って、先々において網計画等も含めてしっかりとしたものをつくるために市として努力をしていきたいというふうに思っておりますので、その点について中央バスにおいても理解いただけるように努力をしてまいりたいと思っております。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 佐々木議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど議員から御質問がありました文書のやりとりですけれども、先月、5月に入りまして、中央バスから再度文書が来ております。内容としましては、先ほど議員からお話がありました、要は、市内路線バスの実態を理解しているのかという点と、協議会の設立の時期について再度御確認という確認の文書がありまして、市としましては、先ほどの現状理解をしているのかという点について回答をしました。そして、協議会の設立時期につきましては、先ほど市長が答弁しておりますけれども、まず、我々職員にそういうノウハウがないということがありますので、他都市の取り組んでいる情報をまず聞き取りをしました。そして、まず、全地域の課題につきましては、実際に協議会をつくった後に、網計画を策定する段階で市内全域の調査を始めるのですけれども、まず、一部地域、銭函地区に対して、限定して、どういった課題があるのかということ把握してから協議会を設立しなければ、行政としての責任がとれないということもありましたので、まずそれをやった後に判断をしたいということの趣旨の回答をしたところであります。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員、よろしいですか。

(「議長、18番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

○18番（佐々木 秩議員） そうすると、今の部長のお話だと、市長が、先ほど最初の私を読み上げた文書の後には、何もその後はないというふうにたしか御返答されていたと思うのですが、その後、5月に文書があるということですよ。そうすると、最初の市長のお答えは私も記憶にないので、どういうふうだったか。ないだったか、忘れちゃったけれども、それが事実と矛盾してしまう可能性がありますので、御確認をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 会っていないというふうには聞いたけれども、文書の件はもう一度確認をいたします。説明員の答弁を求めます、その点だけ。文書がないというふうなお答えだったようだけれども、違うのではないですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 今の点についてでありますけれども、先ほど私は、その後に直接御本人とはお会いをしていないので、その辺の感情であったり、どういう思いを持たれているかということとはわからないというお話をしたところでございます。

○議長（鈴木喜明） 佐々木議員の会派代表質問を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き会議を再開し、会派代表質問を続行いたします。

(「議長、11番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 11番、斉藤陽一良議員。

(11番 斉藤陽一良議員登壇) (拍手)

○11番(斉藤陽一良議員) 平成29年第2回定例会に当たり、公明党を代表して質問いたします。

森井秀明市長の政治姿勢について、伺います。

まず、行政運営全般についてであります。

我々公明党は、これまで議論されてきた多くの問題、具体的に言えば、ドリームビーチの市営開設、参与の任用、平成27年6月1日の人事異動、副市長の選任おくれ、除雪共同体の構成員数変更、貸出ダンプ制度の見直し、後援会通信、公用車の私的使用、高島観光船事業、議員の議会発言への名誉毀損訴訟の提起とそれへの市長発言、市長の排雪現場への介入、商工会議所や議員の各種協議会や審議会からの排除など、どの問題をとっても、何か先入観を持って森井市長をいじめてやろうとか、森井市長を市長の座から引きずりおろそうなどとの意図をもって攻撃したというものは一つもありません。我々が考えて、こうあるべきという市民全体の利益に照らして、プラスになるのかマイナスになるのかという是々非々の立場から判断して議論を行ってきたところであります。

むしろ、5者体制云々とありもしない幻想をつくり上げ、ドン・キホーテよろしくはた迷惑に所構わず大なたを振り回し続けているのは森井市長のほうであります。森井市長は、市長として、ある案件について、それを議会などに問題提起し、最終的に一定のコンセンサスに導くプロセスにおいて、多くの人を納得させるに足る独自の見識、あるいは方法論を必ずお持ちだと思います。それについてお示ください。ある案件について、関係者に事前説明を行い、そこで意見を聴取して、やりとりの後、たたき台などを示し、部分修正などが必要であればそれを行った上で正式な議論に進むというのがほぼ一般的な方法と考えます。これに対して森井市長のやり方は、これまで見てみると、決定すべき内容それ自体が多くの人から賛同を得ることが難しい特定の人の意見や利益に基づくため、あえて反対が予想されるような事前説明や意見聴取を行わず、殊さらそれを避けて決定を先行させるために、議論が後手に回って紛糾するというケースが多いように見受けられます。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

森井市長には、今後、政策決定に際しては、みずからの後援会関係者などの特定の意見や利益に配慮するのではなく、多くの市民、小樽市民全体の立場に立った意思決定や行政運営を期待したいと思いますが、見解をお示ください。

次に、議会対応についてであります。

本年第1回定例会の冒頭、森井市長は、今後の議会対応はもちろん、市政運営におきましても気を引き締め取り組んでまいりたいと述べられました。前段申し上げましたように、我々公明党は、森井市長が議論をコンセンサスに導くプロセスを踏まえ、市民全体の立場に立った議会対応と行政運営を切に期待するものであります。

しかし、本年第1回定例会最終日の3月22日に可決された森井秀明市長に対し正確な議会答弁と適正な市政運営を求める決議にも指摘されているように、森井市長の実際の議会への対応や行政運営は、言に相違して改善どころか、相変わらず不適切きわまりないものであります。しかのみならず、今回の議会事務局職員の人事異動への対応は、まさに発言とは真逆の対応と言わざるを得ません。平成28年第4回定例会をめぐる2者会談の折に、森井市長が前議長に対して職員人事について打診を行ったとか、副市長が正式に協議を行って承諾を得たつもりだったとか、何かのついでやつもりで済まされる問題と考えたのか、明確な答弁を求めます。どこが気を引き締め取り組んだのか、全く理解できません。議論を

提起して一定のコンセンサスへ導くプロセスを全くわきまえることのない暴挙と言わざるを得ません。

そもそも、市長と議会の信頼関係が崩れている中での議会事務局職員の異動に関する問題については、念には念を入れ、慎重の上にも慎重に、一点一点了解事項を確認しながら進めるなど、徹底した丁寧さが求められていたと考えますが、なぜそうしなかったのか、お示してください。自分たちのやり方のずさん、手抜きであるにもかかわらず、あたかも議会の責任であるかのように記者会見などで言い募る市長、副市長の態度はまことに見苦しいの一語に尽きます。なぜ了解の確認を得てもないものについて、協議はあったなどと一方的に主張をしたのか。もし了解を得たと主張するのであれば、どのようにして了解を得たのか。あるいは、了解を得ることなしに協議は調ったと判断したのか。そうだとすれば、その根拠は何なのか。その経緯と理由について、明確な説明を求めます。

ましてや、「人事の状況を盾にして、出向させないという取り組みにおいては、正直、行き過ぎ」「全く協議をしていなかったと言われる、その議長のお言葉に対して、私は、非常に不信感を持っている」「そのような経過がしっかりある中で、出向辞令を拒否されるというのは、正直、信義にもとる」など、平成29年4月5日の市長定例記者会見における市長発言については、前議長は人事権を盾にして異動を拒否しているわけでは全くなく、人事に関する協議は調ったとは言えないと指摘しているだけであり、明確に事実と異なるものであります。これは明確な事実誤認であり、前議長と議会に対する冒瀆でもあります。森井市長に対しこの発言の取り消しと謝罪を求めるものであります。いかがですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 齊藤議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

初めに、行政運営全般についてですが、まず、コンセンサスを得るためのプロセスに対する私の見識等につきましては、私といたしましても、齊藤議員が述べられたとおり、関係者への事前説明、たたき台の提示や意見聴取、案の修正などを得て正式な議論に進むという流れが合意形成の定石であるものと認識をしております。しかし、最終的に意見の相違や考えの不一致があった場合には、それぞれが持つ権能の中で適切に判断されるものと考えております。

次に、今後の政策決定に際しての意思決定や行政運営につきましては、これまでも常に市民の皆様全体の立場に立った意思決定や行政運営を行ってきたところであり、御指摘のような特定の意見や利益だけに偏った判断をしたことは一度もありません。政策決定に際しては、市民の皆様に対して、まちづくりに関する情報の積極的な発信や市政へ参加する機会の提供に努めるとともに、政策の立案、実施及び評価の各段階において、できる限り多くの市民の皆様のお意見を反映できるよう取り組んできたところであり、今後とも同様に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議会対応にかかわっての議会事務局職員の人事異動についてですが、まず、前議長への打診や協議につきましては、今回の議会事務局職員の人事異動内示に当たっては、1月下旬に前議長とお会いした際、私から事務局職員2名について異動させたい旨をお伝えし、3月上旬には副市長が正式に協議を行うため、アポイントをとった上で前議長を訪問したところであり、その協議の中で改めて事務局職員2名を異動させたい旨をそれぞれ異動の理由を含めてお伝えをしたところ、そのうち1名だけは残留をさせてほしいとお話がありましたので、その意を酌んで1名は残留させることとし、内示を行ったものであります。このように、協議が調った上で内示をしたところであり、御指摘のよう

なことを考えたものではありません。

次に、議会事務局職員の人事異動における丁寧さにつきましては、先ほど申し上げたとおり、議会事務局職員の人事異動に当たっては、事前に私が打診をし、その上で副市長が正式に協議を行っておりますので、通常の手続より丁寧に対応したと考えております。

次に、事前協議の経緯と理由につきましては、繰り返しになりますが、議会事務局職員2名の異動に当たっては、事前協議の中でそれぞれの理由を述べて異動させたい旨をお伝えしたところ、そのうちの1名についてのみ残留させたいとの意向を酌んだものでありますので、協議は調べており、御指摘については当たらないと考えております。

次に、定例記者会見に係る私の発言の取り消しと謝罪につきましては、何度も申し上げているとおり、議会事務局職員の人事異動についての協議が調っている中で、なぜ突然に前議長が執行辞令を拒否されたのか、理解しがたい心境でありましたので、そのことを記者会見で述べたものであり、取り消す理由も謝罪する理由もないと思っております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第2項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 次に、財政問題について伺います。

森井市長は、平成29年第1回定例会の提案説明において、本市財政の現状について厳しい財政状況との認識を示し、平成29年度予算編成においても、市税の伸びが期待できない、地方譲与税や交付金、さらには地方交付税の減少で、大変厳しい収入状況と述べています。それにもかかわらず、事業予算については、これまで余手をかけられなかったものに配慮して必要な事業を盛り込んだとしています。まず、これまで余手をかけられなかったものとは具体的にどのような事業を指しているのか、お示ください。財源がないのに新たなものに手をつければ、これまで取り組んでいたものをやめざるを得なくなる可能性は十分にあります。既存の計画等で予定されていた事業が盛り込まれなかったなどの事例は発生していないか、お示ください。

また、市長は、今後においては財源対策に頼らない真の収支均衡予算を編成できるよう、事業の効率化による経費の抑制や収入確保を進めるとしています。しかし、それにもかかわらず、このたび示された平成28年度一般会計決算見込みでは、実質収支見込みは5億3,400万円の黒字とはなったものの、平成29年度予算編成に伴って示された平成29年度から33年度までの中期財政収支見通しにおいては、これまで毎年度予算編成時点で10億円程度だった財源不足額が、今後は20億円を超える見通しで、年度ごとの収支改善目標を従来の4億円程度からさらに6億円上積みして、年間10億円程度の収支改善が必要とされています。これは、市長の目指す真の収支均衡とは正反対の厳しい現実であります。このような事態を生じさせている原因について、人口減少などの一般論ではなく、市長の政策判断に甘さはなかったのか、市長の認識をお示ください。

次に、昨年の中期財政収支見通しでうたわれていた、平成29年度当初予算編成段階までに4億円という収支改善目標は現実に達成されたといえるのか。さらに、平成29年第3回定例会時点での財政調整基金残高の見込みをお示ください。さらに、平成30年度までに上積み分の6億円の収支改善の達成は可能かどうか。また、従前から設定されていた4億円の収支改善目標とあわせて、毎年度10億円もの巨額の収支改善が継続的に期待できるものか。もしそれが達成されたとして、毎年度20億円を超える収支不足額が予想される中で、このままでは30年度以降の財源対策に支障を来すと中期財政収支見通しが指摘

しているように、財政調整基金そのものが枯渇するおそれはないのか、見解を求めます。また、そのような場合、新たな財源対策が必要になることは考えられないか。また、新たにどのような財源対策があり得るのか。さらに、財源対策にとどまらず、新たな財政健全化計画の策定も視野に入れざるを得なくなるのではないかと考えますが、所見をお示しください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま財政問題について御質問がありました。

初めに、これまで余手をかけられなかったものについてですが、まず、これが具体的にどのような事業を指しているのかにつきましては、例えば、建築ストックリノベーションまちづくり事業やトイレの洋式化等整備事業、保育の質向上研修事業、語学指導等外国青年招致事業、小樽産農産物PR事業、児童用机・椅子更新事業、消防団被服整備事業などがあります。

次に、計画等で予定されていた事業が予算に盛り込まれなかった事例につきましては、市の計画等に盛り込まれている個別具体的な事業についてはお答えできませんが、一般論として、特に長期的な計画においては、各年度における本市財政の収支見込みや計画を構成する事業間での緊急度等による優先度合いの変更などのほか、国等の補助金などの財政措置の状況によって、当初計画どおりの実施時期や事業規模ではなく、予算措置を次年度以降に見送ったり、予算規模の縮小、または、予算措置ができなかったりする事例が発生し得るものと考えております。

次に、平成28年度一般会計決算見込みについてですが、中期財政収支見通しにおける財源不足が拡大した原因についての認識につきましては、私も市長就任以来、財政の健全化に向けて努力をしておりますが、歳出においては、生活保護費などの扶助費や過去の建設事業による公債費などの占める割合が高く財政が硬直化している中、歳入においては、人口減少などの影響により、地方交付税や譲与税、交付金が想定よりも落ち込んでおり、真の収支均衡予算が編成できない状況にあります。私といたしましては、そのような状況を踏まえ、財源対策に頼らない真の収支均衡予算となることを引き続き目指して取り組んでいくことが必要であると考えております。

次に、中期財政収支見通しについてですが、まず、平成29年度当初予算編成までの間に講じるとしていた4億円の収支改善につきましては、平成29年第1回定例会において、歳出では、職員給与費や公債費などの減額補正により約3億円の一般財源を確保したほか、退職手当債約3億7,000万円の借入れにより4億円を超える収支改善が図られたものであります。また、決算見込み段階では、そこからさらに市税の増のほか、扶助費や繰出金など不用額が生じたことから、5億3,400万円の黒字となる見込みであります。

次に、財政調整基金の残高につきましては、地方財政法では、決算剰余金のうち2分の1を下らない金額を翌々年度までに積み立てることになっており、平成29年度の決算見込みの剰余金で算定いたしますと、5億3,400万円の半分の2億6,700万円を積み立てる一方、第3回定例会では国等からの補助金の超過交付額の返還金や除雪費予算の計上を予定しており、それらに伴う取り崩しを約10億円程度と想定いたしますと、第3回定例会補正後の残高は約18億円程度になると見込んでおります。

次に、収支改善目標の達成と財政調整基金の枯渇の可能性につきましては、収支改善目標の達成の可能性は、平成29年度において、歳入では地方交付税が未確定なことや、歳出では除雪費予算が一部しか計上しておらず、また、平成30年度以降につきましても、現時点ではお示しすることはできませんが、

目標の達成に向けて引き続き努力をしております。また、財政調整基金につきましては、本市の財政構造は現時点では何らかの財源対策を行わなければ収支均衡予算が編成できない財政構造にあるため、昨年策定した中期財政収支見通しでは、財政調整基金を今後の5年間も財源対策として活用する必要があることから、このままでは平成33年度までに基金残高がゼロになることを示し、今後の財政運営を検討するための手がかりとしたところであります。しかしながら、この見通しはあくまでもその時点で見込まれる一定の条件のもとでの試算であり、当然のことながら、そのような状況に陥らないようにすることが大前提だと考えており、安定した行政運営を進めていくためには財政基盤の確立が不可欠であります。さらには、年度間の財源不均衡を調整するための財政調整基金の確保は重要と考えておりますので、今後もさらなる歳出削減や歳入増への取り組みを継続していくことにより、収支の均衡を図りながら財政調整基金の確保が図られるよう取り組んでまいります。

次に、新たな財源対策や財政健全化計画の策定の必要性につきましては、財源対策では、本市におけるさまざまな課題への財政需要はもとより、国の政策などにより新たな財政需要が生ずることがありますので、今後も一般財源の確保には努めていかなければなりません。そのためには、人口の減少が進み地域経済が縮小する中では大きな税収の伸びは期待できない状況の中、人口減少対策を基軸として、安心して子育てできる環境づくりや教育力の向上、快適で利便性の高い生活環境づくりに重点を置きつつ、観光振興の推進や産業、経済対策の充実など、安定した活力のある経済の実現を目指すとともに、既存事業の検証などにも取り組みながら財源の確保を図ってまいりたいと考えております。また、財政健全化計画の策定につきましては、今後も決算の状況なども踏まえ、収支見通しを随時見直しながら判断をしてまいりたいと認識をしております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第3項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 次に、高島漁港区における観光船事業について伺います。

事業者は、本年4月以降、高島袖護岸における係船環設置に関して違法な状態を放置し、市のたび重なる指示を無視しながら、一方で、港町物揚場を使用した観光船運行を既成事実化して事実上の事業活動を開始したようであります。まず、市が把握している範囲で、できるだけ詳細に、この事業者の直近までの事業活動の実態について、時系列でお示しください。この問題については、平成28年第3回定例会では、当時の全5会派が一致して森井秀明市長に対する問責決議が可決されました。そこでは、平成28年9月16日の本会議で森井市長が、全責任は私にある。議会の心配は無用と豪語しながら、自身の後援会関係者である事業者に不適切な状態での係留を許可したこと。漁業者の声に真摯に答えようとしない市長の政治的道義的責任が問われました。

また、結局自然閉会となった第4回定例会では、会期末の12月19日、この問題に関して、再び全4会派一致で、高島袖護岸での係船環設置許可の取り消しを求める決議が可決されました。

10月31日開催の経済常任委員会では、係船環設置について市側が、書類が整ったとしても許可はできないのではないかと答弁していたにもかかわらず、漁業者と事業者が協議のテーブルに着いたかつかないかの12月1日という段階で一方的とも言える形で係船環設置が許可されたことは、小樽市の関係漁業者に対する背信行為とさえいえるものであり、係船環許可の取り消しを求めたものであります。

そもそも、12月1日に行われたこの許可自体、申請行為における施工期間の表示に重大な瑕疵があり、記載の意味を酌み取ることが不可能な内容で、施工期間について有効な記載がなかったと言わざるを得

ないものであります。この許可の有効、無効については、本年第1回定例会の予算特別委員会での私の質問に対して、行政行為が無効となるのは重大かつ明白な瑕疵がある場合であるが、本件許可については明白な瑕疵ではあるが、重大とまではいえないため、有効であるとの答弁がありました。しかし、許可を求められている工作物等の施工について、その時期と日数が表示されることは、許可そのものの内容にかかわる重大な要素であります。百歩譲って、期間に関する瑕疵についても期間として意味を酌み取ることができる程度の記載があれば、その内容に実際の施工すべき日数との誤差などが生じたの理由による場合などであれば、重大とは言えない可能性があります。それに対して、今回は日数等の誤差ではなく、ほとんど期間の表示そのものがなされていないというべき程度に極めて意味不明なものであり、これは、行政行為たる本件許可において重大な瑕疵に当たるものと考えます。したがって、今回の施工許可は無効であり、本年1月31日に承認された施工期間変更の届け出も無効であると考えます。この点について、見解を求めます。

そもそもこのような意味不明で一見して不備であることがわかる申請書類をなぜ許可しなければならなかったのか。それも、議会答弁において、書類が整っても許可できない趣旨の発言をしているにもかかわらず、これこそまさに、本年第1回定例会の決議が指摘しているとおり、市の許認可事務の適格性、公平性、公正性の上からゆゆしき問題であります。市長に対し、この件に関する徹底的な原因究明と再発防止対策を求めるとともに、見解をお示しください。

さらに言えば、もし万が一本件許可が有効であり、施工期間変更の承認も有効だったとしても、現時点では、小樽市港湾施設管理使用条例第3条第4項に基づく運河護岸、物揚場護岸の使用登録による高島袖護岸の登録期間が平成29年3月31日に満了し、係船環設置の根拠が消滅しています。市側は本年4月4日と5月12日に係船環撤去の指示を行ったようですが、その結果をお示しください。

本件事業者は、高島袖護岸の使用が登録された平成28年6月1日から登録期間が満了した本年3月31日までの期間において、市の再三にわたる指導にもかかわらず違法に取りつけたU字型ボルトの撤去を行わないばかりか、撤去後も、その取り付け時に損壊した車どめの復旧は登録期間満了直前であり、ほぼその全期間にわたって、市側の指示に従わず違法状態を継続しました。過去において指示に従わず現在も市の指示に従っていない本件事業者に対し、港湾室は本年2月24日、港町物揚場護岸の使用について登録を行いました。常習的に条例違反を犯し、現に違反状態が解消されず、改善の指示にも従わない本件事業者からの新たな護岸への登録申請を港湾室はなぜ認めなければならなかったのか。市のトップレベルの意向が示されたり、そのようなそんたくが働いたということは間違ってもなかったと考えますが、改めてそれについて説明を求めます。

そもそも、高島袖護岸はもちろん、一般に護岸は、港湾法上の港湾施設に関する定義によれば、港湾施設を守る外郭施設とされています。船を係留させるための施設は係留施設で、岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場であり、護岸は、緊急な場合を除き、船を係留することはできません。護岸に長期の係留を許可すること自体、厳密に言えば港湾法に違反することになります。したがって、小樽市が小樽市港湾施設管理使用条例に基づいて、運河護岸・物揚場護岸登録申請により係留を目的とする護岸への登録を行ったことは、港湾法の拡大解釈による異例の寛大な措置と言わなければなりません。そのような異例の寛大な措置による特別の便宜を、常習的に条例違反を犯し、市の指示にも従わない事業者に対してなぜ小樽市が供与しなければならないのか、その理由は何なのか、改めて納得できる説明を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、高島漁港区における観光船事業について御質問がありました。

初めに、本年4月からの事業活動の実態につきましては、市として把握している範囲であります。事業者は、小型の観光船について、4月1日からは高島地区の自己所有地から、さらに、4月10日ごろからは、港町物揚場からそれぞれ1隻ずつを出し入れし、青の洞窟や窓岩へ観光遊覧を行っている聞いております。また、4月1日からは陸域の施設をオープンしており、4月15日と16日には創業祭を開催し、その旨を15日の新聞の折り込みチラシで宣伝したと聞いております。

次に、係船環設置許可についてですが、まず、今回の係船環設置のための工作物等施工許可申請書につきましては、行政処分に対する無効確認訴訟の凡例では、行政処分が当然無効であるためには、重大かつ明白な瑕疵がなければならないというものがありません。これに関して、今回の許認可について、施工期間は許可条件の中で重大な要素ではないため、多少誤記があったとしても有効なものとして扱うと解釈をしてもよいと顧問弁護士からの見解を得ているところでもあり、許可は有効なものと考えております。

次に、係船環設置許可に係る市の許認可事務の適格性、公平性、公正性の問題について、徹底的な原因究明と再発防止対策につきましては、許認可の事務については、これまでどおり前例をもとに的確に処理をしてきたものであります。これまで以上に厳格なチェック体制を敷くとともに、マニュアルの整備などによる遺漏のない事務処理を行うよう職員を指導したところであります。

次に、本年4月4日と5月12日に係船環撤去の指示を行った結果につきましては、本年3月31日をもって高島地区袖護岸への護岸登録機関が満了し、その後の護岸登録の更新手続が行われていないことから、護岸登録に当たっての条件により原状復旧を求めたところでありますが、現在においても係船環が設置されている状況であります。

次に、港町物揚場の使用登録についてですが、まず、港町物揚場の護岸登録につきましては、観光船事業者が港湾施設管理使用条例の規定に基づき運河護岸・物揚場護岸登録申請書を提出し、必要な書面が整っていたため護岸の登録を行ったものであり、議員が御指摘されるようなことはございません。

次に、港町物揚場の護岸登録を認めたことにつきましては、港町物揚場への護岸登録については、港湾施設管理使用条例の規定に基づき運河護岸・物揚場護岸登録申請が提出され、必要な書面が整っていたため登録をしたものであり、議員が御指摘されるような特別な措置を行ったものではありません。

○議長（鈴木喜明） 次に、第4項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、齊藤陽一良議員。

（11番 齊藤陽一良議員登壇）

○11番（齊藤陽一良議員） 次に、市内公共交通の現状と対策について伺います。

本市は歴史的に他都市と比較して市内バス路線網が充実し、公共交通機関として大きな役割を果たしてきております。その分、行政がそれに依存し過ぎて、対策が立ちおけている嫌いさえあります。ただし、いわゆる市内バス路線としては、路線延長の制約があるため、西部地区はオタモイ、塩谷まで、東南部地区は桜、望洋台、新光2丁目までであり、忍路、蘭島及び朝里川温泉、張碓、桂岡、銭函方面は遠距離路線として別建てとされ、隣接する余市町や札幌市手稲区のバス路線に接続しているものもあり、さらにこれらの地区では鉄道利用も公共交通の手段として重要となります。

また、観光振興の面では、千歳、丘珠、函館、旭川などの各空港やJR各線、広域都市間バス、フェ

リ一定期航路なども考慮に入れなければなりません。平成25年12月に施行された交通政策基本法は、地方公共団体の責務や施策について定めており、その区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じ、まちづくりその他の観点の踏まえ、総合的かつ計画的に実施するとしています。それに基づく国の交通政策基本計画においては、人口急減、超高齢化、車社会の進展等を踏まえ、各自治体を中心となってコンパクトシティ化等のまちづくり施策と連携し、地域交通ネットワークを再構築するとしています。そのうち、さらに推進していくものとして、2014年に改正された都市再生特別措置法等及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画を作成する自治体を総合的に支援する体制を構築し、それらの計画の着実な策定を促す地域公共交通網形成計画の策定総数を2020年度までに100件とする数値目標を掲げています。

そこで伺いますが、人口の急減、超高齢化、車社会の進展等が進む本市において、市内バス路線の利用者数の減少やふれあいパスの維持、存続など多くの課題が山積しており、市が中心となって率先して関係機関と連携し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいて協議会を設置し、地域公共交通網形成計画の策定に向けて動き出すべきと考えます。協議会設置及び計画策定について、スケジュール感等を含め見解を求めます。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、市内公共交通の現状と対策について、御質問がありました。

協議会設置及び地域公共交通網形成計画策定の見解などにつきましては、交通施策基本法に基づき、行政が中心となりまちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの再構築に取り組みなければならないことから、地域交通網形成計画を策定するため、まずは法定協議会の設立が必要と考えております。法定協議会の設立については、現在、銭函地区をモデル地域に選定し、行政として地域公共交通に対する役割や課題などを把握するとともに、他都市の取り組み状況を調査・研究した上で判断してまいりたいと考えております。なお、計画策定には、他都市の事例などを参考にいたしますと、おおむね1年程度を要するものと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第5項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 次に、除排雪について、伺います。

まず、平成29年度当初予算で、除雪費が一部しか計上されていない問題についてです。

先ほど財政問題に関しても質問したとおり、これまでも本市では、第3回定例会補正後の次年度予算編成時点では10億円超の財源不足が生じており、それが今後は20億円に達する危機的状況が見込まれています。今回の当初予算に計上された除雪費は1億5,700万円で、直近の平成28年第3回定例会補正後の雪対策予算は13億2,100万円、その差は11億6,400万円であります。昨年は比較的小雪で、補正予算が組まれることはありませんでしたが、もし、増額補正が必要となれば、その差はさらに大きくなります。本年度当初予算時点での財源不足額は8億7,700万円で、財政調整基金取崩額は6億4,200万円と説明されています。これを前提として考えると、本年第3回定例会で補正すべき除雪費を11億円ないし12億円とすると、現時点で既に財源不足額は実質的に19億7,000万円ないし20億7,000万円と、

20億円前後の危機的状況に達していることとなります。市長は、昨年の説明では、当年度の除排雪作業の調査・分析や貸出ダンプ制度の見直しなどを踏まえて、第2回定例会以降に提案すると説明されました。今年度は既に一定の調査・分析や見直しを終えているにもかかわらず、昨年と同じような説明をされるおつもりでしょうか。これではいつまでたっても当然、支出されるべき経費をその年度の経費として当初予算に計上しないことにより、実際には19億円ないし20億円に及ぶ財源不足額を過少に見せかける財源不足隠しを続けることによって、市民の目を欺き続ける結果となると考えます。市長の明確な説明を求めます。

次に、森井市長就任後の平成27年度、28年度に取り組まれた除排雪関係の見直しについて、伺います。

27年度からの第2種路線における出動基準引き下げの効果、及びそのことによるマイナスの影響などはなかったのか。がたがた路面解消のための路面形成強化の効果は上がったのか。除雪対策本部体制の強化は2シーズンを経て見るべき成果は上がったのか。反省すべき点も含め、見解をお示してください。特に、除雪対策本部体制の強化については、本部長である副市長が27年度途中まで不在であり、28年度も排雪箇所の変更や中止の決定とその伝達が滞り、その結果、市長が排雪現場に直接赴いて作業内容を確認したことにより、排雪作業が業務委託契約上の手続を踏まずに中止されるという前代未聞の事態すら発生しています。これでは、むしろ除雪対策本部体制の強化どころではなく、弱体化のきわみと言わざるを得ません。厳しい検証が必要と考えますが、見解を求めます。また、28年度から始まった第3種路線の一部における除排雪の試行、主要交差点の局部的な排雪による見通し確保について実施した結果はどうだったのかお示してください。さらに、27年度、28年度で除雪路線の調査が行われておりますが、調査内容とこれまでに得られた結果、今後の路線見直しの方向性などについてお示してください。

次に、地域総合除雪の共同企業体等にかかわる見直しについて、伺います。

まず、第7ステーションの増設とステーション区域の変更のメリット、デメリット等については、市としてどのように評価されているのか、見解を求めます。若竹、桜地域を特別に第7ステーションとすることで、この地域の除排雪の内容が各段によくなったのか、疑問があります。特に、28年度は、東小樽交差点から桜ロータリーに至る桜町本通線がバス路線であるにもかかわらず、雪山が背丈以上になって路線バスの交差が難しい状況になっても排雪が入らなかったという市民の苦情が寄せられています。なぜこのようなことが起こったのか、説明を求めます。また、市が共同企業体の構成員数を4社にすることを目指している点についてですが、ある共同企業体参加企業からは、ステーションの区域が削減され2社で賄える範囲を3社で行っているとの声があります。また、その他の参加企業からも4社だと採算割れが起こる。採算がとれない状況では新規業者の共同企業体加入は困難との声もあります。4社構成には反対の声が多く、企業にやる気をなくさせ、不都合な点ばかりで、除排雪の内容の向上にもつながらない、4社構成を目指す考えは撤回すべきと考えますが、見解をお示してください。

この項の最後に、貸出ダンプ制度について、伺います。

平成28年度から、集合住宅の敷地内通路と雪堆積場の排雪は対象外、実施日数を1申請につき連続5日から3日へ短縮、対象となる道路に対する制限の緩和などの変更がありました。特に、集合住宅の敷地内通路や雪堆積場が周知期間や激変緩和措置もなく突然対象外とされたことには市民の驚きと反発は大きかったと考えますが、実施に当たって苦情やトラブルはなかったのか、お示してください。

貸出ダンプ事業は、平成28年度に改正された過疎地域自立促進特別事業に登載されています。その必要性として、町会等の除排雪費用の軽減を図ることが挙げられています。今回の見直しによって、町会等の貸出ダンプ利用団体においては、1シーズンで数十万円単位の費用負担が新たに発生したところも

あると聞いております。市長は、今回の見直しについては、長年利用されてきた中で、特例により利用団体が貸出ダンプ実施前に除雪した雪山や集合住宅の通路なども対象としてきたことは制度本来からの逸脱であるとして、原点に立ち返って、原則、道路の雪を対象とする見直しを行ったと説明しています。しかし、貸出ダンプ制度の目的が少しでも町会等の除排雪費用の軽減を図ろうとすることにあるとすれば、今回の見直しは制度の本来の趣旨に逆行することになりかねないと考えますが、見解をお示ください。ダンプトラックの配車方法については、現在、派遣されるダンプトラックの選定は各組合が行っており、市は今後、より効率的な配車方法を検討するとしていますが、ダンプトラック組合から反発の大きかったトラック1台1台に番号を割り振る方式を再び検討するということになるのか。29年度以降の考え方をお示してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、除排雪について、御質問がありました。

初めに、除雪費が一部しか計上されていない問題についてですが、まず、当初予算での除雪費の一部計上につきましては、私が市長就任以来、よりきめ細やかな除排雪を推進するために、2シーズンにわたり新たな取り組みを進めており、その中の検証に一定の時間が必要なため、当初予算の除雪費は、降雪期までに係る必要な経費のみを計上し、本格的な除排雪などの経費については、それぞれの検証結果を踏まえ、補正予算計上で対応しております。なお、今後の予算計上につきましては、この2年間の検証で一定程度の分析が進みますので、平成30年度には当初予算に計上できるように努力をしております。

次に、平成27年度、28年度に取り組んだ除排雪関係の見直しについてですが、まず、平成27年度から取り組んだ施策の検証につきましては、除雪第2種路線の出動基準の見直しについては、除雪車の出動基準を除雪第1種路線並みにしたことで、本施策前に比べ除雪車の出動回数が増加し、除雪第1種路線やロードヒーティングとの段差が解消されたことなどから、特にマイナス面はなく、昨年度同様、おおむね効果があったものと考えております。

次に、がたがた路面の解消については、バス事業者への聞き取りからがたがた路面について特に問題がなかった旨の回答があり、昨年度同様、おおむね効果があったものと考えております。除雪対策本部の強化については、本施策前の平成26年度に六つのステーションを3人の職員で担当していたものを、昨年度は七つのステーションを最大で12人の職員が担当し、パトロール体制が強化されたことなど、おおむね効果があったものと考えてはおりますが、担当職員の中には地域総合除雪業務の未経験者も多かったことから、今後においては担当職員の現場確認能力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、除雪対策本部体制につきましては、平成28年度の除雪対策本部設置期間中、本部長である副市長をトップに業務を遂行していましたが、排雪協議結果の業者に対する伝達の一部に不備があったことから、問題点等を検証し、協議結果のチェック体制を強化するなどの対応をとったところであります。また、除雪対策本部の体制については、地域総合除雪の業務担当員の増員やパトロールのための車両を増車するなど、強化に取り組んでいるところであります。

次に、平成28年度から取り組んだ施策の検証につきましては、除雪第3種路線の一部において、これまで圧雪管理としていたところ、15センチメートル以上の降雪が見込まれる場合に、除雪作業を行った

ことでたがた路面や轍が解消されるなど道路状況の改善が見られたことから、おおむね効果があったものと考えております。

また、主要交差点等の雪山処理の強化については、交差点の見通し確保につながり、バス事業者からは効果的であるとの意見があったことから、おおむね効果があったものと考えております。なお、これらの施策については今後も検証を続けるとともに、さらなる改善を図ってまいりたいと考えております。

次に、除雪路線調査業務につきましては、除雪路線の基本情報である道路幅員や勾配、空き地情報等を一元管理するための枠組みとなるデータベースを構築したものであります。本年度は、昨年度から取り組んでいる除雪第3種路線で除雪の強化を行う試行路線の拡大に向けて本成果を活用するとともに、さらなるデータの蓄積を行うことにより、今後は除雪作業を行うオペレーターの支援、雪おろし場の確保、除雪拠点や路線の見直しの検討等に活用してまいりたいと考えております。

次に、地域総合除雪の共同企業体等にかかわる見直しについてですが、まず、平成27年度から、除雪拠点の増設につきましては、旧第2、第3ステーションの担当区域を第2、第3、第7ステーションの担当区域に再編したことで、これらのステーションエリアがコンパクトになり、道路パトロールや路面管理の面でステーションの管理が行き届くようになったこと。また、この区域について、二つのステーションから三つのステーション体制としたことで除雪機械が増加したことなどにより、ステーションの体制が強化され、おおむね効果があったものと考えております。

次に、市道桜町本通線の排雪につきましては、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、必要があれば、まずかき分け除雪や拡幅除雪をすることとし、道路脇の雪山が大きくなり、これ以上の対応が困難になったときに排雪作業を実施することとしており、昨年度の当該路線については、排雪が必要な状況には至っていなかったと判断したものであります。しかしながら、桜町本通線に接続する市道との交差点において、雪山が高い箇所については雪山の局部排雪を実施し、交差点の見通し確保に努めたところであります。

次に、地域総合除雪業務の共同企業体の構成員数につきましては、今年度の地域総合除雪業務の内容や共同企業体の構成員数については現在検討しているところであり、具体的な内容は示せませんが、作業のおくれが見込まれた場合の業務の補完や、将来にわたり持続可能な本市の除排雪体制を構築するため、現状の体制が維持されているうちに、地域総合除雪業務に多くの業者が参加することが必要と考えており、共同企業体の構成員数については4社以上にすることが望ましいものと考えております。

次に、貸出ダンプ制度の見直しについてですが、まず、実施に当たっての苦情やトラブルにつきましては、昨年10月末に集合住宅の申し込み15団体に説明を行い、そのほか、10月から3月までに30件ほどの意見や問い合わせが寄せられました。その主な内容は、集合住宅の敷地内通路と雪堆積場を対象外としたことに対し、不満や次年度に延期してほしいとの意見がありましたが、大きなトラブルは発生していないものと認識をしております。

次に、平成28年度の制度の見直しにつきましては、貸出ダンプ制度は、長年運用される中で特例が拡大解釈をされ、本来対象外である道路以外の雪の排雪や、必要以上に作業日数を多く申請するケースが見られるようになったことから、生活道路の交通を確保するという制度の原点に立ち返り、対象範囲を明確にする一方、対象路線の条件を緩和し、真に市民のために公平に活用されるよう見直しを行ったものであります。

次に、平成29年度以降の見直しにつきましては、貸出ダンプ制度におけるダンプトラックの配車は、長年にわたり利用団体が契約する積み込み業者が加盟するダンプトラック組合のダンプトラックを派遣する方法で運用されてきたことから、一部の積み込み業者の所属する組合へ偏った配車となり、さらに

は、組合内においても偏りが見られ、業者間で業務量に大きな差が生じていること。また、過去には積込量が過少なケースや不自然な運搬回数が見られたことなどから、このような事例を防止する必要があるものと考えております。本来、ダンプトラックの配車は、発注者である市が責任を持って適切に行うべきものであることから、通し番号制にはこだわらず、公平で効率的に配車できるよう、早期に改善を図っていかねばならないと考えております。

○議長（鈴木喜明） 次に、第6項目めの質問に入ります。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

（11番 斉藤陽一良議員登壇）

○11番（斉藤陽一良議員） 最後に、日本遺産認定に向けての取り組みについて、伺います。

本年の去る4月28日に、文化庁から平成29年度の日本遺産認定17件が発表されました。申請79件中の狭き門を通った中には、地域型では、「江差の五月は江戸にもないーニシンの繁栄が息づく町ー」の江差町。シリアル型では、「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」の函館市、松前町などが北海道の自治体として初めて認定を受けました。まず、同じく認定を目指す北海道の自治体として、本市としての所感をお示しください。

次に、日本遺産認定に向けて本格的に取り組むため、本市は4月の人事異動で、産業港湾部に主幹1名、主査1名の日本遺産担当職員が配置されています。まず、これらの職員の職名及び所掌事務についてお示しください。また、今回の新たな職員配置と従来からの歴史文化基本構想策定の流れとの関係、あるいは、つながりについてもお示しください。歴史文化基本構想の策定は、これまで主に教育委員会を中心に、国の重要文化財に指定されている旧手宮鉄道施設や旧国鉄手宮線、石造倉庫群、小樽運河など、北海道開拓のための人や物の受け入れや石炭などの積み出しなど、北海道と日本の近代化に果たした小樽の役割を市内の他の多くの文化財と関連づけてストーリー化するという方向性であり、これはいわゆる地域型での認定に向けた考え方と言えると思います。それに対して、今回の産業港湾部への職員配置は、むしろ先行して、北前船寄港地、特に、明治期の北前船寄港地として日本近代化に果たした小樽独自の意義と役割に光を当てて改めて小樽から発信するという方向性で、これは29年度に認定された函館市や松前町の取り組みにつながるもので、シリアル型の認定を念頭に置いて考えられているのではないかと思います。今後の認定に向けた本市の方向性は地域型か、シリアル型か、あるいは両方か、その前後関係や目標年度も含めて、現時点での考え方をお示しください。

念のため伺いますが、今回認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」は、山形県酒田市、北海道函館市、松前町のほか、青森県鱒ヶ沢町、深浦町、秋田県秋田市、新潟県新潟市、長岡市、石川県加賀市、福井県敦賀市、南越前町の7道県11市町に及ぶ典型的なシリアル型の認定でしたが、ここにさらに小樽市も加わるという形の認定もあり得るのかどうか、その可能性についてお示しください。

去る5月12日、13日の両日、江戸後期、北前船の有力な船主である高田屋嘉兵衛のふるさと兵庫県淡路市で、第19回北前船寄港地フォーラムが開催されました。また、本年7月14日、15日には、岡山市で第20回目が開催の予定となっています。昨年11月には、今回、「江差の五月は江戸にもないーニシンの繁栄が息づく町ー」で地域型の認定を受けた道南の江差町と函館市で第18回が開催されています。まず、北前船寄港地フォーラムについて、その意義や目的、これまでの意義や開催地、イベントの内容などについてお示しください。この項最後に提案をいたしますが、このフォーラムは当初、年1回開催であったとお聞きしています。しかし、会を重ねるごとに開催を希望する都市がふえて、近年は年

2回開催となる年も多いといえます。本市がシリアル型にせよ地域型にせよ、北前船寄港地を意識して日本遺産認定を目指すのであれば、まず、その第一歩として、他の地域に先んじて、ぜひ早急に北前船寄港地フォーラム開催に名乗りを上げ、北前船寄港地小樽としての独自の意義をアピールすべきと考えますが、御見解を求めます。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま、日本遺産認定に向けての取り組みについて、御質問がありました。

初めに、平成29年度日本遺産認定の所感についてですが、道内で初めて地域型が認定された江差町につきましては、テーマ自体が以前から町民の間で醸成されてきたものであります。また、松前町と函館市が参加した北前船に関するシリアル型につきましては、日本遺産の制度が創設される前からフォーラム等の活動を長年進められてきたものであります。いずれのケースにおいても、地域に根差したテーマをもとに魅力あるストーリーを構築されたものであり、本市にも関連のあるテーマを掲げた道内の自治体が高く評価されたことをうれしく思うとともに、本市の日本遺産の認定に向け、教育委員会と連携して市民の皆様の御意見を伺いながら、一層努力をしていかなければならないと感じたところであります。

次に、産業港湾部の担当職員の配置についてですが、まず、日本遺産認定に向けて配置した職員の職名につきましては、産業港湾部主幹及び産業港湾部商業労政課主査であります。また、所掌事務につきましては、主幹は日本遺産に係る特命事務。主査は、商業労政課の事務分掌中、日本遺産認定についてのこととして、日本遺産に係る事務に従事いたします。

次に、新たな職員配置と従来からの歴史文化基本構想策定の流れとの関係につきましては、歴史文化基本構想を策定する教育委員会と密接に連携をしながら、地域型の日本遺産認定を目指すものであります。また、他自治体が新設するシリアル型への参加も視野に入れ、情報収集や市民意識の醸成を図るため、配置をしたものであります。

次に、地域型かシリアル型かについてですが、まず、地域型かシリアル型か両方か、前後関係や目標年度を含めた考え方につきましては、本市が行う申請は、歴史文化基本構想に基づく地域型を基本として申請、認定を目指すこととするこれまでの方針に変わりはありません。現在教育委員会が進めている歴史文化基本構想は平成30年度の策定を予定しておりますので、江差町と同様の手法を用いれば平成31年度の申請条件が整うこととなります。また、他の自治体からシリアル型の構成団体として参加が求められた場合は、平成30年度での申請が可能であるものと考えます。いずれにいたしましても、あらゆる可能性を検討し、認定を目指してまいりたいと考えております。

次に、今回認定された「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」に小樽市も加わる可能性につきましては、相手方の御意向を確認し、本市の追加に向けて必要な手続や条件など、積極的に情報収集を行ってまいります。

次に、北前船寄港地フォーラムについてですが、まず、北前船寄港地フォーラムの意義や目的などにつきましては、江戸時代から明治まで、北海道、東北、北陸、関西、九州を結んだ北前船の日本海側の寄港地の連携、地域間交流による活性化を図る観光フォーラムとして始まったものであります。第1回は平成19年に山形県酒田市で開催され、第4回目は松前町、第9回目には函館市で、そして昨年、第18回目は江差町でそれぞれ開催されております。イベントの内容につきましては、基調講演、パネルデ

ィスカッションのほか、会場での物産展やPRブース開設など、地域住民の皆様にも周知し、北前船について理解を深めていただく場であったと承知しております。

次に、早急に北前船寄港地フォーラム開催に名乗りを上げ、小樽としての独自の意義をアピールすべきとのことにつきましては、北前船と本市とのかかわりは重要なものであり、相手方の御意向を確認の上、構成文化財が所在する自治体に追加いただけるよう、積極的に対応してまいりたいと考えております。

(「議長、24番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 24番、横田久俊議員。

○24番(横田久俊議員) 先ほどの斉藤議員の冒頭の質問に対する市長の答弁で、正確でない部分がありますので、私の名誉にもかかわることありますから、経過を述べさせていただいて、議長の裁きをお願いいたします。

市長の答弁にもありましたように、実際に副市長が来られました。来た際に2人の職員の名前を挙げて、先ほど市長が答弁しましたけども、一人については留任をとった。もう一人は言わなかった。何も意思表示をしなかった。私は意思表示をしていません。だから、それが了解だと思われたという発言だったと思いますが、協議が調ったという理解だということでしょうけれども、協議というのは、協議をする両者が理解し納得しなければ、協議が調ったとは言わないです。これは、辞書でも何でも引いてみてください。

副市長は、私が文書を持っていく前にお会いしたときにいろいろお話をしましたけれど、そのときに、いや、もう少し確認をすればよかったと。これは内示が出た後ですけど。そういう話をされました。ということは、確認ができていないということです、両者ですね。そして、何も意思表示がなかったのでもう思ったというのは、これは、プライベートで居酒屋で両者が話し合っあうんの呼吸というのはあるかもしれませんが、オフィシャルの公的機関同士では、そういうことは絶対あってはならない。確認しなければならぬと思いますよ。ですから、副市長が来られて、こういうふうにしたんだと言ってお帰りになりました。そして、もしそう決まったのであれば、もう一度来られて、こういうふうになりましたからという確認をしていただくのが本当だと思います。副市長から市長にどういう報告がなされたのかはわかりませんが、私は、協議が調っているとは全く思っておりません。今でも思っておりません。私の反論できないところで、記者会見ですか、私に言わせれば礼を失した発言をされているようですが、これは私のほうこそ大変心外であります。

よって、市長の先ほどの協議が調っているという断定された答弁は正確ではありません。この後の斉藤議員の再質問等にも影響を及ぼすおそれがありますので、市長のあの答弁がそのままいいのかどうか、議長において御判断、裁きをお願いいたします。

○議長(鈴木喜明) ただいま24番、横田久俊議員から議事進行がございました。

内容としましては、先ほど市長が答弁された内容にそごがあるということでもあります。協議が調っているというふうに答えた中で、そうではないというお話ですね。そのことは重大でありますので、私のほうは、その内容につきまして意見、判断はできませんが、今のお話で、まず、市長が、答弁者が何か変えること、それがあんならここで申し出いただきたい、そう思います。ありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) ございません。

(「それならちょっと、答弁をちゃん精査としてください」と呼ぶ者あり)

り)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） この件は、まず、斉藤陽一良議員の質問でございますので、まず、その中で質問していただいて、審議を、答弁を聞いていただきたいと思っております。今の件でありますけれども、これは何というのかな。とめて精査ということも今の時点では難しいと。今、市長の答弁がありましたので。

(「審議にかかわる発言なんですよ」と呼ぶ者あり)

(「違うことで審議が進められたら大変なことになりますよ」と呼ぶ者あり)

答弁者にお聞きをしますけれども、今、何もないと。変えることはないというお話でありますけれども。

(「何でないんだ」と呼ぶ者あり)

これは真っ向から違うお話でございますから、これの真偽、例えば、では、どちらが正しいかということをお話ではできないと思っております。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 先ほど横田議員が言ったのは、事実と違うので謝罪をしてほしいということじゃなくて、正確に話してほしいということなのです。要するに、話し合いが調った、協議が調ったということは違うという話なのです。そこははっきりしてもらわないと、片や協議は調っていないと言うのですよ。それは名誉にかかわる話なので、何もないなんて、そんなふざけた話ではないですよ。しっかり裁いてください。

○議長（鈴木喜明） 今、秋元智憲議員から議事進行がございました。真っ向事実が違うということで、今、なっているわけでありまして、経緯としましては、先ほど答弁されましたが、その事実関係で誤認はないということをもう一度確認をしたいと思います。

(「誤認はしていませんと言うしかないでしょう」と呼ぶ者あり)

副市長、何か。

(発言する者あり)

(「協議は調ったというのを撤回したほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 今、説明員で市長からありましたけれども、この経緯にかかわっているのは副市長もあるというふうに先ほど判断しました。それで、副市長から事実誤認がないか、もう一度答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 私から、当事者でございますので、話の内容について確認をさせていただきます。

今、前議長から話されたことは事実であります。ただ、その内容がそれぞれがどう思ったかということに関して言えば、私とすれば、人事の話で2名の話をし、その内容については了解をいただいた。協議については調ったという印象で私は戻りましたので、そのことは、話の内容は同じです。前議長が申し上げたとおり、間違いございません。私とすれば、説明員側の話について理解はいただいたというこ

とを感じて戻ってきた。それもまた事実でございますので、それは正確に申し上げておきたいと思いません。

(「調ったと感じたということ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「調ったって断定しちゃっているんだから、事実と違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「前議長の言ってることが正しいのだったら違うでしょ」と呼ぶ者あり)

(「全然違う」と呼ぶ者あり)

(「調ったと認識していた」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) 今、副市長からお話がありました。先ほどの答弁の中に、当然今の部分は入れておくべき話だったと思います。先ほどは、全く協議は調っているだけお話をしていますし、そうではなく、その経緯として、お互い事実誤認としてお互いの思いが違っていた。私どもはそう感じたということのを的確に入れていただきかけたということもありますね。それで、これを、今、副市長が述べられたお話ですけれども、24番、横田久俊議員はどうお考えですか。

(「議長、24番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 24番、横田久俊議員。

○24番(横田久俊議員) 話をしたのは私と副市長ですから、言った言わないになるかと思いますが、何度も言いますが、協議というのは双方が了解しなければなりません。副市長が思い込んだというふうに言われましたが、そうであれば最終的な確認が欲しかった。先ほども申し上げましたけれども、言った言わないですから、あとは斎藤議員の再質問の中でしっかり副市長をただすのか、市長をただすのかどうかはわかりませんが、いずれにしても、私の意見としては、協議は調っていると断定されることは非常に心外でありますので、そのことだけを申し上げます。あとは議長の裁きにお任せをいたします。

○議長(鈴木喜明) 副市長に申し上げます。先ほどの答弁の中で、私、自分なりに協議が調っていたというふうにお話をしたわけでありまして。考え方が違うのではないかと、お互いの受け取りが。しかしながら、そのことをしっかり確認をして発言をされたのかということに問題があるわけでありまして、自分はそう思っていたということで確信があって述べられて市長にそうお伝えしたのかどうか、もう一度お話をしてください。

(「さっきと同じだから、答弁を修正するかどうかを確認しないと」と呼ぶ者あり)

(「調っていないのです。協議が調っていないのです。お互いがだって理解していないのですから、調っていないです」と呼ぶ者あり)

(「確認より答弁修正を求めてください」と呼ぶ者あり)

答弁修正ですか。

(発言する者あり)

では、もう一度副市長にお聞きをしますけれども、答弁の修正はありますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長（上林 猛） 協議が調ったというのは人事上の協議のことですので、これは、私ど人事をする側が異動させたいという意思を明確に述べて、その意思を確認し、片一方は残せということでもありますので、私どもの意思は十分に通じたということで理解しておりますので、一般論の協議と人事というのは違うことございまして、任命権者が違う人たちに対して、私どもがこうしたいという意思を伝え、向こうの意思を確認しても任命権者として人事を行う場合がありますので、そういう意味で言えば、私どもは意思を確認をしたということで理解しておりますので。

（「そういう話をしなかったでしょう」と呼ぶ者あり）

（「確認したと協議が調ったとは違うんです」と呼ぶ者あり）

（「議長、11番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、齊藤陽一良議員。

○11番（齊藤陽一良議員） 私としては、まさに今のことを再質問で尋ねるべきところですが、先ほど冒頭に横田前議長からの発言があり、今、副市長あるいは市長からもありましたが、変更がない。副市長も変更がないということですね、今の御答弁は。そういう状態では、私は今、この再質問をこの場で続けるわけにいかないです。今の冒頭の横田前議長の発言についてと今の答弁について、しっかり議事録等で精査をしていただきたいと思います。その前提の上で再質問させていただきたいと思います。

（「話がすりかわっちゃっているよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） わかりました。そうしますと、今の市長答弁並びに横田前議長のこと、そのことにつきまして。

（「答弁に対して指摘があつて、それに対して副市長の言ったことが違うと言っているんですよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長、そんなの聞かないで進めてくださいよ」と呼ぶ者あり）

いや、今、議事進行として、裁きとしてどうするかというお話でありますので、私の権限において、これは休憩をとって精査をするということにさせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 7時10分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議事進行により議事を中断し議事録を精査したところ、説明員より発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 二度目に発言いたしました私の答弁いたしました内容について訂正をお願いし、改めて答弁をさせていただきたいと思います。

まず、冒頭、横田前議長の発言の内容については間違いございません。私もそのように理解しております。ただ、私の受けとめとすれば、2名のうち1名の異動について御理解をいただきました承いただいたということで、その旨を戻って市長に協議については理解をいただいたということで報告をし、今回の答弁には協議は調ったということで答弁をさせていただいております。以上のように私の発言の訂正

をお願いしたいと思います。

なお、この間、答弁調整のため時間を要したこと、まことに申しわけございません。

○議長（鈴木喜明） それでは、斉藤議員の再質問から議事を再開いたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 申しわけございません。私の2回目の答弁の中で、議長の人事権にさわる言葉を発した、そのことについて、発言に対して改めて訂正をさせていただきたいと思います。先ほど申しましたとおり、横田前議長の発言には誤りはございませんし、私もそのように理解しております。ただ、私とすれば協議が調ったものという理解をし、その旨を戻って市長に報告し、このたびの答弁につながっているところでございます。その旨もあわせて訂正をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） それでは、斉藤議員の再質問から議事を再開いたします。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

○11番（斉藤陽一良議員） まず、政治姿勢の部分で、議会対応についてですが、市長は本質問で触れましたけれども、4月5日の定例記者会見では協議が調ったの一点張りでした。先ほどの副市長の議長からの問いかけに対するお答え、それから、今の訂正の発言を含めて、前議長のおっしゃったことを事実として認められたと、それでよろしいですね。これが政治姿勢の部分の1問目。

議会議務局職員の人事に関して、1名は残してくれと言われたと。もう1名には言及がなかったと。なかっただけで、残さなくてもいいとか、あるいは、動かしてもしょうがないとか、そういったニュアンスのいわゆる了承とか了解とかという確認を前議長から副市長はとったのかどうか。これが2問目です。

ただ、言及がなかったと。もう一人は話がなかったというだけでひとり合点というか早合点をしているだけであれば、副市長がそういうふうにはひとり合点をしただけだったら、協議が調ったという判断にどんな根拠があるのですか。これが3問目です。そういう早合点、ひとり合点であっても、根拠があるのだ、調ったという根拠があるのだというのだったら、言っていただきたい。なければ、そういう根拠がないのだったら、協議が調ったものと認識しているということはないです、調べていないのですから。4月5日の定例記者会見の会見、それから、きょうの本質問の答弁、その調ったという関連の部分については全て訂正をしていただきたい。

1月下旬に、市長が前議長と市内某所で会談を持ったと、最初の答弁でも市長がおっしゃっていましたが、これは、市長がもう少し慎重に質問をされていたらこのようなことにはなっていないというような発言をされて、第4回定例会が自然閉会になった。第1回定例会が開けないかもしれない。そういう後始末をどうするかという、そういうためのわざわざ市内某所の会談ですよ。そのときにですよ、そのことと今の人事の話とは何の関係があるのですか。その関係ないことを勝手に口走って、それが議長に打診したのだと無理やりこじつける。とんでもない話ですよ。

副市長にしたところで、正式な協議だということではわざわざアポをとったとか答弁でおっしゃっていましたが、この重要な問題について、この人事の大変な問題について、5分かせいぜい10分足らずですよ、そんな挨拶程度ですよ、これは。そんな程度の話で、これは要するに、これから協議させていただきたいと思いますという挨拶みたいなものですよ。これから始まるというのならわかりますよ。それで終わったのですよ。それが協議ですか。ましてや、協議が調うというのは、話し合って合意に達すると

ということです。これで合意に達したのですか。最低限でもこの人は異動させませんとか、この人は異動させますと、これでいいですねと確認しないで合意に達したという話がありますか。協議は調べていないのではないですか。それでも調ったという、もう強弁するのですしたら、どのような状況でその前議長が合意をされたということを確認したのか。言葉でなかったら動作なのか、目くばせなのか、何なのか、それを説明していただきたいと思います。これが5問目です。

現実には、先ほど横田前議長が発言をされたように、副市長の一方的な話に横田前議長は合意していないとおっしゃっているのです。そんな了解した覚えはないよと。一方の当事者が合意していないとおっしゃっているのですから、前議長は合意されていないのに、そのときに、その同じ場面で、副市長がその前議長の言葉とか身ぶりとか、そういったもので合意されたという前議長の意思表示と受け取れるような何かサインを見た。だから自分はこう合意したと言っているのだというものが何かあるのであれば、そのサインなるものを、もしあればですよ、言っていただきたい。これが6問目。

それが無いのなら、ひとり合点ですよ。要するに、副市長がひとり合点、早合点をして、合意を得たのだと思い込んで、それを市長に報告したと。そういうひとり合点では協議が調ったとはいえないと思いますが、いかがでしょうか。これが7問目です。

そして、協議が調ったといえないのであれば、きょうの本答弁、先ほども言いましたけれども、きょうの本答弁、それから、4月5日の定例記者会見、市長が調った調ったと何回もおっしゃっています。そういう主張をされた部分、その関連部分について、全て訂正をしていただきたい。訂正をする必要があると思いますが、いかがですか。これが政治姿勢のところの8問目。

次です。財政のことに関して、これまで余り手をかけられなかったもののおおりで、それを市長が頑張ることによって、既存計画にあるのに平成29年度予算に盛り込めなくなったという、そういうものがあるんじゃないですかというふうにお聞きをしました。具体的には余り答弁の中に入ってこなかったのですが、ややニュアンス的に、28年度から32年度のいわゆる過疎計画、小樽市過疎地域自立促進市町村計画、この28年から32年の部分で、第3号ふ頭及び周辺再開発事業、何回も今定例会でも、きのうも議論になりましたけれども、国際旅客船ターミナルビル整備事業、こういったものは、29年度から30年度実施予定なのですよ。直近の実施は無理などと市長は非常に消極的な発言を繰り返されていますが、既存計画、それも、自分が市長になってから改正してわざわざ計画に追加したのです。そう追加した事業について、おまけに、道とか国とか、これからやりますと、お金をくださいと言っているわけですよ。その舌の根も乾かないうちに、やはりやるのをやめましたと。そんな話がありますか。これは市長の判断ミスでこういうことが起きているのではないかというふうに向っているわけです。もう一回答弁してください。

高島の話ですけども、行政行為の向こうの要件、重大かつ明白な瑕疵、この重大とはいえないという理由を答弁の中で、多少の誤記程度ならいいというようなことを調べたとおっしゃっていますが、多少の誤記程度のミスではないのですよ、これは。もう一回御答弁をいただきたいと思います。

重大だという場合と重大とはいえないという場合と、場合分けがある、必要だと思います。今回の場合は重大な瑕疵に当たると考えます。もう一回御答弁をいただきたいと思います。

高島でもう1点ですが、一方で、小樽市港湾施設管理使用条例に、それこそ重大な違反をして、現にその違反状態の改善を指導されながら、それに従っていない。そういう事業者が新たに同じ条例に基づく別の場所の登録を申請してきたと。書類上その新たな申請は登録の要件を形式上具備していたとしても、現状、一方で違反状態が改善されていないわけですよ。されていないのに新たな登録を認めるということは、現状の違反状態を許す、あるいは黙認するというふうには考えられませんか。いかがでしょう

か。そうであれば、新たな申請は認めるべきではないと考えますが、いかがですか。新たな申請を認めても、別途違反状態については改善を求めていくからいいのだというような考え方は、違反しているその事業者に、その違反状態を改善しなくてもいいのだと。既にもう新たに認められているのだから、従来の違反状態をわざわざ改善するという意欲を減殺することになるのではないですかということを伺います。

それから、公共交通ですけれども、先ほどもありましたが、法定協議会をいつ立ち上げるのか。課題を市内全域で把握するというのではなく、銭函地区をモデルにして云々という。私は本質問でも触れたのですが、銭函地区というところは、交通の面で考えると、小樽市内、いわゆる小樽の中心部と相当状況が違うのですよ。特殊過ぎるのです。市内全域の課題把握のモデルには到底ならないです。銭函地区でその協議会を立ち上げるとするのは、それは別途必要かもしれません。それはやっていただきたいのですが、それをやった後で、それから云々という話にはならないでしょう。それから全市的な課題はなんてやっていたら、いつになるかわからないですよ。バス事業者は、現時点で収支が改善できなかったら死活問題なのです。一刻の猶予もない。その中で小樽市がそんな悠長なことを言っていたら、市長が何か会談のときに、急がば回れとか、そういうことをおっしゃったそうです。その市長の言葉に対してバス事業者は本当に怒っていますよ。

(「相当怒っているんじゃない」と呼ぶ者あり)

交通の現状を把握しているのか、現状のバス路線をどのように維持するのか、主体者は市なんだという自覚があるのか、そこまで言っていますよ。バス事業者にそこまで言わせる、そういう市長の姿勢というのは許されないと。もう、いわゆる市議会とか市の中で言っている話ではなくて、民間の対外的にそういう情けないことは言わないでいただきたいと思います。

次、除雪についてですが、当初予算に除雪費を一部しか計上していないという部分について、もう既に2シーズン経過しているのです。平成27年度は別ですけれども、27年度、28年度、29年度、今、29年度ですよ。その29年度は、除雪費がかからないというのならまた話は別ですが、もうわかり切っているのです。最低10億円、それ以上必要なことがわかっていて、当初予算に計上しないというのは、それこそ議会の予算統制を犯すのではないですか。経費がかかることがわかっていて当初予算に載せないというのは、予算の意義を損なうことになります。10億円計上して、厳密な検証をしたら、あと1億5,000万円かかりますよ。補正するというのならまだわかりますよ。逆ですからね。1億5,700万円しか計上しておかないで、後から10億円という話がありますか。財源不足隠しだと言われても言いわけできないのではないですか。

それと、もう1点です。貸出ダンプについてですけれども、制度の目的は町会等の除雪負担の軽減なのです。そうだとすれば、今回の見直しというのは、市長はいろいろな理由をつけていますが、町会等に大きな負担を増加させました。これは目的から見て逆行ではないですか。拡大解釈だ云々だと言う前に、そもそもそれが目的で始めたのではないのかと。拡大解釈ではなくて、目的に沿った制度改善が行われてきたのですよ。そういうことではないですか。

以上、再質問いたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(2分経過)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 斉藤議員の再質問にお答えをいたします。私から答弁したこと以外におきまして

は各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、私からは、議会对応のことにおきまして、私の記者会見において、協議が調ったと一点張りではなかったかと。それは、先ほど前議長がお話したことも含めて、違いがあるのではないかという御指摘だったかと思います。

私といたしましては、先ほど副市長からもお話がありましたように、副市長の中で前議長とその協議をさせていただき、その意向も含めて受け取り、それが調ったという認識で私に説明をしているところでございます。そのことを前提に内示等も含めて行っていたことから、それに対し、前議長から出向に対しての拒否が起きたということにおいては、私としては非常に驚いたところでございます。ですから、先ほど答弁させていただいたとおり、その協議は調っているという前提のもとで、その発言をさせていただいたところでございますので、前議長の言葉そのものは私と認識が違うと思っておりますので、私自身の認識がこのように考えておりますから、前議長の言葉そのものを認めたということではございません。

それとですね。

(発言する者あり)

いや、違う答弁にはなっておりません。それについても改めて、不規則発言に対して説明するのはおかしいかもしれませんが、改めて説明いたしますけど、前議長自身と副市長自身は、お話しされたことについては同じ考え方であったというふうに思っております。しかしながら、それぞれそのときに受けとめた考え、認識は違ったと思っております。ですから、前議長自身はそれが事実だというふうに思われているかと思いますが、我々としてはそれは考え方が違ったということで、前議長自身の言葉について認識が違うということから、そのこと自体を認めているわけではありません。

それともう一つ、私からは、私自身と前議長が直接お話をさせていただいた、事前打診をさせていただいたのは、おっしゃるように、そのことのためにお会いするというお話の場を設定したわけではございません。おっしゃるように、再開に向けた協議に対してすみません言葉に少々正確性があります。第1回定例会の再開に向けて議長と私と打ち合わせをするという機会を設けていただきまして、その場においては、それが本質のお話の場でございました。ただ、私はそのときに、そのお話に入る前に、市の事情、いわゆる人事の件において、もうお話がそのように出ていたものですから、先にそのお話に入る前に、そのことを先にお伝えさせていただきという前置きをさせていただいて、その説明をさせていただいたということでございます。

それで、関係ないことを打診した中で、そのことを何というんですか、ないがしろにしてお話をしているわけではなくて、会議の内容については別の内容ではありましたが、そのお話が始まる前に事前にそのことをお伝えしたいということで、その会議が始まる前に事前に打診をさせていただいたということで、ないがしろにしているわけではなく、そのことを事前にお伝えすることは、なかなか前議長もお忙しくて、お時間を許されないということもありますから、そのような機会、恐縮ですけれども時間をいただいて、事前にお話をさせていただいたということでございます。

それと、余り手をかけられてこなかったものに重点を置き過ぎて、本来既存計画のものが盛り込めなかった、その判断ミスではないかという御指摘であったかと思いますが、私自身はそのようには思っておりません。これまで余り手をかけられてこなかったものにおいては、市民の皆様のニーズであったり、実際に不便をかけている状況等があり、それについては一刻も早く改善を図らなければならないという考え方もありました。ですので、これについては、その計画においてのほかの進行度合いとはまた別にしっかり行わなければならないということで、予算化をさせていただいたところでございます。

そして、その計画に盛り込まれているものに対して手をつけなかったこと、いわゆるそちらを先行したことにおいて判断ミスがあったのではないかという御指摘であります。私自身はそのように思っておりません。必要な措置であったと考えているところでございます。

それから、公共交通における法定協議会をいつ立ち上げるのかという御質問もあつたかと思ひます。これについては、先ほども佐々木議員のときにも答弁させていただきましたけれども、その法定協議会の設立に向けて動き始めているところではございますが、やはり、その体制も含めて、まだはっきりとした目安が見えていないところでございます。できる限り一日も早く早急に立ち上げたいという思いはありますけれども、現時点でそれを具体的な日として表現ができませんので、そこについては御理解をいただければと思ひているところでございます。

それと、除雪費についてでございます。かかることがわかっているのに一部しか載せないことにおいては、財源不足隠しを続けることにつながっているのではないかという御指摘があつたかと思ひます。私はそのような意図を持って行っているわけではありませぬし、第1回定例会当初から第3回定例会に取り上げたいというお話もさせていただき、それにおいては10億円程度かかるのではないかということも既にお話をしております。しかしながら、この検証をしっかりと、その精度を高めて、また、今、取り組んでおります新たな取り組みにおきましてもどれほど加えるのかということにおいても、第1回定例会段階においてはまだお示しできない状況でありましたから、ですから、その検証をし、その課題等の整理、さらには、新たな取り組みを含めて議員の皆様にお示しをした上で予算化をすることが今年度においては重要であろうということから、第3回定例会で掲げさせていただきたいというふうに御説明させていただいておりますので、それをもって財源不足を隠しているということには当たらないと私自身は思っているところでございます。

もう1点、貸出ダンプにおいて、目的に沿った制度の改善だつたのかと。それによって不便が生じたところがあつたであろう。それは目的とは逆行しているのではないかという御指摘もあつたかと思ひます。この改善においては、先ほども答弁させていただきましたけれども、長年運用される中で、やはり特例が拡大解釈をされまして、本来の対象外である道路以外の雪であつたり、排雪や必要以上に作業日数を多く申請するケースが見られるようになったこと。そのことから、やはり改善を図らなければならない、このように考え、判断をしたところでございます。

実際に、平成26年度においてその課題が多々見受けられ、市として7,000万円を貸出ダンプの予算を組んでいる中で、結果、それが1億5,000万円を超える予算執行となつたという状況。その26年度において、先ほど説明させていただいたように、ダンプトラックに伴う回数が異常な状態であつたりとか、または、過小に積み込んでいるような事実、やはり、そのような状況も含めて改善を図っていかなければならない、そのようなことも含めて制度改正を行ったところでございます。

私といたしましても、斉藤議員がおっしゃるように、この制度におきましては、やはり市民の皆様と市のほうで協働をすることで、その排雪の業務に伴う負担の軽減を図っていくという重要な目的があると思ひているところでございます。私といたしましても、今後においてそれがしっかりと適切に、そして、効率よく運営されることによって、市民の皆様が目的が果たせる、そういう制度設計を行ってまいりたいと思ひておりますので、今まで改善を図ってきたことも含めて、そのような目的で行っているということで理解をいただければと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長（上林 猛） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

私は、人事の件に関して何点かありましたが、ほとんどが大体同じようなことで聞かれているのかなと思うのは、まず一つは、人事協議ということでアポイントをとって時間をいただいて、きょうは人事のことで参りましたということから会談が始まりました。

その中で、私のほうは、今回は人事のことですので、個人的なことを詳しくは申し上げられませんけれども、2人について異動させたいと。それから、1人については勤続年数も長いので、もうそろそろ私どものほうでいただきたい。それから、もう1人は、上司との兼ね合いで、次の年度に上司が退職するというところもあるので、ことし残せば、またさらに長くなると。年齢的なことを考えたら、そろそろ出したほうがいいのではないかと、そういう話をこちらから提案という形で実施、その後、横田前議長から、1人は、私の記憶で言えば、これだけは残してほしいという趣旨の発言がございまして、もう一方の方の話はなかったというふうに記憶しております。

そういう状況でございましたので、私の理解とすれば、2人を提案し、1人を残せばこれで話し合いが成立した、理解が得られたというふうに私自身は理解をしております。その意味で、確認はとったのかということ言えば、内示までは特に私から確認をすることはございませんでした。また、前議長からも、特段このことに関してのお話は、その間はなかったものと記憶しております。したがって、何点かの質問が大体同じ内容だったと思っておりますが、そういう経過があって、私とすれば協議が調ったというふうに理解をし、そのように市長に報告をしたものでございます。ひとり合点ではないかということでございますが、私は、その話の内容から、私自身が勝手に根も葉もないひとり合点の理解というふうには私自身は思っておりません。したがって、協議が調っていないので訂正をしてほしいということについて、私どもはそのようには考えてございません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。私からは、高島の観光船事業にかかわる部分で2点御質問がございましたので、この2点について答弁させていただきます。

まず、係船環の設置に伴う工作物等施工許可申請につきましては、護岸の登録に伴いまして、この船を適切に係留するための施設を整備するというところで許可したものでありまして、施工期間の部分では確かに明白な瑕疵ということで、許可日より本来60日というところを、施工後60日という明らかに間違った記載がありましたけれども、許可条件の中ではこの部分は重大な要素ではないということで判断いたしまして、先ほどのように答弁したところでございます。

それから、もう1点でございますけれども、港湾施設管理条例違反の改善がなく、新たなところにまた護岸登録をしているという部分で、現状でこういう状況を許すということになるのではないかとということ。それから、新たに改善するという意欲を減退させるのではないかとということでございますけれども、そのようなことがないように、これからは粘り強くきちんと指導していきたいと考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） あと、説明員の答弁はありますか。

確認したいのですけれども、齊藤陽一良議員、バス事業者にそこまで発言させるのはいかがなものかとありますが、これは質問ではないと。

○11番（齊藤陽一良議員） 質問です。

（「要望じゃん」と呼ぶ者あり）

（「要望のわけないでしょう」と呼ぶ者あり）

要望ではない、質問です。

○議長（鈴木喜明） これが抜けています。説明員、答弁を。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 御質問だったということで、先ほどはそんなことは言わないでほしいというお話だったので、要望として受けとめていたものですから、大変失礼をいたしました。

この点につきましては、先ほども佐々木議員のときにも少し、答弁させていただいたところがございますけれども、やはり、市として、その法定協議会の設置に向けた体制づくりも含めて、今、取り組んでいるところでございます。今、その体制が整わない中で法定協議会ありきで物事が進んで、結果壊れてしまう。結果、その運営の継続性が保たれない、そのような状況になってしまった場合においては、その後により時間がかかり、また、その効果が最大限見込めない状況になった場合においては、慌てて行ったとしてもうまくいかないのではないかとこの考えでのもとの、急がば回れという表現をしたところでございます。

そして、そんなことを言わないでほしいというお話がありましたけれども、しかしながら、現在、その法定協議会を立ち上げる、または、網計画の策定に向けて、やはり市としてしっかりと情報収集をし、その体制をつくって、その準備をし、そのノウハウも含めて身につけていかなければならないと思っているところでございます。それには、今、錢函を少し先行させて取り組むということでお話をさせていただいておりますけれども、その中でしっかりと経験を得て、やはり小樽市内において、この公共交通においては非常に長きにわたって取り組み、そして、全市内を網羅されている状況です。これを市役所職員自身が、その状況について把握をできない中でいきなり踏み込むということにおいては、非常にハードルの高いことであると思っておりますので……。

（発言する者あり）

小樽市内においてのバス路線において、錢函地域は小樽市域と必ずしもリンクをしているわけではなくて、少し、独立しているエリアということもあって、その地域からまず着手をし、そこでしっかりとした、中央バスはもちろんのこと、その公共交通関係者であったり、市民の皆様からの情報収集、さらには、その地域における実情等も把握できるその体制づくり、また、その準備の仕方も含めて経験をさせていただいた上で、次のステップとしてその全体に対して踏み込んでまいりたい、このように考えていることからお話をさせていただいたところでございますので、そのようなことを言わないでほしいという御指摘がありましたけれども、その意図のもとの発言でございますので、これからもその視点を持って、中央バスに限らずですけれども、議員の皆様も含めて説明をしながら進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 齊藤陽一良議員に確認をします。再質問の答弁で漏れはありませんか。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、齊藤陽一良議員。

○11番（齊藤陽一良議員） 先ほどの1問目、2問目と、政治姿勢の部分で順番をつけて伺ったのですが、その中の3問目、ひとり合点、早合点をしているだけなんじゃないかと。

○議長（鈴木喜明） そうではないということで。

○11番（齊藤陽一良議員） だから、そうではないと言うのだったら、協議が調ったと言うのだったら、その判断にどういう根拠があるんだ、こういう根拠があるから言っているんだという根拠を示してくれと言ったのですが、何ら根拠は示されていません。

それと、副市長の答弁で、合意を確認したのかと。何か確認したのか、していないのか、非常に曖昧な言い方なんです、理解されたという印象を持ったみたいな言い方を副市長はされますけども、では、そういう印象というのは、どのような状況でそういう合意をされたというふうに受け取られるような確認をしたのか。そのとき合意をしたと副市長が見た横田前議長の言葉ぶり、あるいは身ぶり、目つき、そういったあらゆるサインの中で、副市長がそれで合意をされたのだと受け取る、何か合理的なそういうサインがあったのか。だから合意したのだというふうに受け取って、市長に協議が調いましたという報告をされたのであれば、その具体的などという事実、どういうサインがあったのか。それを言わなかったら合意したのだと、そういう印象を受けました、そういう理解をしましたというのは、単なる副市長の印象でしかありません。事実ではないです。それをきちんと行っていただきたい。

○議長（鈴木喜明） 副市長にもう一度お尋ねしますけれども、先ほど、こうこうでひとり合点ではないが、確認はしていないというふうに私は聞いたのですけれども、もう一度今の点、明確に答えられるなら答えていただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 早合点でないという根拠でございますが、先ほども私から説明いたしました、2名の異動をそれぞれの事情を説明しながら異動させるということで説明し、前議長からは、これだけはどうしても残してほしいという話でございましたので、私の理解とすれば、一方だけは残してほしいということであれば、一方について、その後も何も話がなかったので、これだけはいくことであれば一方はいいというふうに理解したものでございますので、それは話のやりとりの中での感触でございますので、私はそのように。根拠といえば、多数いるうちの何人かでなくて、2人のうちの1人、これだけはいくことは、残る1人は言及なければということで、私の根拠といえばそれが根拠でございますし、先ほどの確認という意味で言えば、その後、3月上旬にそういう協議をした後、内示までは確認ということにはしていませんということでお答えをしたとおりでございますし、その間また、前議長からも特段この人事についてはお話がございませんでした。

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、斉藤陽一良議員。

○11番（斉藤陽一良議員） 再々質問をさせていただきます。

絞って伺いますが、全く今の話は納得できません。これだけだと議長がそうおっしゃったので、じゃあ、他方はいいんだと。それは推量ですよ。一方、Aは、これだけとは言って言及された。もう一方については言及がないですよ、Bは。言及がないからいいのだというのは、副市長の推量にすぎないのではないですか。言葉に出して、Aはこうですと。Bはいいですか、Bはしようがないとか、そういうBについての発言を確認しないで、Aについてだけ発言があったから、Bはどうでもいいのだという話にはならないはずですよ。この重大な人事にかかわる、人の一生を左右するのですよ、これは。その一生を左右することをそんな当て推量で、こちらは言われたから、これは言われなかったからいいのだと、そんなでたらめと言ったら失礼ですけども、そういうやり方は、一つの市の副市長のという立場の方が、ましてやこの人事ということにかかわってやるべきことではないのではないですか。後から、だから、確認をしなかったから、今、こういう問題になっているのですよ。こういう重大な問題なのですよ、そもそも。それを、これは調った、協議が調ったと強弁できませんよ、これは。どう考えたって、誰がどう見たって、協議なんて調っていないよねと言いますよ。

（「調っていない」と発言する者あり）

それを、自分の印象で、こういうふうな理解を前議長がされたのではないかという印象で市長に協議が調いましたと言うのは、人事の交渉に当たっている副市長として、許されないミスです。これはどうしてもお認めいただければ納得できません。この議会の議論の中でいろいろな人が聞いていますけれども、それはミスだったと、副市長は認めるべきだと、そういうふうに思います。

あと、もう1点は、許可条件のことで重大でなかったと言い張っていますけれども、単なる誤記程度のことであれば、数字を間違ったとか日にちを間違った、そういう、月を間違ったとか、そういったことであれば、それは重大ではないです、確かに。ところが、意味不明なのです。読み取れないのですよ。期限がいつなのかがわからない。結局、期限はいつやりますということを書いていないと同じというか、実際書いていないのです。期間の表示がないのです。期間の表示がない許可というのは、これは重大ですよ。明白でもあるし重大でもあります。だから、無効ですよ、そもそも。これを無効ではないと言い張る、それもおかしいですよ。全く理解できません。

それと、銭函地区の公共交通の件ですけれども、銭函地区を少し先行させて、その経験を何か全市的に生かすのだというニュアンスで、先ほど市長が答弁されましたけれども、先ほどから言っているように、銭函の状況というのは特殊なんです。小樽市の中でも、札幌市手稲区と非常に密接であって、そういう交通状況の中、市内のいわゆる市内線という、そういうバスが走ってこないと言ってみんなが困っているわけですから、そういう地域の問題と、市内全域のどちらかということと中心部の話と一緒にして、銭函を先にやるから、その経験を生かして云々という話にはならないのです。まず早急に協議会を立ち上げて、その立ち上げた協議会の中でしっかり議論すればいいのではないですか。バス事業者の意向だとか地域の意見だとか、その協議会の中で聞けばいいのではないですか。なぜ渋っているのですか。そこをきちんと答えていただきたい。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 斉藤議員の再々質問にお答えいたします。

ひとりよがりでないかと、早合点ではないかということでございますが、当時、前議長と私の2人の会話の中では、2名のそれぞれの事情を詳しく説明した中で、1人だけは、これだけは何とか残してくれということでありますので、そのほかさまざまな話もしましたが、その全体の話の中で、私はこの1人を残せば了解を得られたということで、私自身とすれば確証を得たものでございますので、早合点だと言われるのは私にとっては非常に心外でございまして、私とすれば、確実にそのように理解を、会話の中でそのように理解したものでございます。これは、当事者として間違いなくそのように確証を得たと、自信を持って私は言いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 斉藤議員の再々質問にお答えいたします。私からは1点答弁させていただきます。

銭函地区における地域特性としては特殊過ぎるという御指摘かと思っております。市内線が走ってこないということで不便を感じているというお話もありました。

私自身といたしましては、おっしゃるように、市内線が走ってこないという、いわゆる小樽駅中心部と銭函駅においては、その公共交通においてつながっていない、つまり、独立しているエリアだという認識を持っております。そして、その中で銭函という地域においては、銭函駅、または、小樽市ではありませんけれども、ほしみ駅等があって、その駅を中心としたまちづくりというふうになっております。

その中で、駅からも離れた遠方もあり、実際に、現状においてはバス路線の走っていないエリア等もあります。つまり、小樽市地域全体を見渡しますと、やはり、小樽駅を中心として離れた地域、先ほども御指摘がありましたけれども、いわゆるバス自体が行き届いて切れていないエリア等もあってという、そのような御指摘もありましたが、そのように、私は、銭函という地域が小樽全体から見ると、小さい形で似通った問題点をはらんでいるのではないかなと認識をしているところでございます。

この銭函駅を中心とした交通網の体系に対して、現在走っている路線に限らず、公共交通のあり方、まちづくりとあわせて、全体としてネットワークを面的に考えていかなければならないということ、そのエリアをモデルとしてしっかり経験をして、それを形にしていくことは、先々において、このように複雑化している小樽駅を中心とした公共交通の取り組み、面的に改善を図っていくための十分に得られる経験になっていくのではないかと考えているところでございます。ですので、御指摘のように、銭函地区における取り組みによって全体を把握できるということではなくて、その公共交通における面的なネットワークに対しての網計画の策定というノウハウにおいて、先々、全体的にやったときに、その経験が生かされるのではないかと認識のもとで御答弁をさせていただいたということで、御理解をいただければと思います。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 齊藤議員の再々質問にお答えいたします。

単なる日付の期限がではなくて、この誤記につきましては非常に重要な部分だというような御指摘でございますけれども、以前にも顧問弁護士の見解ということで議会で答弁したことがございますが、その中では、この期間の部分については、多少の誤記があっても有効なものとして扱っても解釈していいという見解を得ております。それにつきましては、先ほど私が御説明したとおり、このたびの許可の部分が、係船環設置に伴う工作物の施工許可でございますけれども、護岸の登録に伴って船を適切に係留するための施設、これが係船に当たっての条件というふうにもなっておりますので、その部分が重要な部分だというふうに考えておりますので、先ほど御答弁したとおり、今回の許可条件の中で、日付の誤りの部分は重大な要素ではないというふうに判断したものでございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって会派代表質問を終結し、本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 8時13分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **秋元智憲**

議員 **高橋龍**

平成29年
第2回定例会会議録 第4日目
小樽市議会

平成29年6月14日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、酒井隆裕議員、佐々木秩議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより質疑及び一般質問を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

（「議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 6番、石田博一議員。

（6番 石田博一議員登壇）

○6番（石田博一議員） 平成29年第2回定例会、質疑及び一般質問をさせていただきます。

本日は2項目について質問をさせていただきます。

まず1項目め、市税徴収に係る第三者委員会設置の進捗状況について、お尋ねいたします。

本年第1回定例会での私の質問で、市税の滞納に対する市の対応として第三者委員会の設置を提案させていただきました。それに対する答弁としては、平成24年度の組織改革により係制からグループ制に変更して、収納体制の強化を図っており、相当程度の滞納整理は進んできている。しかしながら、高額で困難な案件の幾つかは思うように進んでいない現状であるとした上で、納税課内に高額困難案件に特化した特別整理チーム体制の構築を検討している。第三者委員会の設置については、税法上の守秘義務があるものの、会計士や弁護士などのより高度な専門知識のある方々にお力をかりることについて、森井市長も同じ思いを持っているとの発言をいただきました。

平成27年度分では、約46億3,000万円の滞納額に対して、徴収できたのは約3億5,600万円、収入率はわずか7.7%という結果でした。ただでも近年さまざまな要因により税収が減少傾向にある中、一日も早い対策が必要であります。第1回定例会以降、この第三者委員会の設置の進捗状況をお示ください。

2項目め、除排雪に関して、ロータリー除雪車の活用について、お尋ねいたします。

ことしの冬は、私もかなり精力的に市内パトロールをさせていただきました。その結果、全7ステーションのうちの第3、そして第4ステーションでは、早朝かき分けた雪を日中かけてロータリー車できちんと拡幅している光景を何度も目撃しております。ステーションによっては大型ロータリー車で拡幅しておりました。おおむね幅員は確保され、道路の両端もしっかりと角を出しており、地域住民からも一定の評価をいただいているところであります。

しかしながら、他のステーションではひどい状態といえますか、雪山の高さにまだ余裕があるにもかかわらず、積み上げることもしないで、また、道路の両端もおわん状になって、車の交差ができない路線も多く見られました。ステーション自体がこのロータリー車の活用についてよくわかっていないと思いますし、また、除雪対策本部の職員の皆さんも理解していないのではないのでしょうか。除雪対策本部として、各ステーションへのロータリー除雪車の活用の指示はどのようになっているのか、明確に説明してください。

再質問を留保し、私の質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 石田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市税徴収に係る第三者委員会設置の進捗状況について、御質問がありました。

第1回定例会以降の進捗状況につきましては、他都市の事例の有無についての照会や、第三者委員会等の外部組織の設置が税法上の守秘義務に抵触するかどうかについて、顧問弁護士などに相談をしてきたところであり、これまでのところ他都市での事例は見出せておらず、弁護士からは、外部組織である以上は、税務職員が外部委員等に税務上の秘密を漏らした場合には税法上の守秘義務違反になるものであるとの見解も示されております。しかしながら、弁護士や公認会計士等の高度な知識の活用は非常に有益であると考えており、それらの方々を活用した方策や体制などについて、引き続き検討を行っているところであります。

次に、ロータリー除雪車の活用について、御質問がありました。

ロータリー除雪車の活用につきましては、昨年度の小樽市除雪業務委託等仕様書にロータリー除雪車の活用を新たに明記するとともに、地域総合除雪業務の業務主任が出席するステーション会議等でも内容を周知したところであり、除雪作業において一定程度ロータリー除雪車の活用があったものと考えております。しかしながら、ロータリー除雪車の活用がまだ十分とは言えないところも見受けられることから、今年度の除雪業務に向けて、担当職員や業者に対し、より一層の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) 再質問というより要望に近いような内容になるかと思えますけれども、まず、ロータリー除雪車のほうから、昨年、ちょうど私の自宅の近くで、ある問題がありまして、そこで、うちの地区は第2ステーションだと思うのですけれども、その担当の方が住民から呼びつけられている、私がちょうどそこを通りかかって、お話をしたのですが、ロータリー除雪車の活用ということを私いろいろ、奥行きも含めて、それから、拡幅のことも含めて聞いたのですが、その担当者は、ロータリー車は排雪に使うものだという頭で、除雪に使うという頭が全く聞こえてきませんでした。ですから、そういう意味で、今後、雪対策課自体が2課体制になったということなので、その辺の周知徹底というのをぜひお願いしたいと思うわけでございます。これは質問ではございません。そのようにぜひ対処してほしいということでございます。

それと、第三者委員会の件ですけれども、この件については、外部団体にするのは非常に税法上の問題があつて難しいということでもあります。それは、例えば外部団体であっても、そこにきちんとした例えば弁護士だとか、そういう役職の方が構成されていてもだめだということなのか、それをお聞きしたかったのですが。いずれにしましても、長年にわたりこの問題は解決されていないわけで、では、このまま森井市長も放っておくのかということではないと思うのです。ですから、これはすぐにどうということにはならないかもしれませんが、やはり根気よくいろいろな道を探りながら、この問題に対処していただくという取り組みをぜひ根気よく続けていただきたいと思うわけでありますが、先ほどの外部団体についての質問、そこについてお答えください。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 石田議員の再質問にお答えいたします。

弁護士でもだめなのかということですが、弁護士の業務として請け負う、委託される、そういった場合にはあくまでも弁護士法等の守秘義務が課せられますけれども、外部団体といったときには、弁護士

としてお願いするのではなくて、あくまでも肩書が弁護士である方を委員にする、そういうふうなことになるかと思しますので、この場合には、私どもがそういった方に対して税情報をお伝えするということが、逆に私どものほうの守秘義務違反に該当するというところでございます。

(「議長、6番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 6番、石田博一議員。

○6番(石田博一議員) ただ、先ほどの答弁の中にも、一応他都市の例も調べたということですが、例がないということでもありますけれども、例がないからできないではなくて、小樽市が先駆けてやってもいいわけで、先ほども述べましたように、根気よく諦めないで、何とかいい道がないのか、そこを探り続けながらこれからも取り組んでいただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 石田議員の質疑及び一般質問を終結します。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

(3番 安斎哲也議員登壇)

○3番(安斎哲也議員) 質問します。

5月2日の市長記者会見で、市長は自己評価100点と答えました。そう考える根拠、評価基準を明確にし、市政運営や市の課題解決の状況、公約実現達成度の事実に基づいた分析と評価を伺います。いかがですか。また、課題解決に結びついていない、公約実現のめどがついていないものもあると述べましたが、具体的に解決されていない課題とめどがついていないものを示し、今後どう取り組むか、それぞれお示しください。そもそも、市長は小樽の再生をすると明言していますが、何から何に生まれ変わらせるのか、小樽のまちづくりをどうしたいか、どう再生するというのか、お考えをお聞かせください。市長公約が達成された場合、このまちはどうなるのか、効果は何であるのかお聞かせください。

次に、公約の「皆様の信頼を取り戻す」では、以前の議会答弁で、市民と市政との間に距離感があると述べていました。信頼がない、距離感があるというのはどのようなことを指し、どこに問題があるとお考えですか。また、信頼を取り戻した結果、どのようになるのか伺います。その手法として、市政の現状をオープンにすると公約し、その実現のために2年間に取組まれた策は何ですか。また、その取組みによって距離感がどうなったのか、理由と根拠を具体的にお聞かせください。

次に、市民目線で取り組める市政を築くについてです。

まず、何が悪いことで、何が悪いことだと思っているのか伺います。2年間で100点と言うなら、参与の任用はどう評価されますか。市民の血税で月30万円で後援会幹部を雇ったことは市民にとって何がよかったのですか。理由と根拠を示してください。

また、市長の後援会関係者が観光船事業をスムーズにできるように、市の港湾計画に定めた水産ゾーンに適合しているとは言えない施設を建設し、事業を行わせたことは、市民にとっていいことなのか。理由を聞かせてください。

公約に除排雪対策がありますが、後援会幹部がかかわる組合だけが収益増となるような制度変更案は市民目線で取り組む市政なのか。市民にとってどうよくなるのですか。また、なぜダンプトラックに通し番号をつけて順番に均等に配車する方法を検討したのですか。もし実施した場合、実際に制度を利用する団体にとってどうよくなるのですか。理由もお聞かせください。そもそも、組合や業者のごたごたから発した変更案は市民のためになりません。いっそのこと、市が組合と契約するのではなく、利用団体への助成制度に変更してはいかがでしょうか。除排雪にかかわって、昨年度の路線排雪作業で、一昨年度の夜間から昼間に変更しました。要望もないのにこうしたのはなぜですか。また、検証についても

伺います。ダンプ規格を10トンから4トンに変更した路線があります。時間帯の変更とダンプ規格の変更のそれぞれの理由と根拠を示し、なぜ市民のためになるのか伺います。市長の除排雪制度は毎年見直され、将来どうしたいのか、わかりません。もう一度提案します。人口減少を初め、高齢化、業者の担い手不足など多くの課題がある中、長期的な視点に立った総合的な計画を策定すべきと考えますが、いかがですか。

街灯のLED化についてです。もともと前体制下で3カ年計画をつくり予算も決まっていた。何をもって設置を急ぐとし、当初計画と何を変えたのか、お聞かせください。

次に、子育て世代の負担軽減策です。

「第3子以降の保育料を無料化」と公約していますが、そもそも、条件つきであるものの、第3子以降は無料でした。市長は何をもって公約に掲げたのですか。道補助金により3歳未満の第2子以降分の無料化をしていますが、市長の言う負担軽減はこの事業のことなのですか。所得制限を設けた理由と設けない場合の市の負担額をお聞かせください。

次に、「小学生までの医療費の無料化」ですが、無料化することが目的になっていませんか。この無料化を掲げた理由をお聞かせください。無料化した場合の財政負担は幾らですか。恒久的な施策として続けられるのか、伺います。

産婦人科医の件ですが、平成27年第2回定例会で、例えば、子育てしながら働ける環境を整えることなどが挙げられますと答弁していましたが、例えばでも挙げられるでもなく、その当時、ほかにも理由があったらばお聞かせください。また、あらゆる方面からの情報収集に努める、可能な支援策を検討すると答弁していましたが、現状を踏まえ、今後どうしていくのですか。

高齢者対策の充実でふれあいパス事業の見直しを検討していますが、その理由と、現在の進捗状況はどうなっていますか。現制度のままだと支出がふえることが想定されます。さきに行った実態調査では所得制限の意見も多く見られましたが、厳しい財政状況の中、それも一つの課題解決と思いますが、見解を伺います。

最後に、「人口減少に歯止めを！」と約束しています。市長就任後、歯どめはかかっていますか。人口減対策はしつつも、将来的に減少していく現実も受けとめ、それに見合った持続可能なまちづくりが必要ではありませんか。

最後に、中心市街地の整備再開発の進捗はどのようになっていますか。市長はどのような考えで再開発を公約に盛り込んだのですか。老健施設の充実に取り組むと掲げていますが、なぜ特養ではなく老健に着目したのか、なぜ老健施設の充実が必要なのかお聞かせください。介護保険法上の三つの種類の施設のうち、市の現状として最も必要性の高い施設は老健なのですか。理由もあわせて説明してください。

以上、再質問を留保し、終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 安齋議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私の自己評価について御質問がありました。

まず、100点とした評価等につきましては、さきの記者会見で申し上げた自己評価は、明確な評価基準や公約実現達成度などの客観的な尺度に基づいて分析、評価を行った結果というわけではなく、点数で表現するのは難しいと思いつつも、私がこの2年間さまざまな課題の解決に向け一生懸命全力で努

力してきたということに対して、自身の気持ちの上では100点と評価したいという意味で申し上げたところであります。

次に、解決されていない課題や実現のめどがつかない公約と、それらの取り組みにつきましては、さまざまな課題がある中、特にお話させていただきますと、まず、周産期医療体制の確保について、いまだ医師の招聘には至っておりませんが、今後も引き続き北後志周産期医療協議会や関係者の方々とさまざまな課題の解決方策を検討しながら、小樽協会病院での早期の分娩取り扱いの再開に向け取り組んでまいりたいと考えております。

また、市民プールの整備につきましても、整備方針をお示しするには至っておりませんが、今年度中には他都市の先行事例を調査し、どのような施設にしていくのか、どの場所に建設していくのかなどについて、方向性をお示しできるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、小樽の再生についての考えにつきましては、今の小樽はかつてのにぎわいと活気が薄れていると感じているところですので、例えば、往時の小樽のように、子供たちの声がまちの至るところから聞こえ、商店街に多くの人が行き交うようなにぎわいと活気のあるまちにすることを再生と表現したところであります。そのために、このまちで生活している人を大切にす政策を第一に考えるとともに、まちが元気になるためのさまざまな政策を実行することで、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」を実現し、人口減少に歯どめをかけ、また、人の交流を活発にして、このまちを再生していきたいと考えております。

次に、私の公約が達成された場合、このまちがどのようになり、どのような効果があるのかにつきましては、先ほどもお話ししたとおり、「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」が実現され、にぎわいと活気に満ちたまちへと大きく前進していくものと考えております。

次に、公約について御質問がありました。

初めに、「安心で安全な街づくりを実行！」についてですが、まず、公約の「安心で安全な街づくりを実行！」の中の「皆様の信頼を取り戻す」につきましては、私自身がこれまで地域を歩き、市民の皆様との交流の中で、市政がどのように行われているのかがわからないなどという声を多く聞いており、市のさまざまな取り組みが十分に伝わっていなかったことから、市民の皆様との距離感があり、信頼関係が得られていなかったものと考えております。これまでも広報紙やホームページなどを通じ市民の皆様へ情報提供していましたが、市政の内容を丁寧に説明する場面が不足していたことに問題があると感じておりました。したがって、積極的に市の取り組みを説明する機会や意見交換の場を設けるとともに、各種審議会等により多くの市民の皆様が参加できる環境を整え、寄せられた意見に真摯に耳を傾けることなどにより、市民の目線に立った市政運営が図られるものと考えております。

次に、この2年間における市政の現状をオープン化するための取り組みにつきましては、市内で開催されるイベントや町会などの行事に積極的に出席しております。また、私自身が直接地域に出向き、広く地域住民の意見を聞くおたるWAKI・あい・あいトークを開催したほか、市民の皆様へ計画の検討段階や評価の過程に参画してもらうため、小樽まちづくりエントリー制度の導入や小樽市行政評価市民会議を開催いたしました。このほか、本市のまちづくりの指針となる新たな総合計画の策定に際し多様な意見を反映させるため、小樽市民会議100の開催に向けた体制づくりを進めました。このような取り組みにより市政運営に市民意見を反映させることが可能となり、市民と市政との間の距離感が縮まっていくものと考えております。

次に、よいこと、悪いことにつきましては、さまざまな要因がありますが、例えば、私は市役所を外側から見て、職員が市民の皆様には理解されにくい前例にとらわれて対応していた側面があったように

感じておりました。この前例踏襲にとらわれて課題や市民の声に気づかず、改善が図られていないことが悪いことで、前例のみにとられず、公平・公正にさまざまな課題等にチャレンジしていくことがよいことであると考えております。

次に、参与の任用の評価などにつきましては、参与からは主に除雪に関して貴重な意見をいただき、きめ細やかな除排雪に取り組むという公約の実現に向けて寄与したと評価しております。また、参与につきましては、後援会のいかに問わず、行政と民間の両方の経験と知識を有する方でしたので、その知見が行政に役立てられたということが市民にとってよかったことだと考えております。

次に、市の港湾計画に定めた水産ゾーンにおける観光船事業につきましては、港湾計画は長期的な観点で港湾の将来あるべき姿の指針を示すものであり、これをもって水産ゾーンにおける観光船の運航を法的に規制するものではありません。観光と水産業の連携は産業の振興に効果が期待できるものであり、地域の活性化にもつながるものと考えております。

次に、一昨年の貸出ダンプ制度の変更素案につきましては、貸出ダンプ制度におけるダンプトラックの配車について、本来発注者である市が責任を持って適切に配車すべきものでありますが、長年にわたり町会等の利用団体が契約する積み込み業者が加盟するダンプトラック組合のダンプトラックを派遣する方法で運用され、積み込み量が過少なケースや不自然な運搬回数が見られたことなどから、これらを解消し、ダンプトラックを公平に配車することで有効活用されるよう、平成27年度に制度変更の素案を検討したものであります。本制度は、町会等が自主的に生活道路等の排雪をする際、市がダンプトラックを派遣し、排雪費用に係る町会等の負担軽減を図るものであり、適正に運用することにより市の予算や町会等が負担する積み込み費用の軽減につながるなど、市民目線での取り組みであると考えております。

次に、ダンプトラックの配車方法につきましては、ダンプトラックに通し番号をつける配車方法は、一部の積み込み業者が所属するダンプトラック組合への偏った配車、積み込み量が過少なケースや不自然な運搬回数が見られたことなどから、これらを解消するための一つの方法として平成27年度に検討した素案であり、本制度が適正に運用されることにより利用団体の負担の軽減にもつながるものと考えております。

次に、利用団体への助成制度につきましては、貸出ダンプ制度は昭和54年度から実施し、ダンプトラックの配車は当初は1組合と契約し、その後3組合が加わり、現在は4組合と契約し、ダンプトラックの配車を行っており、長年にわたり本制度を支えてきた経緯もあることから、直ちにこの枠組みを変更することは難しいものと考えております。しかしながら、本制度の抜本的な見直しを行う場合は、利用団体への助成制度も一つの案として検討する必要はあるものと考えております。

次に、路線排雪作業で夜間から日中に変更したことにつきましては、昨年度においては夜間の作業におくれが見られ、日中の作業であればダンプや人員の確保が可能との情報があったこと、また、沿線に住まわれている方々の安眠を妨げないことや作業時に視認性が確保できることから、一昨年度夜間に作業を行っていた一部の路線で日中に作業を行いました。また、その検証については、今年度の地域総合除雪業務に向けて現在分析中でありますので、お示しすることはできません。

次に、夜間から日中に作業時間帯を変更し、ダンプトラックの規格も変更した路線につきましては、夜間の作業におくれが見られ、日中の作業であればダンプや人員の確保が可能との情報があったこと、また、除雪機械の作業音がなくなることにより沿線に住まわれている方々の安眠を妨げないことや、日中の作業のほうが視認性を確保できることから、一昨年度、夜間作業を行っていた一部の路線で日中の作業としたものであります。また、ダンプトラックの規格の変更につきましては、手配可能なダンプト

ラックを考慮して決めたものであります。これらのことは、市民の皆様の安眠を妨げないことや、排雪が必要なタイミングで作業を実施することを意図したものであります。

次に、除排雪に関する総合的な計画の策定につきましては、本市の除排雪業務を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行などにより今後変わっていくものと考えられる一方で、厳しい財政状況も続くことが見込まれることから、より効率的で効果的な除排雪作業を進めていかなければならないものと認識しております。そのため、一昨年度から段階的に取り組んでおります除排雪の見直しを検証し、課題を整理し、解決していくことを繰り返すことで、よりきめ細やかな除排雪を実現するものと考えており、総合的な計画の策定につきましては、その必要性を見きわめた上で判断してまいりたいと考えております。

次にLED街灯の増設、設置を急ぐことにつきましては、平成27年度の第3回定例会の中の予算特別委員会でもお答えしておりますが、私は市長に就任する前から、市民の皆様の声として、暗いところがある、町会の負担も大きい、何とかLED化できないだろうかということを知っていたことから、安心して安全なまちづくりのために、私自身の公約として掲げたものであります。私としては、市長就任後、公約に掲げたこの事業について予算化を図る考えでございましたが、既に予算化をされていたことから、この事業を推進することが私自身の公約を果たすものと考えております。

次に、「人口減少に歯止めを！子育て支援と高齢者対策の充実」についてですが、まず、第3子以降の保育料を無料にするという公約につきましては、公約に掲げた当時は、就学前の年齢の範囲で第3子以降の子供に係る保育料は無料でしたが、対象となる子供の年齢が就学前までに限定され、その対象人数は少ないと感じていたため、年齢の範囲を就学後まで拡大することで子育て世代の負担を軽減することを目指したものであります。

次に、今定例会に提出している3歳未満の第2子以降分の保育料無料に係る補正予算案と公約との関連につきましては、今回の補正予算案は、北海道の補助金を活用し、年収が640万円相当未満の世帯における3歳未満かつ第2子以降の子供に係る保育料を無料にするものであり、第3子以降の保育料を無料にする私の公約とは対象となる子供の範囲や所得制限の有無という点で異なりますが、子育て支援策の充実という意味においては同じであるため、公約の実現につながるものと考えております。また、所得制限を設けた理由につきましては、本市の財政状況から、北海道の補助金を活用するためであり、補助金を活用した場合の市の負担額は約1,200万円ですが、所得制限を設けない場合は新たに約1,900万円上乗せとなり、負担額の合計は約3,100万円となります。

次に、子育て世代の負担軽減に医療費無料化を掲げた理由につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように子育て支援を充実することで、子育て世代の定住を促し、人口減に歯どめをかける施策として重要であると考え、公約に掲げさせていただいたものであります。

次に、小学生までの医療費を無料化した場合の財政負担と、恒久的な施策として続けられるのかにつきましては、小学生までの医療費を完全無料化した場合には、増加する費用は、昨年8月から既に一部実施済みの分も含めまして、現時点での試算で、こども医療費助成として年間1億2,400万円程度、重度心身障害者医療費助成として年間200万円程度、ひとり親等医療費助成として年間600万円程度となり、全て合わせますと、年間で1億3,200万円程度の財源が必要になると見込んでおります。この事業は、暮らす人に優しい市民幸福度の高いまちを実現するために不可欠な施策と考えておりますことから、恒久的な施策として実現できるよう、本市の財政状況を踏まえた上で公約の実現に向けた判断をしてまいりたいと考えております。

次に、産婦人科医の働きやすい環境を整えることを公約に掲げた理由につきましては、平成27年第2

回定例会で答弁した際には、産婦人科医からお話を伺った中で、近年では女性の産婦人科医がふえていることもあり、一般的には子育てしながら働くことのできる充実した保育環境が必要との御意見をいただいたことからであり、その他の理由につきましては、あらゆる方面から情報収集に努める中で可能な支援策を検討してまいりたいと考えておりました。

次に、産婦人科医の働きやすい環境を整えるための情報収集や支援策の検討につきましては、これまで産婦人科医の現状や周産期医療にかかわる問題点を把握するため、医育大学や医師から直接お話を伺ったほか、小樽市周産期医療懇談会や北後志周産期医療協議会などを通し、北後志の5町村の状況、医師会、北海道、小樽協会病院などから積極的に情報収集を行ってまいりました。その中で、産婦人科医の労働実態やハイリスク妊婦に係る病院間の連携のあり方、医師や妊婦の皆様には選ばれる病院とはどのような病院なのかなど、現在抱えているさまざまな問題点を把握してきたところであります。今後におきましては、これらの問題に対しまして、関係機関と連携しながら、行政として取り組めることを一つ一つ丁寧に対応し、問題解決に向けて努力していくことにより、医師確保に努めてまいりたいと考えております。また、北後志周産期医療協議会内に設置しております施設改修ワーキンググループにおいては、医育大学教授を委員としてお招きし、医師や妊婦の皆様には魅力ある病院となるための施設改修について検討していることから、医師の働きやすい環境整備につながるものと考えております。

次に、ふれあいパス事業を見直すことにした理由と見直しについての進捗状況につきましては、本事業は、今後も人口減少に伴い市税収入の増加が期待できない中、事業対象者数がピークを迎える平成35年度に向けて事業費の増加が見込まれます。しかし、高齢者の生きがい対策として重要な施策であるため、限られた財源の中で将来にわたり持続可能な制度を再構築するという理由で、24年度から見直しについて検討しているものであります。進捗状況につきましては、昨年実施したアンケートを集約したところであり、また、事業者の御協力により成り立っている制度でありますので、事業者と課題の洗い出し、整理など、制度を持続していくために意見交換を行っているところであります。

次に、ふれあいパス事業に所得制限を取り入れることにつきましては、今後は事業対象者がふえることにより事業費の増加が見込まれますが、アンケートの回答でも、所得により対象者を選定する方法の御意見が見受けられました。また、一方では、通院、買い物など高齢者の外出時において日常生活に密着した制度となっているため、現状を維持してほしいといった意見も多数あったことから、今後、これらの意見を総合的に勘案し、慎重に検討してまいります。

次に、人口減少の歯どめにつきましては、現時点では歯どめがかかかっていない状況ではありますが、これまでも、こども医療費助成の拡大や子育て支援の充実など、さまざまな取り組みをしてきたところであります。しかし、その効果があらわれるまでにはもう少し時間を要するものもあると思いますので、今後、さらに人口減少の要因について調査・分析などを進め、より効果的な事業展開を図ることで、人口減少の歯どめに全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人口減少に見合った持続可能なまちづくりの必要性につきましては、市のさまざまな長期計画は将来の人口減少を見込んで策定しております。例えば、公共施設等総合管理計画では、新たに整備する施設については複合施設化を視野に入れることや、既存施設の稼働率の低いスペースは他用途への転換を検討するほか、道路や上下水道などは、市民の安心・安全の確保を前提に、行政サービス水準を維持していくために長寿命化による更新費用の縮減に努めるなど、今後の人口減少や少子高齢化などの社会情勢に合わせた取り組みを進めることを基本的な方針として策定しております。

次に、「中心市街地の整備再開発と空き家対策を実行！」についてですが、まず、中心市街地の整備再開発の進捗につきましては、私としては、中心市街地からまちづくりが再構築されるものと考えてお

り、まず、中心市街地に市営住宅を建設することや、危険な駅前広場の再整備を行うことがその実現に結びつくものと考えております。そのため、今年度については、小樽駅前周辺地区における交通環境の改善に向けた検討を行うための交通量調査や、駅周辺の駐車場の整備状況及び交通量の変化などに対応した適切な駐車場施策の検討などの取り組みを行っております。

次に、どういう考えでこの再開発を公約に盛り込んだのかにつきましては、中心市街地において、市営住宅の建設により中心部に人を集め居住人口の増加を図ること、また、危険な駅前広場の再整備を行うことで、市民や本市を訪れる人々が不便なく安全・安心に中心部を移動できることが商店街を含むまちなかのにぎわい創出や活性化につながることから、中心市街地からまちづくりを再構築する必要があると考えておりましたので、公約に盛り込んだところであります。

次に、なぜ特養ではなく老健施設の充実が必要なのかにつきましては、私が公約をつくった時点で介護療養型医療施設は既に廃止の方向性が決まっておりましたので、疾病を持つ高齢者の受入れ先の維持確保が必要と考え、病状が安定期にある方を対象に、医学的管理のもとで在宅の生活への復帰を目指して機能訓練等のサービスが提供される老健施設に着目し、その受け入れ数増で充実するとしたものであります。

次に、当市の現状として最も必要性の高い施設は老健施設なのかにつきましては、介護保険上の三つの施設は、それぞれの機能や対象者に応じた介護サービスを提供するもので、いずれも必要性は高い施設であると認識しております。しかしながら、介護療養型医療施設については、平成29年5月26日に可決成立した改正介護保険関連法において、現行の介護療養病床の経過措置期間は35年度末までとし、新たな介護保険施設である介護医療院へ転換を図る方向性が示されております。第7期の介護保険事業計画の策定に当たり、介護サービス事業者や医療関係者へのアンケート等を行いますので、小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会において、その結果を踏まえ、各施設の必要性について議論がなされるものと考えております。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 再質問いたします。

まず、自己評価100点について、昨日、一昨日と質問があつて、他都市の事例を参考に検討するということですけれども、これは、私が2年前にも予算特別委員会で達成度について公表したらどうか聞いたら、検討すると答えていたのです。この2年間何を検討して、どこの市から学び、そして、どう考えているのかお聞かせください。

次に、課題の中でプールを挙げていましたけれども、そもそも公約にどういったプールを考えていたのかお聞かせください。どこの場所というふうに答弁しましたけれども、そもそも公約で小樽公園に建設すると言っているのですから、小樽公園以外を考えているのか、それとも、小樽公園ではできないというふうに言っているのかお聞かせください。市営プールについて、25メートルのプールなのか、50メートルのプールなのか、公認プールなのか、公設民営なのか、どういった考えでこの公約を盛り込んでいたのかお聞かせください。再生の部分について、かつてとか往時と言っているのですけれども、それはいつのことなのかお聞かせください。

次に、住みよいまちということをおっしゃっていましたが、公約のどこを見ても「住みよいまち、人にやさしいまち」と言っていないのですけれども、いつからそれを考え始めたのか、どうして公約に盛り込まなかったのか、お聞かせください。また、かつてとか往時とか言っていますが、それが明治とか大正とかであれば、その当時よりも道路とか水道のインフラはよくなっていますし、ふれ

あいパスとか介護施設もできているので、その当時よりも人に優しいまちになっているので、いつのタイミングと比べてそういうふうにおっしゃっているのかお聞かせください。

次に、オープン化のところ、小樽市民会議100と言っていますけれども、何で100なのかお聞かせください。

参与の部分について、前に私が予算特別委員会で質問したときには、除雪以外持ち合わせていないと参与自身がおっしゃっていたのに、何で行政にその知見が役立ったのかということ、具体的かつ根拠立てて御説明ください。

水産ゾーンの関係について、何の効果が期待できているのか、そして、期待ができるのだったら何をやってもいいのか、水産ゾーンとは何なのかということをお聞かせください。

後援会のかかわった貸出ダンプ制度について、積み込みが過少なケース、不自然な運搬回数が解消するというのに、何でそれが配車の検討だったのか。またほかの業者がやったら同じことになるのではないのでしょうか。それについてお聞かせください。次に、夜間作業のおくれが見られた路線を変更したということですが、変更した路線はそもそも夜間作業がおくれた路線だったのか確認させてください。ダンプの確保、人員の確保が可能という情報があったということですが、誰からどこから情報があったのかお聞かせください。作業時の視認性というところですが、視認性のどこの何に問題があってそういうことをおっしゃっているのかお聞かせください。また、手配可能なダンプトラックがあったからといって10トンから4トンに変更しましたが、10トンから4トンに変更したところが、これまた不思議で、後援会関係者の組合だ。これはいかにも不思議なことで、別の意図があるように感じているのですけれども、それについて、そういう意図がないということがあるのであれば、お聞かせください。

次に、LEDについて、就任後予算化を図ると言っていましたが、市長就任前の選挙前には既に新聞や議会議論でこの話が出ていたのですけれども、そのようなことも知らずに公約に盛り込んだというのだったら、無責任な公約なのではないかと思えます。それについて説明を求めます。2年前の質問で、私もどういふふう改善していくのかというお話をしましたけれども、市長は検証していくというふうに答えていました。今回対象となっていないナトリウム灯も対象にしてはどうかというふうに思うのですけれども、これについてお聞かせください。

第3子以降保育料の無料化の部分について、市長は年齢を就学後まで拡大するという考えだったということですが、就学後、何年生までだったのか、考えをお聞かせください。所得制限の有無の部分について、補助金を活用した場合、制限をしなればいけなかったのかどうか確認させてください。また、実費で1,900万円を上乗せすればできることなのかどうかというのも確認させてください。

次に、産婦人科の部分について、これは平成27年第2回定例会の部分でお答えいただきましたけれども、それでは、公約掲載時は、産婦人科医の働きやすい環境というのはどういふふうなことを考えていたのか、具体的にお聞かせください。

次に、中心市街地の再整備について、危険な駅前広場を再整備というのはわかるのですけれども、どう再整備しようとしていたのかという中身が見えないので、市長は公約掲載時にどうしようとしていたのかお聞かせください。

最後に老健施設について、着目したときは、市営でやるのか、それとも、公設民営だったのか、伺います。

最後に……。

○議長（鈴木喜明） 安齋議員に申し上げます。当初の質問時間を超えています。

○3番（安齋哲也議員） では、以上、お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外におきましては、各担当部長より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。あと、大変私ごとで恐縮ですけれども、今、質問、お話しされた量を全て私は書きとめられておりません、残念ながら。ですので、もし抜けている場合におきましては御指摘いただきまして、その上で答弁させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

まず一つ目、100点におけることについての再質問で、以前にも、それはしっかりと分析をした上で行くべき、ですから、それをしっかりとその評価方法を検討すべきではないかというお話であったかと思えます。企画政策室等でもその手法においては検討していただいているところでございます。まだ残念ながら、それを市民の皆様にお示しできるような段階には至っておりませんので、まだ都度という形にはなっておりませんが、御提案のとおり、皆様に理解していただけるようなお示し方で行いたいというふうに思っております。ただ、今の質問の中で、他都市のどの市をとということで御質問がありました、恐縮ですが、今、それについては私自身、手元に持っておりませんので、申しわけありませんが、答弁ができません。

それから、公約時にこういったプールを、場所は小樽公園内ではないのかという御質問であったかと思えます。私自身、公約を掲げたときに、小樽公園内にプールを建てたいという思いで公約を掲げさせていただいたところでございます。そして、そのプールの形態においては、例えば、オリンピックとかの大会をやるような過大なプールではなくて、地元の方々に利用していただける、健康増進であったり教育であったり、地元の方々に活用していただきたいプールとして考えておりました。ただ、その時点において、50メートルにするか、25メートルにするか、その観点まではっきりと決めていたわけではございません。そして、現行におきましては、今までも答弁させていただいておりますが、場所のことも含めて改めてお示ししたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、往時はいつなのかというお話であったかと思えます。明治なのか、大正なのか、そのときに比べれば今はということも御指摘であったかと思えますが、私自身は、このときにこのお話、小樽の再生をイメージした中では、約30年前のことを想定しながらお話をしているところでございます。まちとしては斜陽都市と言われた時代、その後なのかもしれませんけれども、私自身、このお役目につく前に多くの市民の皆様と対話をしている中で、しばらく小樽から離れていた方々が、それこそ30年ぶりに帰ってきたのだけれども、あのときに日常に子供の声がさまざまな公園で、活気のあるお話があった。さらには、中心商店街や花園周辺において、人の往来は、本当に肩がぶつかるぐらいにたくさんの人たちが出入りしていた。そのような雰囲気が全く一変し、そのような声はどこに行ったのだろうかという声を、お一人だけではなく、何人かからお聞きしたところでございます。ですので、この往時というのは、恐縮ですけれども、その時期を明確に公約時にお示ししたわけではありませんけれども、明治や大正を想定しながらお話をしたわけではないということで、御理解いただければと思います。

（「何で見たこともないことを言えるんだ。適当に今、答弁を考えないでくださいよ」と呼ぶ者あり）

それと、なぜ小樽市民会議を100にしたのかという御質問もあったかと思えます。小樽市民会議を100にした理由におきましては、市民の皆様は100人規模で多くの皆様に参加していただきたいという思い

が第一でございます。そして二つ目は、小樽市制となって平成34年で100年目を迎えます。つまり、この総合計画ができて10年間、基本的に総合的計画に基づいて取り組むことになると思いますけれども、平成34年をまたぐということから、この市政運営が成り立って100年、そして、これからの100年のことも考えるという意味合いも含めて、100という数字にこだわった名称となったところでございます。

それから、私からは貸出ダンプについても御答弁させていただきます。これは幾つか聞けなかったこともあるのですが、抜けていたら御指摘ください。

まず、どこからの情報だったのかということですが、それについては、今、私自身は把握しておりません。

それから、視認性のどこに問題があったのかという御指摘ですが、私たちが答弁した経過といたしましては、暗い場面でライトのもとで排雪作業を行うよりも、明るい時間に行ったほうが視認性があるという意味合いで答弁させていただきました。ですから、夜間において行うことが視認性に対して問題があったという視点では答弁しておりません。

それと、10トンダンプを4トンにしたというお話ですが、それも、先ほど答弁させていただきましたけれども、日中の作業であればダンプや人員の確保が可能という情報があったこと、そのようなことから切りかわったと認識しているところでございます。

それから、LEDについて無責任という表現が……合っていますか。LEDについて無責任、その無責任と御指摘されている意図がわかりませんが、私自身といたしましては、先ほども答弁させていただいたように、市民の皆様から、そのような暗いところがあるよと。または、町会における負担も大きいので、LED化することで費用負担の軽減ができるのではないかと、そのようなLED化についてのさまざまなお声をいただいたところでございます。私自身といたしましては、改選期における予算というのは基本骨格予算で、政策予算においては上げられないだろうというふうに私の中では思っていたところでございます。しかしながら、その時々において必要性がある、または、新年度当初から組んだほうが良いという場合においては、その時々における市長の判断で議案等に上げられることもあるというふうに認識しております。私といたしましては、私がお役目についてから予算化することでそれを実現しようというふうに思っておりましたので、公約に掲げさせていただいたということから、無責任というところには私自身は当たらないと思っております。

それと、私からは、公約を掲げた時点で働きやすい環境について何か考えていたのかということだったかと思っております。私自身、公約を掲げたときには、必ずしも産科医からというわけではなかったのですが、医師等からお話を聞いている中では、やはり臨床、いわゆる現場経験が、若い人たちにとって、非常に医師を呼び込むための一つの手だてではないかというお話であったりとか、さらには、研修する、学会に参加するということに対して推奨している病院においては、そういう若手の医師から人気が高いとか、そのようなことについて、耳にはしておりました。ですので、産科医の撤退ということにおいては、民間病院ではありましたけれども、そのような状況も含めて、行政でどのようなことができるのかということも含めて、就任後に病院とその点についても検討や協議をしていくべきではないかというふうな認識を持っていたところでございます。

それと、中心市街地の整備再開についての御質問があったかと思っております。小樽は高齢化率が高くなっていて、御高齢の方々がそれぞれの地域の中で自宅における除雪作業が厳しいであったりとか、または、中心部と離れたことによる買い物に対する行き来が大変厳しいというようなお話を耳にしていたところでございます。その中で、そのような御高齢の方々にとって中心部における住みやすい環境づくりは、結果、その方々が中心部の身近に住まわれることで、中心商店街等における買い物に結びつ

いていたりとか、または、中心部における居住人口がふえることにおける商店街の活性化に結びついていくであろうという認識を持っていたところでございます。改めて中心市街地周辺に市営住宅を建設することによって、今お話しさせていただいたようなことが促進できるのではないかと認識していたところでございますので、そのようなことをもって、再整備という公約を掲げさせていただいたところでございます。

また、駅前広場においても、現在、駅を利用して小樽市民の方々が通勤・通学に使われているかというふうに思いますが、その行き来の中で、横断歩道や信号の通りを通らずに、現在でいう駐車場の前、タクシーがブールされているその周辺を横切って歩かれる方々がたくさんいらっしゃいます。また、観光で小樽市に小樽駅を初めてお越しになった方々が、その動線が非常にわかりづらく、自分自身が行きたいところに行こうとすると遠回りをしたりとか、または、広場の中で車が走っているさなかに迷い込んで車にぶつかりそうになったりとか、そのような実態を私自身も目の当たりにしていたことから、その改善、解消を図ることによって、観光客の皆様の小樽市に対するイメージも変わってくると思っておりますし、また、住んでいる方々にとっても、事故に遭わない、行き来のしやすい、そのような駅前広場を再整備し改善を図ることによって、中心部における潤いにも大きく貢献できるだろう、そのように考えたところで公約に掲げさせていただいたところでございます。

それと、老健施設においてでありますけれども、私自身が公約に掲げたときには、公を中心に整備をしたいという思いで公約に掲げさせていただいたところでございます。しかしながら、今までもお話をしておりますけれども、介護保険計画等の状況もありますので、結果的に就任後にその状況を踏まえて判断をしたいということで、今までも答弁させていただいたところでございます。

あとは、私自身書いてはいるのですが、お聞きになった意図とかが少しつかみ切れていないこともありますので、まず、現時点で私の答弁は一度終えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げますけれども、市長、副市長、つけ加えることはないのですね。いいですね、次、部長に答えさせて。何かありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 議長、済みません、先ほども私、最初にお話ししましたが、完全に私自身個人として書き切れていない部分もありますので、改めて担当部長から答弁させていただき、それでも抜けている部分があったら、大変恐縮ですが御指摘いただければと思っておりますので、続けていただければと思います。

○議長（鈴木喜明） それでは、ほかの説明員の方の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 安齋議員の再質問にお答えいたします。私からは、水産ゾーンにおける観光船事業に係る部分でございます。

まず、水産ゾーンの考え方でございますけれども、港湾計画というのはあくまでも長期的な観点で、港湾における将来のあるべき姿、そういったような将来像を示す計画でございまして、ゾーニングというものにつきましては、現行平成9年改定の港湾計画では、冒頭の港湾計画の方針の部分でうたわれております。そして、水産ゾーンの位置づけと申しますと、水産業の振興ですとか漁船対応施設の確保のための空間という位置づけということで認識しているところでございます。それから、何の効果が期待されたのかという部分でございますけれども、海を活用し、水産物を提供する。観光資源といたしまし

て、観光と水産業が連携した産業振興という観点で、効果が期待できるというふうを考えて答弁したものでございます。それから、何をやってもいいのかという点でございますけれども、もちろん、何をやってもいいというものではございません。法令に違反することはもちろんできませんし、今回の例で考えますと、例えば漁業権の侵害ですとか、安全な船舶の航行を阻害するですとか、そういったことはやってはいけないことだというふうに認識しているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 安齋議員の再質問にお答えいたします。

貸出ダンプ制度のことでありますが、まず、夜間から昼間に変更した件ですけれども、これは、実際に排雪に入る際に業者と協議をするときに、業者から、なかなか夜間だとトラックの手配ができないということを受けまして、昼間だったら手配ができるというようなことを受けまして、今回、昼間に入ったものであります。そして、繰り返しになりますけれども、その情報が誰から入ったというのは、協議の中で業者からそういう情報をいただいたというものであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 安齋議員の再質問にお答えいたします。

一つ目は、第3子以降の保育料を無料にするという公約について、就学前までを就学後まで拡大することについて、就学後というのはどこまでなのかということについてでございます。就任当初、すぐに検討に入っております、平成27年5月ですけれども、中学生あるいは高校生、そしてその後、大学生まで検討しております、年齢制限なしということも検討しておりました。それで、国が昨年からは、360万円未満相当の年収の世帯については、年齢制限なしにして第3子以降を無料にするという制度に変わりましたので、本市においても、できれば年齢制限なしということで進めたいとは考えておりますけれども、ただいま検討中でございます。

それから、年齢制限なしで1,900万円上乗せすれば公約が実現するかということでしょうか。1,900万円上乗せすれば、市長が言う公約が実現するののかということでしょうか。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安齋議員、では、補足してください。

○3番(安齋哲也議員) 繰り返しなってしまう大変御迷惑をおかけして、申しわけございません。

答弁で、補助金を活用して所得制限を設けなかった場合、1,900万円上乗せという答弁があったので、では、1,900万円市の単費で使えば、所得制限がない部分もできるのではないですかということを確認させていただきたかったということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 福祉部長。

○福祉部長(日栄 聡) 1,900万円上乗せすれば、確かに年齢制限を設けない形でできるとは思っておりますけれども、それでも、年収640万円以上の世帯で年齢が3歳以上については、第3子であっても無料にならないということにして、1,900万円上乗せした場合であっても、全ての第3子が無料になるわけではございませんので、対象がたしか20名ほどしか、単純な試算ですけれども、20名ほどしかいないということございまして、それであれば、公約である年齢制限なしで第3子を全て無料にしたいという方向で話を進めていきたいというところでございます。

○議長(鈴木喜明) ほか、説明員の答弁はありませんか。

先ほど、こちらも書き取りましたが、なかなか全部それは難しかったですけれども、抜けているであろうところを二つ指摘します。それに答えていただきたいと思います。

10トントラックから4トントラックにすることにつきまして答えていますけれども、別の意図はなかったのか、このことについてははっきりと述べられていなかったのが1点。

それから、参与の知見について触れた部分があります。その件が私のチェックでは漏れていますので、答弁を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 大変失礼いたしました。今の2点について。

まず、10トンから4トンに別の意図がなかったのかということに対して答弁していないということで、それについては、別の意図は全くございません。

それと、参与の件を御質問されていたと思うのですが、その内容がしっかり把握できていないので、つまり、除雪以外に何の役に立っていたのかということですか。よろしいですか、それで。私自身といたしましては、結果的に平成27年度、28年の春まで務めていただいた中で、最終的に除排雪のことが中心になってしまったということもあって、それ以外について貢献ができたということ、根拠を持って今この場でお示ししてくださいと言われても、残念ながらできない状況ではございます。しかしながら、もともと市職員OBとしての当時のいろいろな取り組みを把握されていること、さらには、民間にも出て、行政においての問題点を民間から見て感じていたこと等もありましたので、そのような視点で、私自身としてはさまざまなアドバイスをいただけたというふうに思っております。

まずは、今、議長から御指摘いただいた2点についてはこのように考えております。

○議長(鈴木喜明) 安斎哲也議員に確認いたします。再質問の答弁で漏れているところがありましたら、御指摘ください。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 3番、安斎哲也議員。

○3番(安斎哲也議員) 私の質問の中で、大枠早口だったのをお答えいただいたのですが、2点ほど抜けているところがありまして、まず1点目、「住みよいまち、人にやさしいまち」というところなのですが、公約を達成してそういうふうになるということを言っているのですが、公約の法定ビラにはそのような言葉は一つも出ていないので、いつからそんな話が出て、公約のどこを読めば出ているのかというような内容で質問させていただいていました。

あと、もう1点は、LEDのところ、そもそも対象となっていない、例えばナトリウム灯というところが、もし制度を改善するに当たっては対象にしてもいいのではないかとということで、提案をさせていただきました。

まずはこの2点でしたので、よろしく申し上げます。

あとですね、先ほど、第2子以降分の保育料の関係で補足させていただいて、部長から答弁をもらったのですが、私の言い方が悪かったのか、年齢制限の話で御答弁されていたのですが、私の趣旨としては、所得制限の話の本質問からしていたので。

○議長(鈴木喜明) 後段については再々質問をお願いします。答弁が違ったということですか。

○3番(安斎哲也議員) いいえ、補足したときに、私は所得制限の話ですということで説明させていただいたことに対しての御答弁が年齢制限とかみ合わない答弁だったので、最初から所得制限の話をしていますから、その辺も答弁違いとか、答弁漏れになるかと思っておりますので、その点、議長から

も御指摘いただけたらと思います。

○議長（鈴木喜明） まず、説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 答弁漏れ、大変失礼をいたしました。

私からは1点、「住みよいまち、人にやさしいまち」というフレーズが公約の中には入っていない。にもかかわらず、先ほどの私の答弁で、なぜ公約を実現するとそれに結びつくのかということがマッチ、合っていないのではないかという御指摘と、それはいつからお話するようになったのかという点だったかと思いますが、まず「住みよいまち、人にやさしいまち小樽」という言葉をいつ言い始めたのかということは、恐縮ですが、正確性のことを考えると、今は、恐縮ですが、お示しできません。私の中で多分このときだろうというのは思っているのですが、それは後ほど間違っていたということにもなりかねないので、それは恐縮ですが、ここではなく、後ほどお示しさせていただきたいと思います。そして、私といたしましては、それが結果的に、市政についてから、「住みよいまち、人にやさしいまち」ということで市民の皆様に表示するようになってきましたけれども、それはやはり、公約の中でそういう思い、意図が重なるフレーズだということで、市長についてからそのフレーズを使わせていただくようになったので、この公約を実現することによってそういうまちになっていくと私自身は認識し、表現していたところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 第3子以降の所得制限を設けなくて1,900万円上乗せをすればいいのではないかということに対しての答弁でございますが、これは、もちろん市長がふだんから申しております第3子以降は全て無料にするということとは合わない、違うということは御理解いただけていると思うのですが、所得制限を設けなくて行った場合には、答弁にもありましたとおり、1,900万円上乗せになります。該当者が20名ほどというふうに、少ないのです。第3子全てが無料化になっているわけではなく、3歳以上の子供は、第3子であっても無料ではありません。といったことから、公約であります第3子以降を全て無料にする、年齢制限を設けない、それから、所得制限も設けなくて、全ての第3子を無料にするという方向でただいま検討しておりますので、早期実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 街路防犯灯について、今回の制度は白熱灯、水銀灯、蛍光灯について対象にしまして、ナトリウム灯につきましては、省エネルギーの効率が高いということで、今回は対象外にさせていただいております。今後、この事業が終わって一度検証した後に、改めてナトリウム灯につきましては検討していきたいというふうに考えております。

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

○3番（安斎哲也議員） 再々質問させていただきます。

まず、かつてと往時の部分について、約30年前というのが、何で市長がそれを知っているのだと。人から聞いた話を勝手に盛り込んで再生しているのは、とんでもなく無責任な公約だなというふうに思います。子供の活気があるのかなんとかと言っていますが、先ほど私が指摘しましたけれども、インフラ

とか施設、介護施設とか公共施設は当時よりも整っているの、それと比べてどうよくしようとしているのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

次に、市民会議100について、これから100年だから名称を100にしたということではなくて、私が聞いていた意図としては、伝わらなかったかもしれないですけども、何で100人にしたのかという理由をお聞かせいただきたくったということでもあります。

参与の部分について、根拠がないということでもありますけれども、私、本質問のときに理由と根拠を示してくださいと言っているのに、根拠を持たないで来られているということは、まさしく誠実に答弁しようとしていないのではないかと思いますので、改めて根拠を示していただきたいのと、改めて伺ったら、行政から外に出て、その知見をアドバイスしたと、今まで聞いたことがない答弁が出てきているのですけれども、これってどういうことなのですか。今までの答弁と全然違う話をしているのですけれども、これはどちらが本当なのでしょう。

あと、産業の振興に効果が期待できるという水産ゾーンのところですが、期待というのはわかるのですけれども、期待値とか効果はどういうふうに測定されているのか、見込んでいるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

次に、LEDの部分、無責任ではないかという指摘は、新聞とか議会議論を見ていればわかることなのに、それを読まずに見ずに公約に載せて、いかにも自分の制度設計だといわんばかりに豪語しているのが無責任ではないですかという指摘であります。無責任ではないですかという指摘に対してどう答えるのかということでございます。

次に、年齢制限の部分について、いずれにしても、年齢制限も所得制限も撤廃して実行できるようにするという答えだったと思いますが、これはいつまでに検討されるのか、いつまで実行しようとしているのかというのをお聞かせください。

産婦人科医の部分について、産婦人科医の働きやすい環境を整えると言っていたのに、産婦人科医ではなくて、ほかの知っている医師から聞いた話を公約に盛り込んだということは何なのかという話になります。結局何の環境を整えるかという考えがなく、ただ言葉尻いいような部分を述べたのではないかと思いますので、改めて伺いますけれども、もともとは、ただ子育てしながら働ける環境、それ1点しかなかったのだということではありませんか。

最後に2点あります。駅前広場の件ですけれども、市長がおっしゃるイメージを改善するには、では、駐車場もなく車も通らない、市民が安全に歩行できるような広場をつくりたいというイメージを持って公約に盛り込んでいたのか。もしそれであれば、そのための準備として、ただ歩行調査とか交通量調査をするのではなくて、中央バス、JR、第一駅前ビルとかを含めたいろいろな各関係団体と協議の場を設けるべきなのではないですかというふうに思いますので、これについてお聞かせください。

最後に老健施設なのですが、これは次期計画の中でアンケートをして、これから関係者に意見聴取するということですが、これの中で、もし必要がないということになれば、老健施設は公約はしているけれども、建設しないということで確認させていただきたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 安齋議員の再々質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外におきましては、担当部長から答弁させていただきます。

まず、私自身が知り得ない当時のことを勝手に思い込んで小樽の再生という表現をしたのかという御

指摘だったかと思えます。この公約の中で掲げさせていただいている小樽の再生というのは、先ほど言ったイメージをもとにお話させていただいたところでございます。そして、それを果たすために公約を一つ一つ掲げて取り組んでいこうということで掲げたものでありますので、つまり、それを実現することでそれが達成できるという、その視点を持って掲げさせていただいたところでございます。ですから、安斎議員が言うように、インフラとかそういうものをというふうに御指摘されるとするならば、公約の一つ一つ掲げられていることがそれに当たると、私自身は思っているところでございます。

それから、100人にしたのかという御質問で、先ほど質問したことと私の答弁の意図がずれていたというお話であったかと思えます。実は、ここに至るまでにさまざまな過程がありました。地域ごとに出向いて1回ずつやったほうがいいのではないかなというお話も出ていたところでございます。そうしますと、いろいろな地域には行けるのですけれども、結果1回ずつ行うということで、なかなか意見に対しての総合計画に反映できるようなところまでは至らないのではないかなであったりとか、さらには、やはり何回も回数を重ねることによって、市政の状況、今までの小樽の歴史、また、将来ビジョンのことにおいても、そのようなことを踏まえながら、より濃い意見交換になるのではないかなというお話もあったことから、そのようないろいろな過程の中で、最終的に皆様にお集まりいただいて、5回という回数を重ねて行おうという流れになったところでございます。

その中で、市のほうでの運営に対しての器量であったり、またはその対応、いわゆる何百人も一遍に対応できるかという、やはり難しい。逆に少ない人数ですと、市民の皆様の意見を反映したというふうに市民の皆様に対してお伝えするには、人数が少なればなかなかそういう意味、または、そういうふうにイメージとして捉えてもらえないということから、結果それが、100人という規模が私たちとしても対応できる範囲内で最大限の規模ではないかということから、100人になったという経過もございますので、あわせてお伝えさせていただきます。

それと、参与のことにおきましては、今回に限らず、今までも根拠について何度も御質問を繰り返されているかと思えますが、やはり、私たちといたしましては、その根拠は、何度も答弁させていただいておりますけれども、行政における取り組み、そして、民間の両方の経験、そして、知見を持つということが行政に役立てられるという認識のもとで任用したという経過がありますので、それが私たちが今までも答弁をさせていただいた根拠でございます。

そして、先ほど私の答弁で、今までの意図とは違うのではないかなというお話がありましたが、私自身といたしましては、今までも今も同じ意味でお伝えしているつもりでありますけれども、やはり、その両方の経験をされていることによって、私はさまざまなアドバイスを受けて、市政運営に対して役に立ったというふうに認識しているところでございます。

そして、LEDのことについて無責任だとまた繰り返しお話しされておりましたけれども、私自身が公約に掲げようと思ったことそのものは、新聞等で取り上げられる前からでございます。また、それがそのように予算化されるかどうかというのも、それこそ第1回定例会になって初めて、私も含めて市民の皆様に対して知られる内容だったのではないかなと思っております。私自身も……

(発言する者あり)

公約について、もちろん掲げつくるに当たって、一日、二日でできるものではありません。時間をかけてこれを積み重ねていく、これが市民の皆様にとって望む内容だ、そういうことをやはり何日も何日もかけて、この公約というものはでき上がっているところでございます。ですので、私はそのように無責任だというふうに言われておりますけれども、私自身は、今まで説明をさせていただいたように、無責任だとは思っておりませんし、LEDによって市民の皆様が望む環境づくりに結びついていくであろう

うと認識しておりましたので、公約に掲げさせていただき、そして今、それをこの3年間、1年目に限らず続けさせていただいているということから、公約を果たすものと考えているところでございます。

(発言する者あり)

それと、産婦人科医の働きやすい環境のことで、産科医の働きやすい環境という意味合いにおきましては、就任させていただいてから、先ほどもお話しさせていただいていますけれども、産婦人科の医師はもちろんのこと、医育大学であったり、その他の医師も含めてさまざま情報収集を重ねて、その体制づくり、環境づくりに取り組んでいるところでございますが、その当時は、私自身は、産婦人科医師という役職の方から、残念ながら直接お話を聞くことはできませんでした。しかしながら、医師自身からは、産婦人科とは違う医師でありますけれども、医師の皆様がお越しになる、または選ばれる病院になる、その環境において、先ほど答弁させていただいたようにアドバイスをいただいております。これは、産科医に限らず、その環境づくりが医師に来ていただける環境づくりに結びつくということから、全く別の問題ではないと思っておりますし、それもあわせて果たすことによって、産科医の医師が来ていただける環境づくりには私は大きく結びつくと思っておりますので、働きやすい環境に結びつく内容であると思っております。

(発言する者あり)

それと、駅前のイメージという表現でした。車の通らない広場をつくれればいいというふうに思っているのかという御指摘でありましたけど、そのように思っているわけではありません。つまり、市民の皆様にとって、また、観光客の皆様にとって、車とバスやタクシー、また送り迎えの車など、そういう車等の動線と歩行者における動線を、信号灯も含めてですけれども、すみ分けをして、安心で、さらにはわかりやすい広場にしていくことがイメージでございますので、車をやめるとか排除するとか、そういう観点を持っていたわけではございません。それと、関係団体との協議をすべきだという御指摘であったかと思えます。これにおきましては、市としてもしっかり調査を行って、その上で最終的に協議の場というものは必要になってくるのかなと思っておりますので、その場面が来たときには関係団体に対して協力を求めることになるであろうと思っております。

あと、最後に、施設においてですけれども、私が公約に掲げさせていただいてから、施設に伴っては2年がたちまして、改めてニーズ等の調査をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。私といたしましては、そのことを踏まえて判断していきたいというふうに思っておりますので、必要がないとなった場合においてという過程においては少し表現がしづらいところではあります。

(発言する者あり)

私といたしましては、今後の策定委員会においての状況等を踏まえて判断したいなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） お答えいたします。

私からは、観光船事業に係る期待値の効果測定についてどのようにするのかという御質問だったと思います。先ほど答弁させていただいたような観点で、観光との連携によって広い意味での産業の振興が期待できるところでございますけれども、あくまでも民間の事業者で行っている事業でありますので、その効果を測定するということまでは至っていないものでございます。

(「議長、3番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員、何ですか。

○3番（安斎哲也議員） 参与の部分ですけれども、今まで市長がおっしゃってきた説明と違う説明を先ほど来からされていますので、指摘をさせていただいて、今までの議論を捨てて、今回述べられた理由を新たに加えるのかどうか、これを明確にさせていただかないといけないと思います。というのは、行政から外に出て……

○議長（鈴木喜明） 今おっしゃっているのは前の答弁と違うという御指摘ですか。

○3番（安斎哲也議員） そうです。

○議長（鈴木喜明） それは議事進行ですか。何ですか。

○3番（安斎哲也議員） 議事進行をかけてよろしいなら、議事進行についてさせていただきます。答弁の修正なりを求めたいと思います。

○議長（鈴木喜明） まず、その件につきまして述べてください。

○3番（安斎哲也議員） 行政から外に出て、その外に出たアドバイスを何うという話を市長は答弁されたのですけれども、今まで言ってきたことは、雪対策において行政で経験したことと、民間の除雪の業者にいて民間の経験を知っているから、除排雪の施策としてアドバイスをもらうんだという話をしていました。今まで、では、ほかに市政全体のアドバイザーとしてどのようなアドバイスや知見があるのかということは一切言ってこなかったのに、今ここに来て、行政から外に出た目線からアドバイスをもらったということなのですから、では、なぜ、私が最初に市民にとって何がよかったのか、理由と根拠を示してくださいと言ったときに、その部分をお話しになっていないのか、また、過去これを言ってこなかったのが理解できませんので、この部分、答弁の修正なりを求めたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 安斎議員の議事進行でありますけれども、過去に聞いたけど、そのことは述べられなかった。今回そのことについて述べた。これは違うことではないのかというお話です。それは、先ほどの質問の中にもありましたか。

○3番（安斎哲也議員） だから、根拠を示してくださいと言ったのですけれど、出てこないから。

○議長（鈴木喜明） 違うことを言っているというより、前に聞いたときには答えず、今答えたということですので、これは答弁が違うということにはとらないのです。要するに、前は漏れていたという考えだと思います。ですから、この件は答弁が違うというふうには判断いたしません。よろしいですか。

○3番（安斎哲也議員） 終わります。

○議長（鈴木喜明） 安斎哲也議員の質疑及び一般質問を終結します。

（「議長、4番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 4番、中村岩雄議員。

（4番 中村岩雄議員登壇）

○4番（中村岩雄議員） 地域公共交通について、お尋ねいたします。

今、小樽をめぐる人と物の流れにさまざまな変化があり、早期に、あるいは中・長期で検討・対応を要する課題が山積しています。

北海道横断自動車道余市・小樽間が平成30年度中に供用開始になり、国道5号の忍路防災事業で、トンネルを含む新ルートが29年度中に開通、それに続き、塩谷防災事業も順次供用開始になると聞いております。また、少子高齢化、人口減などから、学校統廃合によって通学路が変わることや、小樽市立病院、済生会小樽病院、小樽掖済会病院の移転に伴う通院ルートなどの変化が見られております。北海道新幹線における新駅周辺と市街地とのアクセス、並行在来線函館本線経営分離など、バス、JRなどの

公共交通にも影響を及ぼす課題があります。

このような情勢の中、昨年4月に、塩谷海岸からばるて築港までの路線の新設を求め、塩谷・桃内連合町会、新道町会、しおやを良くする会の三者から 2,000 筆を超える署名を添えて北海道中央バスに要請がありました。その後署名はふえ続け、3,200 筆に達していると聞きます。

要望の内容は、高齢化が進みバスの乗り継ぎが厳しく、買い物、通院が大変不便であり、現在、おたもい入口から小樽市立病院、済生会小樽病院経由でウイングベイ小樽まで運行されている路線バスを塩谷海岸まで延長してほしいというものであります。

小樽市としても、地域住民の要望を受け、北海道中央バスに要請を続けてきたことと思います。北海道中央バスからは、市内線の収支が赤字という現状で、塩谷海岸からばるて築港への直通路線の新設は大変厳しいが、法定協議会が設置されれば、その中で検討したいとの考えが示されております。

国の動きですが、平成25年12月に交通政策基本法が制定され、26年11月、地域公共交通活性化再生法が改正され、地域公共交通ネットワークの再構築に向けた支援を行っています。

そこでお伺いいたします。まず、市では塩谷地域の要望に対しどのような対応をされてきたのか、御説明をお願いします。

次に、地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、道内他都市の地域公共交通網形成計画の策定状況をお聞かせください。地域公共交通網形成計画を策定する経費として国から支援する制度があり、昨年度までは補助率10分の10で、29年度から2分の1となりました。来年度では遅きに失する感がありますが、網形成計画を策定するための法定協議会設置時期はどのように考えていますか、お示しく下さい。

次に、法定協議会を設置するとしたら、構成員はどのようにお考えですか、お答えください。また、地域公共交通網形成計画を策定するに当たり、法定協議会開催は何回くらい想定していますか、他都市の事例などを参考にしながらお答えください。

最後に、地域公共交通網形成計画策定に必要な地域データの収集・分析、住民利用者アンケートの実施なども行うべきですが、どれだけの範囲、規模で考えているのか、お聞かせください。また、短期間の実証調査も必要と思いますが、いかがですか。お答えください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村岩雄議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、地域公共交通について御質問がありました。

まず、要望に対する市の対応につきましては、平成28年4月に、塩谷桃内連合町会などから、塩谷海岸とばるて築港までの路線新設の要望に関する支援要請があり、市からもバス事業者に対して検討を依頼しました。バス事業者からは、現状において路線新設は非常に困難な状況にあると説明を受けたことから、その内容について塩谷桃内連合町会などに報告しているところではありますが、市といたしましては、市内全域のバス路線のあり方の中で引き続き検討していきたいと考えております。

次に、地域公共交通ネットワークの再構築に向けて、道内他都市の地域公共交通網形成計画の策定状況につきましては、平成29年3月末現在で、函館市や千歳市など10市町で策定されております。

次に、地域公共交通網形成計画を策定するための法定協議会設置時期につきましては、地域公共交通

網形成計画の策定に当たり、行政が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの再構築に取り組みなければならないと考えております。協議会の設立時期については、現在、銭函地区をモデル地域に選定し、行政として地域公共交通に対する役割や課題などを把握するとともに、他都市の取り組み状況を調査、研究した上で判断していきたいと考えております。

次に、法定協議会の構成員につきましては、国土交通省で発行している地域公共交通網形成計画作成の手引きによりますと、法定協議会の構成員については、市町村、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、学識経験者、利用者、地方運輸局などが示されており、委員数につきましては、他都市の事例では20名程度で構成されていることから、これらを参考にしてまいりたいと考えております。

次に、法定協議会開催の回数につきましては、国土交通省で発行している地域公共交通網形成計画作成の手引きによりますと、法定協議会では、地域公共交通の問題点や課題の整理、地域公共交通網形成計画の基本方針や目標の設定、施策の検討などを行うことから、4回程度開催することが必要と考えております。

次に、地域公共交通網形成計画策定に必要な調査につきましては、地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、本市の地域公共交通の現状や課題を把握するため、市内全域において公共交通の利用状況などのデータの収集・分析、通勤・通学者、市民や観光客などを対象としたアンケート調査などが必要になると考えております。また、短期間の実証調査につきましては、今後、必要性について検討してまいりたいと考えております。

(「議長、4番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 4番、中村岩雄議員。

○4番(中村岩雄議員) 強い要望として申し上げておきたいのですが、塩谷とオタモイ3丁目が該当する地域になるわけですが、これはことしの4月末の人口で約4,250名の方々がいらっしゃる、そういう地域です。現在、おたもい入口発のおたもい・ばるて築港線、これが運行されております。1日5便運航されているわけですが、このおたもい入口発を塩谷海岸まで延長してほしい、そういう具体的な要望です。

今、市内全域でばるて築港線として運行されているのが約6カ所から運行されているということです。その中で、このオタモイ3丁目、塩谷地域が不便を強いられている、そういう状況にあるかなと思うのですが、引き続き市におかれましては、バス事業者に対しまして協議及び働きかけをしていただきたいというのと、それから、法定協議会が前提となっておりますので、その設置に向けて精力的に準備を進めていただきたい、これを強く要望しておきます。

○議長(鈴木喜明) 以上をもって質疑及び一般質問を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時20分

○議長(鈴木喜明) 休憩前に引き続き会議を再開し、これより一般質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

(17番 中村誠吾議員登壇) (拍手)

○17番(中村誠吾議員) 第2回定例会に当たり、一般質問を行います。

ことしの通常国会のマスコミ上の主役は森友学園でした。市長、森友学園と加計学園の問題は国民的

関心が高く、ここまで注目されたのはどうしてだと思いますか。私どもは、国民的関心が高い理由は、首相、防衛大臣といった権力者に近いと思われる人物が格安で土地を手に入れられるという便宜を図ってもらったのではないか、この疑惑が国民の怒りに火をつけたからだと考えています。行政の公平であるべき決定を政治がゆがめてしまったのではないかという疑惑だけでもこれだけ問題になり、許されないことなのです。真相の解明はこれからでしょうが、疑惑の段階でこれだけ注目されたのだと考えます。

そこで、実は小樽市にも似たような問題があると私は思っています。我々が問題にしている小樽港の高島漁港区の問題です。後援会の幹部がオーナーであり、小樽市の権力者である市長に近いと思われる観光船事業者が、通常では考えられないさまざまな許認可を得ている問題です。これは、森友学園同様に、行政の決定を政治家である市長がゆがめてしまっているのではないかという疑念があるからこそ、我々は市長に説明を求めています。この構図を市長は本当に理解できているのでしょうか。

また、さきの定例会では、私どもは、港湾法を含めた全体像からこの条例を捉えるなら、分区条例上、小樽港と石狩湾新港の解釈に違いはないということを申し上げました。そして予算特別委員会の中で、分区条例には国が示したひな形があるという答弁がありました。通常、ひな形がある条例でそのとおりに条例を作成しているのであれば、全国で同一の解釈になるのが条例解釈上の基本です。小樽市の条例とひな形の明確な違いを挙げられますか。小樽市の条例とひな形を含めた全国的な条例の違いを具体的に挙げてください。そうしないと、小樽市の条例と全国の分区条例には違いがないということになりますし、小樽市と石狩湾新港管理組合の分区条例の解釈が違うという市の主張も成り立たなくなります。

さらに市長は、条例に書かれていないことを解釈して行うことのほうが勝手な判断という枠組みに当てはまりかねないという発言をしているのです。これは、条例に全てを書いているような規制に関する条例など存在しないこと、分区条例は、罪刑法定主義にのっとるべき罰則を規定する条例ではないことを根拠に、我々は明確な誤りだと指摘しました。市長は、分区条例において、このような条例解釈ができる根拠を示してください。この解釈の帰結は、分区条例に書いていない建物は全て認めるという結論になります。これで本当に分区条例の意味がありますか。規制すべき建物を全て条例に列挙できるとお考えですか。説得力のある回答をお願いします。

そして私は、この問題は刑罰的にも問題があるのではないかとこのことを指摘しておきたいと思えます。もちろんここは裁判の場ではありません。しかし、非常に危うい市長が危ういことをしているという点について、法律を通すことによりわかりやすく市議会で指摘し、問題点の整理をしたいと思えますので、取り上げます。

ここで問題となる法律は、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律です。第1条には、1、「衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長が」、2、「国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し」、3、「請託を受けて」、4、「その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたにつき、その報酬として財産上の利益を収受したときは、三年以下の懲役に処する」となっています。1から4の要件全てに当てはまれば罪となります。ここで、1と2の、市長がこの法律の対象であることや、今回の構築物の建設等に関する行政庁の処分であることは、疑いの余地はありません。

この法律の特徴は、政治家が公務員に対して口ききをして、たとえ正当な行為をさせたとしても、あるいは、不正な行為をさせなかった場合でも、そのあつせん行為によって利益を得れば処罰されるという法律です。私どもはこの行政庁の処分が違法だと言っていますが、たとえ市長が言うとおりで合法であ

っても、処罰の対象になる可能性があるのです。

次に、3、「請託を受けて」という部分です。請託とは、内々で特別の計らいを頼むこと、特に、公務員に一定の職務行為を行うように依頼することとされています。我々民進党を初め議会においてこれほど取り上げられているのは、この件が異例であり、本来できないような行政庁の処分だからです。特別な計らいができなければできない処分なのです。

そこで確認しますが、観光船事業者がこの問題について役所に何回来たか、どのような要求をしたか、記録をとっていますか。また、市長自身は、港湾室から今回の処分のことで相談を受けたことがありますか。

最後に、4、「その権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにあつせんをすること又はしたことにつき、その報酬として財産上の利益を収受したとき」という点です。ここで問題になるのは、政治家個人やその後援会、政党等の団体に対して、その政治活動のためになされる寄附という意味での政治献金です。賄賂を受け取ったという疑惑の本人から、その金は政治献金として受領したので賄賂ではないとの主張がなされることがあるかもしれませんが、違法と合法との区別はかなり微妙なのです。具体的な事案に応じて、その報酬の意味、金額、人的関係、金の流れなどを検討して、その報酬として、つまり、対価性を判断することになります。そして、対価性が肯定されると、幾らそれを政治献金と呼んでも違法になります。つまり、政治献金の内容次第なのです。

そこで、平成27年に観光船事業の経営者から、市長個人、後援会などの政治団体は、政治活動のための政治献金をいつ、幾ら受け取っていますか。この法律の第1条が適用され、市長が三年以下の懲役に処されるかどうかを決めるのは裁判所であり、起訴するのは検察です。しかし、たとえ有罪でないから許されるという問題なのでしょうか。疑惑がある以上、市長はしっかりと説明していかなければならないのです。

冒頭にお話した森友学園の問題では、安倍首相は、土地取引にかかわっていたら辞任すると国会の場において明言しています。また、松井大阪府知事は、3月16日に学園の理事長と2人で会ったとか、森友を優遇せよという指示をしていたらやめますと記者会見で述べ、学園側との不適切な関係が発覚したり、自身のこれまでの説明に虚偽があったりした場合は知事を辞職する考えを示し、学園からの小学校認可申請に対し自身は指示や決裁を一切していないと強調しています。法律的に問題はなくても、政治的、道徳的には問題があるのです。首相と松井知事においては、是非はともかく、少なくとも政治家としての覚悟は伝わっています。

そこで、市長は、今回の高島漁港区における観光船事業の構築物の建設等に関する行政庁の処分に関し、行政の決定にかかわりましたか。また、森井市長は、高島漁港区の問題に関し不適切な部分があれば、首相や松井知事のように辞任すると明言できますか。

あと、もう一つ確認しておきたいことがあります。小樽市事務専決規程第4条と別表第4号において、臨港地区内の分区における構築物の建設等に関する許可は部長決裁とされています。しかし、第5条には第4条の特例が規定されており、第1号、「市議会に関係のあるもの」、第2号、「専決者の上司の指示で起案したもの」、第3号、「重要又は異例と認められるもの」、そして第4号、「疑義のあるもの又は将来紛議若しくは論争のおそれのあるもの」は、「市長又は専決者の上司」、つまり、副市長となっています。

このような規定から考えると、同様に、今回問題となっている高島漁港区における観光船事業の構築物の建設等に関する行政庁の処分について、ここまで問題になっているわけですが、仮にこの処分を取

り消すとしたら、市長決裁ということによろしいでしょうか。

最後に申し上げたいのは、市長は、小樽市のことであれば自分の思いどおりにできると考えている節があるのではないのでしょうか。少なくとも市長の議会、職員、商工会議所などに対する行動から、私はそう感じます。自分と意見が違うものは単なるノイズでしかなく、議会での指摘も自分のやりたいことを邪魔する存在としか認識していないのではないかと感じます。確かに、法律によって市長には絶大な権限が与えられています。ひとりで物事を決められることもたくさんあります。だから市長は、イギリスの歴史家の言葉である「権力は腐敗する、絶対権力は絶対に腐敗する」という言葉を胸に刻んでいただきたいと思います。民主主義国家では、歴史の反省を生かし、絶対権力が生まれないようにさまざまな仕組みがつけられています。小樽市においても市長と議会の二元代表制になっていて、権力に対するチェックとして、議員は議会の中で市長にさまざまな問題を問いかけています。また、選挙があるから、市長は長期間にわたってここで言う絶対権力にはなり得ません。しかし、在任中の市長には相当な権力があり、腐敗する危険性は常にあります。

森井市長はしがらみというキーワードを使って選挙を戦い、市長という権力を手に入れましたが、自分が権力者になった今、自分の選挙から出ているしがらみによる腐敗のにおいがこの高島漁港区の問題にはするのです。だからこそ、我々はこの問題を指摘しているのです。もし市長が、もう一つの市民の代表である議会の指摘を無視し、自分の考えや思いが全て通用すると考え、ただ何も問題ないだけ繰り返して説明責任を放棄する姿勢を貫くなら、それは絶対的な権力に通じるものがあります。そこには、歴史家の言葉のとおり、市長が意図するしないにかかわらず腐敗が出てくるということを忘れないでいただきたいと思います。

再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、私の政治姿勢について御質問がありました。

まず、小樽市の分区条例とひな形を含めた全国的な条例の違いについてですが、国が示した分区条例のひな形と本市の分区条例では、漁港区の規定が、ひな形では、「漁業関係者の利便の用に供するための日用品の販売を主たる目的とする店舗、飲食店その他市長が指定する便益施設」ですが、本市の場合は、「前各号の施設に従事する者及びその利用者のための飲食店又は物販店でその床面積が1,000平方メートル以下のもの並びにこれらの附帯施設。ただし風営法第2条の規定に該当するものを除く」と違いがあります。また、他港においても、例えば、函館港における漁港区の規定などはひな形と異なり、飲食店や日用品の販売業などに供する店舗については、特に利用者を限定するような条件はつけられておらず、それぞれの港湾の実情を勘案し、定められているものと考えております。

次に、分区条例の条例解釈の根拠につきましては、原則、分区条例に書いてあることをできるだけ忠実に解釈すべきとの思いから発言したものであります。また、規制すべき建物を全て条例に列挙できるかどうかについてですが、規制すべき建物の用途については、小樽港の利用や事情を考慮して本市の分区条例が制定され、これまで取り組んできたものであります。

次に、観光船事業者が構築物の建設等について役所に何回来たのか、どのような要求をしたのかにつきましては、観光船事業者は、高島漁港区における構築物の建設等に関しては計4回の来庁があり、そ

の際に、高島地区での観光船事業の概要や建築物の内容の説明を受けております。また、今回の件にかかわる相談については、港湾室から事前に説明がありましたが、法令・条例に基づき適切に手続を行うとともに、他の臨港地区内の構築物設置者と不平等にならないよう公平公正に取り扱うよう指示したところであります。

次に、政治献金につきましては、平成27年に、観光船事業者の経営者からは、私個人、私が代表を務める政治団体、ともに受け取っておりません。

次に、高島漁港区における観光船事業の構築物の建設等に関する処分に関し、私が行政の決定にかかわったかどうかにつきましては、先ほども答弁いたしました。担当部署から事前に観光船事業の概要について説明を受け、法令・条例に基づき適切に必要な手続を行うとともに、他の臨港地区内の構築物設置者と不平等にならないよう公平公正に取り扱うよう指示したところであり、私は行政の決定に直接携わっておりませんが、建築確認申請の手続上、港湾室が当該構築物は分区条例に適合するか否かの判断を行い、適合する旨の意見を付し、建築主事が建築確認を行ったものであります。

次に、この問題に関し不適切な部分があれば私が辞任すると明言できるかにつきましては、今回の高島漁港区に建築された建築物は分区条例の趣旨に照らして適合するものと判断し、適切に処理されたものと考えており、議員の御指摘のようなことはございません。

次に、観光船事業者の構築物の建設等に関する行政庁の処分を仮に取り消すとした場合の市長決裁につきましては、先ほども答弁いたしました。今回の処分は、建築確認申請の手続上、港湾室が当該構築物が分区条例に適合するか否かの判断を行い、適合する旨の意見を付し、建築主事が建築確認を行ったものであります。今回の処分に問題があるとしたら、私が最終的に判断をすべきことだと考えてはおりますが、今御説明させていただいたように、法令・条例に照らして適切に処理したものでありますので、処分を取り消すことは考えておりません。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 17番、中村誠吾議員。

○17番(中村誠吾議員) 何点か再質問させていただきます。

今回の高島漁港区問題に関してですが、それぞれに分区条例上の許可はしているでしょう。ほかの許可申請に比べて、先ほど聞いた面談回数であるとか、または、どれだけ時間がかかってしまったのか、また、面談に来られるみんなが代表者の人が来るのか、そのような相手側の地位とか、そういうところが通常の手続と違わなかったですか。違わないかと感じませんでしたか、港湾室は。そして、特に判断を重視するようなこと、判断を深くしなければならぬようなことは感じませんでしたか、困難性があると。要するに、すんなりと何の問題意識もなく通したのですか。まずそこをお答えください。

次に、二つ目です。我々は異常性があると考えています。そこで、漁業者の皆さんは、市が通常に行っている業務によっていきなり生活を脅かされて、もめたわけです。いいですか。もう一度言いますけれども、そもそも分区条例というのは、区域を分けていろいろな事業者の利害を調整して、少なくとも対立やめごとを起こさないようにしているものなのです。基本中の基本なのです、これが。わかりますか。ですが、結果的にもめたのです。分区条例の理念に反しているのです、だから。このことが全てなのです。だから、何回も言いますが、市の分区条例の解釈は間違っているのです。だから、間違っているのだから正す考えはないのかとお聞きしているのです。

三つ目です。重要になってくるのですが、コンプライアンス委員会から報告が出るでしょう。そこで、違法、合法ではないにしろ、不適切という報告がなされた場合に、許可を見直す考えがありますか。もつと言うと、取り消しますか。

次の質問なのですけれども、取り消さないのなら、コンプライアンス委員会の判断はどうでもいい、どうあっても無視するということですか、明確に答えてください。

そして最後の質問です。最後にもう一度聞きますけれども、先ほど加計学園の話をしました。この高島の問題は加計学園よりも深刻なのです。なぜなら、加計学園は、理事長と友人ということだけでもこれだけ問題になっています。しかし、どうでしょうか。私は先ほど政治資金の質問もしましたが、相手はあなたの選挙にかかわった後援会の幹部の方です。関係性は友人どころの話ではないです。

曲がりなりにも、加計学園のほうは、弁護するわけではないけれども、法解釈上は問題はないとされています。それは私もわかります。ところが、高島のほうは法令解釈上もむちゃくちゃなのです、先ほど言ったとおり。これは加計学園のレベルと違います。はやりですけれども、行政をゆがめているのです。市長、その認識はありますか。逆に言うと、ゆがめていませんという説明をしてください。そして、困惑した漁業者の皆さん、それと、市民と、その市民の代表である議会に納得できる説明が相変わらずありません。してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外におきましては、担当部長より答弁させていただきます。

私からは、まず、コンプライアンス委員会で不適切という報告が出た場合はどうするのかという御指摘でありましたけれども、恐縮ですが、仮定のお話においては、今、現状では答弁のしようがありません。コンプライアンス委員会において判断がなされた後に、そのことに基づいて判断をすることになるというふうに思っておりますので、ここでは明言はできません。

もう1点、先ほど加計学園のということで、友人だから問題は薄いのではないかと、そして、後援会幹部なのだから、それはそれより重いだろうという御指摘であったかと思えます。私は、後援会というもの、その政治家であったり、さらには候補者に対して、そのまちに対して、よりよくしていく、高めていく、まちとして貢献してくれるであろう、そういう純粋な思いのもとで参画されていると思っております。それが今御指摘のような利害関係ではないかというようなお話ではありますが、私自身は、皆さんここにいらっしゃるお一人お一人も政治家でしょうけれども、その周りの方々、応援されている方々も、利害を求めて御参加されているのか、私はそれを指摘されることそのものが不思議で仕方ありません。私は、まちをよくしていこう、そして、この人であればそのお役目に立つ、そして、それに対して応援されたり、政治献金をされているという、その純粋な思いに対して踏みこむような言葉では、私はおかしいというふうに思っております。

（「そんな話していないでしょう、余計な演説しないで……」と呼ぶ者あり）

ですから、私自身は、それが後援会の幹部だから問題なのだという御指摘は当たらない、このように考えているところでございます。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 中村誠吾議員の再質問にお答えいたします。

私から、まず1点目ですが、今回の件に関しまして、分区条例上、許可に当たったの面談の回数とい

うことで、4回と答弁でお答えしていますけれども、港湾室が直接対応したわけですが、担当の話からいきますと4回ということで、それほど通常の手続とは異常はなかった、回数的にはなかったというふうに聞いているところでございます。

それから、判断を深く、困難性がなかったかということですが、この点につきましては事前に市長、副市長に説明しているということで、慎重を期すような形をとっているところでございます。

それから、もう1点は分区条例の解釈の部分について、いろいろな事業者の利害を調整すべきもの、利害を調整する必要もあるのですが、もともとは港湾の利用の仕方をどうするかというのが分区条例でございまして、それに伴っていろいろな事業者の利害を調整すべきものだというふうに考えております。それで、今回の件につきましても、以前にも答弁させていただいておりますが、許可は適切に行ったと思っておりますが、漁業者との話し合いをしてくださというような、事業者とですね、その点については附帯条件という形でつけたわけですが、それがスムーズに行われなかったことについて私どもは反省しているということは、前も議会答弁でお答えしたとおりでございます。

(「議長、17番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

○17番（中村誠吾議員） 再々質問なのですが、先ほど市長が驚くべきことを言っていますので、政治家と後援会のあり方。私、法律的に指摘していただきなくてはならないからと言って聞いたのは、あくまでも政治資金の話をしましたよねと言ったのです。それで、市長、何か勘違いをなさっていませんか。私は、後援会の皆さんは私を支えるために、政治家を支えるためにある存在なのだと、そのようなことを私は聞いていません。法律を通すために、あなた、請託も含めて疑義を持たれたら罪になるのですよというところから聞いていったのです。政治資金というのはこういうものなのですよと聞いただけなのです。なのに、市長、そういうふうに疑うことはいかかなものかと、どうして私に聞きましたか。そこがおかしいのです。だから、これはかみ合わないでしょうけれども、きつとかみ合わせないと思うのですが、私、厳重に市長に申し上げておきます。政治家として、法律があつて政治献金という話をして、私、後援会のことを誰がなじりましたか。違うのです。法律に書いているのです。そういうようなことをしては微妙な判断になるのだから、まして重い方たちなのですよと言っただけです。ですから、再々質問の形でおかしいかもしれないけれども、市長にははっきりと申し上げておきます。あなたは勘違いしています。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） いや、少し待ってください。

中村誠吾議員にお聞きしますけれども、先ほどの再質問で実際聞かれたことと答えていることがかみ合わなかったというか、そういう解釈は私も感じております。その件について、再質問にもう一度きちんと答えていただくという形ではなくてよろしいですか。

○17番（中村誠吾議員） 結構です。委員会等がありますので、結構です。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 今の中村誠吾議員の再質問の中で、コンプライアンス委員会の判断のお話がありまして、以前から議会の中で、経済常任委員会の中でもこの質問がありまして、港湾室長が、コンプライアンス委員会の判断が出たら、是正勧告等が出たら、それに従うという答弁をしているのですが、市長はその判断が出てから考えるということだったので、市長の言うことが正しいのであれば、委員会の発言との整合性がとれなくなりますけれども、市長の言葉で正しくていいのですね。その

場合には、委員会の答弁をどういう扱いにしてもらうのか、今は判断できないかもしれませんが、どちらが正しいのか、判断してください。

○議長（鈴木喜明） 今、1番、秋元議員からの議事進行ということです。議事進行は私に対してと。議事さばきでありますけれども、先ほど言ったコンプライアンス委員会の答申が出たら、それに従うというのは今までの答弁だったということです。市長の今の答弁は、コンプライアンス委員会の判断が出たらという仮定の話はできないというお話です。その件につきまして、もう一度市長に私からお聞きします。

そういう形が出たらということは仮定なので答えられないと答弁されたのですが、産業港湾部からは、もしそういうふうな判断が出たらそれに従うというお話になっているので、今のところは、そのところを市長としてどう考えているのかということをもう一度お聞きして、出たら従うのかどうかということなのです。

（「どっちが正しいんですかという話なんです」と呼ぶ者あり）

だから、そのことをもう一度発言する機会を与えますけれども、何かお答えすることはありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） いいえ、ありません。

（「矛盾している」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 今、秋元議員が議事進行で、矛盾しているのではないかというお話をしました。その件がコンプライアンス委員会から不適切というふうに出た場合には従うというのは、港湾室が答えたのです。市長は、仮定の話なので、出たら考えるというお話です。この部分で矛盾というところになるのかというのはありますけれども、矛盾というのは、その件については、出たら従わないとか、そういう話……

（発言する者あり）

それを含めて委員会でやっていただくということにはならないですか。

（発言する者あり）

○1番（秋元智憲議員） 私たちは委員会の中でも小樽市の方々と議論をして、いろいろな問題点も指摘し、議論しているのです。その中で、小樽市の港湾室長が、コンプライアンス委員会からは是正勧告が出たら、それに従いますと言ったのです。それは違うのですかという話なのです。市長はそういう話が出てから判断するということだと、そもそも違うではないですか、今まで答弁していることと。こういう、毎回委員会でほかの人が言ったことと市長が言ったことが違うなんていうことがあったら、これは議論が成り立たないですよ、委員会の。だから整理してくださいというお話なのです。

○議長（鈴木喜明） 市長にもう一度お聞きします。そういった形でコンプライアンス委員会から不適切と出た場合、港湾室ではそれに従うというお答えが出ています。このことは、港湾室は市長ときちんと相談されていると思いますので、その発言と、今のコンプライアンス委員会で不適切と出た場合、仮定の話なので答えられないというのは、そごがあるということでもありますので、コンプライアンス委員会で不適切という答申が出た場合、市長はどうされるのですか。港湾室と同じようなお答えですか、どうなのですかということです。

（「港湾室の答弁と違うのか」と呼ぶ者あり）

これは統一していただかないと困りますので、お願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほどの繰り返しになりますけれども、私が今答弁させていただいたとおりでございます。

（「前にもあったけど、ちゃんと市長の口から言わないとだめですよ」と呼ぶ者あり）

（「港湾室長が答弁しているのが先例になっているのに、違う答弁したらだめでしょ」と呼ぶ者あり）

（「港湾室長が答弁したように従いますと言えればいいだけでしょう。」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 港湾室長に聞いても、これはやはり市長が上部でいますので、市長の判断だというふうに、市長の答弁が答弁ということになります。

（発言する者あり）

（「それだったら委員会の質疑成立しなくなってしまう」と呼ぶ者あり）

（「さっきの僕の質問のときだって違った答弁してるんだから」と呼ぶ者あり）

（「委員会の質疑はうそだったの」と呼ぶ者あり）

（「議長、5番、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

○5番（高橋 龍議員） そもそも、中村誠吾議員の再質問の際に、コンプライアンス委員会から不適切と言われたときに、それを取り消すかということで、市長の御答弁として、仮定なのでこれは明言できないというふうにおっしゃいましたけれども、基本的に質問の性質として、仮定を伴うものというのは非常に多くあると考えます。今回、中村誠吾議員がされた質問というのが極端にとっぴなものであれば、仮定であるから明言できないというお答えは理解できるのですが、そうでなくて、通常どおりというか、極めて普通の質問です。コンプラから不適切と言われたときに取り消すか否かという。これを仮定なので明言できないと言われてしまっただけは、今後、我々も、例えば何かこうだった場合にどうなのですかという質問ができなくなってしまうと思いますが、議長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 今、そういう議事進行がございました。逆に言いますと、市長部局のほうで統一の見解として出していただくのに時間を要するということはあるでしょうか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 今の高橋龍議員の御指摘においてお話させていただきます。

私もこの件において議員の皆様からさまざま御指摘をいただいて、都度顧問弁護士等に確認しながら物事を進めさせていただいているところでございます。そして……

（「議長はそんなこと言っていないですよ」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長、今、思いではなくて、私が聞いたのは、市として統一の見解を出すのに時間がかかりますかと。それをしっかり出していただかないと、議員の皆さんは二つのお答えを今いただいて、困っているわけです。ですから、市としてどうする、今までの件と含めてどう考えている、これを統一していただきたいということでありまして……

（「はい、ですからそれについて」と呼ぶ者あり）

その件についてのみお話をいただきたい。

○市長（森井秀明） それについてのみお話をさせていただいております。それで、顧問弁護士等に確認しながら進めさせていただいているところがございます。そして、この中で、中村誠吾議員から、コンプライアンス委員会からそのような御指摘とかがあった場合においては、その内容がどのような形で出てくるのか、それが不適切だという内容だったとしても、それがどのような内容なのか、それに基づいて精査し、顧問弁護士に確認しながらやっていかなければならないことだというふうに思っております。ですから、その結果がどうなるかということはこの場では明言できませんから、ですので、そのように先ほど答弁させていただいたところがございます。そのような意味合いにおきましては、先日港湾室長が、議員の方から御指摘されたときに、どのような質問で不適切ということが出た場合に……

（「ちゃんと答弁を確認してから言わないと大変なことになりますよ。今までの議論がめちゃくちゃになりますよ。そんなここで何の原稿もなしに撤回するなんて言ったら、大変なことになりますよ」と呼ぶ者あり）

ではですね、何にしましても、私自身は今の質問に対して……

○議長（鈴木喜明） やりとりは議長を通して行ってください、現場ではなくて。

○市長（森井秀明） 失礼しました。

（「質問に対して何も言っていないですよ」と呼ぶ者あり）

それで、私自身は、中村誠吾議員の質問に対して現状における答弁として行わせていただいておりますので、この考え方について変えるつもりはございません。そして、その違いにおいては、今、安齋議員から御指摘がありましたけれども、私自身はそこはないとは思っておりますが、今後においてそれに対して疑義があるのであれば、ぜひ予算特別委員会であったり、そのような場面において御指摘いただければというふうに思います。

（「そんなのダメだって」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 今までの議事進行をまとめさせていただきます。先ほど言ったように、今の答弁と前の答弁が違うのではないかとということでもあります。それはそういうふうにとれます。それで、市長が先ほどおっしゃったのは、前と整合性がとれるようなニュアンスのお話ですけども、そうであるならば、しっかりそのことについて、今、港湾室長の答弁もこの場ではわからないということでもありますので、しっかりチェックしていただいて、整合性を持った回答をいただきたいということでもあります。そのために、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時11分

再開 午後 5時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

秋元議員から市としての統一見解についての議事進行がありました。この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 先ほど議長から御指摘のあった答弁の整合性につきまして、御指摘のとおり、港湾室のほうで答弁しておりましたことを議事録で確認いたしました。市としての統一見解ということではありますが、市としての最終判断は私でありますので、私から改めて答弁させていただきます。

あくまでも仮定での御質問ですが、私としましては、コンプライアンス委員会からの判断がな

された時点で、市として判断してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木喜明） 中村誠吾議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、22番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

（22番 新谷とし議員登壇）（拍手）

○22番（新谷とし議員） 初めに、地域包括ケアシステムの強化の問題について伺います。

政府与党と維新の会は31本もの法律を束ねた介護保険法等改定案を強行採決したことにより抗議をして、質問いたします。

来年8月からの介護保険利用料3割負担についてです。新たに3割負担となる見込みの方の収入目安と人数をお知らせください。

2015年度は、介護保険料改定で、利用料2割負担、施設入所者への補足給付打ち切りを実施しました。小樽市では2017年4月25日現在、介護認定1万1,195人のうち652人が2割負担になりました。2割負担の全国の影響を実態調査した21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会によると、「2割負担の支払いが困難で退所した」「多床室へ移った」などが報告されています。2015年8月から3カ月間で2割負担となった方のうち、小樽市内の施設入所で退所した方は何人いますか。

また、第1回定例会予算特別委員会で、介護サービス利用料が2割負担になった方が、重症肺高血圧症で医療費がかかるため、デイサービスと訪問看護の利用をやめ、福祉用具貸与のみにした例を挙げましたが、サービス利用を縮小した他の事例、人数を把握していますか。こうした中、3割負担はますます利用抑制になりませんか。見解を伺います。

次に、サービス利用料の月額上限引き上げについてです。ことし8月から一般区分のサービス利用料を3万7,200円から4万4,400円に引き上げます。現在、上限3万7,200円は区分4の市民税課税世帯の方で、4万4,400円は区分5で、現役並み所得相当の方がいる世帯となっています。現在の区分4の対象者はどれくらいですか。

次に、基準緩和についてです。前回の改定で要支援者の介護サービスを保険給付から外し、市町村の総合事業へ移行しました。小樽市は、昨年10月からことし3月までの試行で通所介護に週1回利用を設けましたが、そのことによる事業所経営は厳しくなったという声を聞いています。試行期間での利用状況と事業所への給付実績をお知らせください。

今回の介護保険法改定では、新たに共生型のサービスを位置づけ、高齢者、障害児・者の社会福祉サービスを同一事業所で行うことを進めています。障害者サービス事業所や介護保険事業所からの申請があり、自治体の基準を満たせば、共生型サービス事業所として、障害と介護のどちらのサービス事業所の指定も受けられるようにするとしています。そうすると、それまで非課税世帯で障害者福祉サービスの利用料がかからない高齢障害者が65歳になると自己負担が課せられるのではという懸念もあります。また、人手不足の現場で障害福祉も介護福祉も兼務させるのでは、サービスの質・量の低下につながりかねません。障害福祉サービス事業所と介護保険事業所の統合に対する市長の見解を伺います。

次に、財政誘導についてです。改定案では、保険者機能の抜本強化を理由に自立支援や給付費の適正化の施策、目標をつくらせ、その達成状況に応じて市町村への交付金を支給する仕組みを盛り込み、給付費の適正化目標を達成できなかった市町村には現行の調整交付金を減らすことまで検討しています。政府は、改革工程表に2018年度から2020年度の介護給付適正化計画を位置づけて、今後、給付削減の具体化を進めます。それに先立ち、小樽市は、5月22日発送、6月9日投函期限で、要支援1・2と要介護認定者以外の2,000人に第7期介護保険計画における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を行いま

した。回答状況はいかがですか。

調査結果は、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムにデータ登録、活用するということがですが、情報の一元化で自治体間の給付費の適正化を競わせることとなります。小樽市は他市に倣うことなく必要なサービスを受けられるようにすべきではありませんか。市長は給付費の適正化を口実に、調整交付金の削減をやめるよう国に申し入れるべきです。見解を求めます。

次に、北海道地域医療構想の問題についてお聞きします。

昨年12月、厚生労働省のガイドラインに基づいて策定した北海道地域医療構想では、全道を21の圏域に分け、2025年に必要とされる病床数の推定をしています。北海道全体では2013年の8万3,556床から7万3,190床に1万366床削減、後志圏域では3,471床から2,922床に549床削減する計画です。構想策定の趣旨は、2025年に団塊の世代が全て75歳以上になる中、住みなれた地域や自宅での生活を支える地域完結型の医療に重点を移していく必要がある、病床削減を目的としているものではないとしています。国は既に2006年の介護型療養病床廃止の法制化、2007年の公立病院改革ガイドライン、2014年の医療介護総合確保推進法で、病床数削減等の連続改悪で、医療難民、介護難民を増大させてきました。2008年以降、小樽市内の病院での一般、療養病床は何床削減されたのですか。

2025年の後志圏域の65歳以上の人口は、2010年、7万1,909人が7万2,271人にふえ、総人口の39.4%、小樽市内では4万1,607人が4万1,848人にふえ、40.9%と高い比率になり、病気になる率も高くなるのに病床削減は妥当だとお考えですか。

また、2025年には回復期病床が不足するとしています。地域包括ケア病床は現在でも不足していますが、どのように必要病床数を確保していくのでしょうか。

在宅医療に必要な訪問看護、訪問リハビリは、病院・診療所は訪問看護、訪問リハビリ事業所として指定できるみなし指定により、実際にサービスを提供しているところは指定数に比べ少ないのが実態です。ことし1月31日現在の北海道と後志圏域のみなし指定を含む事業所と実稼働の事業所数をお知らせください。

病床数を減らし、入院患者や施設入所者を在宅でと言いますが、在宅介護は要介護度が高くなるほど家族の負担と自己負担が多くなり大変です。一例を挙げますと、市内に住むA氏は胆管結石で手術を受け3カ月の入院後、市内の包括ケア病院に入院を打診しましたが、受け入れられずに自宅に戻りました。3カ月の入院で寝たきり状態になり、介護度は5に上がり、医師の往診も受けながら、月曜日から金曜日まで訪問介護、週2回の訪問看護と訪問リハビリ、週1回の訪問入浴などのサービス利用をしましたが、1カ月の利用料は約13万円、自分の年金を大きく上回る負担です。しかも、訪問介護は事業所の人手不足で、登録制のヘルパー対応でした。手厚い在宅介護でもせん妄や尿路感染などが起き、家族は大変な思いです。地域包括ケアを進めるなら、利用料と家族の負担を軽減し、医療・介護従事者を養成していかなければ絵に描いた餅です。この点はどう解決されるのですか。結局は、病床数削減は国の医療費を削減することが目的であり、さらなる医療・介護難民を生み出すのは明白ではありませんか。市長の見解を伺います。

北海道地域医療構想策定に当たっては、地域医療構想調整会議を設置して議論を行ったということですが、小樽市としてどのような意見を上げたのか伺います。市長は調整会議の中で地域医療構想を高く評価していますが、病床数を削減し、全国で30万人もの人たちが在宅化させることをよいとお考えなのですか。

次に、市税徴収について、伺います。

2017年度の市税が決まり、市民には通知が届いています。初めに、小樽市のこの3年間の市税滞納額、

収入率を個人市民税、法人市民税、固定資産税別にお知らせください。また、各年度の差し押さえ件数をお知らせください。

税金納入は国民の義務で、払うのは当然ですが、交通事故や病気、給与収入が落ちたなどで支払いが困難な場合も出てきます。何かの都合で税金の支払いが滞ると延滞金がどんどんたまり、ますます払えないという悪循環になり、「払わなければならないのはわかっているが、生活が大変で税金を払うのが大変」「給与や年金を差し押さえないでほしい」など、市民から納税相談が寄せられています。地方税法第15条で納税の猶予など納税の緩和制度が規定されていますが、制度の説明と、どのくらい適用になったのか、この3年間で年度ごとにお知らせください。

小樽市は納税相談に応じていますが、窓口対応が以前と違い大変厳しくなり、滞納している市民は物を言えない状況になる人も少なくありません。税金を計画どおりに納められない根底には、非正規雇用、賃金や可処分所得の落ち込みなど、貧困の問題があります。生活費や事業に係る経費、教育費など、その人の立場に立ち親身な相談になっているのでしょうか。

今、全国的に税の徴収が厳しく、児童手当まで差し押さえたという誤った差し押さえが起き、裁判で違法判決が出されました。地方税の徴収問題は国会でも問題になり、総務省は毎年、地方税務行政の運営に当たっての留意事項の事務連絡文書を出しています。また、1976年の国税庁の税務運営方針も生きていたとの答弁です。この中で近づきやすい税務署にすることが述べられています。二つの文書の留意事項を説明してください。これらの通知に基づき、市民が困っていることに寄り添った納税相談を求めます。地方公務員として納税相談はどうあるべきか、市長の見解を伺います。

以上、再質問を留保して質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 新谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、地域包括ケアシステム強化について、御質問がありました。

まず、新たに3割負担となる見込みの方の収入目安につきましては、厚生労働省の示した資料によりますと、年金収入及びそれ以外の収入がある単身高齢者で340万円以上、夫婦世帯で463万円以上の方となり、単身で年金収入のみの方は344万円以上となっております。また、人数につきましては、本市の平成29年4月時点の被保険者を対象とした場合、合わせて約220人と推計しております。

次に、平成27年8月から2割負担となった方のうち、小樽市内の施設で退所した方につきましては、27年8月から10月までの3カ月間に6人おります。そのうち半数の3人が死亡による退所であり、残りの3人も他の施設への転出や入院によるものであります。

次に、2割負担となったことによりサービス利用を縮小した事例につきましては、2割負担となったことをきっかけにサービス内容の見直しを行い、訪問介護事業所の変更をした事例があったと聞いておりますが、人数は把握しておりません。

次に、3割負担が利用抑制にならないかということにつきましては、厚生労働省においては、2割負担を実施した27年8月前後において、サービス分類ごとの受給者数の対前年度同月比を見ると、顕著な差は見られないとしており、3割負担の対象者はさらに少なくなるので、影響は小さいとの見解を示していますが、本市においては利用状況を注視してまいります。

次に、高額介護サービス利用料の区分4の対象者につきましては、平成29年4月に支給した1,972

人のうち、区分4の方は189人となっております。

次に、総合事業試行期間での要支援者の介護サービス利用状況と事業所への給付実績につきましては、予防給付費と試行中の総合事業費の月ごとの合計は、平成28年10月、961件、約2,816万円、11月、960件、約2,765万円、12月、963件、約2,754万円、29年1月、1,002件、2,796万円、2月、1,006件、2,789万円、3月、1,031件、約2,808万円となっております。

次に、障害福祉事業所と介護保険事業所の統合に対する見解につきましては、新たな共生型サービスは、障害者が高齢になっても、なれ親しんだサービスを同一の事業所で継続的に利用しやすくなるというメリットがありますが、一方で、障害者と要介護者のそれぞれのニーズに沿ったきめ細やかな対応がどこまで可能かといった課題も指摘されているところです。

現在、国において事業所指定基準、介護報酬や障害福祉サービス等、報酬の同時改定に向けた検討が進められておりますので、この動向を注視していかなければならないと考えております。

次に、第7期介護保険計画における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、6月9日現在、回収数は1,302件となっており、回収率は約65%となっております。

次に、厚生労働省の「見える化」システムの情報の一元化による自治体間の競争につきましては、今後、法律により全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援、重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与が制度化されることになっております。これにより、各自治体においては、各地域の実情を適正に評価し、地域に見合ったさらなる介護予防策や重度化防止策を行い、給付費の適正化につなげていくものと考えております。本市においては、今後も現状に応じた適正な介護サービスを受けていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、給付費の適正化を口実に調整交付金の削減をやめるように国に申し入れるべきとのことにつきましては、介護保険の持続的かつ安定的な運営を図るためには、自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重にならないよう、国における積極的な財源措置が期待される所でございます。そのため、本市といたしましては、全国市長会を通じて、国に対し、国庫負担割合の引き上げ及び調整交付金の別枠での確保を要望している所でございます。

次に、北海道地域医療構想の問題について、御質問がありました。

まず、平成20年以降、市内病院での一般病床、療養病床につきましては、20年10月1日と本年6月1日現在を比較すると、一般病床で284床、療養病床で285床の減となっております。

次に、病床削減は妥当だと考えているのかにつきましては、北海道地域医療構想は、この圏域につきましては、道が設置した後志圏域地域医療構想調整会議において議論され、策定されたものであります。この会議において道からは、自宅など住みなれた場所での医療ニーズの高まりにも配慮しながら、あくまでも現時点で予測される平成37年の圏域人口、年代別の人口構造に見合う必要病床数を設定したものであり、病床削減を目的としたものではないとの説明がありました。本市といたしましては、高齢者の疾病特性に配慮するなど、各世代の医療ニーズに対応した必要病床数を確保することが優先されるべきものと考えております。

次に、必要病床の確保につきましては、道では後志圏域地域医療構想調整会議を設置しており、今後はその中に病院間で意見交換を行うための場を設定し、将来的に不足する医療機能別の病床の確保や関係機関の連携について、検討されていくものと承知しております。

次に、本年1月31日現在の北海道及び後志圏域の訪問看護及び訪問リハビリテーション事業所におけるみなし指定を含む事業所指定数と介護報酬支払実績がある稼働中の事業所数につきましては、北海道

保健福祉部福祉局施設運営指導課によると、北海道全体の事業所指定数は、訪問看護では2,993件、このうち稼動中は552件、訪問リハビリテーションでは2,372件、このうち稼動中は190件となっております。また、後志圏域全体の事業所指定数は、訪問看護では137件、このうち稼動中は22件、訪問リハビリテーションでは102件、このうち稼動中は10件となっております。

次に、利用料と家族の負担を軽減し、医療・介護従事者の養成につきましては、利用料については、介護サービス費や医療費の自己負担額が一定額を超えると、それ以上負担とならないよう、それぞれ高額介護サービス費、高額療養費といった制度があります。また、同時期に医療も介護もかかった方には、高額医療・高額介護合算療養費制度があります。道の地域医療構想では、家族の負担軽減の視点に立ち、医療・介護従事者の確保、養成に取り組んでいく必要があると示しております。本市においては、道の動向を見きわめながら、必要に応じ働きかけを行ってまいります。

次に、病床数削減の見解につきましては、北海道地域医療構想は医療費削減を目的としているものではなく、地域の人口、年代別の人口構造の変化に合わせた病床機能、病床数を確保していくものと認識しております。また、本市においては、住みなれた地域での医療・介護サービスを希望する市民ニーズに配慮した形として地域包括ケアシステムの構築を推進し、いわゆる医療・介護難民が生じないよう取り組んでまいります。

次に、地域医療構想調整会議での本市の意見につきましては、後志圏域地域医療構想調整会議において、今回策定された地域医療構想は総論的なものであり、今後、これをもとにして、平成37年に向けてスケジュールや話し合いの場など、どのような形で進めていくのかということを確認する必要があるという意見を申したところであります。

次に、在宅化させることがよいのかにつきましては、地域医療構想は在宅化を目的としているものではなく、平成37年に向け病床の機能分化・連携を進め、目指すべき医療提供体制を実現するための方向性を示したものと認識しております。なお、現在、本市も含め全国の自治体では、地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところであります。

次に、市税徴収問題について、御質問がありました。

まず、過去3年間の市税滞納額や収入率、差し押さえ件数につきましては、調定額から収入額を引いたいわゆる滞納額と収入率は、平成25年度では、個人市民税が3億2,910万9,251円、93.0%、法人市民税が6,899万2,651円、95.4%、固有資産交付金を除く固定資産税が37億9,710万5,287円、58.6%、26年度では、個人市民税が2億5,487万1,762円、94.5%、法人市民税が6,102万5,900円、95.7%、固定資産税が39億8,669万6,385円、57.5%、27年度では、個人市民税が1億7,410万3,338円、96.1%、法人市民税が4,960万2,102円、96.4%、固定資産税が37億3,345万1,421円、58.7%となっております。

また、差し押さえ件数につきましては、25年度1,748件、26年度2,404件、27年度2,373件となっております。

次に、納税の猶予などの納税の緩和措置制度につきましては、この制度は、納税義務者または特別徴収義務者の個別的、具体的な事情に応じて市の徴収金の徴収を緩和するものであり、具体的な納税の猶予として、徴収の猶予、換価の猶予、滞納処分の執行停止の3種類が地方税法第15条に規定されております。また、これらの適用人数については、個人・法人を含めて、25年度212人、26年度235人、27年度199人となっております。

次に、国からの通知につきましては、地方税務行政に当たっての留意事項では、悪質な滞納者に対し

ては厳正に対処する必要がある一方で、滞納処分に当たっては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めることとされ、税務運営方針では、納税者の主張に十分に耳を傾け、法令や通知の内容等をわかりやすく説明し、納税者の利益となる事項を進んで知らせる心構えが大切であることが示されております。

次に、地方公務員として納税相談はどうあるべきかの見解につきましては、市民の要望に応えるために必要とされる行政経費の徴収、いわゆる税金については、法の定めるところにより、公平さと公正さを大前提に、市民の方々に一定の負担を求める必要があることから、税の納付のおくれた方に対しては、地方税法の規定により厳正に対処する必要があると考えております。

一方、さきに答弁した国からの通知にもあるとおり、納税者個々の事情を十分に把握する必要もあることから、状況に応じて文書による催告等を行うことにより、納税者に対して納税相談を促し、相談に来られた場合には、財産状況、収入状況によりますが、地方税法上の徴収の猶予に準じる形で、基本的には1年以内、特別な事情がある場合にはもう1年延長して、最大で2年間分納を認める場合があります。

いずれにいたしましても、職員においては、市民の皆様のお話に十分耳を傾けつつ税の公平性・公正性の確保に努めるのが、納税相談のあるべき姿と考えております。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

○22番（新谷とし議員） 再質問いたします。

初めに、地域包括ケアシステムに関連して、3割負担については、市としては注視していくということです。厚生労働省の見解では顕著な差はないということでしたけれども、まず介護関連法は、マスコミも障害福祉や児童福祉に関する議論はほとんどなく、強行採決された障害者団体からは、日本の社会保障の道筋にかかわる重要な法案が十分に審議されていないという強い抗議の声が上がっていると報道されておりました。まず、関係者の声もまともに聞かずに強行採決したことは本当に大問題だと思います。

利用者3割負担に関しては、昨年12月、全国老人福祉施設協議会は、塩崎厚生労働大臣に意見書を提出して、要介護度の改善が難しい、在宅復帰が困難でもそうあるべきだという強迫観念を与える、自立とは、身体機能のみならず社会生活、個人の尊厳も含めた状態だと述べております。顕著な差はないといえますけれども、実際に2割負担でサービスをやめざるを得ないという例も出ているわけです。これに対して注視をしていくというのは当然ですけれども、実態をよく調査していただきたいですし、利用者の声も聞いてほしいと思います。これについていかがですか。

それから、総合事業の通所介護に限定してお聞きしたのですが、給付実績が多分予防給付も含めた答弁だったと思うのですが、総合事業だけに限って言うと、少し件数とか金額が違うのではないかとこのように思うのですが、これが今わかりましたら答弁をお願いします。

それから、地域医療構想について、先ほど聞いたように、病床数は大きく減らされてきました。とりわけ介護療養型病床はほとんどなくなるという実態です。国の政策によって病院も患者も翻弄されてきました。今、全国的にも70%以上の病院が赤字となる深刻な事態となっています。2015年新春号の北海道医療新聞には、2014年診療報酬改定で、同一建物居住者への訪問診療料が大幅に引き下げられ、訪問診療を行う医療者だけでなく、施設や患者への深刻な影響を及ぼしていると報道しています。

2014年4月、厚生労働省は終末期医療に関する意識調査などの報告をしておりますけれども、在宅で療養して必要なれば緩和ケア病棟に入りたいという回答は、60%以上の国民は最期まで自宅での療養

は困難と回答しております。ところが、それまでの厚生労働省は、約6割が自宅で療養したいと回答していると全く正反対のことを言うておりました。実態調査では、6割以上の方が自宅での療養は困難だというふうに言っているわけです。

また、足りない訪問看護などの担い手はこれから議論されていくのかもしれませんが、今でも在宅介護に疲れているいろいろな悲劇が出ております。在宅医療・介護がどれだけ大変か、国、厚生労働省はわかっておりません。市長は小樽市を代表して協議会に出ておりますけれども、そもそも在宅医療・介護の家族の大変さをわかって地域医療構想を評価しているのですか。

先ほど、市税の滞納、差し押さえの答弁はありました。書き取れなかったのですが、市税概要に出ているのと少し違ったような気がします。個人市民税の収入率と滞納件数、それから私は各年度の差し押さえ件数をお知らせくださいと質問したのですが、これは個人市民税・法人市民税・固定資産税別にお聞きしたつもりだったのですけれども、これもわかったら今お答えいただきたいと思います。わからなかったら後ほどお聞きしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 新谷議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、各担当より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは地域医療構想について答弁させていただきます。

新谷議員からのお話があり、調査した内容においても、ずっと自宅で介護等を行うのは難しいという、そのような調査結果、60%であったことと、国等で調べていることにおいては、自宅希望が60%で、もともとの調査している案件において矛盾が生じているというような御指摘もあったかと思えます。在宅医療・介護がどれほど大変か、それをわかった上で、これについて市としても鑑みながら進めるべきだという御指摘であったかと思えます。

私といたしましても、先ほど答弁させていただきましたけれども、この北海道地域医療構想においては、やはり住みなれた場所での医療ニーズの高まりにも配慮しながら、あくまでも現時点で予想される平成37年の圏域人口、年代別の人口構造に見合う必要病床数を設定させてもらったものであって、病床削減を目的としたものではないとの説明があったところでございます。

私も、これについてはこのように認識しており、今お話しされたような現場における状況であったり、さらには現場それぞれにおいての一人一人のそのような現状等もしっかり把握しながら進めていかなければならないというのは、私自身も感じているところでございます。しかしながら、現状においては、将来推計においても、世代別であったりとか、将来における人口状況を鑑みながら構想をつくっている段階でございまして、そのような現状における御指摘においては、これからその内容を含めながら進めていくことになるのではないかと私自身は認識しているところでございます。

私自身も調整会議の一員として、今のお話を含めながら進めてまいりたい、このように考えているところでございますので、御理解いただければと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀昭） 私からは、地域包括ケアシステム強化の問題について2点お答えさせていただきます。

まず、3割負担につきまして市の実態を調査せよということでございます。2割負担のときは約650人の方がおりました。それで先ほど答弁したような調査になっておりますが、3割負担の方は約220人でございますので、通常、施設や介護施設からサービスを変えた、脱退した、転院したなり、そういう経済的理由とか、理由までは聞いておりませんが、この機会を通じてそういう理由があるのかなのか、できる限りの範囲で調査していきたいと思っております。

また、総合事業に限った数字を示せということでございます。これは、介護予防がだんだん総合事業に移っていくことでトータルの件数を言いましたが、そのうちの総合事業に関して、10月から順次件数、費用を述べます。まず、平成28年10月52件、約128万4,000円、11月129件、320万5,000円、12月230件、592万4,000円、1月347件、885万円、2月387件、993万3,000円、3月489件、1,242万2,000円でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 財政部長。

○財政部長(前田孝一) 私から、市税徴収の関係で答弁させていただきます。

差し押さえの件数の税目ごとのということでございますけれども、滞納している方というのは複数の税目にわたって滞納している方も多々おりますので、そういった意味で、税目ごとの差し押さえ件数という、そういう集計の仕方はしてございません。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 22番、新谷とし議員。

○22番(新谷とし議員) 再々質問を行います。

介護の利用料3割負担について、まだこれからなのですからけれども、できる限り調査をしたいということでよろしくお願ひしたいと思います。

それから総合事業について、今、総合事業だけどうだったのかをお聞きしましたけれども、かなり費用が下がっております。これも平均したら、かなり1件当たりの費用が下がっているわけです。ですから介護事業所では本当にもう大変だということで、撤退する事業者も出ているということを知っています。札幌市では、報酬単価を月単位から回数単価に変えて大幅な減収になって、撤退する事業者が相次いでいるということも聞いております。このままでは事業所が立ち行かなくなり、廃止するところが出てしまうと、困るのは利用者です。

ですから、こういうふうにならないようにしていただきたいと思っておりますけれども、まずそれに当たって、介護事業者と定期的な懇談会を開いて意見要望を聞いているのでしょうか。それから、利用者には負担を求めずに事業所に対する支援策など考えていることはあるのでしょうか。それから、事業所は、現場の声を聞いてほしい、現場を見てほしいと言っております。ですから、そういう点もぜひ実施していただきたいと思っております。

それから、地域医療構想について、病床数削減が目的ではないと。これは、最初にそういうふうな構想が示されて、物すごく批判を受けて、それで病床数削減が目的ではないというふうに言いかえてきたものなのですから、実際に住みなれた地域で最期を終えるということは、私は望ましいと思っております。しかし、それには本当に家族の大変さがあるわけです。

今いろいろな情報がネット上でも見られますけれども、大体それに携わる看護師だとか、リハビリだとか、そういう人数が足りないわけです。利用料もかかるわけです。ですから、ここを解決しなければ、それは本当に破綻してしまうと私は思うのです。

それで市長は、私が言ったことに対して、そうした意見も反映させていきたいということでしたけれ

ども、ぜひこの際、医療保険部でもいろいろ実態を調査するとおっしゃっていましたので、市民のこういう在宅介護をしている方の医療を知っている方の実態をもっともっと調べて、そうしたことをどうこれから解決していくのかということをお小樽市みずから、積極的に発信してほしい、森井市長にはぜひその役目を果たしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木喜明） 新谷とし議員に申し上げますが、総合事業の介護事業者と定期的に打ち合わせをしている云々という質問がありましたけれども、これは再質問の中でも本質問の中でも触れていないということで、もし答えられれば答えていただきます。

説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 医療保険部長。

○医療保険部長（小山秀昭） 総合事業の件でございますが、介護事業者と定期的に懇談ということで、これは連絡会等を年に何回かしております。

また、現場を見てほしいということでございますが、介護事業所につきましては、私どものほうで定期的に調査に入っておりますので、そういう機会を見つけて現場を見たり、介護事業者の声を聞いております。

また、先ほど総合事業で苦しくなったというお話ですが、小樽市の場合は週1回の利用というものを新たにつくったということでございまして、介護予防と総合事業トータルの金額は、先ほど市長が答弁したように若干横ばい、少し伸びておりますので、経営が苦しいというのはほかの要素もあるのだと思います。そういうところも指導に入ったときには懇切丁寧に担当が説明していると聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 保健所次長。

○保健所次長（犬塚雅彦） 新谷議員の再々質問にお答えいたします。

お話としましては、要するに地域で在宅で医療あるいは介護をされている方々が非常に厳しい状況にあるので、そういったことについて、この地域医療構想の会議の場で、市長あるいは市としていろいろと意見を言ったり、実態について発信していただきたいというお話でございました。

小樽市につきましては、今、小樽市、医師会、歯科医師会、それから関係団体でおたる地域包括ビジョン協議会を設置してございます。そういった中で、在宅医療・在宅介護に実際携わっている関係の方々からいろいろと実態を承っていることになってございますので、そういった中で我々が把握する、そして、実際地域医療構想の中で、これから、今設定した目標数、それから当然それとリンクしている地域包括システムとあわせて協議していくこととなりますので、そういった場の中で意見を発していきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木喜明） 以上をもって本日の一般質問を終結し、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 6時43分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **酒井隆裕**

議員 **佐々木 秩**

平成29年
第2回定例会会議録 第5日目
小樽市議会

平成29年6月15日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹												
副	市	長	上	林	猛	水	道	局	長	浅	沼	敦											
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一								
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄				
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄	聡							
建	設	部	長	上	石	明	消	防	長	土	田	和	豊										
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬
総	務	部	企	画	政	策	室	部	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦	
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生		

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、安齋哲也議員、面野大輔議員を御指名いたします。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 6月12日の本会議におきまして、共産党酒井隆裕議員のクレジット納付導入関連予算についての御質問に対する本答弁の中で、道内他都市の事例について答弁したところに誤りがありましたので、次のとおり訂正をさせていただきます。

税だけでなく、国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料などでも、なぜ納付の対象としているのか、道内他都市の事例を挙げて答えてくださいという御質問に対する答弁で、1点目といたしまして、「恵庭市ほか8市町が国民健康保険料及び国民健康保険税を」を「恵庭市ほか8市町が国民健康保険税を含み」、2点目といたしまして、「名寄市が国民健康保険料に加えて」を「名寄市が国民健康保険税に加えて」に訂正をするものであります。恐縮であります。訂正につきまして、よろしくお願いたします。

○議長（鈴木喜明） 日程第1「議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号」を一括議題といたします。

これより昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

（13番 酒井隆行議員登壇）（拍手）

○13番（酒井隆行議員） 一般質問を行います。

海水浴場に関連して質問をいたします。

6月24日から市内6カ所、海水浴場が随時開設される予定となっております。

初めに、平成28年度の市内海水浴場において、海水浴場開設期間内に発生した水難事故件数を海水浴場ごとにお知らせください。また、海水浴場として開設されていない市内の海岸において、海水浴を目的とした行為の結果、発生してしまった水難事故件数をお知らせください。

関連して、海水浴場として開設されている場所では、水難事故を未然に防ぐ活動や万が一事故が起きてしまったときには、速やかに救助活動ができる体制が整備されておりますが、海水浴場以外での海水浴においては、水難事故を未然に防ぐ活動もなく、事故が発生してしまったときの救出活動においても、大幅な時間のおくれが発生し、重大な事故につながるおそれがあります。

小樽市内や札幌、さらには、道央圏からの多くの海水浴を楽しむお客様に対して、水難事故を未然に防ぐために、徹底した周知をしていただきたいと思います。小樽市のホームページ以外での方法で、どのような取り組みをされているのか、お聞かせください。

次に、おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会について質問をいたします。

昨年シーズンオフから今日までの間に、協議会の会議は何回開催されたのか。開催回数と主な議題についてお示しください。

また、協議会として、今シーズンに向けて、どのような取り組みをされているのか、今後の取り組みも含めてお聞かせください。

関連して、おたるドリームビーチ海水浴場ルールについて質問をいたします。

まず、第1章総則の第2条「ルールの周知・啓発の徹底」について、今シーズンの取り組みをお聞かせください。

次に、第2章海の家の第17条第3項「苦情対応等」について、「組合は、対応記録簿を作成し、必要に応じて公開する」ことになっておりますが、昨年の苦情総件数と主な苦情内容をお示しください。

次に、第4章「ルールの遵守」について、「協議会は、ルール遵守の状況等を確認するため、パトロールを実施する」ことになっておりますが、昨年は、協議会としてパトロールを何回行ったのかお示しください。また、ルール違反の報告についても、お示しください。

次に、銭函海岸周辺の市街化調整区域の建築物について質問をいたします。

平成28年5月末時点で、55棟の違法建築物を確認しているという、昨年の第2回定例会本会議での答弁でありましたが、その後の合同パトロールや是正に向けての指導により、違法建築物の現在の状況をお示しください。

次に、銭函海岸周辺の市街化調整区域において、都市計画法第34条第1号の周辺居住者の日常生活に必要な物品の販売、加工、修理等の業務用の店舗、事業場など、第2号の市街化調整区域内の鉱物、観光及び水資源の有効利用上必要な建築物について、これらに該当する建築物はないのかお答えください。

次に、グラウンド整備について質問をいたします。

小・中学校も含めて、市内には多くのグラウンドがあり、少年野球や社会人野球チーム、サッカー少年団など多くの市民がスポーツを楽しむために、グラウンドを使用しておりますが、グラウンド施設の老朽化は、深刻な状況となっております。例えば、フェンスやフェンスを支える鉄柱は、補修できるものと補修ができない状態のものがあるなど、グラウンドは、計画的に整備を進めていただきたいと考えますが、見解をお示しください。

また、グラウンドの土についても、補充で済むところと改修が必要などところもあると認識しておりますが、市には、補充や改修の基準はあるのか。また、具体的な整備計画はあるのかについてもお示しください。

次に、市道と宇尻中央通線について質問をいたします。

張碓町、春香町付近の国道5号線を小樽から札幌に向かって車で行くと、左側に比較的広い道路幅の礼文塚通線、和宇尻中央通線があります。本来ならば、この道路が銭函新通線とつながる予定だったとお聞きしておりますが、当時の計画とこれまでの経緯について御説明ください。

次に、現在の和宇尻中央通線の交通量について、どのような状況なのかお示しください。あわせて、当時、この市道の事業費についてもお聞かせください。

また、和宇尻中央通線は、冬期間、車両通行禁止規制となっておりますが、冬期間の車両の通行を規制している理由をお聞かせください。現在は、余り活用されていない市道と認識しておりますが、仮に銭函新通線とつながり、当時の計画どおりに開通していたとしたら、どのような効果があったと考えられますか。市長の見解を伺います。

また、将来にわたり、この整備済みの道路をどのように活用していくのか、現在から次世代に向かっての未整備道路の展望を伺います。あわせて、当時計画どおりの事業を進めるためには、どれぐらいの事業費が必要なのかもお答えください。

最後に、森井市長の市政運営について質問をいたします。

平成28年1月18日、臨時会にて副市長人事案が賛成多数で同意、同年2月1日付で上林副市長が就任しました。平成28年1月31日まで、教育長として、小樽の教育環境の改善、学力向上に向けた取り

組みなど、我々自民党は、その手腕と実行力に高い評価をしていました。

上林副市長は、就任前の平成27年12月に、ある新聞記者の取材に対し、市議会や小樽商工会議所などに、森井市長のまちづくりについての考え方を伝え、「歩み寄りながら小樽を前に進めていきたい」と抱負を述べられておりました。任命権者である森井市長は、副市長就任前のこの抱負について、共通認識を持っていたのかお聞かせください。また、副市長就任後、この件について議論されたのかお聞かせください。

また、同じ取材で、副市長は、「このままでは小樽は他の市町村に置いていかれる」との危機感を示されておりましたが、副市長就任後、市長とはこの件について議論されたのでしょうか。お答えください。

次に、本年5月2日の定例記者会見で、森井市長は、市長就任からの2年間に点数をつけるとしたらとの問いに、100点と言いたいと話しておりましたが、副市長の就任後から今日までの間、市長が副市長に対する評価について、点数をつけるとしたら何点になるのかお答えください。

最後に、これからの市政運営上、副市長にどのようなことを求めているのか。森井市長の見解を求めて、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

初めに、海水浴場に関連して御質問がありました。

まず、平成28年度の市内海水浴場における海水浴場開設期間内の水難事故につきましては、発生していません。また、海水浴場として開設されていない市内海岸における海水浴中の水難事故件数につきましては、2件となっております。

次に、水難事故を未然に防ぐため、小樽市ホームページ以外に取り組んでいる周知方法につきましては、市民の皆様に対しては、広報おたる7月号で、海水浴場のオープン情報と事故防止を図るための注意事項を掲載するほか、市内の各学校や保育所、幼稚園、各町会宛てに注意喚起の文書を配布しており、市外では、例えば札幌市教委においては、海水浴場での遊泳をホームページなどで働きかけていただいております。さらに、海水浴場以外で遊泳が行われているような箇所には、海水浴場の利用を促す看板を設置しているところであります。

次に、おたるドリームビーチ海水浴場運営対策協議会の開催回数と主な議題につきましては、昨シーズン終了後に1回、ことしは開設前に2回の合計3回開催し、パトロールの報告や翌年の開設に向けた検討が行われたほか、ことしの開設前には、来場者が火器を使用できるエリアを設けるためのルール改正等の取り組みについて話し合われております。

今後は、オープンに向けて、ルールの改正について利用者に周知するほか、昨年に引き続き、協議会での合同パトロール等を実施することとしております。

次に、ルールの周知・啓発の取り組みにつきましては、今シーズンも引き続き、ルール啓発チラシを海の家や駐車場ゲート、協議会合同パトロールなどにおいて配布するほか、駐車場での看板の設置や場内放送により、利用者への周知を図ることとしております。

また、小樽市ホームページのほか、市内各学校や町会宛てに送付する海水浴場の周知文書の中でも、ルールの改正についてお知らせすることとしております。

次に、苦情の総件数と主な内容につきましては、総件数は16件で、主な内容は、シャトルバスがなくなったこと、海水浴場への歩道が砂利道で歩きづらいこと、公衆トイレが遠くて不便なことなどであると、組合からお聞きしております。

次に、昨年の協議会でのパトロール回数につきましては、開設前と開設期間中に、協議会で合同パトロールを3回行ったほか、開設期間中に道と市が交互に行い、合計で11回のパトロールを実施しております。また、パトロールの結果、ルール違反となる事例の報告はありませんでした。

次に、銭函海岸周辺の市街化調整区域の建築物について御質問がありました。

まず、違法建築物の現在の状況につきましては、本年5月末時点において、昨年と同時期に確認していた55棟は、1棟減って54棟となっていました。当時、仮置きと判断していたコンテナ等の一部が常設化していることを確認したことから、それら11棟を追加して、65棟となっております。

次に、都市計画法第34条第1号及び第2号に該当する建築物はないのかにつきましては、当該建築物は、市街化調整区域内にあり、居住者がいないことから、同法第1号に規定する、周辺居住者の日常生活に必要な物品の販売店舗や事業場等に該当するものではありません。

また、当該地域は、同法第2号に規定する、歴史的な経緯など、客観的に判断して認められる史跡、文化財、すぐれた景勝地等の観光資源に当たらないことから、当該建築物は同号に規定する、観光資源の有効利用に必要な建築物に該当するものではないものと考えております。

次に、グラウンドの整備について御質問がありました。

まず、グラウンドの計画的な整備につきましては、公園内のグラウンドの整備については、現在、平成34年までの長寿命化計画に基づき、遊戯施設の優先的な更新整備を進めていることから、フェンスなどの部分的な維持補修のみ、予算の範囲内で行っているところであります。

また、グラウンドの計画的な整備につきましては、次の長寿命化計画の中で、検討してまいりたいと考えております。

次に、グラウンドの土の補充や改修の基準などにつきましては、公園内のグラウンドは、競技レベルの高い体育施設とは異なり、地区住民の身近な軽スポーツを中心とした多目的広場であり、少年野球や少年サッカーなどの利用を目的としております。

そのため、グラウンドの土の補充及び改修の基準は、特になくことから、パトロールや利用者の声により、グラウンドの状態を確認して、部分的な土の補充を行っているところであり、現時点において具体的な整備計画はございません。

次に、市道と宇尻中央通線について御質問がありました。

まず、市道と宇尻中央通線の当時の計画とこれまでの経緯につきましては、平成4年度に国道5号から市道銭函新通線までの1,960メートルを都市計画決定しております。そのうち、国道5号から市道礼文塚通線までの約780メートルの区間につきましては、平成6年度に事業認可を受け、事業に着手し、平成14年度に完了しております。残りの区間につきましては、本市の財政健全化の取り組みの中で、事業費が膨大になることから、事業の実施を見送ったところであります。

次に、現在の市道と宇尻中央通線の交通量につきましては、近年、交通量については、計測しておりませんが、主に地域住民などが利用しているものと認識しております。

次に、当時の市道と宇尻中央通線の事業費につきましては、平成6年度から平成14年度までの9年間で、測量費、補償費、工事費などを合わせますと、総額で約14億9,000万円となっております。

次に、市道と宇尻中央通線の冬期間車両通行禁止規制につきましては、本市道と市道と宇尻中央通線の交差点付近から、市道礼文塚通線との交差点の区間について、現在のところ、本市道に接道している

住宅等がなく、地域住民の生活に支障となっていないことや迂回路も確保できていることから、除雪を行わず規制を行っているところであります。

次に、仮に市道と宇尻中央通線が市道銭函新通線まで開通していた場合の効果につきましては、当該地区の地域内交通ネットワークが構築されることにより、地域の利便性や生活環境の向上が図られるとともに、周辺未利用地の宅地開発の誘導につながる効果があったものと考えております。

次に、この整備済みの道路の活用と未整備道路の展望につきましては、整備済みの道路については、地域住民の利便性や生活環境の向上に一定程度寄与しておりますが、現在は、冬期間車両通行禁止規制をしている状況であります。今後は、周辺の土地利用や人口動向によって活用されていくものと考えております。

また、未整備道路の整備につきましては、事業費が膨大になることから、事業実施は難しいものと考えております。

次に、計画どおりの事業を進めた場合の市道と宇尻中央通線の事業費につきましては、都市計画決定した1,960メートルのうち、未整備区間の1,180メートルを整備した場合、現行で試算をいたしますと、補償費、工事費などを合わせた総額は、概算で約42億円となります。

次に、市政運営について御質問がありました。

まず、副市長の就任前における抱負について、共通認識を持っていたのかにつきましては、私が副市長に求める役割として、私の公約を理解し、その実現に向けて力を尽くしてもらえるよう、就任を打診したものであります。その際に、私の市政に対する考え方を副市長に伝えておりますことから、報道にありました就任前の抱負については、それを踏まえた内容になっているものと認識をしております。

次に、副市長就任後、この抱負について議論がなされたのかにつきましては、抱負そのものについては、議論はしておりませんが、副市長の任として、さまざまな機会を捉えて、私の市政運営についての考えを市議会や商工会議所などにお伝えいただき、理解していただくよう話し合ってきたところであります。

次に、副市長の就任前における危機感について、就任後に議論されたのかにつきましては、その取材内容についての議論は、特段しておりませんが、より円滑な市政運営を図るため、国や北海道、他の市町村を初め、議会や関係諸団体との連携を一層深めていくことや本市が抱えている課題などについて、常日ごろから話し合い、共通認識を深めてきたところであります。

次に、副市長の就任後から今日までの、私の副市長に対する評価につきましては、私の公約実現や政策の推進に向け、庁内はもちろん、各界各層とも調整しながら、さまざまな課題を一つ一つ解決し、着実に進めていただいておりますので、非常に高く評価をしており、私とともに全力で取り組んできているということからも、100点満点中の100点に値するものと考えております。

次に、これからの市政運営上、副市長に対しどのようなことを求めているのかにつきましては、まだ具現化には至っていない取り組みや大きな課題もありますので、それらの解決、実現に向け、引き続き尽力いただくとともに、このまちをより元気にしていくために、そして、「住みよいまち、人にやさしいまち」の実現に向けて、ともに取り組んでいただきたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 教育長。

○教育長(林 秀樹) 酒井隆行議員の御質問にお答えいたします。

ただいまグラウンドの整備について御質問がございました。

まず、教育委員会所管のグラウンド施設の計画的な整備についての見解につきましては、グラウンド

の整備は、学校教育活動やスポーツ振興の観点から、安全に利用できる環境を整えていくために必要なものと考えております。

現在、小・中学校につきましては、施設を管理する学校からの要望に応じ、また、社会体育施設につきましては、定期的な点検や利用者からの要望等に応じ、必要な維持補修に努めているところでございます。

次に、グラウンドの土の補充や改修の基準などにつきましては、具体的な基準や整備計画は有しておりませんが、学校や利用者からの要望や施設の状況を把握した上で、優先度を勘案しながら、土の補充や改修を行ってきているところでございます。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 13番、酒井隆行議員。

○13番（酒井隆行議員） それでは、再質問をさせていただきます。

市政運営についてのみ、そのほかについては、予算特別委員会で細かく聞いていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

まず、共通認識は持っていたのかというところで、持っていたようだというようなニュアンスだったというふうに思います。

それから、記者会見の、この小樽市議会やそれから小樽商工会議所などに、森井市長のまちづくりについての考え方という部分については、就任後、議論をされていないというふうに答弁いただいたかと思っておりますので、この後の質問は、副市長にお答えいただきたいと思っております。

まず、森井市長のまちづくりについての考え方を市議会や商工会議所などにどのような機会を捉えて、今まで伝えてこられたのか。それについて副市長から答弁願いたいと思っております。

それから、同じく、この森井市長のまちづくりの考え方について、市議会や商工会議所などに伝えた結果、十分に理解されているというふうに理解しているのか、十分に理解をされているというふうに思っているのか。それについても見解を伺います。

それから、まちづくりの考え方を伝えた結果、副市長が就任後おっしゃっていた、「歩み寄りながら小樽を前に進めていきたい」という、こういう形に現在なっているのかどうか。これについてもお聞かせください。

それから、「このままでは小樽は他の市町村に置いていかれる」というような危機感ともとれるコメントもされておりました。これについて、副市長就任後、今日までどのような取り組みをし、現在どのような状況になっていると思うのか。これについても見解を伺います。

副市長の評価というところで、100点という点数を述べられておりました。まあ、そう来るかなというふうには思っていたのですが、一生懸命やったら100点というのは、少し違うのではないのでしょうか。

やはり、この前段に、副市長に就任された暁には、私はこういうふう以小樽市を、小樽市政をもっていきたいという方法を述べられた上で、この質問をしているので、そういう部分もきちんと酌んでいただいて、それも含めて100点ということなのか。それも含めてというのは、市議会や商工会議所などと良好な関係を築き上げられたという認識の上での100点なのかどうか。これについても、もう一度答弁をしていただきたいと思っております。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

(「最後は市長だよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

私が答弁したこと以外におきましては、副市長から答弁をしていただくことになると思いますので、よろしく願いをいたします。

私は、最後の100点の件で、私自身の副市長に対しての評価について、御指摘というか質問があったかと思います。私自身、抱負等のことも含めてということでありましたけれども、先ほど答弁しましたように、その新聞記事のことそのものに対してのやりとりというわけで、副市長とお話をしたわけではありませんが、やはり御就任いただいてから、この間、さまざまな場面で、機会あるごとに、さまざまな案件のことも含めて、議論をしながら物事を進めてきているところでございます。

ですから、そういう意味合いにおいて、共通認識の上で、たくさんの課題があったり問題点も含めて、一つ一つ前に進めているという件におきまして、全力でもうやっていたいただいているので、100点ということでお話をしたところでございます。

もちろん、私自身のことにおいて、皆様から御指摘をされたときのように、まだ、この小樽において、たくさんの課題、または公約において実現できていないこともありますから、今後においては、そのことともに取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

そして、議員の皆様であったり、商工会議所の方々に対しても、そのことを理解をさせられたのかというようなことにおいても、お聞きになられたかと思いますが、やはり、このお役目についてから、この間、議員の皆様のもとにも何度も歩んでいただき、また、商工会議所の方々はもちろんですけれども、さまざまな物事を進めたり、また課題解決に向けて、何度も足を運んでいただいたり皆様とも協議をいただいていると、私自身認識をしております。

議員の皆様の中で、まだまだ足りない部分、またはもっとここを高めてほしい、そのような指摘や要望等はあるかと思いますが、その件におきましては、引き続き、その皆様の期待に応えられるように、副市長ともども、私自身もしっかり取り組んでまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 副市長。

○副市長（上林 猛） 酒井隆行議員の再質問にお答えいたします。

まず、副市長という立場が、市長という立場と違って、どちらかと言うと内部、内政に関することが主な仕事だというふうに思っております。外部に出て、トップとして自分の考え方を表明するかそういう職ではないので、具体的に議会または商工会議所の中で、私の所感についてを述べるということよりは、何か問題がある、何か詰まったことがある、またはこちらから説明をしなければならないこと、それらのことについて、市長にかわって私から説明をする、考え方を説明するということなので、そういう意味では、教育長というトップで、外部に対して私の考え方を発信する部職とは、かなり様相が違うというふうに、私自身は思っています。

また、議会に対しては、これも施策について、私自身が各会派を回って施策の考え方を伝えるというのが、私の職ではございませんので、何か問題があったときに、その考え方に対する調整、またはそごがあった場合の説明、そういうことに終始しております。そういう意味では、私個人の考え方というよりは、市長の考え方を補完をするという、そういう職であろうというふうに考えておりますので、その意味では、私が当初考えていた議会、商工会議所、さまざまな機会に調整役という意味で言えば、そういう意味で、私個人というよりは、副市長という立場で調整役に集中したということだろうというふうに思います。

それから、他都市との置いていかれるということ言えば、これもさまざまな思いで言ったわけでございまして、連携、協力、国や道や管内の市町村、札幌市などの調整という意味では、個別具体に私が提案という形で連絡する職ではないので、ただ、さまざまな場面を通じて、道との調整、または札幌市との関係、北しりべしとの連携の話、そういう形で、その職に、私が副市長の職として務めなければならない業務については、私自身とすれば、精いっぱいやってこれたかなというふうには思います。

先ほど言った、まちづくりについて、または公約についてという意味で言えば、その件に関して私自身が、副市長として、市民または団体に対して発信するという職ではないので、そういう意味では、いわゆる調整役で、目立たない、縁の下の力持ち、そういうのが副市長としての職かなというふうに思いますし、また、もう一つ、職員に対してサービスの監督者としての立場で、市長とそれから職員との調整役といいますか、市長の考えていること、または職員の考えていることを市長に伝える、その意思の疎通を図っていく。それもまた、副市長としての大きな役割だと思っていますし、まだその任についても、十分とは言えないまでも、何とかその職を全うしたいというふうには考えております。

全てについて答えたかどうかはわかりませんが、私の所感としては、そのような考え方で副市長の職を務めております。

(「議長、13番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 13番、酒井隆行議員。

○13番(酒井隆行議員) 再々質問します。

今、副市長からいろいろ説明がありましたけども、私が聞いているのは、平成27年12月の新聞記者の取材に対して、副市長は、「市議会や商工会議所などに森井市長のまちづくりについての考え方を伝え、歩み寄りながら小樽の前に進めていきたい」というコメントを残されております。この件について、私は聞いているので、副市長の仕事云々かんぬんという話ではなくて、それも確かに先ほど聞いて、それも含まれているコメントだなというふうには思いましたが、聞きたいのは、その森井市長のまちづくりの考え方について、市議会や商工会議所に十分理解されているのか。前に進めるとおっしゃっていただきましたので、それを進めるためには、やはり十分説明をして、十分理解をしていかなければ、双方していかなければ、前に進んでいけないというふうには私は思っております。

そういう意味で、この部分、お聞きをしましたので、副市長としてのお仕事云々かんぬんではなくて、このコメントについて、現在はどうなっているのかという部分に絞って、もう一度答弁をしていただきたいと思います。

○議長(鈴木喜明) 説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 副市長。

○副市長(上林 猛) 酒井隆行議員の再々質問にお答えいたします。

12月のコメントは、当時、教育長という立場で、副市長になったときの、こういうことをしたいという所感を申し上げました。それで、実際に副市長の職について、現実には、まずは私自身が森井市長の考え方、または森井市長の公約、今どういうふうにもまちづくりを考えているのかということに関して言えば、その外側から眺めていることでは、当時は理解をしていませんでしたし、また、実際に副市長に就任し、ほぼしばらくの間、やはり、どういう考え方、どういうことをしようとしているのかということについては、なかなか私自身に理解をさせるまでに、相当時間は要したところでございます。

また、現実には副市長の職として、市長のまちづくり、公約の実現に向けて、どういうふうにも役割を演じるかということ、ほとんどは職員に対して市長の考え方、これをどうやって職員に浸透させて、そのこ

とが市民にどのように作用し、まちづくり、小樽の発展のために寄与できるのか。それをどう職員に伝えていくのか。または議会に対しても議会答弁という形で、どう伝えていくのか。これは、一番私が、市長に対しての私自身の考え方を言う場面というのは、ほとんど議会答弁の勉強会の場で、どう答弁するかというときに、私の意見をその場所に発揮しながら、市長と考え方をすり合わせながら答弁をする。そのことをまた職員に対して、考え方を伝えていく。それが実際の業務では一番多いことだったかなと思います。

外部に対して、商工会議所なり市議会議員個人に対して、私がまちづくり、公約に対して言う場面というのは、余りありませんでしたし、そういう意味では、私自身としても、その部分については、少し物足りない、私自身ももっと外に出て、その考え方を説明すべきであったなという反省は、現時点ではしております。

そういう意味で、これからも副市長という立場で、市長の補佐役として、どういうふうに議会または商工会議所、市民、または職員とかかわっていくかということに関して言えば、私自身はもっと積極的に発信をしていかねばならない。そのように、反省はしているところでございます。

○議長（鈴木喜明） 酒井隆行議員の一般質問を終結いたします。

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 一般質問します。

今年第1回定例会で、小樽港の将来と活用について質問しましたが、改めて市長の考えを伺いたいと思います。

第1回定例会でも述べたように、今後の市内経済や市民生活にもたらす影響、効果を考えても、港湾整備が本市にとって重要な課題であることは言うまでもありません。本市の重要課題である少子高齢化対策、経済の活性化等、それぞれの課題への取り組みを計画的に実行し、課題解決への取り組みを進めるべきであると考えます。特に、第6次小樽市総合計画後期実施計画、日本海側拠点港の形成に向けた計画、第3号ふ頭及び周辺再開発計画等の政策は、まさに市内経済の活性化により、少子高齢化問題、人口減少問題に歯どめをかける政策であることは間違いありません。

森井市長が就任して以来、それまでに議会、市民、有識者からの意見や議論を積み上げ、課題解決のために策定してきた、さまざまな計画実施のおくれや港湾計画策定に大幅なおくれが出ていることは、看過できない重大な問題です。

平成27年4月、森井市長就任後、森井市長のもとで策定作業を行い、北海道との協議を経て、国へ提出した小樽市過疎地域自立促進市町村計画とはどのような計画なのか。また、その目的についても説明してください。

さらに、策定されるまでのスケジュールと北海道との協議内容について、詳細に説明してください。

森井市長が策定した過疎計画では、それ以前の過疎計画には掲載されていない事業が盛り込まれましたが、第3号ふ頭及び周辺再開発事業もその一つです。過疎計画に掲載されたこの事業は、これまでの計画を踏襲したものと考えていいのか伺います。

その上で、この過疎計画は、第6次小樽市総合計画に搭載されている第3号ふ頭及び周辺再開発事業費14億6,290万円と整合性が図られているのか。また、過疎計画の事業内容と事業費内訳及びこれまでの執行状況について、年度ごとの事業費と過疎計画期間における事業費全体の執行率について説明してください。

平成22年の法改正により、過疎計画の策定義務は廃止されていますが、森井市長は、どのような認識のもと、過疎計画を策定したのか。その目的は何か。また、過疎計画に登載された事業を実施することにより、どのようなメリットがあるのか説明してください。

先の第1回定例会での第3号ふ頭の再開発にかかわる私の質問への答弁で、市長は、老朽化対策を早急に行わなければならない港湾施設が複数発生していると報告を受けたことから、市の財政状況を勘案しながら、優先度を判断し、旅客ターミナルビル機能整備より老朽化対策を優先した、第3号ふ頭及び周辺再開発計画などの計画につきましては、就任以来、議会議論を含めて多くの課題が浮き彫りになっておりますので、現状を分析し、変更が必要である場合は、計画の見直しを検討してまいりたい、旅客船ターミナルビルの整備につきましては、港湾施設における老朽化対策の進捗状況やクルーズ客船の寄港状況、市の財政状況を鑑みますと、直近で整備することは現実的ではないと考えておりますと答弁されております。

森井市長が策定した過疎計画では、第3号ふ頭周辺整備を平成28年度から32年度までに行うとし、議案として上程、議決されました。しかし、議決されたその翌月4月には、既に市長が、「港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではなく、寄港を増やす取り組みを行ってから、港に投資する価値があるかを判断する」などと発言したと報道されています。これは、北海道との協議、議会での議決を経て、国に計画を提出した前後だと思いますが、この発言は、北海道、国はもちろん、議決した議会を欺くものであり、過疎計画と市長の発言は、全く整合性のとれないことが、誰が聞いても明らかです。この矛盾に対して、誰もが理解できる答弁を求めます。

次に、港湾施設の老朽化対策は、計画的に行ってきたと思いますが、平成29年第1回定例会の我が党の代表質問で答弁された、早急に対策が必要となったと言われる箇所はどこなのか。その箇所は、既存の計画にはなかった場所なのかについても説明してください。また、それらにかかった事業費についても説明してください。

さらに、ターミナルそのものの箱的なものをつくる予定は、今は考えていないと発言していますが、旅客ターミナルビル機能整備に着手する場合の条件についても伺います。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画などの計画について、議会議論を含めて多くの課題が浮き彫りになったとのことですが、その課題とは何か。また、その他の議論で浮き彫りになった課題とは何か説明してください。浮き彫りになった課題に対し、分析する内容、方法についても説明するとともに、その結果の取り扱いについても伺います。

次に、「港湾施設における老朽化対策の進捗状況やクルーズ客船の寄港状況、市の財政状況を鑑みますと、直近で整備することは現実的ではないと考えております」と答弁していますが、直近で整備することは、現実的ではないとの、直近とは1年なのか、3年なのか、どのくらいの期間なのか。また、現実的でないとの考えに至った、理由と時期について説明してください。

過疎計画の計画期間は、平成28年度から32年度までであり、現過疎法の執行期限は、平成32年度末になっています。過疎計画を議決した議会には、進捗状況や万が一計画のおくれが予想されるのであれば、なぜ報告をしないのか理解できません。説明してください。

このこと一つをとっても、議会軽視と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

また、計画を中止したわけではないので、関係機関への報告もしていないとのことでしたが、第3号ふ頭及び周辺再開発計画がおくれることで、市内経済やほかの事業への影響も考えると、過疎計画全体への影響も考えられますが、市長の認識を伺います。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 秋元議員の御質問にお答えいたします。

ただいま、第3号ふ頭及び周辺再開発計画と小樽市過疎地域自立促進市町村計画について御質問がありました。

まず、小樽市過疎地域自立促進市町村計画の概要や目的などにつきましては、当該計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域として公示された市町村が、地域の自立促進を図るため、議会の議決を得て策定する事業計画であり、総合計画の施策の推進に当たり、過疎債など財政上の特別措置を活用することを目的に対象事業等を定めたものであります。

策定スケジュールにつきましては、平成27年10月から平成28年2月にかけて、後志総合振興局や北海道の本庁と計画内容全般について、事前協議及び正式協議を行いました。その後、平成28年第1回定例会での議決を得て、同年3月24日付で北海道及び国に提出をしたものであります。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画における過疎計画への踏襲につきましては、平成26年度に策定した第3号ふ頭及び周辺再開発計画の内容を平成28年度から平成32年度までの過疎計画期間5年間の中に盛り込んだ計画となっております。

次に、過疎計画における小樽市総合計画との整合性につきましては、それぞれの計画における事業内容と事業費内訳の整合性は図られております。また、過疎計画における事業内容と策定時における想定事業費の内訳につきましては、国直轄工事費負担金が7億8,500万円、国際旅客船ターミナルビル整備事業が1億円、第3号ふ頭緑地整備事業が1億6,050万円、第3号ふ頭小型船だまり事業が1億9,850万円、第3号ふ頭基部緑地整備事業が1億5,650万円となっております。

また、これまでの執行状況と事業費につきましては、平成28年度は国直轄工事費負担金として2億160万円、平成29年度は国直轄工事費負担金として1億9,954万円を予定しており、過疎計画期間における全体の執行率につきましては、約29%となっております。

次に、過疎計画の策定に当たっての認識とその目的、登載事業実施のメリットにつきましては、過疎計画の策定義務は廃止されましたが、過疎法の期限が平成33年3月31日まで延長されたことを受け、平成27年度までを計画期間とする前過疎計画に引き続き、過疎債など財政上の特別措置を継続的に活用していく必要があると判断したことから、平成28年度からの新たな過疎計画を策定したものであります。

また、登載された事業を実施することによるメリットといたしましては、過疎債を活用した場合に、元利償還額の70%相当額が普通交付税の基準財政需要額に算入され、実質的な本市の負担額が軽減されるなどの財政上の利点が挙げられます。

次に、平成28年4月に報道された、港への投資、整備に関する私の発言と過疎計画との整合性につきましては、発言の意図といたしましては、港への投資、整備を実行する優先順位やタイミングは、状況を見きわめて慎重に判断すべきであるという、私の考えをあらわしたものであり、過疎計画に登載したこととタイミングを見きわめながら実施していくことは、必ずしも矛盾するものではないと考えております。

次に、早急に老朽化対策が必要となった箇所につきましては、港町ふ頭における国際コンテナふ頭施設の監視装置やコンテナの荷役機械であるガントリークレーン、第3号ふ頭の岸壁補修などが上げられ

ます。これらの早急に対策が必要な箇所は、既存の計画にはなく、突発的な故障などによるものとなっております。

また、対策に要した事業費につきましては、昨年度は、ガントリークレーンの緊急対応経費として1,190万円。本年度は、港町ふ頭における監視装置として実施設計費980万円、第3号ふ頭の岸壁補修として工事費250万円を予定しております。

次に、旅客ターミナルビルの機能整備に着手する場合の条件につきましては、小樽市の公共施設における老朽化対策の進捗状況やクルーズ客船の寄港状況、市の財政状況などを総合的に勘案し、旅客ターミナルビルの整備が必要なのかどうか判断条件になると考えております。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画の課題につきましては、現在、老朽化対策を早急に行わなければならない港湾施設が複数発生していることや物流の分散配置、港湾整備に係る予算の確保などが、議会議論における課題となっておりますが、このほか、市全体の公共施設の老朽化対策や人口減少が進んでいる状況の中で、使用されなくなる施設の除却費用の財政負担も今後必要となることが課題と認識しております。この課題を踏まえ、市の財政状況を勘案しながら、計画的に港湾施設整備を進めるため、優先度やスケジュールの検討と見直しを適宜行い、この結果に基づき、課題の解決に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、旅客ターミナルビルを直近で整備することは現実的ではないとの答弁につきましては、昨年度、担当部局から老朽化対策を早急に行わなければならない港湾施設が複数発生しているとの報告を受けておりますが、市全体の公共施設の老朽化対策などとあわせて、市の財政状況などを勘案した結果、旅客ターミナルビルの整備より老朽化した岸壁などの港湾施設整備を優先して行うべきと判断したことから、直近で整備することは現実的ではないと発言したものであります。

この考えは、昨年12月の記者会見以前から考えていたものであり、直近という時期については、明確にはお答えすることはできませんが、当面は、老朽化した施設の整備を優先していきたいと考えております。

次に、過疎計画の進捗状況などについての議会への報告につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、過疎計画は、総合計画の施策の推進の当たり、過疎債などの財政上の特別措置を活用することを目的として、対象事業等を定めたものであり、登載した個々の事業の進捗を管理するための計画ではないため、進捗状況等の報告はしていないものであります。

次に、第3号ふ頭及び周辺再開発計画がおくれることによる過疎計画全体への影響に対する認識につきましては、過疎計画は、先ほども申し上げたとおり、過疎債などの財政上の特別措置を活用することを目的とし、登載した個々の事業の進捗を管理するための計画ではないことから、過疎計画自体に特段の影響があるとは考えておりません。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再質問いたします。

まず、北海道との正式な協議を行ったということなのですけれども、今伺いますと、平成28年3月24日、道、国に提出したということなのですね。私の持っている報道記事では、4月26日に先ほど言った、港に投資整備して、クルーズ客船の寄港を期待するのではないと。寄港をふやす取り組みを行ってから、港に投資する価値があるかどうか判断すると、こういう発言をされたのですね、4月26日の報道に載っておりました。国に提出した、まさに約1カ月後なのです。既に第3号ふ頭及び周辺整備について否定する発言を1カ月後には、もう既に行っているのです。北海道との協議の段階で、このような話

を北海道に示した上で、こういう登載された事業なのですか、そもそもは。

協議では、北海道との協議の中では、市長が先ほど言った発言の考えを伝えずに協議をしたとすれば、どういうふうに第3号ふ頭の計画を説明して、登載することになったのか、説明してください。

1カ月で急に考え方が変わっているのですね。先ほどこれまでの第3号ふ頭の計画の、踏襲するのかと、そういう質問もしましたが、踏襲するということでしたけれども、その計画というのは、市長の言っていることと全く真逆の考え方なのです。それを踏襲しているということは、市長の言っていることは、全く正反対のことを言っているのです。1カ月で急に考えが変わったのかどうなのか。なぜ、急に考え方が変わったのか伺いたいと思います。

それで、先ほど伺いました総合計画に載っている事業費、ターミナルビルが約1億円ですか。緑地1億6,000万円ぐらい。船だまりについては約1億9,000万円ですね。基部緑地も約1億5,000万円ということで、これ、数字の根拠をまず答えていただきたいのと、過疎事業に登載しているわけですから、過疎計画に登載しているわけですから、過疎債を使った場合、市の負担は幾らになりますか。まずこれを伺いたいと思います。

それと、過疎計画に登載された事業を実施するメリットを伺ったのですが、先ほど財政負担が減ると伺ったのですが、私はそういうことを聞いているのではなくて、登載された事業を実施することによって、小樽市にどういったメリットがあるかということを知りたいのですよね。財政負担が減ることではないのですよ。これ、要するに、過疎法の目的を達成するためのこれ事業計画なのです。そこをもう一度説明してください。

それと、優先順位ですとかタイミングを見きわめて実施していくということなのですけれども、これは小樽市が、過疎計画にもあるように、総合的かつ計画的に展開することにより過疎化を食い止め、地域の自立促進をすることができるというふうに過疎計画に書いているのですけれども、これ、よほどのことがない限り、市長の考えで変更はできないと思うのです。

御丁寧に、と言ったら失礼ですが、小樽市のホームページに過疎法における、この第3号ふ頭の位置づけも書かれていまして、実施予定が平成29年からになっているのです。もちろん実施予定なのです。でも、これ、計画的にこのように載せられているのです。まさにこれ、過疎計画の中で計画的に載せているものを、なぜそんな勝手に変更するようなことになっているのか、それをまず伺いたいと思います。

第3号ふ頭のターミナルビルですね、国、道にもそういう計画、今言った29年から第3号ふ頭の整備に着手するという計画だったと思うのですけれども、そういう計画で国や道にも報告しているのかどうか、伺います。

それと以前の計画、現計画の前の計画では、登載されていなかったのですね、今回の第3号ふ頭の整備は。これはどういう目的で市長が登載されたのか、その理由を説明してください。早急に対策が必要になったというこの施設についてなのです。ガントリークレーンは、理解はしているのですけれども、突発的な故障が起きたということで、監視装置ですか、これの実施設計費。また岸壁の修理ですか、250万円。これは計画になかったということなのですが、突発的にその監視装置が壊れて、実施設計しているという余裕があるのですか。そもそも計画になくて、突発的に壊れたということなのか、もう一度改めて確認します。

それとターミナルビルの整備についてなのですが、この必要かどうか財政状況を勘案して判断するというような趣旨の発言をしていましたよね。必要だから過疎計画に載せたと思うのです。先日来、ターミナルビル建設は現実的ではないというふうに言われていますよね、ほかの議員の質問の中でも。では、

計画から、現実的ではないのでしたら、削除しないといけないのではないですか。そもそも過疎計画から。なぜかという、知事宛てにさまざまな機関の大臣から、現実的な実行可能な計画にするようにという、周知するようにと、こういう通達、通知が来ているのですよ。そもそもできないような、現実的でないようなものは載せられないのですよ。もし変更があるのであれば、削除、変更しなければならぬのではないのでしょうか。まずそこを伺います。

それと、物流の課題ですね。議会の中でいろいろと課題があったということなのですが、物流の分散、あと予算の確保というふうに先ほどたしか言われていましたけれども、これ、いつそんな議論があったのか、どんな内容の議論だったのですか。私はその第3号ふ頭の物流の分散という議論は、済みません、私は記憶がなくて、どういう議論があったのか伺いたいと思います。

公共施設の老朽化対策と、市長はずっと言っているのですけれども、そもそもそんなことはもう何年も前から議会の中で議論されているのですよ。公共施設の老朽化。これは当たり前なのです。そういうことを踏まえて、北海道と議論をしてつくった過疎計画なのですが、今まさにその公共施設が老朽しているから手をつけられないみたいな、そんな話ではないのですよ、そもそも。だから、そもそも過疎計画をつくる時点で、この老朽化対策のことは頭になかったのか、考えられなかったのか、それについて伺いたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「少々お待ちいただけますか」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） はい。

（「時間かかり過ぎじゃないですか」と呼ぶ者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再質問にお答えいたします。私が答弁したこと以外におきましては、担当の部長より答弁させていただきますので、よろしく願います。大変恐縮ですが、質問の中で私自身が意図を酌み取り切れなかった部分もあるように思いますので、答弁漏れであったり論点が違った場合においては御指摘いただければと思いますので、よろしく願います。

まず、過疎計画においては、道や国との正式協議の上で行っていたのに、1カ月後には私は覆す判断を、判断というか報道で話をしているけれども、それを事前に協議、発言について伝えていたのかというお話でありましたが、この過疎計画に伴う道の担当者や国の担当者に対して、私のその意図については事前にはお伝えはしておりません。

それと、私からは、ホームページ等に平成29年度に、もう既に予定とはいえ記載をされている、それに対して、私自身がそれを直近では行わないということ、市長の考えのみをもって変更はできないではないかという、タイミングについての御指摘もあったかと思えます。私自身、現在その29年度の予定という形では記載をされているところではありますけれども、今までも答弁させていただいたように、老朽化等で複数の状況が、改めて昨年担当職員から報告を受け、やはり港湾においてかけられるお金というものにおいても限りがありますので、やはりその状況等を踏まえた中で改善を図っていかなければならないということから、私は記者会見も含めてお話をさせていただいたところでございます。計画そのもの自体は、以前にも別な方の御質問で答弁させていただいておりますが、計画そのものの変更を行っているわけではありませぬので、それはあくまで予定ということもあることから、そのことをもって私の考えのみをもって変更したのではないかということに関しては、御指摘は当たらないのではないかと考えております。

(発言する者あり)

それと、もう1点、私からは、第3号ふ頭等の計画、港湾の周辺再開発計画に伴うものを、過疎計画に必要なから載せたのかという御指摘、そして国からは現実的で実行可能なものを載せるべきということから、そうではないものを載せたのではないかという、もしそうだとするならば削除すべきという御指摘もあったかと思えます。現行におきましては、皆様御指摘のとおり、その計画があって、その計画変更そのものを現在行っているわけではございません。現状において、平成29年度、この年度中に、私自身は現実的ではないとお話はさせていただいておりますが、この大もとの計画そのものをまだ変更しているわけではございませんし、その状況を見定めながら、行う可能性そのものはありますので、現実的で実行可能なものの範囲の中に入っているかと思っております。

(発言する者あり)

しかしながら、今後においてその年度中に行うことにおいては、全く不可能でできないということになったとするならば、議会の皆様にもお示しをしながら、削除については検討しなければならないかもしれないと思っております。

(発言する者あり)

それと、もう1点、公共施設における老朽化の問題は今に始まったことではないと。過去からそれはもともと抱えていて、その議論は今までも積み重ねてきているのだというお話もあったかと思えます。その中で、なぜここに来て、このターミナルビルに対して老朽化のことを理由にされるのかという意図であったのかなと思えますが、実際には、御存じのようにやはり公共施設等総合管理計画、やはり策定の中で、それが改めて具体的に数値化もされて、しかもその中で、皆様にもお示しさせていただきましたけれども、やはり新規に建てるという意味合いにおきましては、やはり複合化等をしっかり踏まえた上で判断をしていかなければならないという形で示されたところでございます。やはり、これはもともとこの計画そのものは以前からあったものではありませんので、やはり私としてはこのことにおいても、やはり今後の、どの施設においてもですが、新設ということにおきましては、このことを念頭に判断をしていかなければならないとも思っておりますので、議論そのものは以前からあったかと思えますけれども、その計画そのものができ上がったことも踏まえて、現在そのように私自身は判断をしているところでございます。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私から2点ほどお答えしたいと思います。

まず1点目は過疎計画掲載のメリットについてですけれども、本答弁でも市長からもお答えはしておりますが、やはり過疎計画を見ますと、中にはいわゆる計画の進捗管理を求めるといったことは、見当たりませんで、やはり財政的なメリットというのが大きくて、その中でまちの自主自立、そういったものを促すといったようなことがこのメリットとして書かれておりますので、そういったことだろうというふうに考えてございます。

(発言する者あり)

それから、これまで掲載されていなかったターミナルビルとか、そういったものをどういった目的で掲載したのかということですが、今お答えしたこともつながりますが、やはり過疎計画に掲載するということは、いわゆる財政的なメリットが出てまいりますので、そういったことでこのいわゆる一つの条件といいますか、実際に具体的に利用できるそういった財政メリットを享受しながら事業を実

施するということにつきましては、まずは載せなければいけないというふうに判断しておりまして、ただ、これ、載せたからといって即実行しなければならないということではございませんので、実際にこれ以外にも掲載している事業につきましては、総合計画の実施計画をベースにしながら掲載している事業はたくさんございますけれども、そういったものは財政のバランス等も勘案しながら実行していくということになりますので、実施時期については、予定いろいろございますが、当然ずれたりするものもあるというふうに考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 秋元議員の再質問にお答えいたします。

順不同になりますけれども、私から、まず、早急に対策が必要な部分でございまして、監視装置につきましては、確かに老朽化はしておりましたけれども、まだまだ使用できると思っていたところ、国や何かの指導の中で少し不備がありまして、それでは現状のままでは使用することはできないというようなことを言われまして。ただ、猶予期間がありますので、これから実施設計をしても間に合うというような部分でございまして。

それから、第3号ふ頭の補修工事につきましては、ふ頭の部分で穴があきまして、その穴の部分がどれぐらいの中が空洞になっているとか、そういったようなことの調査も含めて復旧をしなければならないというのが、突発的に起こったところでございます。

それから、事業費の根拠でございまして、前に中村吉宏議員の御質問にお答えしましたが、設計や何かを実際に行っているわけではございませんので、大体の面積ですとか緑地ですとか、そういったところから、この当時、整備費の、超概算でございまして、出したものだというふうに考えているところでございます。

それから、物流の分散の部分が、私少しわからない部分があったのですが、ふ頭ごとの機能の整備で、いろいろな船が着くわけですが、第3号ふ頭にも今この計画ですとクルーズ客船の大型のが着くわけですが、それ以外の船も着くような中で、第2ふ頭と機能分担をするという意味で書いているのかと思いますが、もし誤りでしたら後ほどきちんと精査いたしましてお知らせしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 済みません。議長を通してください。

説明員の方、ほかはいらっしゃいませんか。よろしいですか。

先ほどの再質問の中で漏れているところがあります。それを指摘させていただきますので、お答えをいただきたいと思っております。

まず、国へ提出し2カ月後に否定している。道に示したもののなか。これは、示していないとお答えですが、伝えずにいたとしたらどうしてなのか。これがまず1点ですね。

それから、緑地等の事業費の根拠、これは先ほど言いましたが、掲載された事業が過疎化をとめるための計画ということであるので、小樽市にそれはどういうメリットがあるのか。それはお金の件ではなくてということを知っています。

それから、国際旅客船ターミナルの件は、これは少しあれですが、国と道にも報告しているのか等の何かお話があったようですが、その件ですね。

それと、事業費で、市の負担は幾らなのか。これも答えられておりません。

今言った分を答えていただいて、足りない、漏れている分はまた秋元議員にお聞きしますので、まず

この件についてお答えください。

説明員の答弁を求めます。

(「少々お待ちください」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長に伺いますが、答弁を調整するために時間が必要ですか。

(「もうすぐです」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) もうすぐですか。はい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 今、議長からも、4点ほど漏れているということでお話がございました。その中で、国への提出をどうしてしていないのかというのがまず1点目にございましたけれども、これにつきましては、いわゆる大きな変更ですとか、あるいは事業を中止するといったような場合については国へも出すことになるのですが、今回につきましてはそういったことには当たっておりませんので、それで提出していないということでございます。

それから、また、財政的なメリット以外に、まちにどういったメリットがあるのかということですが、これは私、先ほどお答えしたつもりでいたのですが、過疎法自体の目的の中に、いわゆる自主自立といいますか、自主的に立ち上げていく、活性化していくというのが過疎法の中に入っておりますので、まさにそのことが目的ではないかということで実はお答えしたつもりでございました。

それから、あと2点ほど、国と道への報告ということと市の負担ということがありましたけれども、この2点につきましては、申しわけございません、今手元にすぐお答えできる資料がございませんので、今段階でまだお答えできる状況になってございません。申しわけございません。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 再々質問ではないですよ。漏れている部分で、過疎債を使う部分がありますよね。これは先ほど言われた概算の金額を、過疎債を使って市が負担するとしたら幾らですかという話なのです。だから、そこはわかりますよね、すぐ計算すれば。

あと何点か答弁が漏れていますけれども、そもそも最初の、再質問で言えばよかったです。最初の本質問の中で漏れていたものが、分析なのです。分析、その方法、その結果どう扱うのかというのは、これは本質問にありますから、そこはもう一度答えていただきたいのと、あとは第3号ふ頭及び周辺再開発計画の考え方を踏襲しているということなのですけれども、市長の考え方と真逆なのです。全然考え方が。それを踏襲しているということは、第3号ふ頭のその周辺の、そもそもの計画どおりだとすれば、市長の言っていることが間違いなのです。だから聞いているのです。全然考え方が違うのですよ、この計画の。それを市長が、港に投資するよりも、みたいな話をしてしまうから、考え方が違うから、考え方を踏襲しているのですかと言ったら、踏襲していると言うから聞いているのですよ。それをきちんと答えてください。

○議長(鈴木喜明) 秋元智憲議員に申し上げます。先ほどの本質問で漏れていたこの分析というのがありますけれども、申しわけないのですが、再質問の前にそれは言うていただかないと。

(「本質問の中で答弁が漏れている部分」と呼ぶ者あり)

でも、再質問を始めてしまったということは、本質問はそれを答えて、そこにということになりますので、それは今のを逆に言えば、再々質問ではやっていただくということになります。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 先ほど答弁が漏れましたので、申しわけありません。

過疎債を使った計画の事業費の中で、過疎債を使うことによる市の負担割合なのですけれども、これは国直轄事業も入っていますし、交付金事業も入っていますし、起債事業と、いろいろ入り組んでいまして、計算してみたのですが、すぐには出せなくて、直轄事業でも負担割合はいろいろありますし、普通交付金ですと3分の1とかあるのですけれども、その中の市の負担分、例えば交付金事業で3分の1が国庫補助金があったとして、残りの3分の2の部分で過疎債70%は充当されるのかなとは思いますが、全体としてすぐ数字では出せませんので、申しわけございません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 総務部長。

○総務部長(前田一信) 分析それからその方法、それからどう扱うのかといったようなお話でしたけれども、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、実は過疎法自体は、何かその進捗状況を求めることをメインにしているという法律ではどうもないようでして、そういった意味で言いますと、先ほど来いろいろ出ていますように、どちらかという小樽市の場合は、具体的なその財政的なメリットを享受するという面が非常に大きいというふうに考えてございまして、そういった中で、ほかにも実は法的には補助率のかき上げですとか国が代行するとかいろいろございまして、その中でも、今お話ししたとおり小樽市の場合は過疎債が使えるというような、そういったメリットが大きいというふうに考えてございます。そういった中ですので、今、秋元議員からお話のありました、計画に載っているものを何か分析してどう扱っていくのかというようなことについては、実はそういった捉え方を余りしておりませんので、具体的にそういったことはしていないというのが現実でございます。

それから、過去のことと何か違った、考え方を踏襲しているということではないのではないかとのお話もございましたけれども、これにつきましても今のこととつながるのですが、この過疎計画の中に計画を登載しておくことで、この財政的なメリットというようなことを考えておりますので、そういったことからいきますと、別に、先ほどもお話ししましたが、何かやめてしまうという、中止するということでもなければ、そこから削除するというようなこともしませんし、また登載したものについてはそのまま継続されるというふうに考えてございます。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) 全然聞いていることと全く違うことを答えているのですけれども。済みません、分析の件は、これ、本質問で行った「分析」は、市長が分析すると言っていることに対して、何を分析するのですか、その方法は何ですか、その結果をどう扱うのですか、と聞いているのですよ。私がそんなことを言っているのではなくて、市長が言ったから、そのことを聞いているのですよ。全くその、私、原稿を渡して、その原稿にも書いてあるのですけれどもね。

(発言する者あり)

○議長(鈴木喜明) それで、答弁漏れの部分だけ指摘してください。では、その分析の件は再々質問でやってください。

(発言する者あり)

今答えましたけど。答弁漏れはありませんか。

(「議長、1番、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 一度整理していただかないと、何かこの、言ったとか、言わないとか、そんなことを聞いていないとかという話になるので、1回整理してもらえないですかね。私が聞いていないことを一生懸命答えていますけれども、全く私が聞いていることの趣旨をわかっていらっしやらないので、一度整理していただいたほうがスムーズに進むと思うのですが、いかがですか。

○議長（鈴木喜明） 説明員の方に申し上げます。今、整理をしてくれということなのですが、答弁漏れで、現時点で補足ができて、それが補完できるのであれば、この場で行ってください。

（発言する者あり）

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 今、秋元議員から議事進行の中でお話しされましたけれども、整理をしてというお話でしたが、どの質問のどの部分において整理をということを今お話しいただければ、それについて答弁を用意して行きたいと思います。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 説明員の方に申し上げます。今言った形で、答弁をするということで、整理をして答弁するために時間をもらいたいというのであれば。

（発言する者あり）

そうではないのですか。

○市長（森井秀明） 意図が伝わらなかったようで、大変失礼いたしました。今、秋元議員が、何かしらの質問に対してこちらがきちんと答弁ができていないということだと思うのですが、その部分が、どの質問に対してどう整理してほしいかということをもう一度改めて御指摘をいただければ、今答弁できることであれば、もちろん今答弁をさせていただきたいと思いますので、その確認をしていただければと思います。

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 今のお話ですと、説明員から時間をいただきたい、それで整理をしたいというふうな処理しかないのですけれども。そうでなければ、秋元議員にもう一度お聞きして、そしてどの部分が抜けているか、そのことが把握できていないことを言っているわけですから、こちらで再質問に関しまして、全項目把握しましたよ。説明員の方は、説明するためにそれをしっかり受けとめて答えるべき使命があるのではないのですか。そういう意味では、きちんと書きとめられなかったこと、きちんと把握できなかったこと、これは説明員に問題があるというふうに考えます。ですから、もししっかり答弁をするために秋元議員と打ち合わせをするというのであれば、説明員から時間がいただきたいということを申し出て、休憩にしたいというふうに考えますが、いかがですか。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

ということで、説明員がしっかり答弁するために時間を要することなので、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 4時30分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

説明員の答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 市長。

○市長(森井秀明) 議長から御指摘のありました件につきまして、整理をさせていただきました。本質問と再質問の答弁に漏れがありましたので、改めて次の2点につきまして答弁をさせていただきます。

私からは2点のうち1点目を答弁させていただきます。再質問の中でありました過疎計画登載後、1カ月足らずでなぜ考えが変わったのかという御質問に対しましては、過疎計画に登載した第3号ふ頭及び周辺再開発事業は、国直轄工事費負担金や国際旅客船ターミナルビル整備事業のほか複数の事業を包括的に登載したものであり、そのうちの一部である国際旅客船ターミナルビル整備事業の実施時期をずらす判断をただけであることから、考えを変えたものではありません。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 産業港湾部長。

○産業港湾部長(中野弘章) 私からは、2点目、本質問の答弁漏れの部分でございますが、浮き彫りになった課題を分析する内容とは何かについてであります。市長の本答弁でお答えいたしました、老朽化対策が必要な港湾施設が複数あるという課題の分析につきましては、その状況を調査して優先順位などの検討を行い、予算の確保につきましては事業の平準化や市負担額の軽減策の検討などを行うものであります。また、物流の分散配置につきましては、現在、小樽港内で物資や貨物などが分散していることから、現状の配置の確認と集約の方向性の検討などを行うものであります。これらを踏まえまして、第3号ふ頭及び周辺再開発計画との整合性を分析していくものであります。

以上であります。大変失礼いたしました。

○議長(鈴木喜明) 秋元議員、議事進行はこれでよろしいですね。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 1番、秋元智憲議員。

○1番(秋元智憲議員) それでは、再々質問をします。

市長、今、1カ月後になぜ考えが変わったのかということで答弁いただきましたけれども、全く私が質問していることと違うのですよ。時期をずらしたとかなんていうことは言っていないのです、私は。第3号ふ頭及び周辺再開発計画のそもそもの計画と、市長が国や道に提出した約1カ月後に話されたことというのは、そもそものこの第3号ふ頭及び周辺再開発計画の考え方と真逆なのですよということを言っているのですよ。だから、時期をずらすなんていう発言、市長もしていませんし、私もそんなことを言っていないよ。考え方が違うのですよ、そもそもが。だから、真逆の考え方になったのは、なぜなのですかというふうに聞いているのです。そこをしっかりと答弁してください。

それと、では、第3号ふ頭及び周辺再開発計画をなぜ盛り込んだのですか、登載したのですかということも聞きましたが、これを答弁いただいているので、もう一度伺います。

それと、第3号ふ頭及び周辺再開発計画の考え方、何回も言いますが、踏襲しているということではなかったと思います。市長は港に投資をする前に、「港に投資、整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではなく、寄港を増やす取り組みを行ってから、港に投資する価値があるかを判断する。この順番が大事だと思います。」このように言っているのですよね。だから、そもそもが、もう1カ月後には、計画期間内に実施できないということを言ってしまうわけなのです。ですから、計画期間内に実施できないのであれば、これは過疎計画から削除しなければならないのではないのですかということなのです。実施不可能なものであれば、これは当然、市長が実現できないというような発言をしてい

ますから、現実的でないというような発言をしていますから、であれば、計画期間内には無理なので、削除したほうがいいのではないですかと。削除しない理由を答えてください。

それと、私は、過疎計画は進捗を管理するための計画だなんてことは言っていませんし、市長も説明員の方々も、しきりに過疎計画は過疎債を使うために策定したと言うのですけれども、もちろんそうでしょう。過疎計画をつくらないと過疎債は使えませんから、もちろんそうなのですけれども、過疎債を使うというのは、これは要するに手段なのです。過疎法の目的とは、やはりその地域の自立なので、先ほど総務部長も言っていましたけれども。そういう視点がないのですかということをお聞きしたいのです。ところが、全くそういう話が出てきません、市長からは。だから、過疎債が使える、そういうメリットがある、そんなことではなくて、小樽市にとってその事業を進めていくことでどういうメリットがあるのだということになれば、やはり当然、人口減少問題も解決していくでしょうし、少子高齢化問題も解決していく。そういうような答えが出てこないのですか。そこが不思議でならないのですよ。だから、あなた方は、市長も初めあなた方は、過疎法のそもそもの考え方というのをわかって事業を運営されているのですかね。そこをもう一度伺いたいのと、であれば、その進捗状況は誰がどこで管理しているのですか。これも伺いたいと思います。

それと、最後になりますけれども、第3号ふ頭の再開発がおくれることで、過疎計画への影響があると私は思っているのです。私は、第3号ふ頭及び周辺再開発計画は計画どおりに進めることで、小樽市の経済ですとか少子高齢化問題に非常に有効な歯どめをかける政策だというふうに思っています。現実的に市長は無理だと言いますが、ターミナルビルの建設は。直近では。そんなことを言わないで、まずはすぐにもターミナルビル、周辺再開発計画に盛り込んだ事業の具体的な議論を始めるべきなのですよ、そもそも。なぜ、これ、議論もしないで直近では無理だとか言い出すのですか。まずしっかり具体的な議論を進めるべきなのですよ。どういうものが必要なのか、どういう機能が必要なのかというのを、予算も含めてしっかり議論するときなのではないですかね。

市長がよく、小樽市民会議100ですか、100人の方々から意見を聞きますと言いますが、この第3号ふ頭及び周辺再開発計画というのは439人の市民アンケートから成り立っているのですよ、そもそもが。市民の考えも反映されているのですよ、しっかり。またその策定委員の方々の考えもそうでしょう。議会の考え方もそうなのですよ。でも、それも何の議論もなく現実的ではないなんて、そんなことないのですよ。そんなばかな話ないのですよ。ましてや自分で過疎計画に29年から実施するってしているのだから、すぐ議論を始めるべきなのですよ。議論できないのであれば、その議論できない理由をしっかりと示してください。

済みません。最後と言いましたが、第3号ふ頭のそもそもの計画、周辺再開発計画と、市長の言ったことが私は真逆だというふうに言いましたけれども、第3号ふ頭の考え方と整合性はとれるというのであれば、先ほど何かこの場所、その時期をずらすとか、そんな話をしていましたが、全く考え方、整合性はとれていませんから、第3号ふ頭及び周辺再開発計画のそもそもの考え方と市長の考え、整合性をとれるように、しっかり根拠を示して説明してください。市長がしきりに言う政策論議をしたいと思っても、わけがわからない答弁ばかりなのです。だから全く議論が深まらないのです。しっかり答弁してください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 秋元議員の再々質問にお答えいたします。私から答弁したこと以外におきまして

は担当部長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目と、また最後においても、考え方の整合性をということでお話がありました。私にはその初めに質問されたこととその最後に質問されたこと、あとそれと踏襲についても、同じ意図としての質問ではないかと思って受けとめていたところでございますけれども、そもそも私自身はその第3号ふ頭及び周辺再開発事業において、その全体計画そのものに対して取りやめるとか否定をするということではございません。先ほども答弁させていただきましたが、そのうちの国際旅客船ターミナルビル整備事業において実施時期をずらすということでお話をさせていただいたところでございます。ですから、先ほど来から真逆ではないかと御指摘されておりますけれども、私自身はそれには当たらないと考えているところでございます。

(「そういう話じゃない」と呼ぶ者あり)

(「新聞で言っていることと計画違うよっていう指摘でしょ」と呼ぶ者あり)

それと、後半で御質問のありました、439人のアンケートをもとにそのように計画をつくっているの、やはりその市民意思を反映された計画なのだから、本来であれば議論を始めるべき、予算等のことも含めて行うべきではないかと。そして、できない理由があるのだしたらお示しすべきという御質問もあったかと思っておりますけれども、それも今の答弁と重なるところもあります。先ほど来からお話しているように、この計画そのものに対して、事業をやめるとか否定をしているわけではございません。その国際旅客船ターミナルビルという新たな箱を建てるということにおきましては、もうこれも今までも何度もお話ししておりますけれども、公共施設等総合管理計画、それらも含めて、新設で建てる場合においては、複合化であったり、市として財政状況とかを鑑みながら判断しなければならないということで、計画等もお示しをさせていただいているところでございます。ですので、この建設においては、実施時期をずらす判断をさせていただいただけでございますので、その439名も含めて、その計画はつくられたこと、そのものについて否定をしているわけではありませんので、その議論も含めて現在行うつもりはありません。

(「いやいやいやいや」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 私からは2点お答えさせていただきたいと思います。

まず1点目が、計画期間内に実施しないのであれば計画を削除すべきではないかというお話がございました。この点につきましては、先ほどもお答えしたかとは思いますが、いろいろな計画が、予定ですので結構ずれることもございまして、ただ、その計画期間がずれたものについて、全て削除しているかということにつきましては、ほかの計画も含めて削除はしてございませんので、これについても削除するという考えはございません。

それから、もう1点は、この過疎計画の目的として、人口減少ですとか少子高齢化とか、そういった考え方が入っていないのではないか、わかっていないのではないかというようなことと、それから進捗状況はどこでというお話だったかと思っております。これにつきましては、実際にこの過疎計画に盛り込むときには、総合計画の実施計画をベースにして計画を盛り込んでいるということもございまして、もちろん総合計画とリンクしているという意味で言いますと、そういった今お話ししたような視点というのは盛り込まれているというふうに考えてございます。

それから、進捗状況ですけれども、これは先ほど来お話ししておりますとおり、過疎計画自体で進捗状況をしているということではございませんので、過疎計画でということであれば、進捗状況は特に管理していないということでございます。

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 秋元議員、よろしいですか。

(「よろしくないですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 静かに。静かに願います。

(「指摘してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 失礼いたしました。先ほどの質問の中で、もう1点私から答弁させていただきます。

第3号ふ頭をなぜ盛り込んだのかということも御質問されていたかと思えます。これも先ほどお話ししましたように、その計画そのものは、私は否定はしておりません。やはりこの計画の中で、当然にその過疎債の活用のごも考えられますし、秋元議員が御指摘のように、それを進める段階の中でその過疎状況の改善を図っていくためのその一つの計画として進められる。それは非常に重要なことであるというふうに思っておりますので、そのことをもって、この過疎計画にこの第3号ふ頭における計画も載せさせていただいたというところでございます。

(「新聞報道のコメントとの整合性は答えていないんだよね」と呼ぶ者あり)

(「整合性の根拠を答えるように、根拠を示して説明してくださいよ。それはないの」と呼ぶ者あり)

(「答弁漏れてるよ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 根本的に、先ほど言ったように、真逆のことを言っているということで秋元議員がおっしゃって、市長はそうではないと言っていますよね。

(発言する者あり)

それで、理由を述べてくださいということをおっしゃいます。その件については、まあ、私はそのうふうには、という意味合いなのかな。私としては真逆だとは思っておりませんという答えなのですね。

(「根拠を示してって言っている。何の根拠も示さないでそんなことなと言われても、そんなのは答えにならないですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

お静かに。根拠について、市長のほうでつけ加えることがあったら述べてください。今、真逆だと言われて、そうではないという答えなので。

(「議長、もう一回説明させてもらっていいですか。説明させてもらっていいですか」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 端的にお願いします。1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 市長は先ほど、新聞で言われたとおり、港に投資するとか整備してクルーズ客船の寄港増を期待するのではないのだという、こういう考え方なのですね。ところが、第3号ふ頭及び周辺再開発計画というのは、そういう整備を先にして、要するに観光客の人たちを誘致しようとか、

び周辺再開発計画というのは、そういう整備を先にして、要するに観光客の人たちを誘致しようとか、その波及効果を市内の中心部に持っていきましようとか、そういう計画なのです、考え方が。だから、市長が先に投資をするというのではないというのは、正反対の考え方なのです。だから、おかしいのではないですかと言っているのです。わからないですかね。わからないですかね。

(発言する者あり)

(「そんなことわからないわけない」と呼ぶ者あり)

だから、簡単に言うと、再開発計画というのは先に整備をするのですよ。そういう計画なのです。先に整備があるのです。しかし市長は、整備は先ではないのですよ。だから考え方が全然違うのです。ということなのです。だから、その考え方が違うのだから、そこを説明、根拠を示して説明してくださいということなのです。もう簡単な話なのです。

○議長（鈴木喜明） 説明員、市長、今の質問の説明でおわかりですか。先に港に投資する。それが今までの計画。そして市長が述べたのは、港にそれを呼び込んで、それを見てから投資をします。これは秋元議員が質問するように、違うことではないのかという質問ですよ。そうであれば、違うのではないかと。だからその理由と考え方を教えてくださいというお話ですから、それが、違わないとおっしゃるなら、その理由を述べていただければ、答弁として理解をします。

(発言する者あり)

市長、説明員。

(「市長、呼ばれていますって」と呼ぶ者あり)

今の質問の仕方は明確に聞いています。理解できるはずですので、お答えください。

(発言する者あり)

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 改めて今、秋元議員からの御指摘に対して私から答弁をさせていただきます。

まず、秋元議員は、いわゆる整備を先に行うことによってにぎわいが起きると。第3号ふ頭における周辺再開発計画というのは、そのことに基づいて進めているのだからという御指摘であった。

(「違う」と呼ぶ者あり)

私は、そうではなくて、つまり建てないということは、その第3号ふ頭の計画そのものを否定しているのではないかと御指摘だと。

(「違う」と呼ぶ者あり)

(「違うのか、じゃあ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

改めてお話しさせていただきますけれども、私自身は、やはりこのようなハード整備等を行うに当たっても、やはり市としての財政的器量とかも含めて判断をしていかなければなりません。そして、この第3号ふ頭に対してクルーズ客船等の誘致というのは、皆様も御指摘のとおり、このまちにおける経済効果としては非常に高くなるということは私自身も認識をしているところでございます。ですから、今後において、そのクルーズ客船を含めて多くの寄港数がふえていくということに合わせて、このターミナルビルにおいては整備をしていくのは、私自身としてはそれが財政状況等を含めても必要であるというふうに考えているところでございます。ですので、秋元議員自身がそのようにお話をしていることと、その根本の観点の中で考え方が違っていると、私自身は今改めて認識をしているところでございます。

(「事実に基づいて質問しているでしょう」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「新聞記事のコメントが違うって言えばいいでしょう、そしたら」と呼ぶ者あり)

(「言っていることが違うでしょう、新聞と」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 説明員に申し上げます。先ほどかみ砕いて言ったつもりでありますけれども、整備事業は、港湾の整備をして、それで港湾を使っていたり、そういうこと、それを始める計画、これがベースであります。市長がおっしゃっているのは、まず一旦立ちどまって様子を見てから、必要であればやる。端的に言うと、こういう話なのだと思います。そうすれば、当然、それは差異があるのではないかと。だから、先ほど秋元議員が言うように、方向とは若干異なるというか、違う。まあ、真逆まではいきませんが、自分としては、立ちどまってやるので、方向性は違いますということが当然そこにくっつくのではないかと。そこが、一緒です、ということに対して、結局、答弁としては、ちぐはぐなのではないかというお話なのだと思います。ですから、そのとおりにやるのか、それとも市長が先ほどからおっしゃっていることであれば、当然、手順が違っているのだということを言っていたかなければならないのではないかと今質問されているのだと思います。そのことはおわかりですよ。

(「一回、新聞もう一回読んだほうがいいですよ。自分何発言したか思い出せないなら」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

秋元議員に申し上げますけれども、あくまでも今質問を受けたところで、議長として、そういう質問内容なのだろうなということで、そのことについてきちんと答えたいというお話をしました。ただ、そのことで、市長があくまでも同じことを繰り返すということになったときに、これが、何というのですかね、この場でそぐわないから、例えば訂正をなさいますか、そういうお話にはならないのですね。

(「また、そんなことになる」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「僕なんか何も質問してないでしょ、今の話。何、僕の名前出して」と呼ぶ者あり)

このことはそごがあるということで、これ以降の委員会でやっていただくしかないのですけれども。

(「それはだめでしょ」と呼ぶ者あり)

(「いいですか、済みません」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 私は、本質問の中で、このそもそも平成26年6月に策定された第3号ふ頭及び周辺再開発計画のこの中身について確認したのですよ。この考え方を踏襲しているのですねと言ったら、そうなのですよ。そうですね。だから、ここに書かれているというのは港の整備が先なのです。そして、人を呼び込みましょうという考え方なのです。ところが、市長は違うから、おかしいのではないのですかという話をしているのですよ。

(「新聞見ながら協議したほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

でも、議長、私、思うのですけれども、このやりとりをいつまでやっても仕方がないのですが、こんなことが毎回続いていくのですよ。理解できないから、何かこう、第3号ふ頭の発言をしておけば答弁になっているみたいなことではないのですよ。だから、議論が深まらないのですよ。

(「笑ってる場合じゃないでしょう」と呼ぶ者あり)

(「笑ってる場合じゃない」と呼ぶ者あり)

本当に。笑っていますけれども、残念な市長ですよね、あなた。

しっかり、議長、1回、新聞記事も読んでもらって、しっかり自分の言っていることがおかしいと気がつかないと。皆さんはわかっていますよ。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

あなただけなのですよ、わからないのは。市長の言っていることがおかしいと言っているのではなくて、考え方が真逆だから、そこを根拠を示して説明してくださいと言っているのに。

議長、裁いてください。

(「そのとおり」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○議長（鈴木喜明） 今の件についてですね。私見とかは、なしでね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 何度も繰り返しになっていきますけれども、第3号ふ頭の計画そのものにおいて、まっこう否定を、私はしているわけではございません。

ですから、第3号ふ頭の周辺整備における事業においても、しゅんせつを行ったり、または、老朽化における対策等を進めているわけでございます。

しかしながら、私がお話ししているのは、あくまでこのターミナルビルの建設において、少し時間を置くべきだというお話をさせてもらっているだけです。まるで私自身が、秋元議員は第3号ふ頭の計画そのものが、それに当てはまらないというふうに御指摘をされていて、だから矛盾しているのですと、私には、そのように聞こえているところでございます。

(「そういう話じゃなくて」と呼ぶ者あり)

ですから、何度も言いますが、港への投資整備に関する私の発言、この過疎計画との整合性については、発言の意図としては、港への投資整備を実行する優先順位やタイミング、そして状況を見きわめて慎重に判断すべきという、私の考えをあらわしたものです。その第3号ふ頭そのものの計画に対して否定をしたのではなくて、私は、それ自体の計画に基づいてしゅんせつを行ったりとかしていると申しますが、そのようないわゆる事業を行うことで、クルーズ客船を誘致したり、人を呼び込んだりということにも結びつくわけですから。ですから、ターミナルビルそのものをずらすことをもって、秋元議員が言うように矛盾があるというふうに、私自身は思っておりません。

(「そんなこと、私言ってないですよ」と呼ぶ者あり)

(「ターミナルビルの話じゃない」と呼ぶ者あり)

(「誰もそういう話してないでしょ」と呼ぶ者あり)

(「ターミナルビルは言ってないじゃない」と呼ぶ者あり)

(「新聞記事に出ているから、その発言がどうなんだって話でしょ」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 今、説明員、市長から答弁が、答弁というか、ありました。

(「答弁になってない」と呼ぶ者あり)

それを、今、この場で、もう一度言って、違うのではないかと申してもですね、時間をとって、市長がもう一度その記事を読んだとしても。

(発言する者あり)

ああ、記事が来ましたか。それを読んで、もう一度だけ発言をしますか。それとも、変わらないと言
い切りますか。

(発言する者あり)

もう一度だけ、秋元議員に説明をしていただき、市長に答弁をしていただきます。

そのほかの方は、今、発言は、不規則発言になりますので控えてください。

(「議長、1番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

○1番（秋元智憲議員） 計画書は、ありますか、市長。手元に。今さら見ても、あれなのですけれど
も、この考え方をわかっていますか、そもそも。わかっていますか。

これは、先に港を整備するという話なのです。第3号ふ頭を整備しましょうと。それで、観光客を
呼び込みましょう、にぎわいをつくりましょうという考え方なのです。先に、港を整備するのですよ。

ところが市長の新聞の発言は、港の整備は後でしょう。だから、考え方が違うでしょうという話なの
ですよ。第3号ふ頭のターミナルがどうだとか、そんなことではないです。そもそもの計画の考え方と
違うでしょうという話なのです。そういうことなのです。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。市長ですね。今、言ったこと。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 改めて答弁させていただきます。

また観点がずれていると御指摘があるかもしれませんが、秋元議員がそのようにお話をされる
とすると、私は第3号ふ頭に対しての投資は、何ひとつやりませんと言っていることと同じことだとい
うふうに、私には聞こえます。

(発言する者あり)

つまりは、第3号ふ頭に対しての整備を、やはり必要なこと、そして今、優先的にやっていく中で行
うべきことにおいては、しっかり今、行っているわけでして、ですから、その概念そのものと、全く違
うと、今、御指摘をされましても……

(発言する者あり)

ですので、その部分的なことについて、私はターミナルビルの建設についてのお話で、今までも記者
会見等でお話をさせていただいておりますけれども、それにおいては、お客様の来る、また、クルーズ
客船の寄港数をしっかり鑑みて、先々について判断をしていきたいというお話をさせていただいたので、
この再開発の概念そのものを否定し、お話をしているわけではございません。

(「新聞報道が間違いだっということでしょ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「安齋さん静かに」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 今、納得がいかないというか、そういうお話はあろうかと思えますけれども、答
弁としては答えているということです。そういうことで、再々質問は終わっていただきたいと。

(発言する者あり)

そうですね。

それでは、秋元議員の一般質問を終結いたします。

(発言する者あり)

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

(9番 松田優子議員登壇) (拍手)

○9番(松田優子議員) 第2回定例会に当たり、一般質問をいたします。

最初に、人口減少問題について、質問させていただきます。

小樽市における、この問題については、喫緊の課題として代々の市長も取り組んでこられました。しかし、毎年二千人程度減少しており、12万人割れは時間の問題かと思っただけでしたが、5月8日の速報値で、ついに11万9,985人となってしまいました。

これに対し、森井市長は、人口減少に歯どめをかけると公約に上げていたにもかかわらず、「非常に残念なことと思っておりますが、現在の人口減少は、超高齢化社会の進展や子どもの出生率の減少など日本全体の問題であり、このような状況下にあることを真摯に受け止めざるを得ないと考えております」と、コメントしました。

確かに、これは日本全体の問題であり、しかも、就任2年ですぐ結果としてあらわれるものではありませんが、このコメントは余りにも人ごとのような発言であると違和感を覚えます。官民挙げて知恵を絞り、人口増に取り組み、成果を上げている自治体もあり、小樽市も平成26年11月には、小樽市人口対策会議を設置して、その対策に取り組んでいます。

そこで、もう一度、小樽市が12万人を割ったことに対する市長の認識をお伺いいたします。

人口減少は、財政難に苦しむ小樽市にとって大変な出来事で、地方交付税への影響が懸念されますが、その影響についてお聞かせください。

本市における人口減少の要因は、転出が転入を上回る社会減と、少子高齢化だと言われています。そこで何点かお伺いいたします。社会減の要素の一つとして、高校、大学卒業を機に職を求め、市外に転出することが上げられ、このため、人口に占める生産年齢人口の割合が、全国、全道平均を大きく下回っています。市民の方とお話しすると必ず出るのが、小樽は働くところがないからねという言葉です。これを裏づけるかのように、小樽市労働実態調査によれば、平成29年度において採用予定なしと回答した市内の事業所が約4割もあり、平成26年度から28年度における新規学卒者の採用割合は43.2%と、事業所全体の半分以下になっています。

このことについて、どのように分析し、雇用の確保が人口減少に歯どめをかける要素にもなるという認識について、お伺いいたします。

ただ、同じく労働実態調査によれば、新規学卒者を採用した事業所の中で、32%が離職者ありと回答しており、その理由の半数以上が転職となっているのが気になりますが、せめてその転職先が、市内の事業所であることを願っています。

市長は公約に、「街が元気になる経済対策を実行」と掲げ、イベントや企業誘致を拡大する「小樽の営業マンになります」とありました。にぎわい再生プロジェクトの企業立地促進事業では、平成31年度までの、市長・幹部職員による企業訪問の目標値を累計100社としていますが、現在の進捗状況をお示しください。

また、社会減対策とともに、少子高齢化の少子化対策にも関連してきますが、人口対策会議において、ある委員が、周産期医療体制の整備に触れ、子供を産むことができないまちに、若い夫婦が住んでくれるとは思いませんので、これは本当に喫緊の課題であると思えますと意見を述べました。現在、北後志周産期医療協議会を設置し、小樽協会病院における分娩取り扱い再開に向けて、バックアップ体制の充実を図っていますが、今まで、どのような議論がなされてきたのか、御説明願います。

また、分娩取り扱い再開に向けて、課題となっていることについても説明し、その上で、今後の取り組みについても御説明願います。

子育てに関連して伺いますが、第二次小樽市男女共同参画基本計画において、平成28年度に市民意識調査を行った結果、男性が育児休業をとることは家族として当然であると思う人の割合は19.3%ですが、平成34年の目標値50%に向けて、どのようにして取り組むつもりかお伺いいたします。

ただ、これは思いなので、現実取得するかどうかは別で、平成28年度小樽市労働実態調査によれば、育児休業をとった男性は9人となっていますが、このことについて、市ではどのように分析しているのかお伺いします。

ともあれ、この人口減少については、私たち議員も含め、官民挙げてしっかり取り組み、文字どおり市民幸福度の高いまちを目指していかなければならないと思います。

次の質問に移ります。

高齢化社会を迎え、介護問題は、どなたも直面する問題です。市民相談をお受けする中で、多くの方から介護にかかわる相談が寄せられており、これを受けて、私も今までにいろいろな視点で質問させていただきましたが、今回は、介護者に対する支援策についてお伺いいたします。

最初に、男性介護者の支援策について伺います。

先日、御相談を受けたのは、父と二人暮らしの40歳代の男性からでした。最近、父親に認知症が始め、徘徊し、目離しできなくなりましたが、男性は夜勤もある仕事をしており、いつも見守っていることは不可能です。しかし、今さら転職もできない中、自宅で介護を続けるのは、なかなか大変なことだと途方にくれています。

かつて、介護をするのは、どちらかといえば女性でしたが、今は老若男女を問わなくなり、特に男性が介護する場合は課題が幾つもあります。

介護を必要とするのが妻であったり、親であったり、いろいろですが、先般、この問題について新聞が連載記事として掲載しておりました。そこで課題として挙げられたのが、なれない家事の負担を抱え、余裕のない状態が重なることによって虐待に至ること、仕事を中心にしてきたため、地域や家族との関係が薄く、相談相手がなくて孤立しやすいこと、介護や看護で離職し、人生の先行きが見えないことへの不安などでした。

このように介護に悩んでいる男性はたくさんいると思われそうですが、市内に男性介護者がどのくらいいらっしゃるのか、その実態を押さえていたらお示してください。

私は、平成24年第4回定例会において、男性介護者の問題について質問をさせていただき、御答弁では、地域包括支援センターに委託して、家族介護教室を開催しているものの、参加者の多くは女性のため、男性が参加しやすいように工夫し、男性介護者の支援を図っていききたいとのことでしたが、その後の家族介護教室での男性介護者の参加状況をお聞かせください。

先ほども述べたとおり、男性介護者の特徴として孤立しがちという点が挙げられていることから、悩みを共有して介護者の気持ちを軽くするため、男性介護者等で作る男性介護者の会を立ち上げたところもあると伺います。このように、男性介護者に特化した支援策も必要ではないかと考えますが、このことについての御見解をお示してください。

また、介護離職を防ぐ方法として介護休業制度がありますが、平成28年度小樽市労働実態調査では、介護休業制度にかかる質問に対し252社から回答があり、実際に介護休業を取得したのは、男性一人、女性二人となっています。このことについて、市では、どのように分析しているのかお伺いいたします。

また、第二次小樽市男女共同参画基本計画で、平成28年度において市民意識調査を行った結果、男性

が介護休業をとることは家族として当然であると思う人の割合は24.6%ですが、平成34年度の成果目標は50%となっており、どのようにして目標値に近づけるつもりかお伺いいたします。

次に、ダブルケアラーに対する支援策について、伺います。

育児と介護の同時進行状況にあるダブルケアについては、昨年の第1回定例会で質問させていただきました。このダブルケアについては、余り御存じなかったようですが、悩んでいる人がいないのと、どこに相談してよいかわからず実態が知られていなかったとでは、雲泥の差です。

昨年、内閣府が発表したデータでは、ダブルケアに直面する人は、全国で25万人いると推計されています。現に、私の40歳代の知人は、幼稚園児と乳児の二人の子供を抱え、離れて暮らしている夫の親の介護問題で悩んでいます。一般質問後の厚生常任委員会で、さらに詳しく質問させていただきましたが、そのときは、このダブルケア問題について、今後、情報収集していきたいとの御答弁でしたが、情報収集した結果についてお聞かせ願います。

また、そのときは、介護保険課でも子育て支援課でも、このダブルケアの相談はなかったようですが、その後、相談はなかったのか、お伺いいたします。また、相談があったときは複数の部署にまたがることから、庁内連携して対応していきたいとの御答弁でしたが、庁内連携の体制はどうなっているのかをお聞かせ願います。

この問題に、先進的に取り組んでいる横浜市では、2年前に、大学や市民団体などで連携して研究会を立ち上げ、昨年から全国で初めて、特別養護老人ホームへの入所基準を見直し、育児をしている家庭については、ひとり暮らしの高齢者と同等に評価して入所の優先度を上げ、また、ことし4月からは、保育所などの入所基準を見直し、親族の介護を抱えている家庭の子供を、より入所しやすくしたとも伺っています。

今後、このようなダブルケアに配慮した政策も必要と考えますが、子育て支援と高齢者対策の充実を公約に掲げた市長の御見解をお聞きいたします。

また、横浜市以外でも、京都府ではインターネットを使い、府民アンケートを実施し、その結果を反映させたガイドブックを発行して、窓口や各種サービスを周知し、堺市では、昨年10月から市内全区役所にダブルケア専用相談窓口を設け、半年で100件以上の相談が寄せられたといっています。

小樽市でもガイドブックなどを作成し、介護保険課や子育て支援室、サービスセンターなどに配置するなど、さらなる支援をお願いしたいと思います。御見解を伺います。

なお、介護者支援策の一つとして、認知症カフェがあります。このことについては、我が党の千葉議員が議会で取り上げ実現し、運営団体への補助金交付制度の後押しもあり、今年度は認知症カフェが7カ所になりますが、地域に偏りがあり、これが市内全域に拡大されることを願っています。

ただ、男性介護者同様、認知症の方の介護者、ダブルケア介護者では悩みも違ってくると思われるので、将来的には、それぞれに特化した集いができるようになれば、さらによいと思いますが、このことについての御見解をお聞かせください。

最後に、住宅弱者対策について伺います。

私たちがお受けする市民相談で多いのが、住宅問題です。単身高齢の方が市営住宅に入居を希望するものの、単身用住宅そのものに空きが少なく、あったとしても応募者が多くて、なかなか入居ができないというものです。

市営住宅の申し込みには、一般世帯向けと、高齢者、ひとり親、障害者などを対象とした特定目的住宅とがありますが、直近におけるそれぞれの応募状況についてお示しください。

私は、平成25年第2回定例会で、空き家対策、高齢者の住宅問題に関連して、三重県亀山市の例を引

いて、市内のワンルームアパートなどの空き室を借り上げて貸す、既存アパートの借上公営住宅事業の導入について質問させていただきました。このときは、以前から同様の要望があるものの、一定の整備基準を満たした住宅を安価な家賃で供給することから、一般のアパートからの住みかえにつながり、新たな空き室が生まれるなどのデメリットがあるので、他都市の状況を調査し、導入が可能かどうか検討していきたいとの御答弁でした。その検討結果、今年度から高齢者ではなく、就学前の子育て世代に特化して、既存借り上げ住宅を供給する事業が開始され、その借り上げ住宅の選定をするため事業者を募集したと伺いましたが、その応募状況についてお聞かせ願います。

最近、私の知り合いの御高齢の方が、自宅が老朽化してきたことに加え、雪の始末に困難を覚え、郊外の持ち家から中心部の賃貸住宅に転居しました。この既存借上公営住宅制度は、まちなか居住支援という観点からできた制度と聞いています。しかし、住宅に困っているのは、子育て世代だけではありませんし、高齢者にとっても利便性の高いまちなかに住めるということは、大変重要なことであると思いますので、今後、高齢者等も入居できるように事業拡大できないのか、お伺いいたします。

また、これに関連して、このときの一般質問で、私は、公営住宅の入居待ちの常態化を踏まえ、単身高齢者、ひとり親、障害者ら住宅弱者の家探しの支援をしている自治体が出始めていたことから、東京都江東区や、茨城県つくば市の例を引き、小樽市での導入についての見解もお聞きいたしました。そのときも、江東区や茨城県つくば市で実施している支援の具体的な内容や成果を調査し、今後の取り組みの参考にしていきたいとの御答弁をいただきましたが、その調査結果と、今後の小樽市での導入についての見解をお伺いいたします。

団塊世代の高齢化が進む中、今後10年で単身高齢者はますます増加し、また、人口減少や高齢化に伴う世帯数の減少により、空き家と賃貸住宅の空き室も増加傾向にあります。このように、住宅弱者の家探しの支援をすることは、これらの有効活用にもつながります。支援することでデメリットが生ずることもあると思いますが、メリットを優先し、御検討をお願いいたします。

以上で、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） 松田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、人口減少問題について、御質問がありました。まず、小樽市の人口が12万人を下回ったことに対する私の認識につきましては、人口減少は、経済規模の縮小など、地域社会にも影響を及ぼすことから重く受けとめておりますので、今後とも引き続き、市民の皆様に寄り添い、子育て支援の充実など、住みよいまちづくりを進めることで、まちを元気にし、人口減少に、歯どめをかけたいと考えております。

次に、人口減少による地方交付税への影響につきましては、地方交付税は国全体の交付税総額から各自治体に配分されますので、本市の人口だけでは図れない部分もございますが、人口減少は、地方交付税のうち普通交付税の算出基礎となります基準財政需要額に大きな影響を与えますので、本市の普通交付税の減額要因になるものと考えております。なお、現在は、平成27年国勢調査人口により普通交付税は算定されておりますので、すぐにその人口減の影響が生じるものではありませんが、今後も人口減少傾向が続きますと、その影響は平成33年度の普通交付税から生じるものと思われま

次に、平成28年度小樽市労働実態調査における採用予定及び新規学卒者の採用にかかる分析及び雇用

確保による人口減少への歯どめにつきましては、平成29年度採用予定なしと回答した事業所は、事業規模が小さいほどその割合が高く、産業別では、運輸業や不動産業などで5割を超えております。また、新規卒者の採用割合は、事業規模が大きいほどその割合が高く、産業別では、教育、学習支援業や金融・保険業などが5割を超えている一方、運輸業や不動産業などでは3割に満たない結果となっております。

本市においては、転出超過の約8割は生産年齢人口であり、雇用を生み出すことは人口減少対策の一つの要素であります。有効求人倍率が1.0倍前後で推移してきた中、働く場の不足だけが、市外への人口流出の原因ではないことから、さらに詳しい調査等により、転出超過の要因を確認することで、効果的な人口減少対策につなげていく必要があると考えております。

次に、にぎわい再生プロジェクトの企業立地促進事業における市長・幹部職員による企業訪問の現在の進捗状況につきましては、平成27年度43社、平成28年度40社、累計83社となっており、現在は、予定を上回って進捗していることから、目標値を累計175社に上方修正する考えであります。新年度からは、東京事務所に企業誘致推進員を配置したため、企業訪問件数はさらにふえるものと想定をしております。

次に、北後志周産期医療協議会においての小樽協会病院の分娩取り扱い再開に向けた議論内容につきましては、これまで同協議会を3回開催しておりますが、第1回協議会では、小樽協会病院に対し、北後志6市町村が一体となり、バックアップ体制の充実を図っていくことを協議し、第2回協議会では、分娩取り扱い再開に向けた小樽協会病院の取り組みや考え方についての説明を受け、支援の内容やあり方について議論を行ったほか、医師確保、施設改修、財政支援の三つのワーキンググループを設置し、それぞれの課題について検討することを決定いたしました。

また、第3回協議会では、ワーキンググループからの検討結果の報告を受け医育大学と情報交換を重ね、医師確保の取り組みを継続して行うこと。医師や妊婦の皆様に魅力のある病院となるための施設改修のあり方を検討すること。小樽協会病院が分娩取り扱い再開に向けて、非常勤医師が行う婦人科外来や、助産師が行う妊婦健診に対する取り組みに対して財政支援を行うことを協議したところであります。

次に、分娩取り扱い再開に向けての課題や今後の取り組みにつきましては、北後志周産期医療協議会といたしましては、分娩取り扱い再開には、安定した常勤医師の確保が最重要課題であるとともに、医師や助産師などにとって働きやすい環境整備が必要であると認識をしております。

今後の取り組みにつきましては、今定例会に補正予算を計上しております財政支援のほか、北海道や医育大学などと医師確保に向けて情報交換を継続して行っていくとともに、手稲溪仁会病院の御協力により開設をしております助産師外来を通じて、助産師のさらなるスキルアップを図っているところであります。

また、医育大学教授を施設改修ワーキンググループの委員としてお招きしておりますので、御意見を積極的にお聞きし、医師や助産師などが働きやすい環境や体制の整備に向けて取り組んでまいります。

次に、男女共同参画基本計画における、男性が育児休業を取るとは家族として当然であると思う人の割合の目標値に近づけるための取り組みにつきましては、女性の社会進出や就業環境の改善、ワークライフバランスの推進を視点として、男性の育児参加について、男女共同参画情報誌での掲載やパネル展などを利用した啓発事業を行うとともに、育児休業制度の事業所への周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、平成28年度小樽市労働実態調査において、育児休業を取った男性が9人であったことにつきましては、平成23年度までは男性の育児休業取得者が0人であったことを考えますと、男性が育児休業を

取得することに対し、男性自身の意識や事業所での理解が一定程度進んでいるものと思われます。

なお、事業規模別に見れば、事業規模が大きいほど実態として制度の利用が可能であり、産業別では、金融・保険業や医療、福祉において利用可能な事業所の割合が高いといった現状であることから、育児・介護休業法の趣旨からも、事業規模や業種にかかわらず、育児休業制度が着実に活用される環境の整備の啓発が重要であると考えております。

次に、介護者支援策について御質問がありました。まず、市内の男性介護者の実態につきましては、実人数は把握をしておりませんが、厚生労働省国民生活基礎調査において、主な介護者の約6割が同居者であり、そのうち男性が31.3%との結果がありますので、本市においても相当数の男性が介護者となっているものと認識をしております。

次に、家族介護教室での男性の参加状況につきましては、参加者名簿に性別についての記載はありませんが、氏名から男性と思われる方は、平成25年度は103名中男性62名、平成26年度は89名中男性39名、平成27年度は94名中男性12名、平成28年度は57名中男性15名となっております。

次に、男性介護者に特化した支援策につきましては、男性介護者特有の悩みや問題点があると認識をしておりますので、家族介護教室で男性介護をテーマに行うなど検討してまいります。

また、家族介護教室、認知症サポーター養成講座などにおいてアンケートを実施するなど、介護者のニーズを見きわめ、さらに、どのような支援策が必要か検討してまいりたいと思っております。

次に、平成28年度小樽市労働実態調査において介護休業を取得したのが、男性1名、女性2名であったことにつきましては、平成24年度以降、介護休業取得者は、男女合わせて10人未満で推移しており、また、制度利用が可能な事業所の割合は、ここ数年65%前後となっております。なお、事業規模別に見れば、事業規模が大きいほど実態として制度の利用が可能であり、また、産業別では、金融・保険業や医療、福祉において利用可能な事業所の割合が高いといった現状であることから、育児休業制度と同様、介護休業制度が着実に活用される環境の整備の啓発が重要であると考えております。

次に、男女共同参画基本計画における男性が介護休業をとることは、家族として当然であると思う人の割合の目標値に近づけるための取り組みにつきましては、介護を女性のみの問題と捉えるのではなく、男性が介護に参加することの重要性について、男女共同参画情報誌での掲載やパネル展などを利用した啓発事業のほか、介護休業制度の事業所への周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、ダブルケア問題の情報収集につきましては、平成28年4月に発表の内閣府が行った実態調査を入手したほか、北海道においても、今後、子育てと介護を同時に行う方々が直面する課題の把握に努めながら、地域子育て支援拠点と地域包括支援センターとが相互に連携して、情報共有を図ることができるよう、市町村に対して働きかけを行うなど、ダブルケアを行う方々への支援の充実に努めていくとの情報を得ております。当市といたしましても、今後、ダブルケアといった問題はますます顕在化してくると思えますので、国、道や他市の動向、各現場からの意見に注意を払ってまいりたいと考えております。

次に、ダブルケアの相談につきましては、平成28年4月から現在まで、地域包括支援センターで1件、子育て支援室で1件の計2件の相談がありましたが、内容としては、現状困っているのではなく、将来起こり得る状況を心配しての相談でありました。

次に、ダブルケア問題の庁内連携体制につきましては、現在においても、介護及び子育てに限らず、発生したケースにより、関係各課または関係機関と連携を取り合い対応をすることとしております。

次に、ダブルケアに配慮した政策の必要性につきましては、今後も特に現場での相談件数や相談内容を注視しながら実態を把握していきたいと考えておりますが、現時点では、子育て支援や高齢者対策に

しっかり取り組んでいくことが、より重要であると考えております。

次に、ダブルケアのガイドブックなどを作成、配置することにつきましては、昨年御指摘がありました後、子育てガイドブックを介護保険課及び地域包括支援センターに、介護相談に関するリーフレットを子育て支援室に、それぞれ配置しております。また、新たなダブルケアのガイドブックなどの作成につきましては、そのニーズを見きわめて判断をしてみたいと考えております。

次に、男性介護者、認知症の方の介護者、ダブルケア介護者、それぞれに特化した集いにつきましては、認知症の方の介護者についての集いの場としまして、今年度、認知症カフェが拡充されたところがございます。男性介護者やダブルケア介護者について特化した集いの場は、現在はございませんが、認知症カフェでの実績を踏まえ、今後、その必要性も含め検討をまいります。

次に、住宅弱者対策について御質問がありました。まず、一般世帯向け住宅と、特定目的住宅の応募件数につきましては、直近で数値が確定している平成27年度においては、一般世帯向け住宅は730件で、特定目的住宅は220件の応募となっております。

次に、既存借上公営住宅制度の応募状況につきましては、事業実施に当たり、市民の皆様、小樽市のホームページや広報おたる等で本制度を紹介するとともに説明会を開催したほか、市内の不動産関係団体等にも周知を図ったところであります。6月2日の事業者の応募締め切り日までに、電話や窓口での問い合わせは9件ありましたが、物件の所在地がまちなかの範囲外や、耐用年数が超えるなどの理由により、最終的には1件のみの応募となっております。

次に、今後、高齢者も入居できるように事業を拡大できないのかにつきましては、既存借上住宅制度は、小樽市住宅マスタープランにおける重点施策である、まちなか居住と、安心して子育てできる住まいづくりに位置づけされていることから、子育て世帯を対象に実施をしたところであります。高齢者には現在、市長公約に掲げ検討を進めている、中心市街地の市営住宅や市内のバリアフリー化された市営住宅への居住を促したいと考えており、本制度では、まず子育て世帯を対象とした制度として確立したいと考えております。

次に、江東区及びつくば市の調査結果と、今後の小樽市での導入につきましては、両自治体とも、地元不動産関係団体の協力を得て、高齢者に低廉な家賃で賃貸借できる住宅の情報のみを提供し、実際の契約手続等は不動産業者が行っているところですが、市営住宅の入居待機者対策等の各自治体の導入目的からすると、一定の効果があると聞いております。しかし、本市では、市内の不動産関係団体からは、保証人の問題など困難な課題が多々あるとお聞きしていることから、導入は難しいものと考えております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 9番、松田優子議員。

○9番（松田優子議員） それでは、御答弁いただいた中から、何点か再質問させていただきます。

人口減少問題の中で、先ほどの御答弁では、人口が12万人を割ったことに対する交付税の影響は、今のところないというふうに、先ほど答弁されましたけれども、現実に影響が出るのは、平成34年のころだろうという話だったのですが、では、もし、平成34年に人口が減ったとき、どのくらいの影響があるのか、そのことについて、もう一度お聞かせ願います。

また、にぎわい再生プロジェクトで、市長・幹部職員の企業訪問数の進捗状況を聞きましたところ、先ほど、予定より多くなりそうだということで、これからふやすということなのですが、それで、先ほど市長と幹部職員ということなのですが、これは市長と幹部職員、それぞれの、これは一緒に訪問しているのか、もしくは別々なのか。それに市長と幹部職員の別々の件数がわかったら、お示しいただ

きたいと思います。というのも、市長が直接訪問するのと幹部職員では、相手企業の印象も大分違ってくるのではないかというふうに思いますので、もし、押さえていたら、市長と幹部職員の件数について、それぞれお聞かせください。

また、訪問企業の業種別も、押さえていたら、また訪問した企業がどこなのか、地域別にわかたらお知らせください。

また、介護者支援策の問題で、男性介護者の参加者を押さえていないということだったのですけれども、私が前に行ったときには、確かに男性介護者というのは個人差もありますし、男性介護者全てが問題を抱えているわけではありませんが、いろいろ、今このように問題がある中で、やはり、きちんとした、もう少し問題意識をもって、どのくらいいるのかということをしきりと調査してほしいなというふうに思います。その点について、もう一度、御答弁をお願いいたします。

それと、ダブルケア問題で、それ以後、どのくらい件数があったかということでは、介護保険課と子育て支援課で1件ずつあったということなのですが、直接的なものではなくて将来的なものという御答弁でしたけれども、今後、そういった将来的ですが、いろいろ連携を、これは要望ですが、本当にきちんと連携をとりながら、支援策に取り組んでいただきたいと思います。

それと、ガイドブックですけれども、そんなに仰々しいものでなくてもいいので、しっかり、小樽市にとってダブルケアというものを、やはり皆さんに周知していただくことが大事だというふうに思いますので、ガイドブックについて取り組んでいただきたいと思います。

それと、住宅弱者問題で、一般住宅と特定目的住宅の応募状況を聞きましたが、一般住宅と特定目的住宅の応募は重複できるというふうに聞いていますので、もし、重複で申込者がどのくらいいるのか、わかっていたらお示しいただきたいと思います。

以上、この点について、お願いします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 財政部長。

○財政部長（前田孝一） 松田議員の再質問にお答えいたします。

人口減少に伴って、33年度の普通交付税がどうなるかということでございますけれども、確かに33年度になりますと、この次の32年の国勢調査の人口が用いられますので、その人口に応じて交付税が算定されることにはなりますが、そもそも32年の国勢調査人口がどういうふうになるのか、今のところは、まだ推計もできませんし、また、日本国内全体の人口の減少に伴いまして、単位費用の増減の仕方というのも大きく変わってきますので、現時点では33年の普通交付税でどうなるかということは、お示しすることはできないということで御理解願いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 産業港湾部長。

○産業港湾部長（中野弘章） 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、企業誘致の関係でございますけれども、市長と職員なのですが、同行する場合もありますし、別々で職員だけで行く場合もございます。

それから、地域別でございますけれども、首都圏の企業が、この中では多くを占めております。具体的に細かい数字が、今集計しなければあれなのですが、業種につきましては、工業団地への誘致につきましては、食品関係、流通関係を主に取り扱っておりますので、その関係もございまして、それから、先般、IT企業への誘致の補助も創設いたしましたので、その関係の企業にも訪問しているところでござ

います。

数字につきましては、後から詳しくきちんと整理して、お示ししたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 医療保険部長。

○医療保険部長(小山秀昭) 松田議員の再質問にお答えいたします。

介護者支援策について、男性介護者の調査をしてほしかったということですが、要介護者は小樽で約1万1千人いますので、実数を把握するのはなかなか難しいとは思いますが、例えば、新しく出てきた要介護の申請の中で、主な介護者がどうかとか、そんなことでサンプルなりを工夫してみたいと思います。

また、ダブルケアの相談につきましては、これからもきちんと連携する体制を整えております。

また、ガイドブックにつきましては、他都市のガイドブックも見せてもらいましたが、子育てと介護、それぞれの合算したような冊子になっておりますので、両方を一つのファイルに入れて、ダブルケアのガイドブックですとか、そういう工夫はしてみたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 建設部長。

○建設部長(上石 明) 松田議員の再質問にお答えいたします。

私からは、住宅弱者の関係で、一般世帯向け住宅と、あと特定目的住宅の重複なのですけれども、今の数字を押さえていないものですから、後ほどお伝えしたいと思っております。

(「議長、9番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 9番、松田優子議員。

○9番(松田優子議員) 詳しいことは、予算特別委員会で行わせていただきますので、私の質問は、これで終わります。

○議長(鈴木喜明) 松田議員の一般質問を集結いたします。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

(23番 山田雅敏議員登壇) (拍手)

○23番(山田雅敏議員) 平成29年第2回定例会において、一般質問を行います。今までの質問の中で、項目内容の重複があると思いますが、通告どおり質問を行います。

初めに、本年度で3カ年計画の最終年度を迎える、既存街路防犯灯LED化推進事業についてお聞きいたします。この既存街路防犯灯LED化推進事業の全体の申請団体数と、計画灯数をお答えください。

次に、街路防犯灯の維持費は、前年の9月から本年の8月までの電気料金支払額に対して、各町会などが加盟している小樽市街路防犯灯組合連合会を通じて、町会へ支払いをしていると聞きます。数度にわたる電気料金の改定で、一概に比較は難しいと考えますが、この事業が始まる前の平成26年度と比較して、平成27年度、28年度の維持管理費助成金は、どのようになっているのかお答えください。

次に、地域の地形による自然状況の変化が機器に与える影響で、故障頻度の差があると思いますが、この事業でLED化した街路防犯灯の更新や修理について、従来どおりの助成制度とするのか、変更するのか、お答えください。この後、本年度で更新事業が全て完了し、事業の総括が行われると考えますが、この3年の間、隣接する町会の街路防犯灯の所有が二重登録になっていたり、新興住宅地で、既に設置された街灯が町会のものなのか、市のものなのか区別がつかない問題や、福祉団体敷地に設置して

いるが、町会で電気料金を負担している問題など、不自然で曖昧など、さまざまな問題が、この事業で浮き彫りになったと思います。

では、地域には、街路防犯灯や道路灯、市営住宅内や公園の街灯など設置されていますが、今後、町会と市の街路灯の情報共有のあり方について、どのように考えているのかお答えください。

次に、町会では、少子高齢化とともに、役員の退会や都市への人口流出で、役員の減少や電気工事店の廃業などで街路防犯灯の維持管理業務に負担がかかっています。この項、最後に、この事業が完結した後、市内一円における街路防犯灯の市による一括管理、例えば電気事業組合などに修理や更新、管理を任せることによるスケールメリットや、地域年間を通した更新計画の作成ができるなどが考えられます。市内一円の市による一括管理について、御所見をお聞かせください。

次に、地域公共交通について、お聞きいたします。

本年4月26日、国土交通省で行われた地域公共交通懇談会では、これからの地域交通を取り巻く社会の変化について、このように述べています。地域公共交通は、地域住民の通勤、通学、買い物、通院といった日常生活上必要な移動を支えるとともに、趣味や余暇のための移動など、お出かけの需要を満たし、生活の質を高め、地域住民の活動を活性化させる役割を担い、単なる移動手段にとどまらず、街のにぎわいの創出や、国内外の観光客を含む地域内外の交流人口の増加などを通じ、地域経済を支える機能も備えている。さらに、過度なモータリゼーションによりもたらされた交通渋滞や環境負荷の緩和、地域住民の活動の活性化による健康増進等にも寄与している。加えて、地域公共交通は、土地の利用を誘導しつつ、都市機能の骨格を形成する機能もある。このように、地方公共交通はさまざまな分野で大きな効果をもたらすものであり、地域社会全体の活力の維持、向上のための重要な要素として捉える必要があると述べられています。

最初に、これらの地域公共交通について、本市ではどのような問題があるのか。押さえている点をお答えください。また、市内バス路線について、利用者からどのような要望が寄せられているのか、押さえている範囲でお答えください。

次に、平成19年10月1日に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律では、今までの道路運送法の対象は、バス、タクシー事業者に限られていたが、地方公共交通を構成する公共機関は、鉄道や船舶などもあり、これらの見直しには、これらの機関の充実や、バスとの連携強化などについても検討が必要のため、従来の道路運送法、鉄道事業法、軌道法、海上運送法という縦割り型の法制度を包括し、地域公共交通を活性化、再生するための新しい枠組みが必要とする認識のもと、つくられたと聞きます。とすれば、これまでの公共交通計画は民間事業者の事業運営に任せ切りで検討されてきたが、この枠組みを見直し、地域の総合行政を担う地方公共団体が中心となる改正が、平成26年11月20日に施行されたと聞きます。

では、なぜ、改正されたのか。また、この改正法では、具体的にどの点を考慮し改正されたのか、お答えください。

次に、地域公共交通網形成計画の策定に向け、先進地視察調査を進めていると聞きます。現在、行われた調査の内容と、道内の主な自治体の地域公共交通網形成計画の策定状況について、お答えください。

さらに、本市の一つの問題例として、本市を代表するバス事業者が運航している地域間幹線系統確保維持事業に該当する路線バスの昨年の新聞記事からです。内容は、国からの補助金が打ち切りになり、赤字経営、事業縮小、撤退などの心配をしましたが、後日、例年どおりに補助金が交付されると聞き、ほっと安堵をしたことを思い出しました。その後、このバス事業者に聞き取りや情報交換はしていますか、お答えください。

次に、国土交通省では、地域公共交通調査等事業を進め、地域公共交通調査事業や、地域公共交通再編推進事業を支援する制度があると聞きます。本市で、この制度の活用について検討はされていますか。お答えください。

最後に、（仮称）第7次小樽市総合計画策定資料集が配布されました。第6次小樽市総合計画の評価点検の項目、安全で快適な住みよいまち、6）交通では、まだ触れられていません。そこで、第7次総合計画の各施策へ、地域公共交通網の考え方が、どのようにかかわっていくのか、お聞かせください。

以上、再質問を留保し、一般質問を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

○市長（森井秀明） 山田議員の御質問にお答えいたします。

初めに、既存街路防犯灯LED化推進事業について御質問がありました。まず、3年間の申請団体数と計画灯数につきましては、本年5月末現在では、申請団体数は168団体、計画灯数は1万1,054灯となります。

次に、維持管理費助成金につきましては、平成26年度は5,488万7,000円、平成27年度は6,128万円、平成28年度は4,710万5,000円となっております。この助成金は、前年9月から本年8月までの電気料金に対する助成となっていることから、平成27年度は、事業の初年度のこともあり、事業効果の期間が短く、また、電気料金の値上げの影響もあり、平成26年度より増加をいたしました。また、平成28年度においては、1年間を通した事業の効果が反映されたこともあり、平成27年度と比較しても減少しており、想定どおりの事業効果があらわれているものと考えております。

次に、LED化した街路防犯灯の更新や修理の助成制度につきましては、現在実施している更新事業は、維持管理している団体と市が相互に電気料金の負担軽減を図ることとしていることから、現時点では、従来の制度を活用していただきたいと考えております。なお、今後において、LED化が終了した機器の耐用年数や耐久性などを検証した上で、制度について検討したいと考えております。

次に、町会と市の街路防犯灯の情報共有のあり方につきましては、この事業を進める中で、町会などで把握されていないものや、市で管理しているものなどが確認されたことから、課題の整理ができたものと考えており、今後も町会と連携しながら、維持管理する上で必要な情報共有を図ってまいりたいと考えております。

次に、市で街路防犯灯を一括管理することにつきましては、町会の労力や経費の負担軽減、更新時の一括発注することは、一定のスケールメリットが考えられます。しかし、街路防犯灯の設置及び維持管理を市民と共同で行っていくことは、地域の実情を把握する町会みずから、地域の安全確保や防犯意識を高め、会員相互の連帯意識を築いていくことにつながるものと考えていることから、今後も引き続き、町会が維持管理を行っていくことが望ましいものと考えております。また、街路防犯灯の設置費や維持管理費の助成及び町会の負担軽減については、今後も検討してまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通について、御質問がありました。

まず、本市における地域公共交通の問題につきましては、本市においては、人口減少、少子高齢化に伴い、公共交通の利用者が減少しているほか、バス事業者からは、乗務員などの担い手が不足しているなど、将来にわたり地域公共交通の維持確保が難しい状況になっているものと認識しております。また、市内バス路線について、利用者からの要望につきましては、高齢者の乗り継ぎの負担を解消するため、塩谷海岸からばるて築港までの路線新設や、鉄道とバスの相互の乗り継ぎを円滑にするため、小樽築港

駅停留所の移設などの要望が寄せられております。

次に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正につきましては、平成25年12月に、交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進する目的として制定された交通政策基本法の基本理念にのっとり改正されております。この改正法では、持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みを推進することを加えるとともに、地方公共団体が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築することとなっております。

次に、本市の行った調査の内容などにつきましては、今後、行政が中心となり、まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークの再構築に取り組まなければならないことから、行政として地域公共交通に対する役割や責務、課題などを把握するため、函館市、帯広市、千歳市など6市に訪問し、協議会の委員の選定や運営、網形成計画策定などについて調査をしたものであります。

また、道内の主な自治体の地域公共交通網形成計画の策定状況につきましては、平成29年3月末現在で、函館市や千歳市など、10市町で策定されております。

次に、バス事業者への聞き取りなどにつきましては、定例会議としては、平成24年度から市とバス事業者との間で開催をしており、ダイヤ改正、ふれあいバス、ノンステップバス導入、市内バス路線の課題などについて意見交換を行ってきたところであります。

次に、本市で地域公共交通調査等事業の制度の活用につきましては、地域公共交通網形成計画の策定に当たっては、本市の地域公共交通の現状や課題を把握するため、データの収集、分析、アンケート調査などが必要となることから、制度を活用してまいりたいと考えております。

次に、次期総合計画へ地域公共交通網の考え方がどのようにかかわっていくのかにつきましては、地域公共交通網のあり方については、今後の重要課題の一つであると認識をしておりますので、次期総合計画にも何らかの形で掲載していくものと想定をしております、その内容等につきましては、今後の策定作業の中で検討してまいりたいと考えております。

(「議長、23番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 23番、山田雅敏議員。

○23番(山田雅敏議員) それでは、再質問をさせていただきます。

まず、御答弁のあった街路防犯灯です。町会で今までどおりの管理をしてくれということですが、町会としても、いろいろと役員の手、また、市による一括メリットもあるので、そういった点では、再度、その管理のあり方について、もう一度御答弁をお願いいたします。

それと、地域公共交通についてです。中央バスと、いろいろバス事業者とお話をされているというのは、よく聞きましたけれども、この中で、私が聞いている範囲では、平成26年以降からいろいろと要望を出しているということなのです。それで、27年、市長が就任された後、このような要請はなかったのか。これが2点目の質問。

それから、28年に入って、11月、運輸局に市長が訪問されているということを聞いております。このときには、どのような方とどのようなお話をしたのか、それを聞かせていただきたい。それが3点目。

それと、いろいろとバス事業者と協議をされているという、そういうものがあります。その中で、実際に5月10日に事業者に対しては、このアンケート調査やセミナー、また、国の施策の動向の把握など、そういうことを回答しています、そのバス事業者とですね。なぜ、それでは、この3項目が突然、この5月10日に出されたのか。それと、この出されたときには、設立を後へずらす、そういう意図があったのではないか。それが4項目。

それと、今回の小樽市が単独事業で銭函ということで前回、佐々木議員にもお話をされたと思えます

が、これについて、この銭函、もし、言えるのであれば、どうして決められたのか、その項目をお答えください。

○議長（鈴木喜明） 山田雅敏議員に申し上げますけれども、3番目と申し上げていた平成28年11月、運輸局を訪ねて云々というのは、本質問には入っていませんでしたね。それと、4番目の、5月10日の事業者アンケート、これも本質問では。いや、私、聞いただけなので、あれですが、なかったと思います。それから、5番目の銭函云々、これも、質問の中には入っていなかったと記憶をしていますけれども。

一応、説明員には振りますけれども、これは、答えはできないと思いますよ。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

説明員の方に申し上げます。今言ったのは、二つですよ。そのことについて、お答えください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 建設部長。

○建設部長（上石 明） 山田議員の再質問にお答えいたします。

初めに、街路防犯灯についてですけれども、この事業は、昭和36年に、防犯灯等整備対策要綱というのが閣議決定されまして、全国的に明るいまちづくり運動を開始したのがきっかけになっております。それで、小樽市も昭和37年に設置助成の規則を制定し、事業が始まったというものになっております。

この事業につきましては、やはり市が設置をする場合、さまざまな制約が出るため、希望された場所への設置が必ずできるとは限らない。また、そのため、地域住民の自治意識に基づいた設置を、市が支援することが望ましいということで取り組んでいるものであります。

また、やはり市民と共同で行っているということは、先ほど、市長からも答弁がありましたとおり、夜間における犯罪の抑制、抑止効果はもちろんですが、地域の実情も把握する自治体みずからが、地域の安全確保や防犯意識を高め、会員相互の連帯意識を築いていくということが、最初の目的として始まっているものでありますので、現在も今後も引き続き、この地域の皆様で維持管理をしていただきたいというふうに、現在は考えております。

ただ、先ほど、議員からも御質問がありましたとおりに、今回、この3カ年で1回整備を終えた後、確かに、人口減少の中で負担が、今回、LED化することによって減ると思いますけれども、やはり人口も減るということは、町会の人たちも、一人一人の御負担もふえていくのではないかなということ、想定されますので、今後、1回この事業が終わった後、やはり市としても、この3カ年で3億円を超える事業というふうになっておりますので、そういったこともきちんと検証した後に、今後、この街路防犯灯のあり方という部分は、再度検討する必要があるのではないかと考えております。

また、中央バスの関係ですけれども、27年度に要請はなかったかと御質問なのですけれども、申しわけありません、私が把握しているところでは、28年に入ってから、中央バスから要請という形は来ております。その以前に、確かに、それ以前からは、中央バスから協議会の設置の要望は確かにありましたけれども、27年度については、なかったかなというふうには記憶をしているところであります。

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

○23番（山田雅敏議員） あと、細かい点については、予算特別委員会で行いますので、質問は終わります。

○議長（鈴木喜明） 山田議員の一般質問を終結いたします。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

(7番 高野さくら議員登壇) (拍手)

○7番(高野さくら議員) 一般質問をします。

最初に、臨時保育士待遇改善についてです。

市内では、第三希望まで公立と民間保育所に入れない入所待ちの子供が、5月現在で28人です。平成27年4月には9人、平成28年3月には76人と、春から冬にかけて多くなっています。

今後も、このように保育所等に入所できない児童が増加すると見て、保育所を確保し、受け入れる子供の定員拡大につなげていきたいとしていましたが、ことしの3月に至っては、保育所に入れない児童が100人を超えていました。少子化と言いながら、子供がいても児童を保育所に預けることができないという状況があります。その要因が、保育士が足りない、募集をしても応募が余りない状況だと聞いております。

そこで伺いますが、なぜ、保育士を募集しても、余り応募がないのでしょうか。考えられる要因をお答えください。

保育士が足りず、待機児童の深刻な東京都では、家賃補助制度を導入する区も多数あり、江戸川区では育児休業給付金延長補助をし、杉並区では過去3年間保育士として勤務したことがない潜在保育士を対象に、区内で使える5万円商品券を配布するなど、横浜市、福岡市、沖縄県でも、保育士に長く勤務してもらえるような支援を始めています。

本市では、昨年度、民間保育施設で新たに働き始めた常勤保育士に対して補助金を支給する、保育士就労支援補助金制度を開始しましたが、今年度は制度を実施していないと聞いております。補助金の利用をした保育士の方がいたのに、なぜ、経過を見ず、制度をやめてしまったのでしょうか。臨時職員以外に短時間勤務の嘱託員、保育士の配置をして対応していると聞いておりますが、その理由をお聞かせください。

公立保育所の臨時保育士の方からは、正規職員を希望してもなれなかった。仕事は、正規職員も臨時職員も同じ仕事をしているのに、給与は3倍ほど差があり、正規職員には有給休暇のほかに婚姻休暇、服喪休暇などの特別休暇があり、扶養や住居手当、寒冷地手当も確保されています。育児時間も、正規職員は、1日まとめて90分とるか2回に分けて取ることができるのに対し、臨時職員の場合は、制度すらありません。また、働き続けたいと思っても、半年から1年には契約更新をし、最長でも5年ほどしか働けず、不安定雇用になっています。

民間の臨時保育士のほうが、月給制でボーナスや寒冷地手当ももらえるということもあり、公立保育所で働いていた臨時保育士が、民間保育所に転職しているとの声も聞いています。市立保育所の臨時保育士からも、服喪休暇が取れない等の困っている声を聞いています。

市長は、昨年第2回定例会で、正規職員配置は児童の入所定員を改めるときに、必要な正規職員の人数を検討すると話し、臨時職員の賃金の引き上げは、国の保育士の処遇改善施策も踏まえて判断をしたいと言っておりましたが、臨時職員の処遇改善施策はどのようになりましたか。市の正規職員の採用試験のお知らせなど、臨時職員には提供などはしておりますか。

次に、放課後児童クラブについてです。

放課後児童クラブについてですが、直近5年間で量徳小学校、若竹小学校、小樽聾学校、手宮西小学校、いなきた児童館の放課後児童クラブが廃止になりました。そして、学校の統合により、花園小学校、手宮中央小学校でクラブがふえています。色内小学校が閉校になり、稲穂小学校に通学する児童が指定

校変更の影響もあって増加したことから、今年度における勤労女性センターの放課後児童クラブの入会児童数は、利用する児童が条例に基づく受け入れ定員67人に対し78人と大きく上回る状況になりました。現在は、利用する児童が77人とのことですが、今も面積が基準に満たない狭い部屋の中で児童が過ごしています。

市長は、このような状況で児童が過ごすことを、よいと思っているのでしょうか。勤労女性センターの放課後児童クラブを利用する子供が増加し、改善策に向けて協議をしているとのことですが、センターの役割を変えないような前提で検討はされているのでしょうか。

また、放課後児童クラブを利用する子供は、平成26年度で596人、平成27年度では665人と69人ふえています。利用する児童が増加傾向にある中で、来年には入船小学校、最上小学校、緑小学校、天神小学校が閉校になる予定ですが、今回の勤労女性センターのように定員オーバーで受け入れができなくなる状況も出てくるのではと危惧しています。統合後の学校において、放課後児童クラブを利用する児童がふえた場合は、どうするのでしょうか。

次に、通学バスについてです。

北山中学校と末広中学校が、北陵中学校という一つの学校になり、生徒の中には通学距離が長くなるということで、保護者などから通学に対する心配や不安の声が上がり、通学距離3キロメートル未満の生徒に対してもバス助成をしてほしいと、議会には陳情も提出されました。

教育委員会は、北陵中学校の通学にバスを利用する生徒が増加することから、中央バスに、昨年5月に増便をお願いし、4月からは7時50分発と7時55分発の、かもめヶ丘団地から手宮バスターミナル行きが2便増便となりました。

しかし、増便となったにもかかわらず、バスが混雑して乗れず、初日から生徒が遅刻したとの声を聞いておりますが、この実態を把握していますか。4月には混雑して乗車できなかった生徒がいたにもかかわらず、5月には増便したバスを利用する生徒が少ないとの理由で、7時55分発のバスが減便になりました。教育委員会では、バスの利用の生徒の人数等は把握していないと話していましたが、学校の統廃合によってバスを利用しなければいけなくなったわけですから、教育委員会としてもバス助成の対象者はもちろん、助成対象外の生徒もバスを利用されているかなどは、調査するべきではありませんか。

クラブ活動をしている生徒の中には、夕方6時半過ぎて帰宅する生徒もいます。北陵中学校の近隣に住んでいる住民の中には、今は夕方方も明るいですが、冬期間になれば5時でも暗く、雪が降れば歩道や道が悪くなり、通学距離が遠い生徒が心配だと話されていました。通学費の助成は、3キロメートル未満でも、せめて冬期間はバス助成することはできないのでしょうか。学校適正配置等調査特別委員会の質問で、虚弱体質等の生徒には3キロメートル未満でもバス助成を検討するとの答弁がありましたが、実際にはそのような生徒は何人いたのでしょうか。また、その生徒に対しての対応は、どうなったのでしょうか。

学校再編の進め方では、統合学校の場所は統合後の通学区域内のバランスや、通学上の安全などの条件を勘案して決定し、交通の利便性や冬季における周辺の除雪体制など、学校の立地条件として、より良好な環境であるかの観点も考慮しますと記載されています。やはり、再編した責任として、どこに住んでいても、子供たちが安心、安全に通学できることが求められているのではないのでしょうか。

以上、再質問を留保し、質問を終わります。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

(森井秀明市長登壇)

○市長（森井秀明） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、臨時保育士待遇改善について、御質問がありました。まず、保育士を募集しても応募が少ないことについて、考えられる要因につきましては、全国的に保育施設を利用するニーズが高まっており、保育士の採用人数がふえていることから、求職活動を行っている保育士が減少していること、また、低賃金や育児、体力的な問題などから、保育士の資格を有しておりますが、保育施設で働くことを希望しない潜在保育士が多くいることが考えられます。

次に、保育士就労支援補助金を、今年度は実施しない件につきましては、今年度から北海道において、新たにさまざまな保育士確保対策事業が開始され、その中に、潜在保育士が公立・民間を問わず保育施設に勤務する場合に、40万円を限度に就職準備金の貸付を受け、2年以上継続して勤務したことを条件に借入金の返済が免除される制度が創設され、本市の補助金制度と類似した点もあることから、実施を見送ったものであります。

次に、短時間勤務の嘱託員の保育士を配置している理由につきましては、正規職員の育児休業中などの代替要員や、障害児に対応する加配要員などで保育士の配置が必要な際に、フルタイムで勤務する臨時職員を採用しておりますが、募集を行っても応募がなかったため、育児や家族の介護等の事情から、短時間であれば勤務可能な保育士を採用できる見込みがありましたので、その仕組みを取り入れ、現在の保育所の運営に当たっております。

次に、市立保育所の保育士における臨時職員の処遇改善につきましては、今年度から臨時職員の保育士の賃金を450円増額し、日額8,830円に改善いたしました。が、服喪休暇などの休暇制度を含めた任用形態については、本年5月17日に公布され、平成32年4月1日から施行をする地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時的任用が厳格化されるとともに、一般職の非常勤職員として、新たに会計年度任用職員が創設されますので、保育士に限らず、今後、全庁的に検討してまいりたいと考えております。

次に、臨時職員への正規職員の採用試験についての情報提供につきましては、市の正規職員の採用試験の募集にかかる実施要領を公表した後に、保育士の採用試験の情報を、各保育所内の休憩室等に掲示し、周知をしているところであります。

次に、放課後児童クラブについて御質問がありました。まず、勤労女性センターの放課後児童クラブの定員超過につきましては、当初の見込みを超す申し込みがあり、4月の開設までに十分なスペースを確保することができませんでしたが、児童の安全に配慮するため、指導員を増員し、室内のレイアウトを変えるなどして、申込者全員の受け入れを行いました。しかしながら、子供が面積基準に満たない状況で過ごしていることは、児童の放課後の居場所として適切とは言えないため、年度末までの暫定的な措置として、センター内において面積基準を満たす部屋を確保するため、講習室を児童クラブの部屋として使用する方向で検討しております。

それにより、勤労女性の活動場所としての役割に影響がないとは言えませんが、利用日や時間帯の調整、部屋の振りかえなど、利用団体の理解をいただきながら、影響を最小限にとどめてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブについて、御質問がございました。まず、来年、統合校において、放課後

児童クラブを利用する児童がふえた場合にはどうするのかにつきましては、統合後の学校においても、現在あるクラブや新規開設するクラブの中で、現段階では受け入れは可能と考えておりますが、仮に定員を超えるような場合につきましても、利用希望者を全員受け入れできるよう、対応に努めてまいります。

次に、通学バスについて御質問がございました。まず、北陵中学校の通学に関して、バスの混雑により、開校初日から生徒が遅刻した実態を把握しているかとのことにつきましては、学校からはバスの混雑を理由として遅刻した生徒はいない旨、お聞きをしております。

次に、バス助成の対象人数及び助成対象外の生徒のバス利用の有無などの調査につきましては、教育委員会では、特段の調査を行っておりませんが、学校におきましては、生徒の通学状況を調査しておりますので、学校の調査結果により、バスの利用人数等を把握することは可能となっております。

また、バスの運行について、中央バスでは、当初、バス利用の生徒増加を踏まえ、スクール便として2便を増便いたしました。その後、2便のうち後発の便の乗車人数が少なく、1便でも対応可能なため、5月に1便を減便したところでございます。教育委員会といたしましても、これまで生徒の乗車状況を現地で確認してきておりますが、減便しても対応可能な状況にあるというふうと考えております。

次に中学校への通学距離が3キロメートル未満の生徒に対し、冬期間バス助成を行えないかとのことにつきましては、特別交付税の算定基準が、豪雪地帯において3キロメートル以上であることや、道内他都市の状況も勘案しながら、本市では、通年で3キロメートル以上をバス助成の対象としており、3キロメートル未満へ拡大することは難しいものと考えております。

次に、通学距離が3キロメートル未満でのバス助成の検討における虚弱体質等の生徒数と、その生徒への対応につきましては、教育委員会といたしましては、身体障害者手帳を保有し、通常学級に在籍している肢体不自由や心臓機能の障害を持つ児童・生徒を対象に、通学距離にかかわらず助成する検討を行い、該当者を市内全体で7名と推計しておりましたが、支給基準の制度設計などの見直しが必要との指摘がございまして、平成29年度の予算化を見送ったところでございます。

次に、学校再編に伴う通学の安全確保につきましては、統合の準備として、統合に関係する学校の保護者や教職員、地域の代表者などを構成メンバーとする統合協議会で、新たな通学路の検討や、注意箇所などの現地確認を行うほか、通学安全マップの作成などを行っております。

また、統合後は、教育委員会といたしましても、学校や保護者、地域との連携を図りながら、通学の安全を確保するため、関係機関への御要望や情報提供などを行い、子供たちが安心、安全に通学できるよう努めているところでございます。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

○7番（高野さくら議員） それでは、幾つか再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、臨時職員の処遇改善についてなのですが、やはり、正規職員と臨時職員では給与等の待遇に余りにも差があるのに、仕事内容は変わらず、大きな責務があるということが問題になっています。北海道が1万人の保育士を対象にした最新の調査では、約70%近くが仕事にやりがいを感じながら、やはり給与のところが不十分なためにやめざるを得ないという実態も浮き彫りになっています。市内の公立保育所に勤めている臨時保育士の方からは、ことし、先ほどの答弁でも日給を450円上げたということですが、全然足りていないと。こういうことの声聞いていますので、さらなる賃金上げは、しっかり確保すべきだと思いますが、お答えください。

また、そもそも国が示している人件費の公定価格が保育士は低いので、国の低い基準を引き上げるこ

と、保育士の配置基準も従来どおりに戻すことにしなければ、やはり根本的な解決にはつながらないと思います。市長においては、国に対しても、ぜひ引き上げを主張していただきたいと思いますが、見解を伺います。

次に、放課後児童クラブについてなのですが、市長の答弁からも、現状はやはりよくないということをお話していました。私も、本当にそのとおりだと思います。今、勤労女性センターで過ごしている子供たちは、机が全員分ないのですね。足りないのです。しかも、おやつを食べる子供たちは、机で食べる子供と、また、床で食べる子供に分かれて、Bの部屋に至っては、狭いということもあって、前半の子供が食べ終わってから後半の子供は食べるというような状況です。Bの部屋で机を出そうとしたら、さらに狭くなって周りの子供たちが遊べないという状況もあります。

しかし、市の改善策は、子供のためにといて、サークルの方、大体20組ぐらいいると聞いていますが、いつも利用している部屋を、狭い部屋に移動してもらって、子供たちのためにといて説得して移動した後は、一般の利用の部屋が二つも利用できなくなるということになります。本来、勤労女性センターの担う役割を奪う方向性だと、私は思います。

子供が、安全に過ごすことはもちろん、勤労女性センターの役割を損なわないために、放課後児童クラブは別の場所は検討したのでしょうか。また、検討したなら、どこをどのように検討したのでしょうか。お答えください。

あと、通学バスなのですが、遅刻はないということをお話していました。しかし、北陵中学校に通学している数人の生徒に、実際にバスが混雑して乗れなくて、残った生徒が初日から遅刻してしまったということは聞いています。この5月からの減便に至っては、保護者からも、減便は何かならないのですかと、こういう問い合わせも来たと聞いています。やはり、そもそも教育委員会として、事前に生徒の個人通学ルートを把握、また、障害を持っている子供たちに対しては、事前に相談がなくても、通えるかどうかを含めて対応するべきだと考えます。今からでも、しっかり調査をするべきだと思いますが、お答えください。

あと、バス助成についてですが、北陵中学校の安全マップを見ても、夜、人通りが少なく、不審者情報なども多数記載されています。保護者からは、心配なのでバス通学させてあげたいけれどもお金が出せないというので、暗くなる冬期間だけはバス通学できるように考えていると、こういう話も出ています。本来であれば、この陳情にも上がっています住民の声を反映させて、通年バスの助成をすべきと。平たんな道ではないので、そういうことをすべきだと思いますが、せめて冬の間だけでも助成することを、やはり考えるべきだと思いますが、お答えください。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育士の賃金を、臨時職員の賃金を上げてということでございますけれども、市長からの答弁もしておりますが、平成32年4月から地方自治法、それから、地方公務員法が改正を予定されております。その中で処遇が変わってきますので、それに合わせて賃金の改定についても考えていきたいというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 福祉部長。

○福祉部長（日栄 聡） 高野議員の再質問にお答えいたします。

私からは、保育士の賃金、これは国が低い基準であるので、上げてもらうよう主張してほしいということについてですけれども、これについては、例えば北海道市長会ですとか全国市長会、こういったことを通じて、言う機会があれば、できれば要望をしまいたいというふうに考えています。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（石坂康雄） 私からは、勤労女性センターの放課後児童クラブの関係のお答えをしたいと思います。

先ほど、議員からもございましたけれども、勤労女性センターの2階と3階で放課後児童クラブを各1クラブずつ開設してございますが、そのうち、3階の児童クラブを4階の講習室、2階を通して使いまして、入れかえを行う予定になってございます。

それによりまして、定員が67人から82人ということになりますので、現在の基準に満たないという状態は解消できる見込みでございます。

また、入れかえの時期でございますが、夏季休業をめぐるといふふうに考えてございましたけれども、利用団体への周知ですとか、運営委員の説明と、それからカーペットをひいたりですとか、その辺の工事的なものもございますので、夏季休業が終わってからの移転とする予定で、現在進めているところでございます。

それで、現在利用されている方も、団体もいらっしゃいますけれども、利用する団体が使用するスペースとしては、今までより若干狭くはなると思うのですが、人数的な制限も出てくるとは思われるのですけれども、大人数のところはそんなにいないというふうに聞いておりますので、対応は可能であるというふうに見ております。

いずれにいたしましても、団体の方になるべく支障が出ないように、相談させていただきながら進めたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木喜明） 別の場所を検討したのか。今、人数が収容できるものが多くなったということで、その件を答えたのかもしれませんが、改めて、その件も。

○生活環境部長（石坂康雄） 失礼いたしました。別の場所の検討なのですけれども、今回は、とりあえず今年度の暫定的な措置として、今ある勤労女性センターの1室を使うということでしたが、今後に向けましては、関係部局と現在まだ調整をしておりますので、来年度以降については、さらにまた検討を進めてまいりたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○教育長（林 秀樹） 高野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

最初に、バスで、当初からおくってしまったということでございますけれども、これは、学校に再度確認をいたしました。バスの混雑が理由によって、遅刻者がいなかったというふうに学校から聞いておりますので、それはそういう状況にあるかと思えます。

それから、バスの調査の関係ですけれども、バスの乗車状況につきましては、4月からの増便に伴いまして、中央バスでも生徒の乗りおりなどの状況について確認をいただいているとともに、教育委員会におきましても、開校日の翌日から一週間ほど、生徒の利用の多いと見込まれる赤岩線につきまして、梅ヶ枝町及び梅広会館、それから手宮の停留所で、生徒の乗りおりの状況の確認をいたしました。これらの停留所では梅源線への乗りかえについても確認をさせていただいています。乗車できない状況は、見られなかったところでございます。

また、6月に入ってから、もう一度確認をさせていただきましたけれども、そのときにも4月の状況と、ほぼ同様の状況であったため、改めて調査をするという部分では、今後、そういう状況が見られましたら、もちろん私どもで調査をいたしますが、今の段階、状況においては、調査することを考えておりません。

それから、バス助成に関して、3キロメートル未満についても、冬期間だけでも何とか助成できないのかという御質問でございますけれども、このバスの助成制度、北陵中学校だけの問題ではございませんで、バス通学助成制度、全市的な制度でございます。同一の基準で実施している制度でございますので、通学距離の基準につきましては、先ほど御答弁したとおり、交付税の算定に関する距離。それから、道内他都市の状況、そういう状況も調べております。

そういう中で、中学校につきましては3キロメートル以上ということになっておりますので、見直しは難しいものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、冬期間、特に除雪でありますとか、学校の要望を関係課に伝えるとともに、実際に除排雪が必要な状況となった場合も、同様に要望を行うことや、建設部と合同で、市内道路を教育委員会として通学路の確認を行いながら、パトロールなどを強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

今後とも、子供たちの通学の安全確保を図っていくため、教育委員会として努力をしてまいりたいというふうに考えております。

(「議長、7番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 7番、高野さくら議員。

○7番(高野さくら議員) それでは、再々質問をさせていただきます。

まず放課後児童クラブについてなのですが、利用しているサークルの方は、やはり子供たちのために、お願いだから移動してくださいと言われてたら、子供たちのためだから仕方ないかと、やはり、そうやって移動をする方が多いかもしれません。

しかし、もう、子供が増加するということは数年前からそもそもわかっていたことですし、とみおか児童館に放課後児童クラブの検討もされていたようですが、結局700万円もかかるというのでやめましたよね。そういうことなのですよ。

(発言する者あり)

市長、答弁の中でも、子育て対策を重視すると言っていましたけれども、やはり、こういうことが、勤労女性センターで放課後児童クラブを利用している子供たちが、私たちがふえたからそういうサークルの人が移動になったと、そういう理由を聞いたら、どう思うのですか。それが子供のためと言えるのですか。私は、本当にそういうふうに思います。

子供のためにと言うのなら、やはり、そういう狭い部屋に入れるということではなく、しっかり安全・安心の部屋に、多少お金をかけてでも行うということが、やはり本当の子供のためではないのですか。再度、御答弁いただきたいと思います。

また、通学バスについてなのですが、4月に混雑して乗れなかったということは、学校に確認してもなかったというのですが、実際には生徒から聞いているわけなのですよ。実際、5月には減ったといいますが、それは生徒がやはり、混雑してバスに乗れないからといろいろ工夫をしながら通学をしているという状況もあると思うのですよ。きちんと調査をすれば、こういうことにならなかったのではないかと思います。

(発言する者あり)

しっかり、子供たちの安全ということは、教育長はおっしゃっていましたが、保護者の方からは、夜になると街灯が暗くて危ないのですとか、ことしの春にも不審者情報が、梅広会館の下あたりで不審者情報があって、警察の人が事情聴取とか、そういう方も出ています。実際、心配の声も上がったりもしていました。そういう状況もありますし、やはり、街灯も暗くて、本当に子供たちのことが心配だという話が出ているわけです。しかも、赤岩から北陵中学校に向かう先は、やはり平坦な道ではないわけですよ。だから、3キロメートルだから、3キロメートルだからということではなくて、本当に毎日通学する距離が大変なのですから、そこら辺もきちんと考慮をしていただきたいと思います。

再度、答弁をお願いしたいと思います。

また、臨時職員についてなのですけれども、平成32年という話がありましたが、それまで3年も待てど、そういうことだと思うのですよ。実際に、臨時職員、保育士をされている方から、本当に、このお金だけでは足りないということを言っているわけですよ。なので、しっかり、そこら辺も考えて賃金上げ、ぜひ、検討していただきたいと思います。

再度、答弁をお願いいたします。

○議長（鈴木喜明） 説明員の答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 総務部長。

○総務部長（前田一信） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、御答弁しましたとおり、平成32年4月1日に施行ですけれども、地方公務員法と、それから地方自治法の改正、大きな改正が予定されておまして、現在、例えば嘱託員につきましては、特別職というような位置づけになっておりますが、今後の改正では、一般職に位置づけられるというような話も聞いておまして、そういった中で、大きくこの臨時職員と、それから嘱託員については扱いが変わってくるというふうに聞いてございます。

そういった中で、当然のことながら、その職員の処遇、そういったものも変わってくるというふうに聞いております。例えば、服喪休暇ですとかというような休暇関係も、いろいろとつけられるようになったり、あるいは、期末手当が出せるようになったりといったような、大きな改正が予定されてございますので、やはり、そういった中で対応については考えていきたいというふうに考えてございます。

（発言する者あり）

それまでというのは、今、お話ししたとおり、確かに、それまでの間というのはありますけれども、今、お話ししたとおり、制度的にいろいろな手当がつけられたりというのが制約されているという面もございまして、やはり、法に基づいて、制度が変わるといときに改正するというのが、正しいのではないかというふうに考えてございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 生活環境部長。

○生活環境部長（石坂康雄） 高野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、議員からもございましたけれども、利用者の皆様には、御不便をおかけする部分はあるかと思いますが、建物全体の面積が限られているということもございまして、先ほど申し上げましたとおり、今回の措置は、今年度、年度途中の暫定的な措置ということで考えておりますので、来年度以降に向けまして、場所についての検討を引き続き続けてまいりたいと考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 教育長。

○**教育長（林 秀樹）** 高野議員の再々質問にお答えいたします。

バス利用にかかわって、しっかりと教育委員会として調査をすべきという御意見もございました。バスの利用状況につきましては、教育委員会としても適宜、時期を見ながら、調査をしてみたいというふうに思います。

それから、安全対策にかかわって、再度、冬期間の厳しい状況を踏まえて3キロメートル未満でも助成をしていく、そして、安全対策をしっかりしていくべきだというお話だったと思いますけれども、バスの助成、先ほど来、何回もお話をさせていただいて大変恐縮でございますが、ほかの都市との状況等も考慮しながら検討を進めたところですが、現状においては難しい状況でございます。教育委員会といたしましては、子供たちが安全な形で通学ができるよう、先ほど、御指摘もありました不審者情報等、警察との関係も連携を図ります。それから、除雪の体制につきましては、市長部局とも連携を図りながら、各校やPTAなど、今後とも連携を深めながら、安全確保を図る取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

○**議長（鈴木喜明）** 高野議員の一般質問を終結し、以上をもって一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま上程中の案件のうち、議案第1号、議案第8号及び議案第9号につきましては、議長指名による9名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 異議なしと認め、さように決しました。

それでは、予算特別委員を御指名いたします。千葉美幸議員、高橋龍議員、斉藤陽一良議員、酒井隆行議員、中村吉宏議員、佐々木秩議員、小貫元議員、新谷とし議員、山田雅敏議員、以上であります。

なお、委員中事故ある場合は、所属会派において補充することといたします。

次に、議案第2号、議案第3号及び議案第7号、並びに報告第1号及び報告第2号につきましては総務常任委員会に、議案第4号ないし議案第6号につきましては建設常任委員会に、それぞれ付託いたします。

日程第2「陳情」を議題といたします。

本件につきましては、別紙、お手元に配付の議事事件一覧表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3「休会の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

委員会審議のため、明日から6月25日まで休会いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（鈴木喜明）** 異議なしと認め、さように決しました。

今日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 6時55分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 **鈴木喜明**

議員 **安斎哲也**

議員 **面野大輔**

平成29年
第2回定例会会議録 第6日目
小樽市議会

平成29年6月26日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	斉	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹																				
副	市	長	上	林	猛	病	院	局	長	並	木	昭	義																		
水	道	局	長	浅	沼	敦	総	務	部	長	前	田	一	信																	
財	政	部	長	前	田	孝	一	産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章														
生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄	医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭												
福	祉	部	長	日	栄	聡	建	設	部	長	上	石	明	病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	
消	防	長	土	田	和	豊	総	務	部	長	伊	藤	和	彦	企	画	政	策	室	長	中	村	哲	也							
教	育	部	長	飯	田	敬	総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也														
保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦																							
財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生																					

議事参与事務局職員

事務局 長	田 中 泰 彦
庶務係 長	由 井 卓 也
調査係 長	大 崎 公 義
書 記	北 岡 尚
書 記	眞 屋 文 枝

事務局 次長	林 昭 雄
議事係 長	柳 谷 昌 和
書 記	石 澤 麻由美
書 記	深 田 友 和
書 記	河 崎 仁 美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、高野さくら議員、濱本進議員を御指名いたします。

日程第1「会期の延長」を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日6月26日までと議決されておりますが、議事の都合により、明日6月27日まで、1日間延長いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 1時01分

会議録署名議員

小樽市議会 議 長 横 田 久 俊

議 員 高 野 さ くら

議 員 濱 本 進

平成29年
第2回定例会会議録 第7日目
小樽市議会

平成29年6月27日

出席議員（25名）

1番	秋	元	智	憲	2番	千	葉	美	幸
3番	安	斎	哲	也	4番	中	村	岩	雄
5番	高	橋		龍	6番	石	田	博	一
7番	高	野	さ	くら	8番	酒	井	隆	裕
9番	松	田	優	子	10番	高	橋	克	幸
11番	芥	藤	陽	一良	12番	鈴	木	喜	明
13番	酒	井	隆	行	14番	中	村	吉	宏
15番	濱	本		進	16番	面	野	大	輔
17番	中	村	誠	吾	18番	佐々	木		秩
19番	林	下	孤	芳	20番	小	貫		元
21番	川	畑	正	美	22番	新	谷	と	し
23番	山	田	雅	敏	24番	横	田	久	俊
25番	前	田	清	貴					

欠席議員（0名）

出席説明員

市	長	森	井	秀	明	教	育	長	林	秀	樹												
副	市	長	上	林	猛	水	道	局	長	浅	沼	敦											
総	務	部	長	前	田	一	信	財	政	部	長	前	田	孝	一								
産	業	港	湾	部	長	中	野	弘	章	生	活	環	境	部	長	石	坂	康	雄				
医	療	保	険	部	長	小	山	秀	昭	福	祉	部	長	日	栄		聡						
建	設	部	長	上	石		明	消	防	長	土	田	和	豊									
病	院	局	小	樽	市	立	病	院	事	務	部	長	金	子	文	夫	教	育	部	長	飯	田	敬
総	務	部	企	画	政	策	室	長	伊	藤	和	彦	保	健	所	次	長	犬	塚	雅	彦		
総	務	部	総	務	課	長	中	村	哲	也	財	政	部	財	政	課	長	笹	田	泰	生		

議事参与事務局職員

事務局長	田中泰彦
庶務係長	由井卓也
調査係長	大崎公義
書記	北岡尚
書記	眞屋文枝

事務局次長	林昭雄
議事係長	柳谷昌和
書記	石澤麻由美
書記	深田友和
書記	河崎仁美

開議 午後 1時00分

○議長（鈴木喜明） これより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員に、松田優子議員、林下孤芳議員を御指名いたします。

日程第1「議案第1号ないし議案第9号並びに報告第1号及び報告第2号並びに請願及び陳情並びに調査」を一括議題といたします。

これより、順次、委員長の報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 予算特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

クレジット納付導入経費について、市は、クレジットカードを利用することによる納税義務者のメリットの一つとして分割納付が可能になることを挙げているが、これは、納税義務者がカード会社に借金をして納税することを行政が後押ししてしまうことになるのではないかと。制度の導入に当たっては、業者の選定はセキュリティーの高さなどを考慮して行われると思うが、東京都や大企業でもクレジットカード情報の漏えいが起きている。本市で導入した場合も、クレジット納付を行う納税義務者は情報漏えいのリスクを負うことになるが、市は、そのリスクについてどのような認識でおり、絶対に安全だと考えているのか。このようにクレジット納付は、借金の助長や情報漏えいなど納税義務者にとってリスクが大きく、また、サービスを提供する特定企業のみをもうけさせることにつながることから、市は導入を即刻中止すべきと思うがどうか。

不登校児童生徒支援事業は、本市の不登校児童・生徒の状況を少しでも改善できるよう、平成28年度から、道を通じ国の支援を受け開始した事業である。本事業により、普通学級に通級できるようになった児童・生徒がいるなどの成果が見られたことから、28年度と同様、今年度も道教委を通じ国に申請したものの不採択となったため、市が全額負担することとして事業費を計上したという。子供たちのことを考え、市が予算計上したことは当然とは思いますが、道教委の手順に従い申請し、不採択となったにもかかわらず、道による支援が一切ないことには納得ができない。市は道に対し、せめて事業費の半分でも支援してもらえるよう要請していくべきと思うがどうか。

また、道に要請を行うに当たっては、本市単独で行っても実現は極めて困難であることから、本市と同様に不採択になった自治体と連携し、取り組んでいくべきと思うがどうか。

中小企業振興基本条例制定に向けて、市は昨年12月、小樽商工会議所と北海道中小企業家同友会しりべし・小樽支部とともに条例制定準備会を設置し、検討委員会やスケジュール、条例制定後のあり方などについて検討を行ってきたとのことだが、検討委員会に参加する委員が市内事業所の実態をきちんと把握するためにも、検討委員会の段階で実態調査を行う必要があると思うがどうか。

また、心配なのは、検討委員会で決定したことが市長や副市長の意向で覆ってしまうことである。それを防ぐためにも、検討委員会での検討段階で、正副市長を含めた話し合いなどを考えていくべきと思うがどうか。

市長は常々、議会において政策議論をしたいというが、小樽の経済をどのように伸ばしていくのかという重要な議論に対して細かく詰めていくと、市長を初め説明員から明確な答弁はなく、総合戦略に係る施策について質問しても、同様に具体的な答弁が得られない状況である。このような状態では政策議論

などできるはずがないと思うがどうか。

本市をこれからどのようにしていきたいのか。市には、各施策に対する具体的なビジョンやイメージをきちんと持って、建設的な議論ができるようにしてほしいと思うがどうか。

上林副市長の就任時には、新聞や雑誌などでさまざまな報道がされており、市政をいい方向に導くのではないかと相当な期待をしていた。それにもかかわらず、副市長は、本会議や委員会において、議会事務局の人事の件についてなど、到底信じられないような答弁を数多く行っている。議会との信頼関係は今定例会でのやりとりだけですぐ回復できるものではないため、今後、議会や議員、市職員、市民の期待を裏切ることのないように取り組んでいただきたいと思うがどうか。

本市の生産年齢人口流出の要因について、市は、有効求人倍率が1.0程度で推移していることから、働く場の不足だけが要因ではないというが、企業と求職者間で求める資格や待遇面などのアンマッチが生じている現状に鑑みると、単なる数字の比較だけでは要因を把握することはできないと思うがどうか。

本市で就労する意思を持っていても、将来的な展望や求人少なから、職を求め市外に出ざるを得ない新卒者が多いのが現実であることから、市には、働く場をふやすために、例えば企業に対し助成を行う際に、新卒者採用努力義務として課すことなどを考えてほしいと思うがどうか。

7月に寄港の打診があった米国艦船について、市は、核兵器搭載の有無を在札幌米国総領事館や外務省に照会したというが、その返答は、核兵器を搭載していないと断言できるものだったのか。核兵器を搭載していないと断言できないのであれば、小樽市港湾施設管理使用条例第8条に定める禁止物件を搭載していないとは判断できないため、米艦の港湾施設の利用は条例との整合性がとれないと思うがどうか。

港則法施行規則では入港届について規定しているが、米艦は、届け出に必要とされる乗組員の数等を明らかにしていないという。入港の目的が友好親善であるにもかかわらず、法令を遵守せず、また、核兵器搭載の有無も明確でない以上、市は港湾管理者として今回の寄港に関しては岸壁使用を認めるべきではないと思うがどうか。

本年3月29日、市長が議会事務局職員の任命権者である議長の了解を得ぬまま勝手に事務局職員の異動を内示したことについて、森井市長は、議長との協議が調った上で内示したとの強弁を繰り返している。しかし、実際には、議長との協議に当たった副市長が、異動について議長の了解を得たとの印象を持ったにすぎず、一方の当事者である議長が了解していないことに鑑みれば、協議が調ったなどという事実は存在していないのだから、市長は発言を撤回し、謝罪すべきと思うがどうか。

また、来年度に向けこういった事態が生じないよう、市長部局と各任命権者との協議について、交渉結果を文書に記録すべきと思うがどうか。

グラウンドの維持補修について、グラウンドの土が適切に補充されていないことにより、サッカーや野球でグラウンドを利用する子供たちが、飛び出ている砂利によってけがをしているという話を聞いている。市は定期的にグラウンドの点検をしているというが、利用者からの整備を要望する声をしっかりと聞き、現地を常に確認し、その都度要望に沿った対応をしてほしいと思うがどうか。

日本遺産認定に向けた取り組みについて、市は、地域型の日本遺産認定を目指しつつ、他自治体が申請するシリアル型への参加も視野に入れ、情報収集や市民意識の醸成を図るために担当職員を配置したというが、具体的にはどの分野の情報収集に力を入れ、どのような市民意識を醸成しようと考えているのか。

一方、地域型の日本遺産認定申請に向けて、市は歴史文化基本構想を平成30年度に策定し、平成31

年度には申請条件を調える予定だという。その間、他の自治体からシリアル型の構成団体として参加を求められた場合は、平成30年度での申請もあり得るという姿勢を示しているが、市に求められているのは、受け身の消極的な取り組みではなく、より積極的な取り組みなのでないかと思うがどうか。

市長は、第3号ふ頭における国際旅客船ターミナルビル整備事業について、市の財政状況などを勘案した結果、直近で整備することは現実的ではないと判断したとの後ろ向きな発言をしている一方で、自身の公約でもある新・市民プールの建設については、複合施設や採算性または建設費に充当可能な交付金などを模索して建設を進めると前向きな発言を繰り返している。しかし、国際旅客船ターミナルビル整備事業は、過疎地域自立促進市町村計画に平成29年から30年に実施予定と登載されており、また、クルーズ客船寄港誘致への強みなどの必要性を訴える声も多く、協議を開始するのに十分値する事業と考えられることから、今後広く市民の意見なども聞き、議論を重ねた上で再考すべきと思うがどうか。

男性の育児休業取得については、職場の理解と協力が必要であり、そのためには意識啓発が重要であると考えている。市では、男女共同参画情報誌の発行やパネル展を実施するなど啓発事業を行っているというが、紙面や展示だけにとどまらず、さまざまな会議など、機会を見つけて直接啓発活動を行ってほしいと思うがどうか。

また、市職員においても、育児休業を取得する男性職員が少ないながらもいると聞くが、今後、育児休業を取得する男性がますますふえるよう、さらなる啓発に努めてほしいと思うがどうか。

高額介護サービス費については、ことし8月から第4段階の住民税課税世帯の自己負担上限額が引き上げられ、第5段階の現役並み所得相当の方がいる世帯と同額になるという。第4段階と第5段階では収入に大きな差があるにもかかわらず同じ上限額になることは第4段階の方々にとって大変な負担増になると思うが、市は、国がこのような制度改正を行うことを問題であると思わないのか。

また、ことし4月、介護予防給付のうち通所介護サービスが総合事業に移行した結果、単価が下がり、事業者の経営が厳しくなっていると聞く。事業者は市に対し、介護の現状を見て、現場の苦勞を聞いてもらうことを望んでいることから、市には懇談会を開催するなどして現場の声に耳を傾けてほしいと思うがどうか。

小樽市町内会館等建設助成規則は、町会館の補修等を行う町会等に対し助成を行うものであるが、助成を受けた町会等が再度助成を受けるためには、助成額にかかわらず、前回の交付から10年経過していなければならないという。しかし、近年、財政が厳しいことを理由に大規模な補修等が行えず、小規模な補修等を小まめに行う町会がふえている中、少額でも助成を受けた町会が10年経過しなければ再度助成を受けることができなくなるという現行の規則では、町会の実情にそぐわなくなっていると思われる。このような状況に鑑み、市には小規模の補修等にも小まめに対応できるよう、例えば工事費の下限引き下げや再申請可能となるまでの期間の短縮など、助成要件の緩和について検討してほしいと思うがどうか。

町会では、集団資源回収でリサイクル資源を回収業者に引き取ってもらい、市から奨励金を得ることで町会の収入源としているが、ある町会では、資源回収の頻度が週1回から月1回に減ったことで以前に比べて資源収集量は激減し、結果として町会の収入が減っていると聞く。市は、町会の資源収集量をふやす工夫についてどのような考えを持っているのか。

既存街路防犯灯LED化推進事業によりLED化された街路防犯灯について、灯具の寿命はおおむね10年から15年と想定されることから、そのころには再び今回のように灯具の更新に係る施策が必要になる。市においては、灯具の耐用年数を考慮し、今後の更新に備えた施策を今から検討してほしいと思うがどうか。

地域公共交通は本市にとって重要な課題の一つであり、今年度から建設部に地域公共交通担当の職員が新たに配置されたというが、配置後の2カ月間でどのような活動を行ってきたのか。

市は、平成30年度中には地域公共交通網形成計画を策定したいとして、市内バス事業者に対し銭函地区の公共交通のあり方の検討などを行うことを報告しているが、なぜ銭函地区が対象なのか。また、そこでどのような取り組みを行うつもりなのか。

地域公共交通を守り市民の利便性を確保するのは市のお役目であり、そのためには地域公共交通協議会の早期の立ち上げが必要であると考えことから、市には協議会を本年中に立ち上げてほしいと思うがどうか。

本市における路線バスは市民生活の一部として非常に重要な役割を果たすなど、市民からの期待も大きく、また、これまでは市と事業者の関係が良好であったことから、市の施策に対して非常に前向きに取り組んでいただいたと考えている。しかし、森井市長就任後、バス事業者が本市へ申し入れを行ったり、社長が直接市長に面会を求めるといった異例の事態が起きている。これは、本市の対応に対するバス事業者のいら立ちがあらわれていると言えるが、森井市長は事業者との関係が悪化している原因について、何か思い当たることはないのか。

また、市や市長の対応次第で事業者が何か重大な決断をしなければならぬ自体が発生するとすれば、市民生活に大変な影響を及ぼすことになりかねないため、市長には危機感を持って対応してほしいと思うがどうか。

北海道新幹線の札幌延伸に係る小樽市域内におけるトンネル掘削工事によって生ずる残土のうち、後志トンネルと手稲トンネルから出る残土について、整備を行う鉄道運輸機構は、重金属含有量が基準値を超過していることを認めているものの、その詳細は公表していないという。

そのような中で、市は、この残土について、環境保全対策などは鉄道運輸機構が講じることから問題ないとして、本市内外から残土処理受け入れの申し込みがあった場合、その情報を同機構に提供しているというが、残土に含まれる重金属の成分など具体を公表しない鉄道運輸機構の言うことをうのみにする対応は、市民の安全・安心を守る市として無責任な対応と思わざるを得ない。市民に情報を提供する市にも大きな責任が生ずることもあり得ることから、市は同機構に対し、残土についてしっかりと市民に情報提供するよう求めるべきだと思うがどうか。

小樽駅前については、安全性が確保されていない駅前広場の交通状況や駅前ビルの老朽化などの課題があると聞く。このことについて市長は、駅前広場の交通状況を調査した上で、公約である市営住宅を中心部に建設したいとの考えを示すのみであり、また、駅前ビルの老朽化については、一朝一夕では解決できない問題だとし、後回しにするつもりであるという。

しかし、交通状況や老朽化の課題については、駅前第一ビルを改築し、1階部分や地下部分にターミナル機能や駐車機能を持たせることで解決可能であり、また市営住宅についても、ビルを改築することで、ビルの下階はテナント、上階は市営住宅にするという今のスタイルでも維持可能であると考え。市にはそういったビジョンを持った進め方で関係各所と調整してほしいと思うがどうか。

森井市長が市長就任以降の成果として挙げるものの中に、銭函駅のバリアフリー化の着工がある。同駅のバリアフリー化は森井市長の公約の一つであり、市長就任後に協議会が立ち上がり、着工はしたものの、協議会の立ち上げについては、森井市長就任前に、前市長を初めとした方々のJR北海道への働きかけにより既に道筋がつくられており、市長就任時点では立ち上げるのみの状態であったと思うが、市長は自身の就任期間だけでバリアフリー化が実現したと思っているのか。

協議会の立ち上げには事前の努力が核であり、その努力がなければ現在協議会が設立されていなかった

た可能性もあることから、銭函駅のバリアフリー化を進めるに当たり、森井市長はそのことをしっかり念頭に置くべきと思うがどうか。

人口減少が進むと市税など市の収入が減少し、それに伴い新たな施策を生み出す体力も限られてくるが、その一方で、市民生活の基盤となる市道など市が管理する道路については、人口が減少しても道路延長は減少せず、道路の維持管理に係る作業量や費用は減少しない。そのため、市民目線を持ち、長期的に広い視野で多くの市民の理解を得るよう、新たに支出が生じる施策と、道路維持のような市民生活の基盤となる施策とのバランスがとれた市政を進めることが必要だと思うが、市長はどのようにバランスをとるべきと考えているのかなどであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、議案第1号につきましては、採決の結果、賛成多数により可決と決定いたしました。

次に、その他の議案は、いずれも可決と全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、議案第1号平成29年度小樽市一般会計補正予算に否決の討論を行います。

理由は、クレジット納付関連経費です。

市がクレジット納付の導入の理由を納税者の利便性向上としていることにあらわれているように、現在、口座振替や窓口納付を自主的に行っている人がクレジット納付にかかわることが想定され、収納率の向上に結びつかない可能性があります。道内他都市では、税をクレジット納付の対象にしても、料まで対象にしている自治体はありません。

予算特別委員会の審議を通じて、納税者の税情報が漏えいする危険性が存在するということが明らかになりました。同時に、納税者に借金をしての納税を認めることになり、新たに多重債務者を生み出すことにつながりかねません。

小樽市の場合、新しいシステムの導入で、もともとクレジット納付の機能を有したシステムとなっていましたが、これを閉ざしての間運用していました。それを解禁して、森井市長のもとでクレジット納付を可能にすることは、これらの危惧する問題が現実のものとなった場合の責任は免れることはできません。利便性の向上の裏に危険が潜んでおり、今回の予算措置は認められるものではありません。

以上、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第1号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の議案について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、総務常任委員長の報告を求めます

（「議長、23番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 23番、山田雅敏議員。

（23番 山田雅敏議員登壇）（拍手）

○23番（山田雅敏議員） 総務常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方については、今年度中の基本設計と実施設計の策定を求めたものであり、平成27年第2回定例会において全会一致で採択し、早期建設という議会意思を示した陳情、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方についてから一歩踏み込んだ内容となっている。

しかし、森井市長は、願意とは裏腹にいまだにプールの具体的な建設場所を決められないばかりか、今年度実施予定の他都市の事例調査については、調査先はおろか何を調査するのかすら検討中とのことであり、これではプール建設を望む市民に対し失礼である。

しかも、市が検討中の併設型では過疎対策事業債が利用できない可能性があり、財源のめども立たないのに、莫大な費用がかかる併設型を検討しているということでは、単なる時間稼ぎであると言わざるを得ない。森井市長は、プールを建設すると言いながら、最後はこのことをもって、プールは建設できないものの道筋はつけたと言い逃れをするつもりではないか。

陳情第19号の願意は十二分に理解できるが、市によると時間的に今年度中の実施は不可能だという。今年度中に基本設計・実施設計ができない一番の原因は、森井市長就任からの2年間、設計の前段となる建設場所を決められなかったことにあり、プール建設に関してこの2年間は実績のない2年間であったと総括せざるを得ない。陳情者の一日も早い建設をという思いを実現するためにも、市長は、職員が早期にプール建設に向けた作業ができるよう政治的決断を行い、その環境をつくるべきだと思うがどうか。

プールの早期建設を望む声大きいことは理解できるが、何事も十分な議論がされず、拙速に見切り発車をするとひずみが出るものである。公共施設の中には、建設後に維持管理費が重荷となり閉鎖される施設もあることから、市には、持続的に利用される施設の建設を目指しつつ早期建設を実現してほしいと思うがどうか。

森井市長が就任以降行ってきた意思決定には、貸出ダンプ制度の配車方法の見直しや、高島漁港区における観光船事業者への不当な許認可、さらには参与の任用など市長後援会関係者の意見や利益に偏った判断を行ったと疑わざるを得ないものが多々ある。これらについての事実は別としても、疑われる要素は多分にあり、森井市長は偏った判断をしたことは一度もないと否定するが、本当にそのようなことはなかったと言えるのか。

また、森井市長は意思決定をするに当たり、コンセンサスを得ることが定石だと認識しているという。しかし、実際には、除排雪業務を行うJVの構成員数の突然の変更や、手順を無視した雪対策課の二課体制への移行など、拙速で独断専行だと言わざるを得ないことを数々行っているが、コンセンサスを得ることが意思決定の定石と認識する森井市長が、なぜ合意形成を無視した拙速な独断専行を行うのか。

市は、平成30年4月に大幅な組織見直しを行う予定というが、組織改革は機構図を描いただけでは完了せず、そこに人材を配置することで初めて機能するものである。つくった組織が機能的に動くためには、森井市長の大好きな言葉で、事あるごとに述べている適材適所の人事が必要となるが、それは森井

市長の独断で自己満足な適材適所ではなく、誰が見ても適材適所と認識できるものでなければならない。しかし、市長が行った就任後3回の人事異動においてはその都度疑義が生じ、議会から指摘されていることから、指摘を受けない人事を行うよう努力してもらいたいと思うがどうか。

また、このことを森井市長に問うても、市長からは真摯に受けとめているとは思えないような答弁しかなかったことに鑑みると、森井市長は議会の指摘を軽視し、これからも独断で自己満足な適材適所の人事を行うつもりだということなのか。

新総合計画の策定に向け、多くの市民の意見を反映させるために設けた小樽市民会議100が開催され、幅広い年齢層の市民が参加し、非常に活発な議論が交わされていたという。今回の会議は、今の小樽のいいところ、悪いところについて、ワークショップ形式で話し合いが行われ、悪いところの中には「市長」という意見もあったというが、当時の様子は森井市長に報告されているのか。

この会議のよいところは、自由に意見が出しやすいところであり、会議で出た意見は大変参考になるものと思うが、全く反映されなければ何の意味もなくなってしまうと考える。市は総合計画の策定に当たり、この会議で出された意見をどのように扱っていくつもりなのか。

市の公式ホームページにある2016年1月29日の市長記者会見記録には、森井市長の何かしらの錯誤による発言が掲載されたままになっており、市長は、錯誤した発言に注釈を加えて訂正することを市政記者クラブに提案したものの、受け入れられなかったという。

市長は、この問題の解決には記者クラブが提案を受け入れるしかないと考え、放置しているようだが、市長の何かしらの錯誤による発言を放置することは、市民として恥ずかしいばかりか、小樽市政そのものの信頼低下につながりかねないことから、早期に解決すべき問題であり、そのためにも、まず市長が報道各社に謝罪し、話し合う体制をつくるべきだと思うがどうか。

また、この問題のみならず、商工会議所や中央バス、さらには市職員や議会との間に引き起こされる問題についても、全て市長の柔軟性や対応力のなさが起因となり、起こされていると考える。今後においては、これらの組織などと真摯に向き合うつもりがあるのであれば、森井市長はこれまでの手法、考え方を見直す、変える必要があると思うがどうか。

新聞報道で市長交際費の使途が全て公開されていないとの指摘があったが、以前市が旧自治省通知で行うべきではないとされている市長交際費の流用を行ったことについて、当委員会で議論をした際、市は公開しているので流用を認めたという答弁をしている。市は、不十分な公開を根拠に流用を認めたことについて、どのように認識しているのか。また、今後において全ての使途を公開する考えはないのか。

交際費については、財政難を理由に過去の市長は減額してきたものの、町会回りを積極的に行う森井市長の就任以降、当初予算だけでは交際費が不足する状況が続くようになったが、市は、次年度以降交際費について、当初予算を増額するつもりなのかなどであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第19号につきましては、採決の結果、賛成少数により、不採択と決定いたしました。

次に、議案第7号につきましては、採決の結果、賛成少数により、否決と決定いたしました。

次に、報告第2号につきましては、採決の結果、賛成多数により、承認と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、報告は承認と、所管事務の調査は継続審査と全会一致により決定いたしました。

なお、当委員会におきましては、陳情第19号について、今後の審議の参考に資するため、委員会の休憩中に陳情者から趣旨の説明を受けたことを申し添えます。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、ただいまの委員長報告に反対し、議案第7号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、報告第2号専決処分報告について不承認の立場で、陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について採択の立場で討論を行います。

議案第7号小樽市非核港湾条例案についてです。

核兵器禁止条約を話し合う国連会議が15日にニューヨークの国連会議で開幕いたしました。7月7日の会期内に、人類史上初めて、核兵器の使用、開発、移転などを禁止する条約の採択が目指されています。核保有国や核の傘下にいる国は、オランダを除いて不参加となり、日本政府も参加していないものの、平和市長会議会長である松井一實広島市長らが発言し、被爆国として存在感を示しました。

静岡県石廊崎の沖合で、米軍ミサイル駆逐艦フィッツジェラルドがコンテナ船と衝突する事故がありました。犠牲となられた方には心からお悔やみ申し上げます。

事故の調査についてですが、日本の領海内で発生した事故については、海上保安庁に捜査権があります。しかし、日米地位協定上により、米国側に一次裁判権があるため、米国側の捜査が優先します。さらに、イージス艦は軍事機密の固まりであり、米軍が捜査に協力しない可能性も高く、原因究明がどこまで進むのか不透明です。海上保安庁は、業務上過失往來危険の疑いも視野にコンテナ船を調べ始めましたが、ミサイル駆逐艦については、船の捜査ができるよう米国側に協力を求めている状況であり、今後の見込みもありません。また、事故は小樽市周辺でも起こり得ることから、入出港時及び接岸時の安全性は確保されていないことは明らかです。

こうした中、米軍ミサイル駆逐艦マスティンが7月3日から7日の予定で入港を打診していることが明らかとなっています。港湾管理者である小樽市は、寄港日には商船が入港を予定していることから、岸壁が手配できないと回答しています。受け入れ判断の三項目のうち、商業港としての港湾機能への影響に触れることからと思われます。しかし、商船側に何らかの圧力がかかり予定が変更されることもかつてあった話です。

2008年、米揚陸指揮艦ブルーリッジが入港を打診した際に、港湾管理者である小樽市長が、商船でバースが塞がっており手配ができないとの態度を明らかにしました。すると、その直後に外務省や国土交通省から電話が入り、外務省北米局日米地位協定室長が直接小樽市を訪問する事態となりました。国からの小樽市への圧力そのものにほかなりません。その後、カナダから小麦を積んで入港予定の貨物船代理店から、ローテーションが変更になったと連絡があり、一転して岸壁使用を認めることとなりました。今回もそのようなことになれば、商業港としての港湾機能への影響そのものに触れることとなります。また、これまでも、日程や時間を変更してでも入港を強行することは行われてきました。

さらに、これまでも核兵器搭載の有無について、小樽市は米国領事館や外務省に一応は照会しますが、米国は核搭載について肯定も否定もしません。外務省は、米国の核政策に基づけば、我が国政府としては現時点において核兵器を搭載する米国艦船の我が国への寄港はないと判断、照会のあった米軍艦船については、搭載能力がない以上、核兵器を搭載していないことにつき我が国政府として疑いを有していませんとしています。核兵器を搭載していないと断言できるものではありません。また、日米間に核

密約があるのは実証済みです。

これまでも市長の判断で受け入れをしなかった例があるのです。受け入れ判断の三項目どれもがクリアしていないのですから、港湾管理者として、市長の判断で不許可とすることに矛盾はないではありませんか。森井市長、あなたの判断でできるのですよ。山田元市長は断ったことがあるのです。森井市長、あなたはどうか。市長の決断を求めるものです。何よりも市民の安全を求める上で平和な商業貿易港である小樽港に米艦船の定着はふさわしくありません。小樽市議会は神戸市会の決議を教訓に小樽市非核港湾条例を決議するべきです。

報告第2号ですが、この手当の増額は当然です。しかし、配偶者手当の削減を伴うことについては賛成できません。

陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方についてですが、当初予算に先進都市視察等の調査経費が計上されていますが、現在においても具体的な調査場所すら決まっていない状況です。公共施設等総合管理計画の個別施設計画待ちや併設型、重層型など複合化の検討に時間をかけるのであれば、いつになってもプール建設ができないことになってしまいます。いつつか決めて取りかかることこそ必要です。

事実上、市長の任期中に完成できなくなったといっても、そもそも市長がおくらせていたことが問題であり、仮に他会派が不採択とするならば、市長が就任以来プール建設をおくらせてきたことを不採択とした会派は認めることになってしまうのではありませんか。森井市長の失策を議会が認めることは滑稽です。陳情者が示すように、本年度中に基本設計・実施設計を実施するべきです。

以上申し上げ、各議員の御賛同をお願いし、討論といたします。（拍手）

（「そんなに言うなら、決議案出せばいいでしょ」と呼ぶ者あり）

（「そんなに言うのだったら、討論やればいいでしょ」と呼ぶ者あり）

（「やるよ」と呼ぶ者あり）

（発言する者あり）

（「議長、15番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 15番、濱本進議員。

（15番 濱本 進議員登壇）（拍手）

○15番（濱本 進議員） 自由民主党を代表して、陳情第19号について、残念ながら不採択の立場で討論いたします。

この陳情は、平成27年第2回定例会において全会一致で採択された陳情第5号新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方を踏まえた上での陳情であります。陳情の提出に至った陳情者のプールの早期完成への強い思いは十分理解しておりますし、我々も同じ思いであります。

そもそも今回の陳情が提出された背景には、プール建設を選挙公約に掲げて当選した森井市長が、今日まで建設に向けて無為無策であったからです。言いかえるならば、適切な市政運営を行ってこなかったからであります。

森井市長の市政運営は、プール建設に関してだけではなく、就任以降行った人事異動、参与の任用、市役所の組織改革、第3号ふ頭及び周辺再開発計画の取り扱い、また、公共交通の法定協議会の設置に向けての取り組みなど、そして議会に対する不誠実とも言える答弁、態度など、市政を運営する者としての資質が欠落していると言わざるを得ません。

森井市長が、これまで議会が動議や決議などで指摘した事項に真摯に向き合い改善してきたとは到底理解できません。全くもって小樽市民にとって現在不幸な時代が続いています。このような不幸な時代

が一日も早く終えんを迎えることを強く望んでいます。

さて、今回の陳情の趣旨は、具体的な作業、業務である基本設計・実施設計を平成29年度中にという物理的な期限を設定し、完了を求めるものです。建設するための基本設計・実施設計が早期に完了することは、我々も求めているものであります。しかしながら、現状は、基本設計をするために必要な用地の選定、施設形態等が確定されていない中で、物理的に陳情の趣旨が実現できないことが今回の委員会の質疑において明らかになりました。

自民党といたしましては、期限内に実現可能な陳情の趣旨であれば、市長の政策判断、そしてその執行を促すために採択を求める態度を表明するところではあります。二元代表制の一翼を担う議会を構成する議員のそれぞれの責務を踏まえるとき、物理的に実現不可能な趣旨の陳情を、残念ながら、そして断腸の思いで不採択を求めざるを得ません。

陳情を提出された皆様には、この結論に対して御理解をお願いするとともに、議員各位の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 16番、面野大輔議員。

（16番 面野大輔員登壇）（拍手）

○16番（面野大輔議員） 民進党を代表して、陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方については、委員長報告に賛成し不採択、議案第7号小樽市非核港湾条例案は、委員長報告に反対し、可決を求め討論いたします。

新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について、一刻でも早くプール建設実現をとという陳情者の思いは十分理解できるもので、私たち議会としても、新「小樽市室内水泳プール」の早期建設方の陳情を2015年第2回定例会において全会一致で採択し、森井市長に対し、その公約を速やかに履行することを求めています。

しかし、このたびの陳情については、これまでの議論でもわかるように、基本設計・実施設計を今年度中にというのは、現在建設場所も決まらない中では、実現が非常に難しいと判断せざるを得ません。

仮に基本設計を大急ぎでことし中に間に合わせたとしても、その中に十分な建設方法などの検討結果や市民の思いを盛り込むことができるのでしょうか。しっかりとしたビジョンを持って設計に生かし、建設することで、維持管理しやすく、安全で持続可能な施設とすることが肝要です。

また、森井市長は、新・市民プールの建設を市民に約束しながら、いまだに建設場所さえ決めることができず、公共施設全体の中での市民プールの位置づけ等本市の将来ビジョンも示せていません。そのような市長のもとで新・市民プール建設計画が拙速に進むことには不安があります。まずは、市が現在進めている調査、建設場所の選定などを、市民や議会の理解を得ながら、速やかに、かつ、しっかりと進めていくことを市長に求めるものです。

なお、年度末という期限のある本陳情の場合、次回以降の定例会に継続して審議することは、タイムリミットが迫り一層実現が困難になるため、継続審査という判断もできかねます。よって、私たち民進党は、本陳情を残念ながら不採択と判断せざるを得ません。

次に、小樽市非核港湾条例案について、今定例会中に二つの大きな出来事が起きました。

一つ目に、小樽港にミサイル駆逐艦マスティンが寄港の希望をしていることです。マスティンは、ことし2月にも寄港しており、核兵器については、米海軍の艦船、航空機等に搭載がある、ないとは明確に答えることはできないという発言をしています。商業港である小樽港に核兵器を搭載している可能性がゼロではない疑わしき艦船が入港することは、小樽港の利用者へのイメージ悪化につながり、また、

港湾事業者を初め市民に不安を与えることとなります。

二つ目に、6月17日深夜、伊豆半島沖での米艦船とコンテナ船の衝突事故についてです。事故の詳細については、関係者が聞き取りなどにより捜査を行っているようです。私がこの事故を報道で見たときに不安に感じたのは、フィッツジェラルドという以前小樽港に入港した米艦船が事故を起こしたということです。調べてみると二度寄港していました。捜査によって、今後どちらかの船に過失があったなどが明らかになるかもしれませんが、現実として米艦船の事故が起きたわけです。

仮説の話ですが、核兵器を搭載した米艦船が小樽近海で商船との衝突事故が起きたとすると、商業港としてのイメージ悪化、クルーズ客船誘致に取り組んでいる小樽港への寄港数や観光客の減少など、行政だけでなく市内産業にも大きなダメージを与えます。

以上の点を踏まえ、議案第7号は可決を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 11番、齊藤陽一良議員。

（11番 齊藤陽一良議員登壇）（拍手）

○11番（齊藤陽一良議員） ただいまの委員長報告に賛成し、公明党を代表し、陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方については、不採択の立場で討論を行います。

陳情は、新・市民プール建設について、平成29年度中の基本設計・実施設計と今任期中の建設を求めているのですが、基本設計についても、実施設計についても、通常それぞれ1年程度を要するものであり、現時点で建設地も決定していない状況を考えれば、実施設計はおろか、基本設計でさえ平成30年度中に行うこともかなりハードルが高いと言わなければなりません。

我が党は、新・市民プールの建設については早期の建設を求めており、建設後も、財務上の持続可能な運営体制についても、民間活力の導入等を含めて検討すべきと考えます。

一日も早くという陳情者の心情は十分理解するものではありませんが、本陳情の趣旨については、現実的にその実行は極めて難しいものと考えます。ただし、その原因は、プール建設を公約し、今任期中の建設を標榜しておきながら、具体的な方向性を示すこともなく、実現のめどを明らかにしない森井市長にあることも明らかであります。

森井市長は、市長選で、プール建設を初め市民受けする口当たりのいい多くの公約を掲げ、またありもしない五者体制批判をあおりにあおって当選しました。しかし、就任以来、後援会関係者の参与任用や、最初に行った違法性が疑われるほどの異常な市幹部職員の人事異動、唐突にすぎる除雪共同企業体の構成員数の変更、理不尽な名誉毀損訴訟まで提起されている貸出ダンプ制度の配車方法をめぐる見直しの提案、みずからの後援会通信に関する記者会見における発言の錯誤、公用車の私的使用、東京小樽会や関西小樽会、さらには、みずからが設置者である手宮中央小学校の開校式への他の要件を偽ってまでの欠席、また、高島漁港区における観光船事業に対する不明朗かつずさんな許認可、さらには、平成27年度一般会計決算の不認定など、数々の不祥事にかかわって提出をされた、たび重なる問責決議等に対し、自身の責任を一切認めることなく、市民の代表である議会と真摯に向き合ってきたとは到底認められません。それは、ひいては、みずからを市長に選んだ多くの小樽市民と向き合うことを拒否していることにほかなりません。

また、建設部雪対策課の二課体制への分割を含む市役所の組織機構の改革などでは、十分な庁内議論さえなく、独断で拙速に進め、逆に、公共交通に関する法定協議会の設置のような迅速に対応すべきものに関して、バス事業者からの再三にわたる要請があったにもかかわらず、いつもながら、かたくなに

も一向に耳を傾けることなく、いたずらに遅延させるなど、行政に求められる的確性、公正性を著しく欠き、極めて不適切な行政運営が行われてきました。

また、今定例会においても、森井市長は、議会事務局職員の人事異動やクルーズ客船誘致のための第3号ふ頭及び周辺再開発計画の取り扱いについての問題で、議員から質問されても一向にかみ合った答弁を行わず、さらに、口では政策議論をしてほしいなどと言いながら、口先だけの逃げ口上に終始し、実質的な政策議論を行えない状況になっています。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

このままでは市民の安心・安全な生活を守れないばかりか、円滑な経済活動が阻害されるおそれさえあります。いわばそのあらわれが、本陳情に指摘されているような行政の停滞状況であります。

プール建設を公約して市長に当選しておきながら、就任後これまで十分な時間がありながら、また、議会の全会一致の陳情採択に明確な議会意思が示されているにもかかわらず、みずからの後援会関係者の便宜を図ることばかりにきゅうきゅうとして、多くの市民が求めるプール建設を一向に進めようとしていない森井市長の政治姿勢に根本の原因があります。森井市長は、この現実を厳しく認識し、その政治姿勢を根本から反省すべきであります。

以上の理由により、本陳情については、まことにじくじたるものがありますが、不採択の態度を表明し、全ての議員の賛同を呼びかけて、討論いたします。（拍手）

（「議長、3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 3番、安斎哲也議員。

（3番 安斎哲也議員登壇）

○3番（安斎哲也議員） 陳情第19号新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について、不採択の立場で討論します。

陳情者の一日も早く建設をという思いには賛同しますし、平成27年度の早期建設の陳情については全会一致で採択し、公約を掲げた森井市長に対し、議会の総意としても訴えました。しかし、市長は、小樽公園に建設すると市民に約束しているのに、場所も建設形態も検討、調査と先延ばしし、今年度に予算計上した調査費においても、調査先への段取りもできず、市民に期待だけを持たせた一時政権交代を果たしたある党よりもでたらめな公約であることが今定例会の質疑で白日になりました。

先日、25日投開票の横須賀市長選では、虚偽答弁、市有地での建築基準法違反のバーベキュー問題、市長の献金者を職員として採用した問題などを抱えた現職候補が敗れました。森井市長においても、虚偽答弁の乱発、後援関係者絡みのゆがんだ行政運営、後援会幹部の市参与雇用問題と、まさに酷似した問題が数々あります。さらに、森井市長におかれましては、人事問題とともに、このプール建設のように、虚偽公約にもつながる実現不可能な公約が幾つもあります。

横須賀市議会では、さきに述べた問題で百条委員会までに発展し、選挙で敗れるという市民の審判が下りました。森井市長におかれましては、横須賀市長が起こした問題に加え、市民に約束したのにそもそも実現し得ない公約が数々あることから、より一層市民の目が厳しくなることを御自覚されるとともに、まだ3万8,000の票が自分にあるのだと、100点満点なのだとおごることなく、また仮定の話は表現できないなどと逃げることなく、謙虚な姿勢で真摯に議会対応していただくよう求めます。

市長の決められない政治によって、新・市民プール建設はどんどん先送りされ、陳情者の求める平成29年度中の基本設計・実施設計は難しい状況です。よって、陳情趣旨には賛同できるものの、物理的に可能ではないため、残念ながら不採択を主張します。

以上、討論を終わります。

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第19号について採決いたします。

委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

採択と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、陳情は不採択と決しました。

次に、議案第7号について採決いたします。

委員長報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、議案は否決されました。

次に、報告第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定しました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、経済常任委員長の報告を求めます。

（「議長、19番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 19番、林下孤芳議員。

（19番 林下孤芳議員登壇）（拍手）

○19番（林下孤芳議員） 経済常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は次のとおりであります。

高島漁港区における観光船事業者が設置した係船環の撤去に関する問題について、市は既に本年3月31日までの護岸登録期間を経過しているため、事業者に対して護岸の原状回復を求め、係船環の撤去を指導しているという。その上で市は、事業者が指導に従わない場合には行政代執行などの法的手段に踏み切ることができることも想定しているというが、いつその判断をするのかについては示せないという。しかし、このまま係船環が放置されれば、係船環が朽ちることにより、本来背後地を守るべき護岸の機能が発揮されないような状況に陥ることも危惧される。また、漁業者にとっては、再び観光船が係留され漁を妨害されるのではないかと心配があることから、そういった懸念を払拭するためにも、市には、いつ法的措置をとる判断をするのか、期限の見通しを示してほしいと思うがどうか。

第2回小樽港長期構想検討委員会の開催について、市はことし2月に開催予定であった委員会を6月に延期したものの、いまだに委員会開催のめどが立っていないという。これは、5月に行った庁内会議において、市長が急遽長期構想の方針を変更したことで、北海道開発局との協議が難航していることが原因とのことだが、市は、この状況をどのように打開しようと考えているのか。

委員会の開催がおくれ、ひいては長期構想、港湾計画の策定がおくれているそもその原因は、市長が長期構想の方針を急遽変更したことにあるが、市長がその判断のもとにしているものは、それが小樽市のためになるかどうかということではなく、単に市長がしたいかどうかであると考え。港湾室には、小樽港のあるべき将来を見据えた市の方向性をしっかりと定めるためにも、市長の考えをしっかりと正してほしいと思うがどうか。

小樽市過疎地域自立促進市町村計画には、第3号ふ頭における国際旅客船ターミナルビル整備事業が登載されている。その機能整備の着手に当たって、市は、公共施設の老朽化対策の進捗状況やクルーズ客船の寄港状況、市の財政状況を総合的に勘案して判断するというが、その判断基準について明確なものはないという。

一方、市長は、国際旅客船ターミナルビルを平成29年度中に整備することは現実的ではないとの考えを示しており、実現不可能と判断すれば、平成30年度中までに過疎計画から削除するかどうか検討するというが、国際旅客船ターミナルビルの整備に着手するかどうかの判断基準すら持ち合わせていない中、市長は平成30年度中までに何を基準に判断するつもりなのか。

近年、さまざまな場面でドローンによる映像が注目されており、小樽観光協会が主催した第1回夜☆小樽プロモーション動画コンテストにおいても、準大賞作品の中でドローンによる空撮動画が使用されているほか、他都市では、ドローンの作品の応募を促している映像コンテストもあると聞く。こうした情勢を踏まえると、ことし5回目を迎える小樽ショートフィルムセッションにおいても、新たに空撮部門を創設することを検討してほしいと思うがどうか。

また、ドローンは、現在では誰もが簡単に手に入れられるなど非常に身近な存在となってきているが、反面、利用者が安全運行に関するルールなどを熟知していないケースも少なくないという。市内観光においてもドローンを飛ばしている光景が散見されるなど、事故の発生も懸念されることから、市には、利用者に対して注意喚起を行うとともに、安全な使用ルールを啓発する取り組みを進めてほしいと思うがどうかなどであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第11号につきましては、採決の結果、賛成多数により、継続審査と決定いたしました。

次に、所管事務の調査につきましては、継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、討論に入ります。

（「議長、20番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 20番、小貫元議員。

（20番 小貫 元議員登壇）（拍手）

○20番（小貫 元議員） 日本共産党を代表して、ただいまの委員長報告に反対し、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方については、採択を主張し、討論します。

小樽市では、IT企業の誘致や企業立地促進などで優遇する制度を設けています。さらには創業支援にも取り組んでいます。しかし、現在ある商店のリニューアルに手が届く支援策がありません。ですから、制度をつくり、末永く商売ができるまちにしていくことが必要であり、願意妥当、採択を求めます。

以上、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時50分

○議長（鈴木喜明） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、厚生常任委員長の報告を求めます。

(「議長、22番」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 22番、新谷とし議員。

(22番 新谷とし議員登壇) (拍手)

○22番（新谷とし議員） 厚生常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質問の概要は、次のとおりであります。

本市の地域密着型サービス事業所における非常災害対策については、小樽市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例により、非常災害対策計画を作成し、定期的に避難訓練を行わなければならないと定められているが、事業所の約2割が計画を策定しておらず、避難訓練においてはほとんどの事業所で実施されていない状況であるという。いつ起きるかわからない災害にきちんと備えるためにも、市には計画未策定の事業所への対応をしっかりとしてほしいと思うがどうか。

また、福祉施設には高齢者や体が思うように動かない方、車椅子を利用する方など、さまざまな方がいるため、日ごろから避難訓練を行って練度を高め、災害のときに後悔することがないよう市からしっかりと指導してほしいと思うがどうか。

民生・児童委員は地域住民の多種多様な相談に応じ、福祉サービスの情報提供や各種申請に必要な生活状況の確認など非常に難易度の高い重要な役割を担っている。しかし、その認知度は低く、道内の自治体では人手不足が進み、本市でも定員347名のうち7名の欠員が生じているというが、市は委員のなり手不足に対してどのような対策を行っているのか。

地域住民の縁の下の力持ち的存在である民生・児童委員のなり手不足を解消し、後継者を育成・確保するためにも、市には、委員の悩みの受け皿や資質向上への取り組みを行い、委員の負担軽減を図るようにしてほしいと思うがどうか。

北後志周産期医療協議会では、小樽協会病院への財政支援を行うことのほかに、施設改修についても支援することを検討しているというが、具体的にどのような施設の改修を検討し、その施設にはどのようなメリット・デメリットがあるのか。

施設を改修することは、妊婦が札幌に行かずに小樽にとどまるための非常に大きな要件になってくるため、これからも前向きな検討を続けてほしいと思うがどうか。

白血病の罹患者を救う大きな手だてとして骨髄移植があるが、それを支える骨髄バンクのドナー登録は18歳から54歳までの健康な方に限られているため、若い世代の登録を進めなければ、ドナー登録者数が今後10年で大幅に減少するという。本市では小樽骨髄バンク推進会がドナー登録の普及活動を行っているが、市はどのようなかかわりを持っているのか。また、ドナー登録者数の増加に向け市としてはどのような啓発を行っているのか。

一方、全国では300を超える自治体がドナー提供者を支えるための助成制度を設け、その勤務先にも経済的補償を行っているというが、本市でもこうした取り組みを推進してほしいと思うがどうか。

市には、野良猫による畑の被害や飼い主が病気になって猫が飼えなくなるなど、多くの相談が寄せられているという。このような猫に関する相談にはどのような内容があり、件数はどの程度なのか。

また、保健所では、昨年猫を殺処分しないためにボランティアによるサポートチームを設置したというが、今後、このボランティアへの金銭面を含めたサポートが必要と思うがどうか。

他市町村では、ふるさと納税を活用して、繁殖防止のため野良猫に不妊手術を行う地域猫の取り組みを行ったところ、猫の殺処分が大幅に減少したというが、本市もふるさと納税を活用したこうした取り組みの実施を検討してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、請願第2号並びに陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、陳情第12号及び所管事務の調査につきましては、いずれも継続審査と、全会一致により決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、委員長報告に反対し、請願第2号、陳情第6号、陳情第8号及び陳情第9号について採択を主張し、討論いたします。

まず、請願第2号「ふれあいバス」利用制限撤回、現金乗車の要請方については、市が行ったふれあいバス利用実態調査アンケートを見ても、今よりも利用者の負担を軽減してほしいとの回答もありましたが、現行どおり維持してほしいとの記載が60%近くになっており、ふれあいバス制度が利用者や地域社会に及ぼす効果についても、「効果がある」と回答している方が多くなっております。

高齢者の外出意欲を高め、健康増進や介護予防につながっている事業は必要不可欠です。利用制限なく安心して利用できるようにすることを考えても、請願の願意は妥当だと考えます。

次に、陳情第8号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

現在、住民要望も強いことから、子供の医療費助成の拡大が毎年のように各自治体で行われています。道内でもこの1年間で約20市町村が拡大し、後志管内でいえば、共和町や岩内町でも拡大され、高校生までの助成拡大も珍しくない状況になってきました。それだけ重要性があるからです。小樽市でも、生活が大変で、多子世帯になれば医療機関にかかれないとの声も聞いています。お金の心配なく医療機関にかかれるように、今後も医療費助成の拡大は必要だと考えます。

次に、陳情第9号母子生活支援施設「相愛の里」改築方については、建設当時の70年前とは時代が変わり、現在の母子の生活も多様になっているため、支援の幅も複雑になっている状況の中、現在の

建物の状況では対応できないさまざまな問題が出てきています。北海道も支援するとの話も出ていることから、一刻も早く安心して子育てや自立支援ができるようにするためにも、改築に向け協議し、具体化を図るべきです。

ほかの陳情については、これまで述べてきたとおりです。いずれも採択を求め、各会派、各議員の皆さんの賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第6号及び陳情第9号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第2号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

（「議長、2番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 2番、千葉美幸議員。

（2番 千葉美幸議員登壇）（拍手）

○2番（千葉美幸議員） 建設常任委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

陳情第20号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方についての要望の一つに、「上下水道の設備埋設を並行して行ってください」との要望があり、銭函料金所南側地区3世帯の上下水道の整備及び星野町2番地区6世帯の下水道整備が挙げられている。これらの地区は給水区域外や下水道処理区域外であったり、下水道処理区域内であっても小樽市道より低い地区にあるなど、さまざまな障害を抱えているが、地域住民の生活環境の維持改善のためにも今後どのような対応が可能か、測量も含めて調査を進めてほしいと思うがどうか。

既存借上住宅制度について、不動産業者によると、市が借り上げに当たって想定しているワンフロアが全てあいている物件は非常に少ないとのことである。中心市街地で既存住宅が市営住宅として活用されるのは大変すばらしいことであり、不動産団体や関係団体とよく協議し、情報交換をしてほしいと思

うがどうか。

また、市が借り上げにおいて想定している条件を備えた既存住宅が非常に少ないことから、戸数を確保するためにも、今後は新築住宅の借上制度についても視野に入れて早急に検討すべきと思うがどうか。

銭函の雪堆積場に札幌の業者から相当な量の雪が運び込まれている。ここは市民の税金で市が開設し、市民のために開放している雪堆積場であるため、本市以外からの雪が運び込まれていることは言語道断であり、絶対にやめさせなければならないことであるが、このことについて市は、好ましくないと思うが、現時点で制限の規制等はしていないとのことである。このような状況を放置したままにしていることは大変な問題であり、早急に本市以外からの雪の運び込みを規制する方法について検討すべきではないか。

小樽市除雪業務委託等仕様書により、道路の盤圧は除雪第1種路線の場合は10センチメートル以内、除雪第2種路線の場合は20センチメートル以内、除雪第3種路線の場合は圧雪管理と定められている。除雪第2種路線と除雪第3種路線の道路状況は、暖気が来ると非常に悪いものになるため、この盤圧を10センチメートル以内に抑えるようにJ Vの作業方法に反映してほしいと思うがどうか。

市長の公約であるきめ細やかな除雪にはまだまだ遠い状況であり、市民が安心して歩けるようにするため、丁寧に除雪を行うよう除雪対策本部から業者に対し強く指導していくことが大切であり、日ごろの除雪業務について、講習会を開き、市職員も含め全体で周知徹底を図るべきと思うがどうか。

貸出ダンプ制度は町会等が排雪用作業機械を借り上げて排雪する際に、市が無償でダンプトラックを派遣することで、町会等の費用負担の軽減を図るというものである。以前の議会議論では、貸出ダンプの利用について、雪堆積場は対象としないが、重機類の回転場所は認めていると答弁していた。戸建ての町会の一角で路上の堆積ができない場合の雪押し場、すなわちマンションや集合住宅ではないものについて以前の対応を復活させ、雪堆積場での利用を認めるという考慮はしないのか。貸出ダンプ制度については機械的な対応ではなく、地域の実態に即した対応をとるべきではないか。

水道局が下水道管路の耐震診断基礎データとして作成した液状化マップは、安全で安心なまちづくりを計画する上で基本となるものであり、土砂災害や洪水などの情報を重ねて閲覧することで避難計画や防災対策に役立てる必要がある。国土交通省からは宅地の液状化被害可能性判定に係る技術指針をもとに統一的な基準で液状化マップを作成するよう求められており、水道局で作成したものがこの指針に合致しているか確認し、本市の他部局でも利用可能と確認できたら、災害対策室や建設部などと連携し、早急にマップの利用方法や活用方法について検討すべきと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

まず、陳情第4号、陳情第10号及び陳情第20号につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、その他の各案件につきましては、議案はいずれも可決と、陳情第13号及び所管事務の調査は、いずれも継続審査と、全会一致により、それぞれ決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、21番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 21番、川畑正美議員。

（21番 川畑正美議員登壇）（拍手）

○21番（川畑正美議員） 日本共産党を代表して討論を行います。

日本共産党は、陳情第20号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について、継続審査中

の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についての採択を求め、陳情第13号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方については、継続審査とする討論を行います。

高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、第3項目の上下水道の課題を除いてNEXCOへの要請です。

第1項目は、市道星置山の上線と料金所の合流地点の安全性を考慮した形状にしてほしいというもので、市民要望はもっともな要望です。また、第2項目の防音壁設置についても同様です。第4項目は、第三跨道橋の拡張改修で、市民要望も理解できます。市は、要望実現に向けて協力すべきです。

第3項目の上下水道の設備埋設については、高速道より国道側の6戸は下水道設備の要望です。技術的に可能であり、要望を取り上げるべきです。高速道の山側の3戸については、上下水道とも整備されていない中で、チサンカントリークラブ銭函からのもらい水でもって対処している状況です。保健所に確認したところ、ゴルフ場では水がめを地下に埋めて浸透水を塩素消毒、エキノコックス用のフィルターで対処しているとのことで、水質検査は毎年行っているという報告です。上下水道設備の実現に当たっては、民有地であることや高低差など多々困難もありますが、市民生活の安全・安心にかかわる課題であり、計画的に進めるべきです。

市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についての陳情の趣旨は、側溝を改修して、雪解け水や雨水が側溝に流れ込む状態にしてほしいとの申し出であり、雪解け時期の状況や経過を見て判断することになります。陳情提出者から、この冬は降雪量も少なく、雪解け水や雨水が住宅側に流れることはなかったが、もう少しの間、融雪や雨水の状況を見たいという御意見があり、採択といたします。

陳情第10号赤岩2丁目道路の除・排雪対策方についても、この冬は降雪量が少なく何とか過ごしてきました。この地域の除排雪については、堆積場が見つかっておらず、除排雪の課題の解決に向けて引き続き陳情の実現に向けていくべきであります。

下水道汚泥等の資源化の課題は、生活生ごみを初め下水道汚泥等についてアミノ酸化、堆肥化をするものであり、日本共産党は、ごみの収集に当たって、生ごみなどは全て焼却するのではなく堆肥化するよう求めており、陳情趣旨には賛成の立場であります。しかし、本市の堆肥化した肥料の需要や下水道汚泥処理装置の設備を新設することを考慮すると、より検討していく必要があると思います。したがって、現行の設備の更新時期などに改めて検討することとして、本陳情については継続審査を主張いたします。

議員各位には、陳情の趣旨を御理解いただき、御賛同を求め、討論といたします。（拍手）

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 17番、中村誠吾議員。

（17番 中村誠吾議員登壇）（拍手）

○17番（中村誠吾議員） 民進党を代表して、陳情第20号高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、継続審査を主張して討論をいたします。

6月21日、建設常任委員会で現地視察を行い、この地域の置かれている環境や特殊性について理解することができました。まず、市道星置山の上線と料金所前の合流をより安全性を考慮した形状に変更、改修につきましては、各道路管理者や公安委員会との協議が必要であります。

次に、防音壁設置につきましては、NEXCOで設置に向けて地元との協議を行うとの説明を受けたところであります。

次に、上下水道の設備埋設につきましては、まず、上下水道の要望のあった3世帯は、上下水道につ

きましては給水区域外、下水道につきましては処理区域外であること、また、下水道の要望のあった6世帯は、処理区域内であるが、地形上の問題から接続が難しい地区との説明を受けたところであり、今後現地調査を行い、判断するとのことであります。

次に、第三跨道橋の拡張改修につきましては、海側の橋梁手前の道路線形や幅員が狭いなどの問題がありますが、道路整備には、財政、緊急度、優先順位などを考慮し計画しなければならないと考えているところであります。

これらの問題につきましては、町会等関係者とNEXCO、小樽市を交え協議を行っておりますが、今後も継続して協議を行うとのことから、調査の状況や協議の状況を見守ることが必要との視点で継続審査を主張するものであります。

以上、各会派の賛同を求め、討論を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第4号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第10号及び陳情第20号について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、学校適正配置等調査特別委員長の報告を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 学校適正配置等調査特別委員会の報告をいたします。

当委員会における質疑・質問の概要は、次のとおりであります。

市教委は今年度、虚弱体質の児童・生徒に対するバス助成について市長部局に予算要求したが、制度設計の見直しが必要として予算計上は見送られたという。予算計上の最終判断を行うのは市長だが、ふだんから子育て支援を盛んに語る森井市長にとっては、虚弱体質の生徒を初め子供たちの安全な通学を支援することは大事な子育て支援ではないというのか。当初予算では計上は見送られたものの、これから冬に向かい通学はさらに大変になることから、市には、次年度といわず冬に向け補正予算を組んで支援することを考えてほしいと思うがどうか。

また、北陵中学校に通学する生徒に対する通学助成について、3キロメートルをわずかに切る生徒にも対象を拡大するよう求める陳情が市民から提出されているが、市教委は、他校との公平性の観点などから否定的な見解を示している。しかし、この要望は統廃合によって生じたものなのだから、市教委は

そのことを認識し、生徒や保護者の声を聞き、前向きに検討すべきと思うがどうか。

旧祝津小学校の跡利用に関しては、サウンディング型市場調査を行うとのことだが、市は、調査結果が出た後、具体的な跡利用が開始されるまでのスケジュールをどのように見込んでいるのか。また、跡利用の方法を決定するに当たっては周辺住民との合意形成が重要であり、優先されるべきものと考えることから、市にはサウンディングにより実現性の高い案が出てきた段階で地域との話し合いを行うなどして、実現間近で周辺住民の反対により調査のやり直しとなるようなことがないようにしてほしいと思うがどうか。

市は、旧祝津小学校跡の利活用の方法を検討するため、サウンディング型市場調査を行い、業種を限らずサーチをかけたいという。しかし、小樽市総合戦略における地域の特性に配慮した地区別戦略の考え方では、祝津地区を含む北西部地域について、豊かな自然環境を生かした宿泊体験の場を提供し、スポーツ合宿や小・中学校の教育旅行の誘致に努めるとされており、旧祝津小学校跡はその拠点として利用する方針ではなかったのか。また、この調査は税金を投入して実施されるものであることから、調査の実施に当たり、市には、1回で利活用の方針を決めるというような意気込みを持って臨んでほしいと思うがどうか。

市では、閉校から4年が経過している旧祝津小学校を有効に利活用するために、サウンディング型市場調査を実施するというが、調査目的の一つに、将来的に公共的な需要が見込まれない場合で、民間等の利活用が地域の発展や本市のまちづくりに寄与すると考えられる場合においては、売却や貸付なども検討するとある。これまでは、市が所有し、貸与する形で検討を行ってきたと思うが、旧祝津小学校の跡利用について、今後は売却を含め検討を進めるということなのか。

また、市は、この調査のメリットとして、現地見学会や参加対象者との対話により有効な利活用についての考えを聞くことができることを挙げているが、参加者から有効な調査結果を得るためには、調査実施前までに施設の整備、改修費用などについて、市として一定程度の方針を定めておく必要があると思うがどうか。

手宮中央小学校と稲穂小学校でそれぞれ実施された統合についてのアンケート調査の結果を見ると、学校統廃合によっていい影響が出ていると感じられる一方、不安を抱えたまま学校生活を送る児童や、人間関係や通学距離の変化等に不安を感じている保護者がいることも読み取れることから、市教委には児童や保護者の不安が少しでも解消されるよう取り組みを行ってほしいと思うがどうか。

豊倉小学校では、児童数の減少により北海道の定める養護教諭の配置基準を満たさなくなったことから、今年度は道から養護教諭が配置されなかったという。そのため、現在、道教委から月に1回スクールヘルスリーダーが派遣され、養護教諭の役割を補っているというが、養護教諭と違いスクールヘルスリーダーは日常的に学校にいないことから、教員の負担は増加しているという。また、児童にとっても養護教諭はよき相談相手であり、高学年になるほど保健室で養護教諭と会話することが癒しになっていることなどを考えた場合、養護教諭の配置は重要だと考えるがどうか。

市教委は、児童数が配置基準を満たせば養護教諭が配置されるというが、児童数にかかわらず児童が健やかに日常を過ごせるよう、また、平等に教育を受ける権利があることを考慮し、基準を満たさず道が配置しないという場合でも、市教委が市費で養護教諭を配置すべきだと思うがどうか。

豊倉小学校では、指定校変更などにより平成29年度の児童数が12名まで減少し、これに伴い配置される教員も3名にまで削減されるなど、学校の体制に大きな影響が出ていると聞く。一方、同校では自然を生かした特色ある教育を行っていることが知られており、これまでも小規模特認校として存続する可能性について議論がされていた経過がある。現在、本市では小学校の適正配置計画が進められている

ところではあるが、市教委には、同校を単純に統廃合の対象校とするのではなく、地域の学校として特色ある教育活動をさらに充実させ、校区外からの児童を受け入れるなど小規模特認校とすることも考慮に入れた上で、児童数を増加させる対策について検討してほしいと思うがどうか。

森井市長はオール与党体制を批判して市長に就任したにもかかわらず、市内小・中学校の学校再編については、従来からの市教委の方針を丸のみにしているが、市長は学校再編に対して自分自身の考えは全く持っていないのか。一方、市教委は、学校再編を進めるに当たり、地域ごとに懇談会を開催して市民の理解を得ようとしているというが、市民の意見は聞くが、考え方を变えるつもりはないという姿勢であるならば、一体何のために懇談会を開催しているのか。また、このような市教委の姿勢は、小樽市自治基本条例の意義に反するのではないかと。

手宮中央小学校のグラウンドについては、隣接する公園用地を一部含み整備したと聞くが、それでも手狭であることから、地域住民からはもう少し広くならないかという要望が出されている。子供たちが思い切り遊ぶことができる機会や場所を確保するためにも、市教委にはグラウンドをもう少し広くするよう整備してほしいと思うがどうか。などであります。

付託案件の結果は、次のとおりであります。

陳情につきましては、採決の結果、賛成多数により、いずれも継続審査と決定いたしました。

以上をもって、報告を終わります。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 8番、酒井隆裕議員。

（8番 酒井隆裕議員登壇）（拍手）

○8番（酒井隆裕議員） 日本共産党を代表いたしまして、陳情第7号小樽市立塩谷小学校の存続方について、陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について、陳情第15号北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について、陳情第17号西陵中学校の現在地での存続方について、陳情第18号最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について、以上全ての陳情を採択する立場で討論を行います。

陳情第14号、陳情第15号です。そもそも北陵中学校への通学距離の問題は統廃合の結果起きた問題です。市教委は3キロメートルには届かないが、長距離通学となる生徒に対し、助成の拡大や冬期間だけでも助成することを検討すべきです。通学路は除排雪をしっかりと行い、見通しをよくするなど、安全に通学できるようにするべきです。

陳情第17号、陳情第18号です。市議会に提出された陳情署名も、西陵中学校が502筆、最上小学校が796筆も寄せられ、陳情署名とは別に、今から「学校適正配置」是正を求める会の皆様から教育長宛てに2,908筆もの署名が提出されていることは重大です。しかし、教育委員会に提出された署名について、保護者を対象とした懇談会での質問に、現時点では考え方を变えるつもりはないと説明しています。余りにも署名提出者に対して失礼な話ではないでしょうか。

また、市民の意見は聞くが、考え方を变えるつもりはないという姿勢であれば、何のために懇談会を開催しているのか理解できません。結局、商業高校を新中学校にすることありきだからこそルールにも反したでたらめの計画になるのであり、自治基本条例にも反する余りにも乱暴なやり方ではありませんか。

森井市長はオール与党体制を批判して市長に就任したにもかかわらず、学校適正配置計画に関しては市教委の方針丸のみであり、西陵中学校と松ヶ枝中学校の統合校の校舎に商業高校を要望する方針を追

認しています。市長には自分自身のお考えがないのではありませんか。教育長とともに市長の責任も問われる問題です。

以上から、陳情第17号、陳情第18号については賛同するものです。

陳情第7号です。児童や生徒の減少に伴って次々に進む学校の統廃合は地域に深刻な影響を与えます。だからこそ陳情者は、まちづくりの観点からも塩谷小学校を存続するべきと述べられておるのです。地域の重大問題として新たな話し合いをするべきです。

以上から、いずれも願意は妥当であり、提出された全ての陳情の採択を求めまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○5番（高橋 龍議員） 民進党を代表し、陳情第14号に対し採択を求める立場で討論いたします。

陳情第14号北陵中学校への通学路の整備と安全対策方についてですが、このたびの学校再編により家から学校までの距離が延長される生徒も多く、通学に際しては事故や事件に遭遇する危険性も従前より高くなると考えられます。加えて、北陵中学校区の地域的な環境も鑑み、通学における安全性の確保をより一層行う必要性を論ずる本陳情の願意は妥当であると考えます。

以上、各会派の賛同を求めて討論といたします。（拍手）

（発言する者あり）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第14号について採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の陳情について、一括採決いたします。

委員長報告どおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

日程第2「議案第10号ないし議案第12号」を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 市長。

（森井秀明市長登壇）

○市長（森井秀明） ただいま追加上程されました議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、中嶋秀夫氏の任期が平成29年6月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任するものであります。

議案第11号農業委員会委員の任命につきましては、委員14名の任期が平成29年7月27日をもって満了となりますので、平成28年4月1日施行の農業委員会等に関する法律の一部改正に基づき、北島吉治氏、古里和夫氏、佐々木晴男氏、岩部利治氏、三國幸一氏、川畑正美氏、千葉進氏、今堀政藏氏、林

下孤芳氏、木露正敏氏、江南繁壽氏、本間俊一氏、中橋義則氏、田口玲子氏の14名を任命するものであります。

議案第12号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、一柳富佐子氏、池田道弘氏の任期が平成29年9月30日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員の候補者として推薦するものであります。

何とぞ原案どおり御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木喜明） これより順次、採決いたします。

まず、議案第11号について採決いたします。

本件につきましては、農業委員会委員の任命について同意を求める案件であります。川畑正美議員、林下孤芳議員と、それ以外の方々を、それぞれ分離して採決いたします。

最初に、川畑正美議員について採決いたします。

採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、川畑正美議員は除斥となりますので、退席を求めます。

(21番 川畑正美議員退席)

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

(21番 川畑正美議員着席)

○議長（鈴木喜明） 次に、林下孤芳議員について採決いたします。

採決に当たりましては、地方自治法第117条の規定により、林下孤芳議員は除斥となりますので、退席を求めます。

(19番 林下孤芳議員退席)

○議長（鈴木喜明） お諮りいたします。

同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

(19番 林下孤芳議員着席)

○議長（鈴木喜明） 次に、それ以外の方々について、一括採決いたします。

それ以外の方々について、同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

次に、議案第10号及び議案第12号について、一括採決いたします。

それぞれ同意と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

日程第3「石狩湾新港管理組合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、私、鈴木喜明が、去る6月12日付をもって石狩湾新港管理組合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、その後任を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、石狩湾新港管理組合議会議員に、濱本進議員を御指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

ただいま、石狩湾新港管理組合議会議員に当選されました濱本進議員が議場におられますので、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第4「後志教育研修センター組合議会議員の選挙」を行います。

本件につきましては、横田久俊議員が去る6月7日付をもって後志教育研修センター組合議会議員の辞職を許可されたことに伴い、その後任を選挙するものであります。

お諮りいたします。

この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定に基づく指名推選の方法によることとし、指名の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

それでは、後志教育研修センター組合議会議員に、私、鈴木喜明を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 御異議なしと認め、さように決しました。

この際、小樽市議会会議規則第28条第2項の規定による告知をいたします。

日程第5「意見書案第1号ないし意見書案第10号」を一括議題といたします。

まず、意見書案第4号ないし意見書案第10号につきましては、提案理由の説明を省略し、意見書案第1号ないし意見書案第3号について、順次、提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、意見書案第1号及び意見書案第2号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

(「議長、20番」と呼ぶ者あり)

○議長(鈴木喜明) 20番、小貫元議員。

(20番 小貫 元議員登壇) (拍手)

○20番(小貫 元議員) 提出者を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号について提案理由を説明します。

最初に、意見書案第1号核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書案です。

3月に開かれた第1期の核兵器全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議にて、日本政府は不参加を表明し、被爆者及び参加国を失望させました。

6月22日からは7月7日までの日程で第2期の会議が開かれており、政府に対し、国連会議に参加す

ることで、唯一の戦争被爆国として、核保有国と非保有国の橋渡し役としての役割を發揮することを求めるものです。

次に、意見書案第2号特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書案です。

特別支援学校に通う児童・生徒が増加していますが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まである設置基準が定められていません。また、特別支援学級では、1993年以来、学級編制基準が1学級8名と変わっておらず、十分な対応ができない現状があります。よって、政府に、特別支援学校の設置基準の策定と特別支援学級の学級編制基準を1学級6名に改善することを求めるものです。

各会派議員の賛同をお願いし、提案説明といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 次に、意見書案第3号について、提出者から提案理由の説明を求めます。

（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 18番、佐々木秩議員。

（18番 佐々木 秩議員登壇）（拍手）

○18番（佐々木 秩議員） 提出者を代表し、意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案の提案説明を行います。

意見書案第3号は、道教委が新たな高校教育に関する指針に基づき決定した公立高等学校配置計画に沿って、高等学校の募集停止や再編、統合を生徒数の減少等を根拠に機械的に進めていることに対して、このままでは子供たちの学習権が奪われるだけでなく、地域社会全般にも影響が及ぶことから、指針を見直し、地元の高校へ通えるようにすること等を求める意見書です。

北海道は広大で人口密度も低く、また、近年人口減少も地方ほど進んでいます。それに対して機械的、一方的な基準によって高校の間口や配置を決定することは、意見書案にあるように、さまざまな弊害をその地域に生み、ひいては北海道全体の衰退にまでつながりかねません。

殊に本市においては、今後若年者人口の減少が予想される中、商業高校、工業高校の統合、間口減の例もあり、将来的に市内高等学校存続に大きな影響を及ぼす可能性が出てきます。今のうちにしっかりと将来を見据え、できることをしておくべきと考え、地域の意見、要望を十分反映できる高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことを求めるものです。

以上、議員各位の賛同を求めて、提案説明とします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） これより、一括討論に入ります。

（「議長、14番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 14番、中村吉宏議員。

（14番 中村吉宏議員登壇）（拍手）

○14番（中村吉宏議員） 自由民主党を代表し、意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案について、否決の立場で討論いたします。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針に基づき高校配置計画を推進しております。本指針の策定は、平成16年12月に有識者で構成する高校教育推進検討会議を設置しております。そこでは1年間にわたり12回の会議を行い、また、中学生やその保護者など道民約6万6,000人を対象とした高校教育に関する道民意向調査の実施や意見を聞く会を開催するなど、道民の声を伺いながら議論が進められ、平成17年12月に答申を北海道教育委員会に提出しました。

この答申の趣旨を踏まえ、北海道教育委員会では、平成18年2月に新たな高校教育に関する指針の素

案を公表した後、パブリックコメントや意見を聞く会において、道民の皆様からの意見も参考に検討を行い、平成18年6月に新たな高校教育に関する指針案を公表したものであります。さらにその後、指針案について意見を聞く会を開催するなどして検討を重ね、新たな高校教育に関する指針を策定した経緯があります。

確かに学校統合が進む中で、通学距離が長くなり、生徒にさまざまな不便が生じる状況等への配慮、対策を行うことは必要と考えます。しかしながら、さきに述べたごとく、本指針は道民の声を伺いながら策定されたものであり、したがって抜本的な見直しの検討を求めるということではなく、現状は、策定された指針に従い高校教育に関する行政を進めるべきであると考えます。

以上より、今定例会における意見書案第3号につき否決の立場を表明し、各会派議員皆様の御賛同をお願いして、討論といたします。（拍手）

（「議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 7番、高野さくら議員。

（7番 高野さくら議員登壇）（拍手）

○7番（高野さくら議員） 日本共産党を代表して、意見書案第1号及び意見書案第2号、意見書案第3号に可決の立場で討論いたします。

初めに、意見書案第1号核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書案についてです。

ことし3月27日から開かれた核兵器全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議の参加国は115カ国を超えました。歴史上初めて核兵器禁止条約締結に向けた多国間の国際交渉が開始されました。

日本は唯一の被爆国、核兵器のない世界を目指すとしながら、日本政府は、北朝鮮の脅威といった現実の安全保障問題の解決に結びつくと思えない、我が国として交渉会議に参加することは困難と言わざるを得ないと述べ、不参加を表明しました。核兵器のない世界を目指す目標は、政府も被爆者と共有しているとしながらも、核兵器を史上初めて違法化する条約交渉に加わらないことに対して、被爆者や各国から強い非難の声が上がるのも当然です。

間もなく広島、長崎に原爆が投下されてから72年目の夏を迎えようとしておりますが、被爆者の平均年齢が80歳以上ということもあり、生きていく間に核兵器廃絶に向けた道筋だけでもと昨年からはバクシャ国際署名が世界中で集められ、被爆者の声に耳を傾け、核兵器の非人道性を告発し、禁止、廃絶を求める流れが世界中に広がっています。

日本では一歩でも二歩でも核兵器をなくそうと、59年前から毎年、北は礼文島から出発し、南は沖縄まで全国それぞれコースに分かれて各市町村を歩く国内で最大規模の平和運動が行われ、海外からも多くの方が平和行進に参加していると聞いています。

道内では6人の代表の方がそれぞれコースに分かれて市町村を訪れ、5月24日には北海道の代表の方が小樽にも来て、ヒバクシャ国際署名の訴えを行いました。行進の参加者には命をかける思いで参加しているという方も聞いています。平和に対してさまざまな思いが59年間も続き、このヒバクシャ国際署名にも反映されていると考えます。ヒバクシャ国際署名は6月9日現在で296万3,889筆、賛同自治体首長の数は小樽も含めて663市町村になっています。この署名にかけられた核兵器のない世界の願いに応えるためにも、唯一の被爆国である日本政府が参加し、核保有国と非保有国の橋渡し役として役割を発揮することが強く求められています。

次に、意見書案第2号特別支援学校の設置基準策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書案です。

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、11年間で3万8,000人とふえています。一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康も脅かしています。

普通教室の確保のために、一つの教室を薄いカーテン一枚で仕切って使うことが常態化し、隣のクラスの声も筒抜けになり、落ちついた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子供と動き回る子供が同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれています。全国で不足している教室が普通教室だけで3,430教室に上ることが2016年の文部科学省の調査でも明らかになっています。

こうした実態の根幹にあるのが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てある設置基準が特別支援学校だけにあることです。特別教室を潰して普通教室に転用したりするなど、子供一人一人に当たった支援が行えないばかりか、子供と教職員に負担を強いるだけで学校の新增設は進んでいません。

特別支援学級では、教職員一人一人の子供の課題に合わせた教材づくりや、身辺自立の難しい子供がいれば、その対応に追われ、ほかの子供の指導ができなくなり、子供との関係づくりも困難になっています。特別支援学級で子供たちの学び等を保障する上で、現在の学級編制基準を8名から6名に改正することは待ったなしの課題であり、改善が必要です。

次に、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案です。

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針に基づき、毎年度公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編、統合を行ってきました。このまま配置計画が進めば、高校進学率98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになり、家庭の経済状況によっては通いたい学校に行けないなどの問題も出てきます。

2020年度には道内の公立高校は225校となり、高校がゼロから1の地域は83%の148市町村に達します。高校は地域の文化、コミュニティー、防災の拠点です。学校がなくなれば、人口減、過疎化の進行で地域の活力がますます低下し、北海道地域全体の衰退につながります。よって、新たな高校教育に関する指針の抜本的な見直しや、地域の意見、要望を十分に反映させ、障害のあるなしにかかわらず、希望ある全ての子供が地元の高校に通うことができるよう検討を進めることを求めます。

以上、各議員の賛同をお願い申し上げまして、討論といたします。（拍手）

（「議長、1番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 1番、秋元智憲議員。

（1番 秋元智憲議員登壇）（拍手）

○1番（秋元智憲議員） 公明党を代表し、意見書案第1号核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書案に否決の立場で討論いたします。

2016年2月、ジュネーブの国連欧州本部で核廃絶に向けた法的措置を議論する作業部会が開催されました。この作業部会をめぐっては、法的措置の議論が核兵器禁止条約につながりかねないとして、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国の核保有国が反発、作業部会の設置を決めた2015年12月の国連総会決議に反対し、日本やNATO加盟国の多くが棄権する結果になり、核保有国と非核保有国の対立は深刻になりました。

そのような状況の中、ことし3月に開かれた国連会議に、日本政府として核保有国が参加しないもとで禁止条約をつくることは、核保有国と非核保有国の分断を深めるとの理由で不参加を表明したことは、

被爆者の方々の思いを考えると大変に残念な結果であります。

しかし、重要なことは、被爆者の方々の核廃絶の思いに応えるためにも、着実な核兵器の削減、軍縮、廃棄へ向けた具体的な行為を積み重ねていくことであり、一步でも核軍縮を進め、核廃絶を現実のものとするのでありと考へます。

核兵器禁止条約の国連会議にアメリカやロシアなどの核保有国が参加せず、今後の関与も得られていないため、核保有国と非核保有国の溝を埋めるための実践的な取り組みを推進する立場を明確にした日本政府の対応を尊重する立場から、核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書案に否決を主張し、議員各位の賛同を呼びかけ、討論いたします。（拍手）

（「議長、5番」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 5番、高橋龍議員。

（5番 高橋 龍議員登壇）（拍手）

○5番（高橋 龍議員） 民進党を代表し、意見書案第1号、意見書案第3号について、可決の立場で討論いたします。

まず、意見書案第1号核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書案についてです。

世界の核兵器を初めて法的に禁止する条約を制定しようという交渉が本格化しています。核を完全に禁止しようという条約を目指し、核を持たない国々が主導となり推進していて、条約の前文には日本語の「ヒバクシャ」という言葉も盛り込まれる方向とのことですが、その会議の中に日本の姿はありません。

また、2015年にも日本は国連において核兵器廃絶決議案を提出していながらも、核の使用を禁止する決議には棄権の立場をとりました。核拡散防止条約再検討会議では、核兵器の非人道性が中心議題の一つとなり、100を超える国々がオーストリアの提唱した核兵器禁止文書に賛同しました。

しかしながら、日本は、アメリカへの配慮からもこれに賛同せず、被爆国として核の脅威を訴えながらも否定しないという二面性を持つ対応を見せました。これは、日本が毎年国連総会で演説する核廃絶の訴えの意味を大きくそぐものになるのではないのでしょうか。

東京大学の政策ビジョン研究センターは、日本が持つ核廃絶への希求と国による核軍縮を進めるための具体的な政治的行動は必ずしも一致してこなかったと指摘しています。そして、同センターは次のようにも言っています。核廃絶は達成したいが、核抑止に頼る政策をとる、政府はこの二つを矛盾しない政策であると繰り返し主張してきた。だが、核の抑止力に頼る政策は核兵器の存在を暗に認めることにもつながる。この矛盾が解消されない限り、新たに核保有をもくろむ国家を説得しようとしても、また、既存の核保有国に軍縮を主張しても、その説得力は半減してしまうと。

さらには、国際NGO核兵器廃絶国際キャンペーンは、国連本部での記者会見で、核兵器保有国や日本など米国の同盟国に対し、準備ができたときに参加できるよう交渉会議にも参加すべきだと呼びかけています。

（「だから何なのか言わないとわからないよ」と呼ぶ者あり）

今、世界各国のみならず、国内において特に核の攻撃を受けた当事者である広島や長崎で、この交渉会議は核廃絶への大きな好機だ、日本が核廃絶への機運を高めるべきだという声がより大きくなってきています。このような声を地方からも上げていくことは決して無意味なことではありません。ローカルからグローバルにつながる大きな平和の流れができていくことを願い、賛同を求めます。

次に、意見書案第3号道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書案についてです。

実際に小樽市では、商業高校と工業高校の統合案が示された段階で、学科などについてさまざまな要望をしていましたが、残念ながらかなえられたとは言えず、さらに、実質5学級から4学級への間口減となってしまいました。

また、新たに示された後志学区高校配置計画では、2020年度、桜陽高校普通科の1間口減が示されています。このまま同教委の新たな高校教育に関する指針にのっとり機械的に生徒数に合わせた高校の配置を計画、実施されると、非常に大きな影響が懸念されます。希望する全ての子供が地元の高校へ通うことができる後期中等教育を保障できるよう検討を進めていくことを求めます。

以上、各会派、議員の賛同を求め、討論といたします。（拍手）

○議長（鈴木喜明） 討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、意見書案第1号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立少数。

よって、否決されました。

次に、意見書案第2号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、意見書案第3号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木喜明） 起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の意見書案について、一括採決いたします。

いずれも可決とすることに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鈴木喜明） 御異議なしと認め、さように決しました。

以上をもって、本定例会に付託されました案件は、全て議了いたしました。

第2回定例会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午後 4時07分

会議録署名議員

小樽市議会 議長 鈴木喜明

議員 松田優子

議員 林下孤芳

○諸般の報告

○今定例会に提出された意見書案

○平成29年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○請願・陳情議決結果表

○諸般の報告

- (1) 菊池洋一、前田清貴両監査委員から、平成29年2月～4月分の各会計月出納検査について報告があった。(招集日印刷配布分)
- (2) 平成29年第1回定例会で採択された陳情の処理経過及び結果について、平成29年5月9日に市長から次のとおり報告があった。(招集日印刷配布分)

陳情第16号「高島地区漁業者の漁業権行使の保護及び安全操業の対策方について」につきまして、市としては、港湾法、小樽市港湾施設管理使用条例(以下、「管理使用条例」という。)に基づき、小樽港の他の港湾施設の利用者と公平公正に取り扱うため、高島地区袖護岸への護岸登録を行ったものであり、条例に基づき適切に処理したものと認識しており、現時点では観光船を係留させない理由はないものと考えています。

また、これまでに観光船事業者に対し高島地区における船舶の安全航行の確保及び漁業権の確保について、小樽市漁業協同組合(以下、「市漁組」という。)と協議を行うよう指導するとともに、市漁組に対しては高島地区での観光船事業の今後の対応を検討していただくよう依頼してきたところであり、今後も関係者との調整を図って参りたいと考えております。

なお、陳情者に対しては、上記の内容で回答する旨を連絡済であります。

以 上

核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員 中 村 誠 吾
同 小 貫 元
同 新 谷 と し

今年、3月27日から開かれた「核兵器全面廃絶につながる、核兵器を禁止する法的拘束力のある協定について交渉する国連会議」の参加国は115か国を超え、戦後の歴史で初めて、核兵器禁止条約締結に向けた多国間の国際交渉が開始されました。しかし、この歴史的会議に日本政府は、「核保有国が参加しない下で禁止条約をつくることは、核保有国と非核保有国の分断を深める」と不参加を表明しました。

この会議で演説した被爆者サーロー節子さんは、日本政府が交渉に参加していないことについて「自国に裏切られ、見捨てられ続けているという被爆者の思いを強くした」と厳しく非難しました。

3月31日、ホワイト議長は、閉会に当たってのあいさつで、「この1週間の作業は、非常に奮いたたせてくれるような内容でした。議論は核兵器の全面廃絶につながる、法的拘束力のある文書の全ての側面を扱いました」「私は、我々が任務を成し遂げることができるだろうと非常に楽観的になることができました。7月7日までは条約を採択することによって仕事を終えるという議長の決意を表明したい。」と決意を表明し、6月22日には核兵器禁止条約の草案を公表しました。

草案は「自国の核兵器を廃棄した国のための措置」を盛り込み、全ての国連加盟国に加入を促すなど、核兵器保有国にも条約参加の道を開いています。この草案が6月15日から7月7日まで行われる第2期の国連会議で議論の基礎となります。

また、この草案は、核兵器を法的に禁止するとともに、核兵器全面廃絶につながる意義を持ちます。

よって、政府においては、今からでも国連会議へ参加し、唯一の戦争被爆国として核保有国と非保有国の橋渡し役としての役割を発揮し、核兵器保有国を巻き込んでいく仕組みづくりに貢献するとともに、条約への参加を真剣に検討することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6 月 27 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 6 月 27 日	議決結果	否 決
-------	----------------	------	-----

特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆裕
	同	佐々木 秩
	同	小貫 元

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数は2005年と比較すると11年間で3万8,000人増えています（平成29年版文部科学統計要覧）。一方、学校建設はほとんど進まず、150人規模の学校に400人以上の児童・生徒が押し込まれるなど、子供たちの学ぶ権利を奪うばかりか、命と健康をも脅かしています。

普通教室確保のために、一つの教室を薄いカーテン1枚で仕切って使うことなどが常態化し、隣のクラスの先生や子供の声も筒抜けになり、落ち着いた授業にはなりません。図書室や作業室、個別指導の部屋などの指導上必要な特別教室が普通教室に転用され、医療的ケアが必要な子供と動き回る子供が同じ空間で過ごさざるを得ない状況も生まれています。全国で不足している教室が、普通教室だけで3,430教室（2016年）にのぼることが文部科学省調査でも明らかになっています。

こういった事態の根幹にあるのが、幼稚園から小・中学校、高校、大学、専門学校まで全てにある「設置基準」が特別支援学校だけにあることです。「設置基準」というのは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、設置者はこの基準の「向上を図ることに努めなければならない」とされています。小学校の「設置基準」では、12～18学級が「標準とする」とされ、それ以上は「過大校」という扱いになり、新たな学校建設や増設が検討されます。ところが、特別支援学校では80学級を超える学校があっても、子供と教職員に負担を強いるだけで、学校の新増設は進んでいません。

また、全国的に特別支援学級在籍の児童・生徒数の増加も止まりません。文部科学省の学校基本調査によれば、国公立立合わせて2005年は96,811人でしたが、2016年には217,839人と2.25倍に増えています。

在籍する児童・生徒の状況は多様で、医療的ケアが必要な子供、学年に沿った教科学習が可能な情緒障害の子供、個別対応が常時必要な子供等々、実態に大きな差があります。さらに、小学校では1年生から6年生まで、中学校では1年生から3年生までが在籍し、学年差、年齢差に応じた指導が必要であるにもかかわらず、十分な対応ができないのが現状です。

8人の子供を一人で担任することは負担が大きく、すでに限界を超えています。しかし、1993年の第6次定数改善以来、特別支援学級の学級編成基準は1学級8名のまま変わっていません。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 特別支援学校の設置基準を策定すること。
- 2 特別支援学級の学級編成基準を改善し、1学級6名とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月27日
小樽市議会

議決年月日	平成29年6月27日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	------------	------	-----	---------

道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）

提出者 小樽市議会議員

斉 藤 陽一良

同

佐々木 秩

同

新 谷 と し

北海道教育委員会は、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」に基づき、毎年度「公立高等学校配置計画」を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

「配置計画」で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。このことにより、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の「公立高等学校配置計画」では、「他の高校への通学が困難である」として残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に「募集停止」としました。このことは、「教育の機会均等」を保障すべき北海道の責任を地元へ転嫁するものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、「新たな高校教育に関する指針」に基づく「配置計画」が進めば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これはそのまま「地方の切り捨て」、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

よって、道及び道教委においては、下記について実現するよう求めます。

記

- 1 道教委が2006年に策定した「新たな高校教育に関する指針」は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しも検討すること。
- 2 「公立高校配置計画」については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4 しょうがいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6 月 27 日

小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 6 月 27 日	議決結果	可 決	賛 成 多 数
-------	----------------	------	-----	---------

「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	酒井隆裕
	同	斉藤陽一良
	同	佐々木 秩
	同	前田清貴

さまざまな課題を抱えた子供たちが増えていく中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきました。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小学校1年生で、2012年度は予算措置で小学校2年生の35人学級を実施しました。しかし、2013年度からは、小学校3年生以降の35人学級の前進は5年連続で見送られ、教職員定数改善計画についても自然減を上回る教職員定数の「純減」が4年連続で強行されました。

国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子供と向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

2015年2月23日の衆議院予算委員会で安倍首相は、「小学校1年生、2年生では（35人学級を）実現をしているわけですが、さらに35人学級の実現に向けて鋭意努力をしていきたい」と答弁しています。35人以下学級の拡充は圧倒的多数の父母・教職員・地域住民の強い願いであり、自治体独自の少人数学級は今年度も確実に前進しています。しかし、国の責任によって施策を進めていないため、自治体間の格差が広がっています。教育の機会均等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って35人以下学級の前進と教職員の定数増を図ることが求められています。子供の数が減少している今、わずかな教育予算増だけで35人以下学級を計画的に前進させていくことが可能です。

よって、国及び政府においては、下記の事項を実現するよう強く要請します。

記

- 1 国の責任で、小学校3年生以降の35人以下学級を段階的に前進させること。
- 2 国は35人以下学級実現のため、教職員の定数増を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年6月27日
小樽市議会

議決年月日	平成29年6月27日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------	------	-----	---------

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千葉 美 幸
	同	林 下 孤 芳
	同	川 畑 正 美
	同	山 田 雅 敏

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を始めとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割ですが、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、政府においては、以下の事項を実現するよう求めます。

記

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎を始めとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定の在り方を引き続き検討すること。
- 4 地域間の税の偏在性の是正のため、国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保を始め、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 5 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保し、必要に応じた算定をすること。
- 6 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税 4 税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引上げを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年6月27日	議決結果	可 決	全 会	一 致
-------	------------	------	-----	-----	-----

義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高野	さくら
	同	松田	優子
	同	濱本	進
	同	面野	大輔

OECDの発表によると、2013年度日本のGDP比に占める教育機関への公的支出の割合は3.2%と、依然として平均の4.5%を大きく下回り、加盟33か国中ワースト2位という状況になっています。その一方で、子ども一人当たりの教育支出における私費負担率は依然として高い水準にあります。

そうした中、子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しているにもかかわらず、家庭・子どもの「貧困と格差」は改善されず、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」が崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。

一方、教職員の7～8割が、厚生労働省の月の時間外労働過労死ライン80時間を超えていることが明らかとなっています。子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員の多忙と超勤実態を解消することは必要であり喫緊の課題です。

よって、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、教職員の定数増など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう求めます。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 2 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭、養護教諭、事務職員の全校配置を実現すること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 4 就学援助制度・奨学金制度の拡充に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充を行うこと。
- 5 働き方改革の一環である「長時間労働の是正」において、教職員の多忙と超勤の実態解消に向けたより実効ある対策を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年 6 月 27 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	千 葉 美 幸
	同	中 村 吉 宏
	同	中 村 誠 吾
	同	小 貫 元

北海道最低賃金の引上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、家計支出の低迷が続いています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも46万1,000人と、給与所得者の約3割に達しています。また、道内の非正規労働者91万人(雇用労働者の39.7%)のうち、29万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」と合意しています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、上記引上げに向けた目標設定の合意を3年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

よって、北海道労働局においては、平成29年度の北海道最低賃金の改正に当たり、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 「できる限り早期に全国最低800円を確保」「平成32年までに全国平均1,000円をめざす」という目標を掲げた「雇用戦略対話合意」、「経済財政運営と改革の基本方針」及び「日本再興戦略」、さらには「ニッポン一億総活躍プラン」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を引き上げること。
- 2 最低賃金の引上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を行うよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6 月 27 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 6 月 27 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	秋 元 智 憲
	同	酒 井 隆 行
	同	面 野 大 輔
	同	小 貫 元

これまでに、ギャンブル等依存症による自己破産、家庭崩壊、犯罪などの深刻な問題があったにもかかわらず、政府はその実態を十分に把握して来ませんでした。よって、政府においては、ギャンブル等依存症の実態把握を進め、ギャンブル等依存症対策基本法の制定などの抜本的強化に取り組むことを強く求めます。

記

- 1 公営ギャンブル等は、所管省庁が複数にまたがり、しかも規制と振興の担当省庁が同一であるため、一元的な規制が困難な側面があり、ギャンブル等依存症対策の十分な実施が望めない。そのため、ギャンブル等依存症対策の企画立案を行う独立組織の設置を検討すること。
- 2 ギャンブル等依存症対策の具体的な対策や実施方法を早急に検討すること。
- 3 アルコール依存症や薬物依存症に関しては、それぞれに施策が進められている。ギャンブル等依存症対策の法制化を進める中で、こうした取組と合わせ、さらに依存症対策の深化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6 月 27 日
小 樽 市 議 会

議決年月日	平成29年 6 月 27 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	高橋	龍
	同	高野	さくら
	同	斉藤	陽一良
	同	横田	久俊

本年 3 月、栃木県那須町湯本で高校生ら 8 人が死亡する痛ましい雪崩事故が発生しました。当日は気象庁から雪崩注意報が発令されていたにもかかわらず発生した事故でした。

国は、都道府県知事等に「融雪出水期における防災態勢の強化について」、大学などの教育機関等に「冬山登山の事故防止について」などの通知を発出しました。これらに基づき、関係都道府県や自治体が事故防止に取り組んでいるところですが、バックカントリースキーの増加等により今後も予期せぬ雪崩事故が発生するおそれがあります。

よって、国においては、雪崩遭難者の早期救助のための登山者位置検知システムの導入促進を図ることを求めます。

記

- 1 山岳での電波伝搬特性に優れた 150MHz 帯の位置検知システムの導入を促進すること。
- 2 周波数の有効利用を促進するために時間的有効利用が可能なシステムの専用周波数を確保すること。
- 3 登山関係者の自助自立を基本とした運用体制の整備を図ること。
- 4 登山者が端末を安価に保有できるようにするためにレンタル制の導入や、標準規格の統一を図ること。
- 5 電波を発信する登山者位置検知システム（特定小電力無線局を除く）の速やかな免許の交付拡大を図ること。
- 6 客観的にリーダーの資格を認定する公的なリーダー養成制度等の検討を開始すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 29 年 6 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成 29 年 6 月 27 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	------------------	------	-----	---------

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）

提出者	小樽市議会議員	松田優子
	同	林下孤芳
	同	川畑正美
	同	前田清貴

本道の森林は全国の森林面積の約 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものです。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取組を進めてきたところです。

また、国では市町村主体の新たな森林整備を進める財源として「森林環境税（仮称）」の創設に向けた検討を進めています。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取組をさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 市町村が継続的に森林の整備などを着実に進められるよう、「森林環境税（仮称）」を早期に創設すること。税制度の創設に当たっては、都道府県の積極的な関わりのもと、森林の整備はもとより木材の利用を含め幅広く活用できる仕組みとすること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取組に対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年 6 月 27 日
小樽市議会

議決年月日	平成29年 6 月 27 日	議決結果	可 決	全 会 一 致
-------	----------------	------	-----	---------

平成29年小樽市議会第2回定例会議決結果表

○会期 平成29年6月6日～平成29年6月27日（22日間）

議案番号	件名	提出年月日	提出者	委員 会				本 会 議	
				付託年月日	付託委員会	議決年月日	議決結果	議決年月日	議決結果
1	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H29.6.6	市長	H29.6.15	予算	H29.6.20	可決	H29.6.27	可決
2	小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	H29.6.6	市長	H29.6.15	総務	H29.6.21	可決	H29.6.27	可決
3	小樽市税条例の一部を改正する条例案	H29.6.6	市長	H29.6.15	総務	H29.6.21	可決	H29.6.27	可決
4	小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案	H29.6.6	市長	H29.6.15	建設	H29.6.21	可決	H29.6.27	可決
5	動産の取得について（ロータリ除雪車）	H29.6.6	市長	H29.6.15	建設	H29.6.21	可決	H29.6.27	可決
6	工事請負契約について（公営住宅建替工事）	H29.6.6	市長	H29.6.15	建設	H29.6.21	可決	H29.6.27	可決
7	小樽市非核港湾条例案	H29.6.6	議員	H29.6.15	総務	H29.6.21	否決	H29.6.27	否決
8	平成29年度小樽市一般会計補正予算	H29.6.12	市長	H29.6.15	予算	H29.6.20	可決	H29.6.27	可決
9	小樽市過疎地域自立促進市町村計画の変更について	H29.6.12	市長	H29.6.15	予算	H29.6.20	可決	H29.6.27	可決
10	小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H29.6.27	市長	—	—	—	—	H29.6.27	同意
11	小樽市農業委員会委員の任命について	H29.6.27	市長	—	—	—	—	H29.6.27	同意
12	人権擁護委員候補者の推薦について	H29.6.27	市長	—	—	—	—	H29.6.27	同意
報告1	専決処分報告〔小樽市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例〕	H29.6.6	市長	H29.6.15	総務	H29.6.21	承認	H29.6.27	承認
報告2	専決処分報告〔小樽市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例〕	H29.6.6	市長	H29.6.15	総務	H29.6.21	承認	H29.6.27	承認
意見書案第1号	核兵器禁止条約の国連会議に日本政府の参加を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	否決
意見書案第2号	特別支援学校の設置基準の策定及び特別支援学級の学級編成基準の改善を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第3号	道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第4号	「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第6号	義務教育費国庫負担制度堅持等を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第7号	平成29年度北海道最低賃金改正等に関する意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第8号	ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第9号	雪崩遭難者救助対策の推進を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
意見書案第10号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）	H29.6.27	議員	—	—	—	—	H29.6.27	可決
その他会議に付した事件	議長 の 辞 職	H29.6.6	—	—	—	—	—	H29.6.6	許可
	議長 の 選 挙	H29.6.6	—	—	—	—	—	H29.6.6	当選
	常任委員の辞任、選任及び所属変更	H29.6.6	議長 発議	—	—	—	—	H29.6.6	許可、 選任及び 変更
	議会運営委員の辞任及び選任	H29.6.6	議長 発議	—	—	—	—	H29.6.6	許可及び 選任
	学校適正配置等調査特別委員の辞任及び選任	H29.6.6	議長 発議	—	—	—	—	H29.6.6	許可及び 選任
	石狩湾新港管理組合議会議員の選挙	H29.6.27	—	—	—	—	—	H29.6.27	当選
	後志教育研修センター組合議会議員の選挙	H29.6.27	—	—	—	—	—	H29.6.27	当選
	行財政運営及び教育に関する調査について（総務常任委員会所管事務）	—	—	—	—	(総務)	H29.6.21	継 続 審 査	H29.6.27
市内経済の活性化に関する調査について（経済常任委員会所管事務）	—	—	—	—	(経済)	H29.6.23	継 続 審 査	H29.6.27	継 続 審 査

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
その他会議に 付した事件	市民福祉に関する調査について（厚生 常任委員会所管事務）	—	—	—	（厚生）	H29. 6. 21	継 続 審 査	H29. 6. 27	継 続 審 査
	まちづくり基盤整備に関する調査に ついて（建設常任委員会所管事務）	—	—	—	（建設）	H29. 6. 21	継 続 審 査	H29. 6. 27	継 続 審 査

<継続審査中の議案で今定例会において結果の出たもの>

議案 番号	件 名	提 出 年 月 日	提 出 者	委 員 会				本 会 議	
				付 託 年 月 日	付 託 委員会	議 決 年 月 日	議 決 結果	議 決 年 月 日	議 決 結果
29年1定 第24号	小樽市総合的な計画の策定等に関する 条例案（修正可決部分を除く部 分）	H29. 2. 22	市長	H29. 3. 2	予 算	H29. 5. 25	可 決	H29. 6. 6	可 決
29年1定 第24号 修正案	小樽市総合的な計画の策定等に関する 条例案に対する修正案	H29. 5. 25	議員	—	（予算）	H29. 5. 25	可 決	H29. 6. 6	可 決

※平成29年第1回定例会議案第24号修正案の（ ）は、平成29年5月25日に予算特別委員会に提出され可決されたものである。

請願・陳情議決結果表

総務常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
19	新「市民水泳プール」建設の平成29年度中の基本設計・実施設計方について	H29.5.29	H29.6.21	不採択	H29.6.27	不採択

経済常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
11	「店舗リフォーム助成」条例制定方について	H27.12.10	H29.6.23	継続審査	H29.6.27	継続審査

厚生常任委員会

○請願

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
2	「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方について	H27.12.7	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
6	朝里におけるまちづくりセンターの建設方について	H27.6.23	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査
8	子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方について	H27.9.2	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査
9	母子生活支援施設「相愛の里」改築方について	H27.12.1	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査
12	家庭生ごみ等のアミノ酸堆肥化方について	H28.11.18	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査

建設常任委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
4	市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について	H27.6.19	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査
10	赤岩2丁目道路の除・排雪対策方について	H27.12.3	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査
13	下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方について	H28.11.25	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査
20	高速道札樽道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方について	H29.6.2	H29.6.21	継続審査	H29.6.27	継続審査

学校適正配置等調査特別委員会

○陳情

番号	件名	提出 年月日	委員会		本会議	
			議決 年月日	結果	議決 年月日	結果
7	小樽市立塩谷小学校の存続方について	H27. 8. 7	H29. 6. 22	継続審査	H29. 6. 27	継続審査
14	北陵中学校への通学路の整備と安全対策方について	H28. 12. 5	H29. 6. 22	継続審査	H29. 6. 27	継続審査
15	北陵中学校に係るバス通学助成の支給対象拡充方について	H28. 12. 5	H29. 6. 22	継続審査	H29. 6. 27	継続審査
17	西陵中学校の現在地での存続方について	H29. 2. 14	H29. 6. 22	継続審査	H29. 6. 27	継続審査
18	最上小学校跡を新松ヶ枝中学校としての活用方について	H29. 3. 1	H29. 6. 22	継続審査	H29. 6. 27	継続審査

小樽市議会会議録

平成29年 第2回定例会

平成29年8月発行

編集・発行 小樽市議会事務局

〒047-8660 小樽市花園2丁目12-1
電話 (代) (0134)32-4111